

ヲ乞ヒ後其ノ裁判(註2)ニ對シ絕對的ノ同意ヲ表ス場合ニ限リ第一千三百三十八條ノ規定ニ準ジ之ガ審理ヲ爲スコトヲ得。當事者ノ一方ノミニテモ其ノ裁判ニ不服ナルトキハ宗教裁判ハ效力ヲ失ヒ事件ハ民事上ノ進行ヲ爲スモノトス(譯註)

1 原文ハ *судъ духовной ихъ власти* ナリ  
2 原文ハ *потом на приговоръ его* ナリ  
第九十九條 他ノ異教徒ノ婚姻事件ハ外國宗教法ニ定ムル規定ニ依リ之ヲ處理ス

### 第四章 婚姻ニ基ク權利及義務

#### 第一節 身分 權

第百條 妻ガ出身上下位ノ身分(註1)ヲ有スルトキハ夫ハ其ノ身分、位及稱號ニ附帶スル權利及特典(註2)ノ總テヲ妻ニ傳フ(譯註)  
1 原文ノ *состояніе* 「階級」トモ譯スルコトヲ得  
2 原文ノ *примущества* ハ「特權」トモ譯スルコトヲ得  
備考 本條(第百條)ニ定ムル規定ハ千九百一年一月一日以前ニ確定シタル判決ニ依リ西比利亞其ノ他遠隔ノ縣ヘ流刑ニ處セラレ全資格ヲ喪失シタル女子ニシテ新住所ニ

於テ婚姻ヲ爲シタル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ  
第百一條 妻ハ夫ノ稱號(註1)ヲ稱シ夫ガ犯罪ニ依リ其ノ權能(註2)ヲ剝奪セラレタルト雖モ本權利ヲ失フコトナシ(譯註)

1 原文ハ *звание* ナリ、「階級」トモ譯シ得ベシ  
2 原文ハ *права своего состоянія* ナリ  
第百二條 露西亞ノ官職(註1)又ハ國籍ノ何レヲモ有セザル外國人ト適法ノ婚姻ヲ爲シタル女子ハ(配偶者ガ正教徒タルト異教徒タルヲ問ハズ)其ノ夫ノ身分及住所ニ從フ(譯註) 原文ハ *служба* (職) ナリ

第百三條 夫婦ハ同居ノ義務アリ依ツテ

(一) 恣ニ夫婦ノ離別ヲ誘起セシムルガ如キ約定ハ總テ之ヲ爲スコトヲ嚴禁ス  
(二) 移住(註1)就職其ノ他夫ノ住所ニ變更ヲ來ス場合妻ハ夫ニ隨伴スルコトヲ要ス(譯註) 原文ハ *переселение* ナリ

第百三條ノ一 夫婦ノ一方ノ同居復活ニ關スル請求ハ同居ガ他ノ一方ニトリ堪ヘ難キトキハ之ヲ拒否スルコトヲ得  
夫婦ノ一方又ハ其ノ子ヲ他ノ一方ガ虐待シ重キ侮辱ヲ加ヘ婚姻ニ基ク一般ノ義務ニ著シク違反シ婚姻ニ因リ得タル權利ヲ著シク濫用シ不名譽若ハ背德的行爲ヲ爲シ又ハ夫婦ノ

一方ガ重キ精神病、傳染病若ハ癩癧スベキ病ニシテ他ノ一方若ハ子孫ノ生命若ハ健康ニ危險ヲ及ボス病ニ犯サレタルトキハ夫婦ノ一方ハ其ノ同居ヲ堪ヘ難キモノト認ムルコトヲ得  
第百四條 裁判ニ依リ流刑ニ處セラレ又ハ所屬ノ團體(註1)ノ決議若ハ行政處分ニ依リ移住又ハ追放ニ處セラレタル夫ノ妻又ハ妻ノ夫ノ隨伴ニ關スル特別規定及流刑者ノ妻子ニ關スル特別規定ハ流刑法ニ之ヲ定ム(譯註)

(譯註) 原文ノ *общества* (社會、會社、會) ハ本條ニ於テ各階級ガ一定ノ地域即チ市、縣等ヲ單位トシテ組織スル貴族町人等ノ團體又ハ會ノ意ナルガ如シ

第百五條 第百四條ノ規定ヲ以テ本條ニ代フ  
第百六條 夫ハ妻ヲ自己ノ身體ノ如ク愛シ妻ト相和シ妻ヲ尊敬、保護シ其ノ缺點ヲ宥恕シ其ノ疾病ニ當リテハ之ガ治療ニ努ムルコトヲ要ス。夫ハ其ノ身分ト境遇ニ應ジ妻ヲ扶養(譯註) スルコトヲ要ス

(譯註) 原文ハ *прпитаніе и содержание* (食費並ニ生活ノ維持費) ナリ

第百六條ノ一 妻ニトリ夫ノ責任又ハ病氣ニ因リ夫ニトリ妻ノ病氣ニ因リ(第百三條ノ一)同居ガ堪ヘ難キモノトナリタル場合ノ配偶者ノ同居拒否ハ夫ガ妻ニ對シ之ヲ必要トス

附錄 ロシヤ人に對する親族相続法規

ルトキ妻ヲ扶養(第百六條)スル義務ヲ免除スルモノニアラズ但シ妻ノ責任ニ因リ夫ニトリ同居ガ堪ヘ難キモノトナリタルトキハ夫ハ妻ヲ扶養スル義務ヲ免ル  
第百七條 妻ハ家長タル夫ニ服從シ夫ヲ愛シ敬ヒ且絕對的ニ其ノ命ニ從ヒ主婦トシテ全キ奉仕ト愛情ヲ捧グベシ  
第百八條 妻ハ先づ其ノ夫ノ意思ニ服從セザルベカラズ但シ妻ハ實父母ニ對スル義務ヲ免ガルモノニアラズ

#### 第二節 財產 權

第百九條 夫婦ノ財產ハ婚姻ニ因リ共有(註1)トナラズ夫婦ハ各自己ノ財產ヲ所有シ新ニ自己ノ特有財產(註2)ヲ取得スルコトヲ得(譯註)

1 原文ノ *общее владеніе* ノ直譯ハ「共同ノ占有」ナリ  
2 原文ノ *отдѣльно свою собственность* ハ「別個ニ自己ノ所有權」又ハ「別個ニ自己ノ財產」トモ譯スルコトヲ得

第百十條 妻ノ嫁資及其ノ婚姻中賣買、贈與、相續其ノ他適法ニ妻自身又ハ妻ノ名義ヲ以テ取得シタル財產ハ妻ノ特有財產トス  
第百十一條 チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於テハ妻ノ嫁資ハ



妻ノ特有財産ナルモ夫婦ノ共同管理(譯註)トシ妻ハ婚姻中夫ノ同意ナクシテ夫ガ妻ノ嫁資ニ對シ有スル共同管理權ヲ侵害又ハ制限スベキ如何ナル處分ヲモ爲スコトヲ得ズ。妻ノ嫁資ノ擔保トナリ居ル夫ノ不動産ハ妻ノ同意ナクシテ之ヲ處分シ又ハ之ヲ擔保トシテ債務ヲ負フコトヲ得ズ

(譯註)原文ハ *общее владение и пользование супругов* ナリ

第十二條 夫婦ノ一方ノ債務ニ對スル他ノ一方ノ責任ハ商事訴訟法及國稅徵收法ニ之ヲ定ム

第十三條 死亡セル夫ニ付國庫徵收金(譯註)ノアルコト明ラカトナリタル場合夫ノ職務ニ對シ妻ニ支給ベキ年金ヨリ其ノ控除ヲ爲スコトニ關スル規定ハ國稅徵收法ニ之ヲ定ム

(譯註)原文ハ *казенное взыскание* ナリ

第十四條 夫婦ハ直接自己ノ名ニ依リ他ノ一方ト關係ナク又ハ相互ニ許可書及委任狀ヲ得ルコトナクシテ自己ノ財産ヲ賣却シ擔保ニ差入レ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルコトヲ得

第十五條 夫ハ妻ノ妻ハ夫ノ財産ヲ其ノ爲作成セル適法ナル委任狀ニ依ルコトナクシテ處分スルコトヲ得ズ

第十六條 夫婦ハ賣買、贈與又ハ一般法律上ノ理由ニ依リ(譯註)相互ニ其ノ財産ヲ讓渡スルコトヲ得。適法ナル婚姻

ヲ爲シ其ノ如何ヲ問ハズ不動産ヲ所有スル者ハ總テ其ノ意思ニ依リ財産ノ全部又ハ一部ヲ自己ノ相續人ヲ排除シ其ノ夫又ハ妻ノ終身管理(譯註2)ニ付スル遺言ヲ爲スコトヲ得但シ相續ニ依リ得タル財産(譯註3)ニ付テハ第五百三十三條ノ一乃至十三、第七十條及第四百四十八條備考ノ規定ヲ遵守スルモノトス

(譯註)

1 原文ハ *на общемъ законномъ основании* ナリ

2 原文ノ *пожизненное владение* ノ直譯ハ「終身占有」ナルモ「終身財産ノ使用收益權ヲ與フル」意ナリ

3 原文ハ *имение родовое* ナリ氏族財産トモ譯シ得ベシ

第七十七條 夫婦ハ各自所有ノ財産ニ付相互ニ抵當權ヲ設定シ又ハ相互ニ他ノ法律上ノ義務(譯註)ヲ負フコトヲ得

(譯註)原文ハ *законнымъ обязательствамъ* ナリ

第十八條 チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於テハ宗教裁判所ノ決定ニ依ル婚姻ノ無効確認及夫婦ノ離別(譯註)ハ夫婦ノ財産ニ付下記ノ效果ヲ生ズ

(一) 夫ガ罪ヲ犯セルモノト認メラレタルトキハ夫ハ妻ニ嫁資ヲ返還スルコトヲ要スルノミナラズ妻ハ嫁資ノ擔保トナリ居タル夫ノ財産ヲ終身管理スルタメ之ヲ留置スルコトヲ得

(一) 裁判ニ依リ妻ガ罪ヲ犯セルモノト認メラレタルトキハ妻ハ嫁資ヲ失ヒ其ノ夫ノ財産ヨリ嫁資ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ズ

(三) 夫婦何レモ罪ナキモノト認メラレタルニ拘ラズ何等カノ理由ニヨリ婚姻ガ無効ト宣告セラレタルトキハ夫婦ノ財産ハ婚姻前ノ状態ニ復歸ス

(四) 婚姻ヲ禁止セラレタル親等ノ血族又ハ姻族間ニ於テ爲サレタル婚姻ノ解消ニ際シ夫婦双方共該婚姻ニ付障礙アルコトヲ知り居タルコト立證セラレ因テ罪ヲ犯セルモノト認メラレタルトキハ自己ノ財産ノ處分及管理權ヲ失フ。該財産ハ適法ナル前婚ヨリ出生シタル子、子ナキトキハ近親ニ移轉ス但シ財産ノ取得者ハ財産ヲ失ヒタル者ニ其ノ身分及財産ノ收益ニ應ジ生活費ヲ與フルコトヲ要ス

(譯註)原文ハ *разрешение* ナリ

第二編 親子及血族關係

第一章 嫡出子、無効ナル婚姻ヨリ出生シタル

子、私生子、準正子及養子

第一節 嫡出子

第九十九條 適法ナル婚姻ヨリ出生シタル子ハ下記ノ場合ニ

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

於テモ亦嫡出子トス

(一) 婚姻成立ノ日ヨリ計算スルトキ自然法則ニ依レバ著シク早く出生シタルコトナルモ父ガ其ノ嫡出ナルコトヲ否認セザル場合

(二) 婚姻消滅又ハ解消ノ場合父死亡ノ日又ハ婚姻解消ノ日ヨリ出生日迄三百六日以上經過セザルトキ

備考一 千八百七十四年四月十九日以前ニ存在シタル婚姻ヨリ出生シタル舊派正教徒ノ子ノ嫡出ナルヤ否ヤニ付テハ特別ノ規定ニ之ヲ定ム

備考二 千八百七十八年ノベルリン條約ニ依リルーマニヤヨリ還付アリタルベッサラビヤ地區ニ於テルローマニヤ政府時代施行ノ法律ニ基キ民事手續ニ依リ爲セル婚姻ヨリ千八百八十八年三月十二日ノ法律發布以前ニ出生シタル子ハ其ノ婚姻ガ宗教婚ニ依リ確認セラレザル場合ニ於テモ總テ嫡出子トス

第二十條 嫡出子ナルコトニ付裁判ノ確認ヲ得ルニハ第一ニ立證者ノ出生シタル婚姻ガ有效且適法ナリシコト第二ニ該婚姻ヨリ立證者ガ出生シタル事實ヲ立證者スベキモノトス

第二十一條 婚姻ノ有效ナルコトニ付テハ前記第三十四條乃至第三十六條ニ定ムル手續ニ依リ之ヲ立證スルモノトス



第二百二十二條 嫡出子ナルコトニ付テハ民事訴訟法ニ定ムル規定ニ依リ之ヲ立證スルモノトス

子ハ嫡出子ノ權利ヲ保有ス  
第三百三十一條ノ二 婚姻ガ無効ト認メラレタル後未成年ノ子ヲ父母何レガ引取ルベキヤハ父母ノ協議ニ依ル

第二百二十三條及第二百二十四條 第二百二十二條ニ定ムル規定ヲ以テ本諸條ニ代フ

父母ノ一方ガ其ノ婚姻ヲ爲スニ付惡意アリシトキハ他ノ一方ハ子全部ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十五條 婚姻中ナルモ普通ノ自然法則ニ依レバ著シク早く出生シタル者則チ婚姻式後百八十日經過前ニ出生シタル者ニ付テハ父ガ同人ヲ自己ノ息子又ハ姪トシテ遇シ從テ同人ノ扶養ニ當リタルコト及同人ガ父ト稱スル者ノ姓ヲ當ニ支障ナク用ヒタルコトノ父ノ陳述若ハ信書又ハ證明ハ其ノ父ガ同人ノ嫡出子ナルコトヲ否認セザル證據トナルモノトス

父母ノ協議ナキトキ及子ノ幸福ノ爲前記ノ規定ニ依ラザル必要アルトキハ所轄後見所ハ父母何レノ許ニ未成年ノ子ヲ養スベキヤヲ決定ス  
第三百三十一條ノ三 子ニ對スル親權ハ之ヲ引取りタル親ニ所屬ス

第二百二十六條乃至第三百十條 第二百二十二條ノ規定ヲ以テ本諸條ニ代フ

第三百三十一條ノ四 父母ノ一方ハ他ノ一方ノ許ニ在ル子ト接見スル權利ヲ有ス。本權利ノ行使方法及日時ニ付父母ノ意見異ルトキハ其ノ地ノ區又ハ市判事又ハゼムストヴォ(註)ノ長ニ於テ之ヲ定ム

第三百三十一條 夫ノ死亡ニ因ル婚姻消滅後又ハ所定ノ手續ニ依ル婚姻消滅後三百六日ヲ經過シタル後出生セル者ノ嫡出子ナルコトニ付テハ其ノ嫡出ヲ認ムルコトニ因リ身分權又ハ財產權ヲ侵害セラルル總ノ者之ヲ爭フコトヲ得但シ本人ノ出生後六ヶ月經過前ニ限ル

(譯註) 舊ロシアニ於ケル特殊ノ地方自治機關ナリ  
備考 地方裁判所ノ改組ニ關スル千九百二十二年六月十五日ノ法律ニ依ル新地方裁判所ノ開所ニ伴ヒ本條(百三十一條ノ四)、第五百八十二條、第二千三百十條ノ一及第五百三十九條備考一附錄第九條ノゼムストヴォノ長ノ職責ハ之ヲ管轄區裁判所判事ニ移管ス

第二節 無効ナル婚姻ヨリ出生シタル子

第三百三十一條ノ一 無効ト認メラレタル婚姻ヨリ出生シタル

第三百三十一條ノ五 父母ハ各其ノ責力ニ應ジ他ノ一方ノ許ニ

アル子ノ養育費ヲ分擔スル義務ヲ負フ

姓(譯註)ヲ稱スルコトヲ得

第三百三十一條ノ六 子ヲ引取レル親ガ死亡セルトキ又ハ親權ヲ剝奪セラレ若ハ親權ヲ行使スルコト能ハザルトキハ其ノ許ニアル子ハ他ノ親ノ親權ニ服ス但シ所管後見所ガ子ノ幸福ノ爲特別ノ後見人ヲ任命スル必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニアラズ

(譯註) 母ガ生レタル家ノ姓ノ意味ナリ  
第三百三十二條ノ四 私生子ニ付之ヲ必要トスルトキハ其ノ父ハ其ノ責力及私生子ノ母ノ社會的地位ニ應ジ成年ニ達スル迄其ノ養育費ヲ負擔スル義務ヲ負ヒ私生子ノ母ハ其ノ責力ニ應ジ其ノ養育費ヲ分擔スルモノトシ父ノ負擔スベキ私生子ノ養育費ヲ定ムルニ當リ母ノ責力ヲ全般的ニ考慮ス。經過期間ニ對シ養育費ノ請求アリタル場合私生子ノ父ハ該請求提起前一年以内ノ分ヲ賠償スル義務ヲ負フ

第三節 私生子

第三百三十二條 私生子トハ下記ノ者ヲ謂フ

第三百三十二條ノ五 私生子ニ養育費ヲ與フル父及母ノ義務ハ私生子ガ成年ニ達スル以前婚姻セルトキ又ハ私生男子ガ其ノ就カントスル業ニ對スル技能ヲ習得シ自ラ生計ヲ營ム狀態ニ至リタルトキ消滅ス

(一) 婚姻ヲ爲シ居ラザル女子ヨリ生レタル子

第三百三十二條ノ六 私生子ノ父ガ負擔スベキ扶養料ニハ母ガ其ノ子ノ世話ヲ爲ス爲其ノ生活費ヲ得ルコト能ハザルトキハ母ノ扶養費ヲモ亦含ムモノトス

(二) 姦通ニ因リ生レタル子

第三百三十二條ノ七 私生子ノ父ハ子ノ母ノ責力不足ナルトキハ其ノ分擔ニ必要ナル費用ヲ支辨シ健康恢復スル迄缺クベカラザル生活費ヲ與フル義務ヲ負フ。該費用及生活費ノ賠償請求ハ分娩後一年以内ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

(三) 母ノ夫ノ死後若シ離婚ニ因ル婚姻消滅後又ハ婚姻ガ無効ト認メラレタル後生レタル子ニシテ母ノ夫ノ死亡セル日若ハ婚姻消滅後又婚姻ガ無効ト認メラレタル日ヨリ出生ノ日迄三百六日以上經過シタルトキ

第三百三十二條ノ八 一度定メタル私生子ノ扶養費モ事情ノ變

第三百三十二條ノ一 私生子ノ母ハ其ノ子ニ對シ親權ニ關スル規定ニ定ムル義務ヲ負ヒ同規定ニ定ムル權利ヲ享有ス

第三百三十二條ノ九 一度定メタル私生子ノ扶養費モ事情ノ變

第三百三十二條ノ二 出生ニ付教籍簿ニ登錄ヲ爲スニ當リ父稱ナキ私生子ハ其ノ洗禮父ノ名ヲ父稱トナス

第三百三十二條ノ一〇 一度定メタル私生子ノ扶養費モ事情ノ變

第三百三十二條ノ三 私生子ハ父稱ト同一ノ姓ヲ稱ス但シ母ノ父生存スルトキハ母及母ノ父ノ同意ヲ得母ガ出生上有スル

第三百三十二條ノ一一 一度定メタル私生子ノ扶養費モ事情ノ變



更ニ依リ之ヲ増額又ハ減額スルコトヲ得  
第三百三十二條ノ九 父ハ相手方ノ同意及後見所ノ確認ヲ得テ  
私生子ノ扶養費トシテ支給スル定期金ヲ一時金ニ代フルコ  
トヲ得但シ所要ノ用途ニ該金額ヲ支出スル様必要ナル處置  
ヲ講ズルモノトス

第三百三十二條ノ十 私生子ニ扶養費ヲ支給スル父ハ子ノ養育  
ニ監督權ヲ有ス。本事項ニ付父母又ハ子ノ後見人間ニ意  
見一致セザルトキハ管轄後見所之ヲ解決ス

第三百三十二條ノ十一 私生子ニ扶養費ヲ支給スル父ハ子ニ對  
スル後見設置ノ場合之ヲ希望スルニ於テハ他ニ優先シ後見  
人ニ任命セラルルコトヲ得

第三百三十二條ノ十二 私生子及其ノ嫡出卑屬ハ嫡出子ニ付定  
ムル規定ニ基キ母ノ相續以外ノ方法ニ依リ得タル財產ノミ  
ヲ法律上相續スルモノトス但シ嫡出男子ナク嫡出ノ女子ノ  
ミヲ有スル母ノ遺產ハ共同相續人タル該嫡出女子ト私生子  
ノ全員間ニ於テ平等ノ割合ヲ以テ之ヲ分割ス。私生子ハ父  
並ニ其ノ血族及母ノ血族ノ遺產ニ對スル法定相續權及母ノ  
相續ニ因リ得タル財產ニ對スル相續權ナシ

第三百三十二條ノ十三 私生子ノ母ハ其ノ子ノ死後尊屬ノ相續  
手續ニ關スル規定ニ依リ相續ヲ爲ス

第三百三十二條ノ十四 相續人タルベキ卑屬ヲ有セザル私生子

ノ死亡シタルトキハ同一ノ母ヨリ出ズル他ノ私生子及其ノ  
嫡出卑屬相續ヲ爲ス

第三百三十二條ノ十五 母ガ私生子ノ扶養料ヲ請求スル場合及  
私生子ノ相續權又ハ他ノ權利ヲ主張スル場合私生子ノ出生  
ニ關スル教籍簿ノ記載ハ同人ガ同母ヨリ出生セルコトノ證  
據トナル。該記載ニ母ノ表示ナキトキ又ハ私生子ノ出生ニ  
關スル教籍記録ヲ提出シ得ザルトキハ同人ガ同母ヨリ出生  
シタルコトニ關シ母自身作成セル證明書ノミヲ證據トシテ  
受理ス

第三百三十三條 婚姻ガ無効ト認メラレタル場合及夫婦ノ一方  
ガ詐欺又ハ暴行ニ依ル婚姻ヲ餘儀ナクセシメラレタル場合  
宗教裁判所ノ審理後事件ヲ審理スベキ管轄民事裁判所ハ無  
知又ハ強制ニ依リ無効ノ婚姻ヲ爲シタル罪ナキ配偶者ノ情  
狀酌量スベキモノトシテ其ノ處置ニ付皇當ノ御裁斷ヲ仰グ  
コトヲ得。本件ニ關スル申請ハ刑事裁判ノ終結後婚姻取消  
ニ付宗教裁判所ガ判決ヲ爲ス場合ニ於テモ亦管轄民事裁判  
所ニ之ヲ提出スルコトヲ得。申請ノ提出及審理ハ民事訴訟  
法第一千三百三十七條乃至第一千三百四十五條ニ定ムル手續ニ  
依リ之ヲ爲スモノトス

第三百三十四條 夫婦生活ニ對スル夫ノ完全ナル無能力ガ所定  
ノ方法ニ依リ立證セラレ婚姻解消シタルトキハ該婚姻中ニ

出生シタル子モ亦之ヲ私生子ト認ムルモノトス  
第三百三十五條 妻ノ姙通ヲ理由トシテ解消シタル婚姻ヨリ生  
レタル子ハ其ノ子ノ出生ニ付婚姻解消前之ヲ夫ニ隱秘セズ  
且其ノ私生子ナルコトニ付他ノ證據ナキトキハ尙之ヲ嫡出  
子ト認ムルモノトス

第三百三十六條 廢止  
第三百三十七條 削除  
第三百三十八條 私生子ヲ市民階級又ハ農民階級ニ編入スルコ  
トニ關スル規定ハ身分法ニ之ヲ定ム

第三百三十九條 廢止  
第四百十條 コサクノ寡婦、妻及未婚女ノ私生子ハ之ヲコ  
サク階級ニ編入ス。東シベリヤ・コサク軍隊ニ於ケル  
コサクノ寡婦、妻及未婚女ノ私生子ガ七歳未滿ニシテ孤  
兒トナリコサク軍隊ノ何人モ該私生子ヲ養育ノ爲引  
取ルコトヲ承諾セザル場合庶民階級又ハ農民階級ノ者ハ其  
ノ所屬ニ依リイルクーツク總督又ハ沿海州總督ノ許可ヲ得  
テ私生子ヲ養育ノ爲引取り自己ノ家族ニ編入スルコトヲ得

第四百十一條 廢止  
第四百十二條 第三百三十八條ノ規定ヲ以テ本條ニ代フ  
第四百十三條 廢止  
第四百十四條 特別ノ勅令ニヨリ嫡出子ニ準ゼラレタル被養

ノ死亡シタルトキハ同一ノ母ヨリ出ズル他ノ私生子及其ノ  
嫡出卑屬相續ヲ爲ス

第三百三十三條 婚姻ガ無効ト認メラレタル場合及夫婦ノ一方  
ガ詐欺又ハ暴行ニ依ル婚姻ヲ餘儀ナクセシメラレタル場合  
宗教裁判所ノ審理後事件ヲ審理スベキ管轄民事裁判所ハ無  
知又ハ強制ニ依リ無効ノ婚姻ヲ爲シタル罪ナキ配偶者ノ情  
狀酌量スベキモノトシテ其ノ處置ニ付皇當ノ御裁斷ヲ仰グ  
コトヲ得。本件ニ關スル申請ハ刑事裁判ノ終結後婚姻取消  
ニ付宗教裁判所ガ判決ヲ爲ス場合ニ於テモ亦管轄民事裁判  
所ニ之ヲ提出スルコトヲ得。申請ノ提出及審理ハ民事訴訟  
法第一千三百三十七條乃至第一千三百四十五條ニ定ムル手續ニ  
依リ之ヲ爲スモノトス

第三百三十四條 夫婦生活ニ對スル夫ノ完全ナル無能力ガ所定  
ノ方法ニ依リ立證セラレ婚姻解消シタルトキハ該婚姻中ニ

出生シタル子モ亦之ヲ私生子ト認ムルモノトス  
第三百三十五條 妻ノ姙通ヲ理由トシテ解消シタル婚姻ヨリ生  
レタル子ハ其ノ子ノ出生ニ付婚姻解消前之ヲ夫ニ隱秘セズ  
且其ノ私生子ナルコトニ付他ノ證據ナキトキハ尙之ヲ嫡出  
子ト認ムルモノトス

第三百三十六條 廢止  
第三百三十七條 削除  
第三百三十八條 私生子ヲ市民階級又ハ農民階級ニ編入スルコ  
トニ關スル規定ハ身分法ニ之ヲ定ム

第三百三十九條 廢止  
第四百十條 コサクノ寡婦、妻及未婚女ノ私生子ハ之ヲコ  
サク階級ニ編入ス。東シベリヤ・コサク軍隊ニ於ケル  
コサクノ寡婦、妻及未婚女ノ私生子ガ七歳未滿ニシテ孤  
兒トナリコサク軍隊ノ何人モ該私生子ヲ養育ノ爲引  
取ルコトヲ承諾セザル場合庶民階級又ハ農民階級ノ者ハ其  
ノ所屬ニ依リイルクーツク總督又ハ沿海州總督ノ許可ヲ得  
テ私生子ヲ養育ノ爲引取り自己ノ家族ニ編入スルコトヲ得

附錄 ロシア人ニ對する親族相續法規

第四百十五條 其ノ位ニ依リ婚姻ヲ爲シ得ザル者ヲ除ク外階  
級ノ如何ヲ問ハズ男女ノ別ナク養子縁組ヲ爲スコトヲ得  
備考 元老院ノ解釋下記ノ如シ。猶太人ハ猶太人ノ永續的

養子  
第四百十四條ノ一 基督教人民ノ準正子ニ關シ下記ノ規定ヲ  
定ム  
(一) 私生子ハ其ノ父母ノ婚姻ニ因リ準正セラル  
(二) 子ノ準正ニ關スル裁判所ノ決定ハ民事訴訟法等千四  
百六十條ノ一乃至七ニ定ムル規定ニ依リ之ヲ行フ  
(三) 準正子ハ父母婚姻ノ日ヨリ之ヲ嫡出子トシ以後該婚  
姻ヨリ出生セル嫡出子ノ權利ヲ總テ享有ス  
(四) 父母ノ婚姻ガ違法ニシテ無効ト認メラレタル場合及  
其ノ婚姻ガ解消セル場合ニ於テ該婚姻ニ因リ準正セラレ  
タル子ノ權利ハ婚姻中出生セル子ト同一ノ規定ニ基キ之  
ヲ定ム

養子  
第四百十五條 其ノ位ニ依リ婚姻ヲ爲シ得ザル者ヲ除ク外階  
級ノ如何ヲ問ハズ男女ノ別ナク養子縁組ヲ爲スコトヲ得  
備考 元老院ノ解釋下記ノ如シ。猶太人ハ猶太人ノ永續的



土着地以外ニ於テハ帝國ノ普通法ニ基キ帝國全土ノ居住  
權ヲ有シ宗教ヲ同ジウスル者ノ中ヨリ養子縁組ヲ爲スコ  
トヲ得

第四百四十五條ノ一 自己ノ嫡出子又ハ準正子ヲ有スル者ハ他  
人ノ子ヲ養子ト爲スコトヲ得ズ

第四百四十六條 養親ハ三十年以上ノ年齢ヲ有シ養子ヨリ少ク  
トモ十八年以上ノ長ニシテ民法上ノ權利能力ヲ有スルコト  
ヲ要ス

第四百四十七條 夫婦之ヲ爲ス場合ヲ除クノ外何人ト雖モ二人  
ノ養子トナルコトヲ得ズ

第四百四十八條 非基督教徒ガ基督教徒ヲ養子ト爲スコト及基  
基督教徒ガ非基督教徒ヲ養子ト爲スコトハ之ヲ禁ズ  
備考 舊派正教徒及分派基督教徒ハ正教徒ヲ養子ト爲スコ  
トヲ得ズ

第四百四十九條 養子縁組ヲ爲スニハ養子ノ父母、後見人、保  
佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。又養子十四年ニ達シタルト  
キハ養子本人ノ同意モ亦之ヲ要ス

第四百五十條 夫婦ノ一方ガ養子縁組ヲ爲ストキハ他ノ一方ノ  
同意ヲ要ス

第四百五十條ノ一 自己ノ私生子ヲ養子ト爲ス場合ニ付下記除  
外例ヲ定ム

(一) 成年ニ達シタル者ハ三十年未滿ニシテ養子ヨリ十八  
年以上ノ長ナラザル場合ニ於テモ亦養子縁組ヲ爲スコト  
ヲ得

(二) 養親ガ嫡出子又準正子ヲ有スル場合ニ於テモ亦養子  
縁組ヲ爲スコトヲ得但シ該嫡出子又ハ準正子ガ成年ニ達  
シタル後ハ公正手續ニ依リ其ノ署名ヲ認證セル同意書ヲ  
得ルコトヲ要ス。此等ノ者ガ成年ニ達スル以前ニ於テハ  
子ノ他ノ親(註)生存シ居ルトキニ限り同一ノ手續ニ依  
リ證明シタル其ノ同意書ヲ得タル後養子縁組ヲ爲スコト  
ヲ得

(三) 私生子ノ父ガ其ノ子ヲ養子ト爲ストキハ(第四百四  
九條)其ノ子ノ出生ニ關スル教簿簿ニ母ノ表示アルカ又  
ハ同母ヨリ子ガ出生シタルコトガ裁判ニ依リ證明セラレ  
タル場合ニ限り其ノ母ノ同意ヲ要ス  
(譯註) 私生子ノ親ニシテ此ノ場合其ノ子ヲ養子トシテ與フ  
ル側ノ親ノ意ナランカ

第四百五十一條 聖職者又ハ堂役(小僧、鐘撞、讀經僧)ハ正  
教監督局主教ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ養子縁組ヲ爲スコト  
ヲ得ズ

第四百五十二條 養子ガ養親ニ比シ低キ身分ノ者ナルトキ養親  
ハ養子ニ其ノ姓ヲ傳フルコトヲ得。世襲貴族ハ身分法ニ定

ムル手續ト條件ヲ守リ養子縁組後奏請シテ勅許ヲ得ルニ非  
ザレバ其ノ姓ヲ養子ニ傳フルコトヲ得ズ。未婚ノ女子ガ養  
子ニ其ノ姓ヲ傳フルニハ該女子ノ父母ノ生前ニ於テハ其ノ  
同意ヲ得ルコトヲ要ス

第四百五十三條 貴族又ハ世襲名譽市民ノ養子トナリタル者ニ  
シテ身分低キ者ハ養子縁組ニ因リ一代名譽市民タル身分ヲ  
取得ス

第四百五十四條 前條(第四百五十三條)ニ定ムル場合ノ外凡  
ル場合養子ハ養子縁組前ニ有セシ身分權ヲ保有ス

第四百五十五條 庶民及村落民ノ養子縁組ハ第四百四十六條乃至  
第四百五十條、第四百五十二條、第四百五十四條及第四百五十六條  
ノ一乃至第四百五十六條ノ七ノ規程ヲ守リ養子ヲ養親ノ家ニ  
編入スルコトニ依リ之ヲ行フ

第四百五十六條 商人ノ養子ハ養親ノ實子ト同一ノ商人階級證  
明書(註)ニ之ヲ登錄スルコトヲ得

(譯註)原文ハ *Служебный купеческий свидетельство* ナリ  
備考 帝國ベテログラード及モスコイ養育院院兒ノ養子縁  
組ニ關スル特別規定ハ本法ニ之ヲ添付ス

第四百五十六條ノ一 養子ハ養親ニ對シ第六百六十四條乃至第百  
九十四條ニ定ムル嫡出子ノ權利ヲ得義務ヲ負ヒ養親ガ相續  
以外ノ方法ニ依リ得タル財産ニ付相續權ヲ取得ス但シ實男

子ナク女子ノミヲ有スル養親ノ遺産ハ後者ト養子トノ間ニ  
於テ之ヲ平等ニ分割スルモノトス

第四百五十六條ノ二 養子ハ養子縁組ニ因リ養親ノ職務ニ對シ  
受クル年金及一時金ニ付權利ヲ取得セズ

第四百五十六條ノ三 養子ハ養親ノ血族ノ死後該血族ト法律上  
血族關係アルニ因リ權利ヲ有スル場合ニ限り其ノ相續ニ加  
ハル

第四百五十六條ノ四 養子ノ卑屬ハ相續ノ際代位相續權ニ依リ  
養子ニ代位ス

第四百五十六條ノ五 養子ガ子ナクシテ死亡シタルトキハ相續  
以外ノ方法ニ依リ得タル養子ノ財産ハ第四百四十一條ニ定  
ムル規定ニ依リ養親ニ移轉ス但シ其ノ父母又ハ養親ガ養子  
ニ贈與ノ形ニ於テ移轉セル財産ハ其ノ何レヨリ受ケタルカ  
ニ從ヒ父母又ハ養親ニ之ヲ返還スルモノトス

第四百五十六條ノ六 村落民ノ養子ノ財産權ハ身分法ノ特別附  
録ニ定ムル規定ニ基キ之ヲ定ム

第四百五十六條ノ七 養子ハ其ノ實父母及實父母ノ血族ノ遺産  
ニ付法定相續權ヲ保有ス



ノ承認ヲ得之ヲ行フコトヲ要ス

(譯註)原文ハ Kazennye Pravya ナリ

第百五十八條 廢止

第百五十九條 第百三十八條ノ規定ヲ以テ本條ニ代フ

第百六十條 所屬ノ如何ヲ問ハズ下級軍人ガ養子縁組ヲ爲ス

ニハ當該上司ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第百六十一條 コサツク軍下級軍人ノ養子縁組ハ特別規定ヲ

遵守シテ之ヲ行フ

第百六十一條ノ一 世襲貴族ノ權利ヲ享有シ居ラザルコサツ

クガ世襲貴族ヲ除キコサツク以外ノ階級ノ者ヲ養子ト爲ス

ニハ普通ノ規定ニ基キ養親ノ所屬スル軍隊ニ養子ヲ編入シ

タル後ニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ但シ養子ヲ養子ト爲

ス目的ヲ以テ之ヲ軍隊ニ編入スル爲ニハ豫メ養親ノ所屬ス

ル階級ノ會ノ同意ヲ得ルコトヲ要セズ

第百六十二條 廢止

第百六十三條 露西亞國籍ヲ取得セズシテ露西亞ニ居住スル

外國人ハ棄兒又ハ其ノ身分ヲ名乗ラザル者(譯註)ヲ養子ト

爲スコトヲ得但シ素性及洗禮ニ付不詳ナル棄兒ヲ養子ト爲

ストキハ本規定ノ適用ナキ沿バルチック三縣以外ニ於テハ

正教ニ基キ洗禮ヲ受ケシメ之ヲ養育スルコトヲ要スルノミ

ナラズ露西亞臣民タル身分ヲ保有セシムルコトヲ要シスル

者ノ當該階級ヘノ編入ハ之ニ付定メタル法律ニ基キ之ヲ行

フコトヲ要ス

(譯註)原文ハ непоминице поства ニシテ受刑者ガ釋放

後姓名身分ヲ名乗ラザル場合ナルコト多シ

第百六十三條ノ一 凡ニル宗派ノ基督教徒ハ洗禮ヲ受ケ居ラ

ザル棄兒及父母不詳ノ子ヲ養育スル爲引取り其ノ宗教ノ儀

式ニ依リ洗禮ヲ受ケシムルコトヲ得

第二章 親 權

第一節 身分關係ニ於ケル親權

第一款 父母ノ權利

第百六十四條 親權ハ之ニ付法律ノ定ムル差異ト範圍ニ於テ

凡ニル年齢ノ男女子ニ及ブ

第百六十四條ノ一 同居ヲ拒否セル夫婦ノ子ニ對シテハ第百

三十一條ノ二(第一項及第三項)及第百三十一條ノ三乃至

第百三十一條ノ六ニ定ムル規定ヲ適用ス但シ下記ノ例外ヲ

設ク

(一) 夫婦ノ一方ノ罪ニ因リ別居ヲ爲ストキハ罪ナキ配偶

者ハ子全部ヲ引取ル權利ヲ有ス

(二) 夫婦間ニ合意ナキカ又ハ本條及第百三十一條ノ二ニ

定ムル規定ニ依ラザル必要アルトキハ未成年ノ子ヲ父母

何レノ許ニ置クベキカニ付テハ裁判所之ヲ定ム

(三) 父母何レノ許ニ未成年ノ子ヲ置クベキカノ事件ニ付

判決ヲ爲シタル裁判所ハ事情ニ依リ又子ノ幸福ノ爲夫婦

ノ一方ニ對シ他ノ一方ノ許ニアル子トノ接見ヲ禁止スル

コトヲ得。事件ノ終結後接見禁止問題ガ初メテ起リタル

モノナルトキハ地方ニ於ケル區若ハ市裁判所又ハゼムス

ツゾオノ長之ヲ解決ス

第百六十五條 父母ハ強情不從順ナル子ヲ矯正スル爲懲戒手

段ヲ用フルコトヲ得。該手段其ノ效果ナキトキハ父母ハ下

記ノ權限ヲ有ス

(一) 矯正ノ爲十年以上十七年未滿ノ未成年者ヲ未成年者

矯正所監督官廳ト協議シ同所ニ入所セシムルコト

(二) 官職ニ就キ居ラザル男女子ガ頑強ニ親權ニ服セザル

トキ、身持修マラザルトキ又ハ他ノ缺陷ヲ有スルコト明

ナルトキハ刑法第五百九十二條ニ定ムル規定ニ依リ之

ヲ監獄ニ拘禁スルコト

(三) 其ノ子ニ對シ裁判所ニ訴テ提起スルコト

第百六十六條 削 除

第百六十七條 チエルニゴフ及ボルダワ縣ニ於テハ下記ノ事

實ニ付裁判所ニ於ケル立證十分ナルトキ父母ハ子ヲ勸當ス

ルコトヲ得

(一) 子が激怒シ神ニ對スル恐ヲ忘レ父母ニ對シ手ヲ擧ゲ

又ハ父母ヲ突キタル場合

(二) 子が國家ノ利益ヲ圖ル爲ニアラズ私怨ニ因リ刑事事

件ニ於テ父母ニ不利ナル證言ヲ爲セル場合

(三) 刑事事件ニ於テ父母ヲ保釋ニ依リ引取ルコトヲ拒絶

シタル場合

(四) 娘ガ不身持ナル生活ヲ爲ス場合

(五) 子が父母ニ所屬スル財産ヲ奪ハント企圖セル場合

(六) 子が老年ノ父母ニ對シ必要ナル扶養ヲ拒ム場合

(七) 子が父母ノ財産ヲ使用スルニ拘ラズ父母ノ困窮セル

トキ之ニ援助ヲ與ヘザル場合

第百六十八條 子女ガ父母ニ加ヘタル個人的侮辱又ハ誹毀ヲ

理由トスル訴訟ハ其ノ如何ヲ問ハズ民事手續ニ依ルモ又刑

事手續ニ依ルモ之ヲ受理セズ。但シ本規定ハ父母ガ其ノ子

ニ對シ普通法ニ依レバ刑罰ヲ受クベキ行爲ヲ爲サントシタ

ルトキハ之ヲ適用セズ。此ノ場合ニ於テハ地方當局ハ被害

者ニ必要ナル保護ヲ與ヘ事件ヲ調査シ普通刑法ニ依リ加害

者ヲ起訴スルモノトス

第百六十九條 父母ハ其ノ子ニ對シ不法行爲ヲ爲スコト又ハ

不法行爲ニ協力スルコトヲ強制スルコトヲ得ズ。子ハ斯ル

場合殊ニ自己ノ判斷ト意思ヲ要スル場合良心ニ反シ父母ニ



服従スル義務ヲ免カスル

第七十條 父母ハ子ノ生命ニ對シ權利ヲ有セズ。子ヲ殺シタルトキハ刑法ニ依ル裁判及處罰ヲ受ク

第七十一條 廢止

第二款 父母ノ義務

第七十二條 父母ハ其ノ身分ニ應ジ未成年ノ子ニ衣食住ヲ與ヘ善良且誠實ナル教育ヲ爲ス義務ヲ負フ

第七十三條 父母ハ其ノ子ノ徳育ニ全力ヲ傾注シ家庭教育ニ依リ其ノ品性ヲ養ヒ政府ノ目的ニ合致セシムルヤウ力ヲ致スコトヲ要ス但シ家庭ニ於テ子ヲ養育スルヤ又ハ政府又ハ私人ノ設立セル公共機關ニ託スルヤハ之ヲ父母ノ意思ニ委ス

第七十四條 子が適當年齡ニ達シタルトキハ父母ハ其ノ身分ニ應ジ男子ハ之ヲ官職又ハ他ノ業ニ就カシメ女子ハ之ヲ婚嫁セシムルニ付心ヲ致スベキモノトス

第七十五條 未成年ノ子が個人的ニ侮辱ヲ加ヘラレタルトキハ父母ハ子ニ代リ法定ノ手續ニヨリ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第七十六條 チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於テハ財産ノ分與ヲ受ケザル子(註註)ガ他ノ者ニ加ヘタル侮辱ニ對スル慰

藉ノ義務(註註)ハ之ヲ父母則チ父生存ノ場合ハ之ニ課シ母ガ夫ノ死後自己ノ財産ヲ有シ又ハ父ヨリ振當テタル財産ヲ有シ居ル場合ニ限り之ヲ母ニ課ス

(譯註)

1 原文ハ неограниченные дети на

2 原文ハ обязанность удовлетворения на

第三款 子ノ義務

第七十七條 子ハ父母ヲ衷心ヨリ敬ヒ父母ニ從順、謙讓ニシテ情愛ヲ示シ現實ニ父母ニ仕ヘ父母ヲ語ルニ尊敬ノ念ヲ以テシ父母ノ訓戒ト注意ヲ不平ヲ洩スコトナク堪ヘ忍バザルベカラズ。子ハ父母ニ對スル尊敬ノ念ヲ其ノ死後ニ於テモ亦失フベカラズ

第四款 親權ノ消滅

第七十八條 親權ハ自然死ニ因リ又ハ全權能剝奪セラレタルトキ子ガ父母ニ從ヒ流刑地ニ赴カザル場合ニ限り消滅ス

第七十九條 下記ノ場合ニ於テハ身分上ノ親權消滅セザルモ制限ヲ受ク

(一) 子が公立ノ學校ニ入學シタルトキハ其ノ校長ハ子ノ教育ニ付父母ニ代ハル

(二) 子ハ就職ニ因リ新ナル關係ニ入り新ナル義務ヲ負フヲ以テ就職後ハ從前ノ如ク直接父母ノ支配ヲ受クルコト能ハザルモノトス

(三) 娘ガ婚嫁シタルトキハ二個ノ絕對權利チ親權ト夫權ニ完全ニ服スルコト不可能ナルヲ以テ其ノ家ヲ去リ夫ニ就キタル娘ハ父母ノ許ニアル他ノ子ノ如ク父母ニ服従スルコト能ハザルモノトス

備考 養育院院兒ニ付テハ該院ノ定款ニ定ムル規定ヲ守リ矯正所ニ入所シタル未成年者ニ付テハ未成年矯正所法ニ定ムル規定ヲ守ルモノトス

第二節 財産上ノ親權

第八十條 子が未成年者ナルトキハ父母ハ次節ニ定ムル規定ニ依ル後見權ニ基キ子自身ノ財産ヲ管理スルモノトス

第八十一條 成年ノ子ノ財産ニ關スル親權ノ效力ニ付テハ財産ノ分與ヲ受ケザル子及財産ノ分與ヲ受ケタル子ニ付法律ニ別個ノ規定ヲ定ム

第一款 財産ノ分與ヲ受ケザル子

第八十二條 何等父母ノ財産ノ分與ヲ受ケザル子ヲ則チ財産ノ分與ヲ受ケザル子トス

第八十三條 財産ノ分與ヲ受ケザル子ハ相續分トシテ期待スル父母又ハ他ノ財産ヲ賣却又ハ擔保ニ差入ルルコトヲ得

第八十四條 財産ノ分與ヲ受ケザル子ガ父母ノ同意又ハ委任ナクシテ作成セル借用證書及一般債務證書ニ付父母ハ何等責ヲ負ハズ

第八十五條 父母ノ同意(第八十四條)ハ書面ニ爲シタル自筆ノ署名及ハ文盲ナルトキハ適法ニ作成シタル委任狀ヲ以テ之ヲ證ス

第八十六條 父母又ハ財産ノ分與ヲ受ケザル子本人ガ不在ナル場合子が債務ヲ爲シ得ル權利ハ所定ノ方法ニ依リ認證セル父母ノ許可書ヲ以テ之ヲ證ス。本許可書ニハ信用ヲ與ヘタル金額ノ限度ヲ示スコトヲ要ス

第八十七條 該許可ニ基キ財産ノ分與ヲ受ケザル子ノ爲セル債務ニ付テハ父母ハ自ら爲セル債務ト同様ニ自己ノ財産ヲ以テ責任ヲ負フモノトス

第八十八條 財産ノ分與ヲ受ケザル子ガ前記ノ方法ヲ以テ證明シタル父母ノ許可及同意ナクシテ作成セル證書及契約書ハ總テ父母ニ對シ無効トス但シ新ル債務ヲ負ヘル子ガ其ノ當時既ニ成年ニ達シ居タルトキハ其ノ後取得シ又ハ相續ニ依リ承繼シタル全財産ヲ以テ責任ヲ負フモノトス



第百八十九條 削除

第二款 財産ノ分與ヲ受ケタル子

第百九十條 父母ノ財産ヨリ其ノ遺留分又ハ他ノ部分ノ分與ヲ受ケタル子ハ父母ヨリ財産ノ分與ヲ受ケタル子トス

第百九十一條 子が成年ニ達シタルトキハ分與ニ依ル自己ノ財産ハ之ヲ獨立シテ處分又ハ管理シ父母ノ同意又ハ許可ナクシテ自己ノ意思ニ依リ之ヲ賣却又ハ擔保ニ差入ルルコトヲ得

第百九十二條 財産ノ分與ヲ受ケザル子ニシテ自ラ個有財産ヲ受ケ又ハ得タル者ハ其ノ財産ノ管理及處分ニ付普通法ニ基キ財産ノ分與ヲ受ケタル子ト同一ノ權利ヲ有ス。商人階級ニ對スル本規定ノ制限ハ商事訴訟法ニ之ヲ定ム

第百九十三條 父母ハ其ノ子ノ分與財産又ハ個有財産ニ付權利ナク同財産所有者本人ノ同意及委任アルニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ズ。之ニ反スルトキハ其ノ罪ニ因リ生ジタル全損害ニ付第三者ト同一ノ責任ヲ負フ

第百九十四條 子ハ父母ヨリ完全ニ財産ノ分與ヲ受ケタル場合ト雖モ父母ノ貧困、老衰又ハ疾病ノ際ハ之ヲ生涯扶助スル義務ヲ負フ

第百九十五條 削除

第三章 血族

第百九十六條 血族トハ一ノ共同ノ始祖ヨリ出デタル男女家族全員ノ關係ナリ。全員總テ始祖ノ名又ハ稱呼ヲ用ヒザルトキト雖モ亦同ジ

第百九十七條 血族ノ遠近ハ親系及親等ヲ以テ之ヲ定ム

第百九十八條 出生ニ因ル人ト人トノ關係ハ親等トナリ。中斷セズ繼續スル親等ノ關係ハ親系トナル

第百九十九條 二個以上ノ親系ノ出ヅル親等ヲ其ノ親系ニ對シ親節ト謂ヒ該親等ヲ其ノ親系ニ對シ支脈又ハ親脈ト謂フ

第二百條 親系トハ卑系、尊系、傍系又ハ側系ノ三系ナリ

第二百一條 卑系トハ當人ヨリ其ノ子、孫、曾孫以下ノ其ノ子孫ニ及ブ親等又ハ出生ノ謂ナリ

第二百二條 尊系トハ當人ヨリ父、祖父、曾祖父以下ノ其ノ祖先ニ至ル親等ノ謂ナリ

第二百三條 卑系及尊系ニ於テハ出生ノ數ヲ以テ親等ノ數トス。從ツテ卑系ニ於テハ子ハ一親等、孫ハ二親等、曾孫ハ三親等トシ以下之ニ準ズ。尊系ニ於テハ父ハ一親等、祖父ハ二親等、曾祖父ハ三親等トシ以下之ニ準ズ

第二百四條 傍系ニ於テモ親等ハ同ジク出生ノ數ヲ以テ之ヲ數フ則チ當人ヨリ初マリ直系ノ共同ノ始祖ニ廻リ更ニ共同

ノ始祖ヨリ卑系ニ移リ親等ヲ定ムベキ血族ニ至ル從ツテ父母ヲ同ジクスル兄弟二人ハ二親等、叔父ト甥ハ三親等、從兄弟ハ四親等、從兄弟ノ息子ハ五親等、從兄弟ノ孫ハ六親等トシ以下ニ準ズ

第二百五條 第一傍系ハ第一ノ尊系ヨリ出ヅル則チ當人ノ父母ヨリ出デ其ノ兄弟姉妹ニ至リ更ニ兄弟姉妹ヨリ甥姪ニ至ル以下之ニ準ズ

第二百六條 第二ノ傍系ハ第二ノ尊系ヨリ出ヅル則チ二人ノ祖父及二人ノ祖母ヨリ出デ當人ノ伯叙父ニ至リ更ニ伯叙父ヨリ其ノ從兄弟ニ至ル以下之ニ準ズ

第二百七條 第三ノ傍系ハ第三ノ尊系ヨリ出ヅル則チ四人ノ曾祖父及四人ノ曾祖母ヨリ出デ其ノ卑系ニ至ル

第二百八條 同一ノ方法ニ依リ亦尊屬ヨリ出ヅル他ノ傍系ヲ定ム

第二百九條 血族ノ遠近ヲ定ムルニ當リテハ凡ニル場合壇區簿(教籍簿)及血族關係ヲ知ルキ者ノ階級ニ從ヒ貴族系譜簿(譯註1)都市居留者名簿(譯註2)、戸口調査簿及其ノ他ノ民籍書類ヲ其ノ證據ト爲スモノトス

- 1 原文ハ родословныя дворянскія книги ナリ
- 2 原文ハ городовыя обязательскія книги ナリ

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

第二百十條 婚姻ヲ許シ又ハ之ヲ禁ズル血族ノ親等、姻族及宗教上ノ親族ノ親等ハ教會ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第二百十一條 血族ノ親系及親等ヲ知ル爲ノ便宜トシテ本法ニ別表ヲ添フ

第三編 親族法上ノ後見及保佐

第二百十二條 法律ヲ以テ親族法上二種ノ後見及保佐ヲ設ク

- (一) 未成年者
  - (二) 痴者、狂者、盲啞者及啞者
- 備考 本條(第二百十二條)ニ定ムル外他ノ凡ニル場合ニ設クル後見ハ親族法上ノ制度ニアラズシテ身分法、同別冊附錄、民事訴訟法、犯罪豫防及防止法及國稅徵收法ニ之ヲ定ム。私人ガ其ノ財産ニ對シ恣ニ設ケタル後見ハ法律上何等ノ效力ナク裁判所ニ於テ正式ノモノト認メラルルコトナシ

第一章 未成年者ニ對スル後見及保佐

第一節 未成年者ノ年齢及其ノ財産ニ對スル權利

第一款 未成年者ノ年齢



第二百十三條 未成年ヲ分チテ三期トシ第一期ハ出生ヨリ十四年迄、第二期ハ十七年迄、第三期ハ十七年ヨリ二十一年迄トス

備考 時ニヨリ初ノ二期ノ男女ヲ法律上未成熟者、第三期ノ者ヲ未成年者ト謂フコトアルモ名稱上ノ本區別ハ常ニ守ラレ居ラズ

第二百十四條 未成年ハ下記ニ依リ之ヲ定ム

- (一) 各子ノ出生年及日ノ記入アル檀區簿(教籍簿)
- (二) 之ガ洗禮ヲ行ヘル僧侶又ハ洗禮父、之ナキトキハ他ノ信ジ得ベキ者ノ提出スル書證

第二百十五條 年齢ノ確定ニ付テハ下記モ亦之ヲ採用ス

- (一) 各檀區備付ノ痛悔者(註一)及領聖者(註二)名簿ニシテ其ノ年齢ヲ記載シアルモノ
- (二) 貴族系譜簿、都市居留者名簿及戸口調査簿

(譯註)

1 原文ハ *исповѣданіица* ヲ「懺悔者」トモ譯スルコトヲ得

2 原文ハ *приобщающіеся Святыхъ Таинъ* ニテ聖體機密(聖餐)ヲ受ケタル者ノ意ナリ

第二百十六條 年齢ニ關スル證據トシテ私人ノ證言ノミヲ(註一)採用スルコトハ之ヲ禁ズ

(譯註)原文ハ *одно собственное показаніе частнаго лица* ナリ

第二款 未成年者ノ財産權

第二百十七條 未成熟者ハ直接自己ノ財産ヲ管理、處分若ハ方式ノ如何ヲ問ハズ(註一)之ヲ他ノ者ヘ移轉シ又ハ自己ノ名ヲ以テ他人ニ財産ニ關スル委任ヲ爲スコトヲ得ズ

(譯註)原文ハ *какимъ бы то ни было укрѣпленіемъ* ナリ

第二百十八條 其ノ如何ヲ問ハズ未成熟者ノ名ヲ以テ公正證書ヲ作成スルコト及未成熟者ノ作成セル證書ヲ有效ト認メ又ハ之ガ實行ヲナスコトヲ得ズ

備考 未成熟者ノ與ヘタル抵當權設定證書アルトキハ該證書ハ之ヲ廢棄スルノ外契約ノ相手方ヨリ罰金トシテ該證書ニ對スル税金ノ倍額ヲ國庫ニ徵收ス。未成熟者又ハ未成年者ノ財産ヲ正當ナル許可書又ハ現行法ノ要求スル保佐人ノ同意ナクシテ惡意ニテ買ヒタル者ハ何等ノ賠償ヲ受クルコトナク買入財産ヲ返還スルノミナラズ刑法上ノ責任ヲ問ハルモノトス

第二百十九條 未成熟者ガ十四歳ニ達シタルトキハ後見人ニ付定ムルモノト同性質ノ凡ニル事項ニ付助言ト保護ヲ得ル

九十四條備考附錄ニ定ムル規定ニ基キ之ヲ計算ス

第二節 後見及保佐ノ設定

第二百二十五條 未成熟者本人及其ノ財産ヲ保護スル爲之ニ對シ後見ヲ設定ス

備考 千八百七十八年ノベルリン條約ニ依リ露西亞ニ併合セラレタルベッサラビヤノ一部ニ於テハベッサラビヤノ一部ノ住民ニシテ露西亞國籍ニ復歸セル住民ノ爲普通後見所ノ制定アル迄千八百七十八年迄效力ヲ有セシ未成熟者ノ事件及財産處理ノ地方的手續ハ之ニ關スル特別規定ニ基キ尙效力ヲ有スルモノトス

第二百二十六條 未成熟者ノ所有ニ歸セル財産ノ管理ハ其ノ父母ノ生前ハ父ニ所屬ス

第二百二十七條 父母ハ其ノ死後遺ルベキ未成熟者及財産ニ對シ自己ノ選擇ニ依リ遺言ヲ以テ後見人ヲ指定スルコトヲ得

第二百二十八條 父母ノ指定スル後見人ハ政府ノ任命スル後見人ト同一ノ官公署ノ管轄ニ屬シ其ノ命ニ從フ

第二百二十九條 未成熟者ノ所有ニ歸セル財産ニ付遺言ニ依リ別ノ後見人ノ指定ナク又第二百五十六條及第二百五十八條ニ基キ得見人トナリ得ザル原因ナキトキハ後見ハ生存中

爲保佐人ノ任命ヲ自ラ請求スルコトヲ得ルモ之ニ因リ其ノ財産處分權ハ伸張スルコトナク何レカノ行爲ニ付同人ノ爲ス同意ハ從前通り無効トス

第二百二十條 十七歳ニ達シタル者ハ自己ノ財産ヲ管理ス但シ財産ノ分與ヲ受ケタル者タルト否トニ拘ラズ其ノ保佐人ノ同意及署名ナクシテ債務ヲ爲シ書面ニ因リ義務ヲ負ヒ其ノ種類ノ如何ヲ問ハズ證書ヲ作成シ法律行爲ヲナシ何レカノ場所ニ於テ運轉中ノ資金ヲ處分シ又ハ新ル資金ヲ金融機關ヨリ回收スルコトヲ得ズ。之ニ反スル場合ハ其ノ負ヒタル義務ハ其ノ如何ヲ問ハズ無効トス

第二百二十一條 完全ナル財産處分權及義務ヲ負フ自由ハ成年則チ二十一歳ニ達スル以前之ヲ取得スルコトナシ

第二百二十二條 後見人ノ同意ナク自己ノ名ニ依リ書面ヲ以テ義務ヲ負ヒ又ハ何等カノ證書ヲ作成シタル未成年者ハ未成熟者タルトキナリシト成年ニ達シタル後ナリシトヲ問ハズ之ニ因リ請求ヲ受ケ又ハ責任ヲ問ハルコトナシ

第二百二十三條 未成年者ノ義務負擔手續ニ關スル法律ノ現行規定ハ商人階級ノ者ニシテ後見解除アリタル者及被後見者ニ對シテモ亦全面的ニ之ヲ適用ス

第二百二十四條 未成熟者ノ事件ニ對スル時効ノ期間ハ第五百六十五條第五百六十六條、第六百六十六條ノ十二及第六百



ノ父又ハ母ニ屬ス  
第二百三十條 父又ハ母ガ後見ヲ辭任セズ且遺言ヲ以テ其ノ補助トシテ他ノ後見人ヲ指定シ居ラザルトキハ後見ハ他ノ者ヲ之ニ關與セシムルコトナク父又ハ母一人ノミニテ之ヲ行フ

第二百三十一條 遺言書ニ後見人ノ指定ナク生存中ノ父又ハ母其ノ義務ヲ負ハザル場合政府ハ後見人ヲ選任ス

第二百三十二條 チエルニゴフ縣及ボルタワ縣ニ於テハ遺言ニ依ル後見人ノ指定權ハ父ニ屬ス。後見ヲ擔保スルニ足ル財產ヲ有セザル者モ亦遺言ヲ以テ之ヲ後見人ニ指定スルコトヲ得。未成熟者ノ後見ハ生存中ノ父母ニ屬ス。母ハ貴族後見所又ハ孤兒裁判所ガ未成熟者ノ父方ヨリ優先的ニ任命セル年長ノ血族ナキトキハ第三者ト共ニ後見ヲ行フ。生存ノ父母ナク遺言ニ依ル後見人ナキトキハ次ノ順位ニ依リ未成年者ノ血族又ハ姻族ヲシテ其ノ後見ヲ行ハサシム

- (一) 肉身ノ兄
  - (二) 父方ノ伯叔父及他ノ血族
  - (三) 母方ノ伯叔父及他ノ血族
  - (四) 男系親節ノ婚嫁セル血族
  - (五) 女系親節ノ婚嫁セル血族
- 婚嫁セル血族ハ夫ト其ノ共同責任ノ下ニ之ヲ行フニ非ザレ

バ後見ヲ爲スコトヲ得ズ

第二百三十三條 貴族ノ孤兒ニ對スル監護ハ貴族後見所ヲシテ之ニ當ラシム

備考 オロネツク縣、ウヤトカ縣及アルハンゲリ縣ニ於テハ貴族ノ後見事件處理ノ爲普通縣制ニ定ムル規定ニ基キ別個ノ縣後見事務所ヲ設置セリ

第二百三十四條 一代貴族ノ子ニ對スル監護ハ孤兒裁判所又ハ之ニ代ルベキ機關之ヲ行フ

第二百三十五條 チエルニゴフ縣及ボルタワ縣ニ於テ未成熟者ノ財產ガ郡ヲ異ニスル諸地域ニ在ルトキハ他ニ比シ財產ノ大ナル部分存在スル管轄區域ノ貴族後見所又ハ孤兒裁判所後見人ヲ任命ス

第二百三十六條 世襲貴族タル僧侶ノ子ニ對シテハ他ノ貴族ト同一ノ規定ニ基キ貴族後見所後見人ヲ任命ス。他ノ聖職者及堂役ノ子ニ對スル後見ハ教會ノ長之ヲ設定ス

第二百三十七條 廢止

第二百三十八條 市民ノ未成熟孤兒ノ保護ハ一般的ニ市孤兒裁判所又ハ之ニ代リ其ノ職務ヲ遂行スル機關ヲシテ之ニ當ラシム  
備考 領地及自己ノ所有地ニ移住セル猶太人ノ未成熟子ノ後見事務所ハ孤兒裁判所ノ管轄ニ屬ス

第二百三十九條 廢止

第二百四十條 特別縣制ニ基キ治メラルル地域ニ於ケル後見事務ハ同縣制及裁判所構成法ニ定ムル機關之ヲ處理ス

第二百四十一條 村落民ノ未成熟者ニ對スル監護ニ付テハ身分法及同法特別規定ニ之ヲ定ム。異民族ノ監護ニ關スル規定ハ異民族法ニ之ヲ定ム。トルケスタン地方及大草原諸州ノ原住民ノ監護事務ハトルケスタン地方統治法及アクモリンスク州、セミバラチンスク州、セミレチエンスク州、ウラル州及トルガイ州統治法ニ定ムル規定ニ據ル。流刑者ノ子ニ對スル後見及監護規定ハ流刑者法ニ之ヲ定ム

第二百四十二條 ベツサラビヤ縣ニ於テハ(第二百二十五條備考)小地主(舊マズイル及ルバタシ)ノ未成熟孤兒及財產ノ監護ハ其ノ頭目ニ之ヲ負ハシム。頭目ハ特別規程ニ依リ監護ヲ行フ

第二百四十三條 廢止

第二百四十四條 廢止

第二百四十五條 貴族及市民階級ニ屬スルタウリチエスキイ同教徒ノ遺產ニシテ未成熟相續人ノ承繼シタルモノニ對シテハ普通規程ニ基キ後見ヲ設定ス。貴族出身ニ非ラザル同教徒ノ未成熟者ニ對スル後見設定ニ付テハ同教徒會ヲシテ之ニ當ラシム。同教徒會ハ此ノ場合其ノ慣習ニ依リ行爲

附錄 ロシア人ニ對スル親族相續法規

ス但シ後見人、貴族後見所及孤兒裁判所ノ責任ニ付定ムル規定ニ基キムフチ(註一)及タウリチエスキイ同教徒務局(註二)ニ對シ責任ヲ負フ

- 1 原文ハ Myphi (タウリチエスキイ同教徒ノ長) ナリ
- 2 原文ハ Тапнечкое Маронашкое Духовное

Ипаренте Нав

第二百四十六條 廢止

第二百四十七條及第二百四十八條 第二百四十條ノ規定ヲ以テ本二條ニ代フ

第二百四十九條 外國ニ於テ死亡セル露西亞臣民ノ未成熟者ノ後見及保護ハ當分露西亞領事ニ當ル。露西亞領事ハ此ノ場合領事館職務規則ニ定ムル規定ニ基キ之ヲ處理ス

第二百五十條 貴族後見所及孤兒裁判所ハ下記ノ場合各孤兒事件ノ處理及管理ヲ開始ス

- (一) 貴族會會長又ハ市長ヨリ父母ノ死後孤兒トナリ監護スル者ナキ其ノ所管ニ係ル未成熟者ニ付其ノ旨通知ニアリタルトキ
- (二) 未成熟者ノ近親血族又ハ姻族ヨリ通知アリタルトキ若ハ第三者二人及權區僧侶ノ證明アリタルトキ
- (三) 上級又ハ同級官公署ヨリ通知アリタルトキ



第二百五十一條 本通知ニヨリ貴族後見所及孤兒裁判所ハ下記ノ義務ヲ負フ

(一) 未成熟者ノ財産ヲ調査スルコト

(二) 未成熟者本人及其ノ財産ニ對シ父母ガ遺言書ニ指定セル後見人ヲ就任セシメ後見人ノ指定ナキトキハ自ら後見人ヲ選任スルコト

(三) 遺産ナキトキハ未成熟者ヲ其ノ身分及年齢ニ應ジ公立學校ニ入學セシメ孤兒院ニ入所セシメ官職ニ就カシメ若ハ職又ハ仕事ヲ習得セシムル爲同情アル者ニ之ヲ託スルコトニ力ヲ致スコト

備考 後見人ハ未成熟者ガ財産ヲ有スルト否ト問ハズ法律ニ基キ總テノ未成熟者ニ對シ之ヲ任命スルモノトス

第二百五十二條 正教僧侶ノ未成熟孤兒ニ對スル後見及保佐ニ關シテハ正教監督局規定及陸海軍所管ノ寺院及僧侶法ニ之ヲ定ム。プロテスタント並ニアルメニヤ・グレゴリー教僧侶ノ未成熟者ノ監護ニ關シテハ外國宗教法ニ之ヲ定ム

第二百五十三條 後見人ノ定員ハ之ヲ定メズ。郡ヲ異スル諸地域ニ存在スル財産ニ對シ後見人一名ヲ任命スルコトヲ得

第二百五十四條 後見人ハ未成熟者ノ血族、姻族又ハ第三者中ヨリ之ヲ任命スルコトヲ得

第二百五十五條 チエルニゴフ縣及ボルタワ縣ニ於テ後見ノ

設定後成年ニ達シタル未成熟兄弟ノ一人ハ他ノ未成熟兄弟姉妹ニ對スル後見ノ職務執行ニ當ルベキコトヲ請求スルコトヲ得

第二百五十六條 後見人ハ其ノ監護ニ於テ未成熟者ノ健康ニ

心ヲ致シ德義心ヲ涵養シ未成熟者ノ身分ニ應ジ充分ナル生活ヲ與フルコトニ付其ノ良心ニ期待スルコトヲ得且父ノ子ニ對スルガ如キ心ヲ以テ未成熟者ノ保護ニ當ルコトヲ望ミ得ル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ要ス。從ツテ下記ノ者ハ之ヲ後見人ニ任命スルコトヲ得ズ

(一) 自己及父母ノ財産ヲ費消シタル者

(二) 明白ニシテ周知ノ缺陷ヲ有スル者、裁判ニ依ル全權能判奪者、全資格喪失者又ハ刑法第五十條ノ一部資格喪失者

(三) 其ノ行動ノ粗暴ナルコトニ付定評アル者

(四) 未成熟者ノ父母ト不和ナリシ者

(五) 破産者

第二百五十七條 削除

第二百五十八條 チエルニゴフ縣及ボルタワ縣ニ於テハ普通

法ニ依リ後見人タルコトヲ禁ゼラレタル者ノ外下記ノ者モ亦之ヲ後見人ニ任命スルコトヲ得ズ

(一) 露西亞國籍ヲ有セザル者

(二) 後見ヲ保障スルニ足ル自己所有ノ財産ヲ有セザル者但シ第二百五十二條ニ基キ未成熟者ノ父ガ遺言書ニ斯ル者ヲ後見人ニ指定シタルトキハ此ノ限りニアラズ

第二百五十九條 各後見人ハ之ヲ任命シタル機關ニ直屬ス

第二百六十條 十四歳ニ達シ保佐人ノ任命ヲ自ら請求スル權利ヲ得タル未成熟者ハ其ノ所屬ニ從ヒ貴族後見所又ハ孤兒裁判所ニ其ノ旨申請スルモノトス

第二百六十一條 遺言ニ依ル後見人ノ指定ナキ場合勅旨ニ依ルノ外所定ノ後見機關以外ニ於テ後見人ヲ任命スルコトヲ得ズ

第二百六十二條 一般ニ後見人ノ義務下記ノ如シ

(一) 未成熟者本人ノ監護

(二) 未成熟者ノ財産管理

第一款 未成熟者本人ノ監護

第二百六十三條 後見人ハ未成熟者本人及其ノ健康ニ付之ヲ監護スルコトヲ要ス。後見人ハ未成熟者ガ神ヲ恐レ其ノ出生當初ヨリ所屬スル宗教ヲ悟リ禮ヲ知り惡習ニ染マザルヤウ之ガ養育ニ力ヲ致スコトヲ要ス。之ガ爲後見人ハ下記ノ

義務ヲ負フ。若シ未成熟者ヲ公共ノ學校ニ入學セシメザルシトキハ未成熟者ノ出身及身分ニ應ジ之ヲ養育シ本人ニトシテシカラザル知識ヲ修得セシムル爲有徳ノ士ニ未成熟者ヲ託シ又ハ其ノ知識及行狀ニ付法定ノ證明書ヲ有スル教師ヲ未成熟者ノ爲選任スルコトヲ要ス。未成熟者ノ用ヲ足ス爲善其ニシテ缺點無キ者ヲ必要ナル員數ヲ限り未成熟者ニ附スルコトヲ要ス。後見人ハ一概ニ未成熟者ガ其ノ身分ニ應ジ勤勉ニシテ穩健、平穩ナル生活ヲ爲シ得ルヤウ之ヲ育成スルコトヲ要ス

第二百六十四條 チエルニゴフ縣及ボルタワ縣ニ於テハ婚姻前ノ女子及就學前ノ男子ハ其ノ所屬ニ依リ貴族後見所又ハ孤兒裁判所ガ正當ト認メタル特別ノ理由無キ限り母ガ其ノ後見ニ關與セザルトキト雖モ其ノ母ヨリ之ヲ引離スコトヲ得ズ。後見人ハ被後見人タル子ガ母ノ許ニアル全期間ヲ通ジ全財産ノ收益ニ應ジ子ノ養育費トシテ一足ノ收益ヲ期限ヲ違フコトナク支給スルコトヲ要ス

父母ノ死亡ニ因リ孤兒トナリタル女子ニ對シテハ兄弟及後見人ハ同人ガ婚姻スルニ至ル迄品行ヨキ若カラザル女子ニ對スルコトヲ要ス

被後見女子ノ婚姻ニ付テハ同人ガ母ノ許ニアルトキト雖モ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ後見人ガ本人ノ財産ヲ



永ク管理センガ爲ノ目的ノミヨリ婚姻ヲ許サザル場合本人ハ第七條ノ規定ニ定ムル事項ニ付申請ヲ爲スコトヲ得  
第二百六十五條 後見人ハ未成熟者ガ受ケタル個人的侮辱ニ對シ法律上ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第二款 未成熟者ノ財産管理

第二百六十六條 未成熟者ノ全財産及不動産ハ後見人ガ其ノ所屬ニ從ヒ貴族後見所又ハ孤兒裁判所ノ役員ト共ニ國稅徵收法ノ財産目録ニ關スル規定ニ基キ第三者タル二名ノ證人立會ノ下ニ作成シタル目録ニ依リ之ヲ引續キ自己ノ管理ニ移スモノトス。目録原本ノ一通ハ全員ヲシテ之ニ署名セシメ貴族後見所又ハ孤兒裁判所ニ提出シ他ノ一通モ同ジク全員ヲシテ之ニ署名セシメ後見人之ヲ保管ス

第二百六十七條 貴族後見所、孤兒裁判所又ハ其ノ他ノ機關ノ被後見孤兒財産ニ關スル記録ニ依リ死亡預金者ガ國立銀行ニ金員ヲ預ケ入レタルコトノ痕跡アリ又ハ之ヲ推測シ得ル場合此等機關ハ必要アルトキハ之ニ關スル證明書ヲ國立銀行ニ請求スルコトヲ得

第二百六十八條 未成熟者所有ノ不動産則チ證書、手形等凡ニル物品ハ毀損又ハ滅失ノ恐ナキ便利安全ナル場所ニ保管シ金員ハ利息附ニテ確實ナル不動産、動産又ハ手形ヲ擔保ト

地ノ便宜ニ應ジ之ヲ擴張スルコト

(二) 必要有益ナル建物ハ之ヲ荒廢セシメザルヤウ適宜之ヲ修理スルコト

(三) 財産ニ對スル公課ハ總テ過怠ナク之ヲ納入スルコト

(四) 未成熟者ノ商工業及其ノ他施設ハ出來得ル限り一層良好ナル狀態ニ置クコト

第二百七十一條及第二百七十二條 廢止

第二百七十三條 後見人ハ未成熟者ノ收益ヲ適時ニ取立テ支出ハ無款ナキヤウ努ムルモノトス。之ガ爲後見人ハ未成熟者ノ生活費及年少者ノ養育並ニ用ヲ便ズル爲雇入レタル者ニ對スル給與トシテノ支出スルモノ中無款贅澤ナルモノハ總テ之ヲ排除シ各年毎ノ正確ナル收支簿ヲ作成スルモノトス

第二百七十四條 未成熟者ノ有スル金錢債權ニ付テハ後見人ハ期限ニ債務者ヨリ之ヲ取立ツルモノトシ辨濟ナキトキハ法定ノ處置ヲ講ズルモノトス

第二百七十五條 未成熟者ノ財産ニ付債務アル場合後見人ハ收益ヨリ費用ヲ差引キタル殘額ヲ以テ爭ヒ得ザル債務ヲ辨濟スルコトニ努メ其ノ收益ガ全債務ヲ一時ニ辨濟スルニ足ラザルトキハ急ヲ要スルモノヲ先ニ辨濟スベク殊ニ金融機關ヨリノ借入金ニ對シ抵當ニ當テタル財産ハ延滞ニヨリ

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

シ私人ニ貸與シ商業及之ニ類スル事業ニ之ヲ使用シ利殖ノ爲國立銀行大小支店、國立貯蓄銀行ニ預金シ又ハ利附國債或ハ其ノ定款ガ之ヲ許容スル株式會社社債若ハ借入金ニ投資スルモノトス

未成熟者ノ所有ニ屬シ國立銀行又ハ其ノ他ノ金融機關ニ預ケ入タル金員ハ未成熟者ガ十七歳ニ達スル迄ハ縣知事ガ正當ト認メタル貴族後見所又ハ孤兒裁判所ノ請求ニヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ拂渡スモノトス

備考一 自己ノ名義ヲ以テ自ラ國立貯蓄銀行ニ預金ヲ爲シタル未成熟者及未成年者ハ後見人又ハ保佐人ノ關與ヲ受クルコトナク國立貯蓄銀行定款ノ普通規則ニ基キ之ヲ使用スルモノトス

備考二 千八百八十一年ノ元老院令ヲ以テ本條(第二百六十八條)ノ解釋トシテ定ムルコト下記ノ如シ。則チ後見人ハ自ラ未成熟者ヨリ金ヲ借入ルルコトヲ得ズ

第二百六十九條 未成熟者ノ不動産ニ付テハ後見人ハ之ヨリ得ル收益ヲ全額同收シ國稅ハ滯納スルコトナク期限ニ納入シ得ルヤウ不動産ヲ保持スルモノトス

第二百七十條 尙後見人ハ下記ニ付監護ニ盡力スベキモノトス  
(一) 耕作、牧畜及其ノ他法律ノ禁ゼザル營利施設ハ其ノ

賣却セラルルコトナキヤウ責任ヲ以テ注意ヲ拂フモノトス

備考 貴族後見所ハ後見人ガ年少者ノ財産ヨリ得ル收益ヲ以テ借入金ノ元本ニ對スル利息ヲ辨濟スルコト能ハザルコトニ付首肯スルニ足ル證據ヲ提出シタルトキハ債權者ノ承諾ヲ得該利息ヲ越ニザル額ノ新借入金ヲ爲スコトニ付許可ヲ與フルコトヲ得、但シ該處置ハ緊急ノ場合ニ限り之ヲ爲スモノトス

第二百七十六條 タウリイチエスク回教徒ノ未成熟者ノ財産ニ付後見設定後相續開始及相續財産分割當時知レタルモノノ外債務アルコト明トナリタル場合ニ於ケル該債務ノ辨濟及後見期間中成年ニ達シタル相續人ニ對シ後見財産ヨリ爲ス其ノ所有ニ歸スベキ部分ノ分離ハ普通規定ニ基キ之ヲ行フ

第二百七十七條 未成熟者ノ財産ノ賣却ハ下記ノ規定ニ基キ之ヲ行フ  
(一) 後見人ハ食料品及腐敗、毀損又ハ滅失シ易キ物ヲ別ニ許可ヲ受クルコトナク賣却スルコトヲ得、但シ後見人ハ貴族後見所又ハ孤兒裁判所ニ對シ一年ノ決算書ヲ提出スルニ當リ該賣却ニ關スル決算書ヲモ亦提出スルコトヲ要ス



(二) 銀、金及各種寶石ノ如ク腐敗毀損セザル物ハ下記ノ場合ニ限リ之ヲ賣却スルコトヲ得。(イ)未成熟者ノ相續財產ニ對スル債務ノ辨濟又ハ未成熟者ノ生活費支辨ノ爲キ。此等物品ノ賣却ハ以下不動産ニ付定ムル方法ニ依リ之ヲ行フ

(三) 未成熟者所有ノ不動産ノ賣却ハ下記ノ場合之ヲ行フコトヲ得。(イ)成年及未成熟相續人間ニ於テ相續財產ノ分割ヲ爲ス際(ロ)未成熟者ガ相續財產ト共ニ承繼シタル債務ヲ辨濟スル爲ナルトキ(ハ)建物ガ全ク腐朽セルトキ又ハ財產ノ保持ニ之ヨリ得ル收益以上ノ費用ヲ要スルトキ。未成熟者ノ財產ノ賣却ヲ必要トスル總テノ場合後見人ハ其ノ旨貴族後見所又ハ孤兒裁判所ニ申請シ該機關ハ之ヲ縣知事ニ報告シ縣知事ハ之ニ自己ノ意見書ヲ附シ元老院ニ移送ス。元老院ノ許可ナクシテ行ハレタル該財產ノ賣却ハ無効トス。不動産賣却公正契約書作成ニ係ル買主ノ損害ハ該契約書ヲ作成シタル官公署ノ責任トス

(四) 裁判ニ依ラズ後見人ノ意思ニ依リ行フ未成熟者ノ財產ノ賣却ハ總テ貴族後見所及孤兒裁判所ノ監督ノ下ニ後見人ノ手ニヨリ隨意値段ニテ之ヲ行フ

備考 法律大全ニ規定セル未成熟者ノ財產賣却ニ關スル規

定ハベツサラビヤ縣ニ對シテモ亦效力ヲ有スルモノトス

第二百七十八條 廢止  
第二百七十九條 未成熟者ノ生活費ヲ補フ爲後見人ハ未成熟者所有ノ飾物附屬物ヲ求メントスル者ヲ探シ双方合意ノ上聖像ト引換ヘニ現金ヲ受クルコトヲ得

第二百八十條 未成熟者ノ財產ヲ擔保トシテ爲ス金融機關又ハ私人ヨリノ借入金ハ未成熟者ノ利益及幸福ノ爲必要ニシテ元老院ノ許可ヲ得タルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第二百八十一條 コーカサス地方及スタヴロポリ縣ニ於テハ未成熟者所有ノ不動産ノ擔保差入、賣却、讓渡及其ノ他總テ下級後見機關ノ權限ヲ越ユル事項ノ認可ハ地方裁判所ヲシテ之ニ當ラシム

第二百八十二條 後見人ハ未成熟者ノ凡ユル裁判事件ニ付申請ヲ爲シ未成熟者ニ代リ所要ノ個所及法定ノ期間ニ請求及控訴ヲ爲ス等未成熟者ガ財產ヲ平穩ニ占有シ得ル方法ヲ講

第二百八十三條 廢止  
第二百八十四條 後見人ハ報酬トシテ毎年未成熟者ノ全收益ノ五パーセントヲ受ク

第二百八十五條 チェルニゴフ縣及ボルタワ縣ニ於テハ後見人ハ財產管理ニ對スル報酬トシテ毎年該財產ヨリ實際ニ得タル純益ノ十パーセントヲ受ク

第二百八十六條 後見人ハ貴族後見所又ハ孤兒裁判所ニ所屬シ下記ノ義務ヲ負フ

(一) 必要且疑問アル事項ハ其ノ意見ヲ附シテ該機關ニ提出シ其ノ指揮ヲ仰グコト

(二) 毎年度終了後必ズ一月中ニ該機關ニ對シ未成熟者ノ收支、生活、養育及未成熟者ガ業ヲ營ムトキハ該營業ニ關スル一年間ノ決算書ヲ後見終了ノトキハ總決算書ヲ提出スルモノトス。一人ノ後見人ガ管理スル財產ニシテ郡ヲ異スル諸地域ニ存在スルモノニ對シテハ第二百五十八條ニ基キ後見人所屬ノ貴族後見所ニ前記決算書ヲ提出シ一代貴族ノ子ノ財產ニ關スル決算書ハ孤兒裁判所ニ之ヲ提出スルモノトス

第二百八十七條 貴族後見所及孤兒裁判所ハ前記決算書ヲ審査スルニ當リ未成熟者ノ財產ガ正當ニ管理サレ未成熟者ガ

品位アル養育ヲ受ケ未成熟者及其ノ用ヲ便ズル爲之ニ附シタル者ガ必要ナル給養ヲ受ケ居ルヤ否ヤ其ノ他後見人凡ユル意味ニ於テ未成熟者本人及其ノ財產ニ對シ實益ヲ齎シ其ノ破滅、荒廢ヲ來サザルヤウ遂行サレ居ルヤ否ヤヲ觀察スルモノトス

第二百八十八條 後見決算書ノ審査、後見機關ニ對スル異議提出及該異議審理手續ハ普通縣制ノ規定ニ之ヲ定ム

第二百八十九條 廢止  
第二百九十條 後見人又ハ保佐人ガ未成熟者所有財產又ハ資金ヲ營利ノ爲其ノ後破産セル者ニ與ヘタル場合該財產ガ破産財團トナリタルトキニ於テモ該後見人又ハ保佐人ハ未成熟者ノ損害ニ對シ之ガ責任ヲ負フモノトス

第二百九十一條 後見人及保佐人ガ被後見人又ハ被保佐人ノ權利ノ擁護ヲ爲サザリシコトニ過意又ハ故意アルトキ之ガ爲未成熟者ニ對シ生ジ又ハ生ズルコトアルベキ損失ニ付自己ノ財產ヲ以テ責任ヲ負フ

第二百九十二條 但シ後見人又ハ保佐人ガ其ノ管理セル資金又ハ財產ヲ自ラ使用シ自己ノ事業ニ依リ破産シタルトキハ該財產ハ之ヲ破産財團ニ入レズ破産開始ノ日迄ノ利息ヲ附シ全部未成熟者ノ爲之ヲ留保スルモノトス。破産債務者ハ該資金及財產ヲ恣ニ使用シタルコトニ對シ法律上ノ制裁ヲ



第二百九十三條 民事訴訟法(千九百十四年版)第七百四十八條、第七百五十一條、第七百五十二條、第七百七十八條及民事訴訟法(千八百九十二年版)第三百二十條ノ規定ヲ以テ之ニ代フ

第二百九十四條 父母ガ後見人トナリタル場合ノ未成熟者ノ財産ニ付テハ總テ第三者タル後見人ニ對スル財産ノ賣却、動産並ニ不動産ノ擔保差入及財産管理ニ關スル決算書ニ付定ムル前記規定ニ從フモノトス

第二百九十五條 チエルニゴフ縣及ボルタワ縣ニ於テハ

(一) 母ノ遺産ニシテ母ノ未成熟者ガ承繼スベキ財産及該未成熟者ノ名ヲ以テ裁判ニ依リ得タル財産又ハ諸證書ニ基キ未成熟者ニ所屬スル財産ハ男子ハ成年ニ達スル迄女子ハ婚姻スル迄父ニ於テ之ヲ管理ス

(二) 未成熟者ノ財産ヲ管理スル爲之ヲ引繼グト共ニ父ハ所屬ニ從ヒ貴族後見所又ハ孤兒裁判所ニ其ノ財産ノ狀況ヲ報告スルコトヲ要ス

(三) 後見上ノ權利ニ基キ財産ヲ管理スル場合父ハ收益ニ付報告書ヲ提出セズ財産ヲ完全ニ返還スルコトノミニ付義務ヲ負フモノトス

(四) 父ハ男子ノ一人ガ成年ニ達シ又ハ女子ノ一人ガ婚姻

シタルトキハ之ニ對シ其ノ受クベキ財産ヲ與フルノミニシテ他ノ未成熟者ノ財産ニ付テハ其ノ管理ヲ續ク

(五) 未成熟者ノ財産管理ニ對スル報酬トシテ父ハ他ノ後見人ニ付定ムル法定ノ報酬ヲ受クルコトナシ

(六) 父ガ遺言ヲ以テ母一人ヲ後見人ニ指定シタル場合母ハ當該未成熟者ノ血族中父方ノ者ヲ優先セシメ其ノ監督ノ下ニ遺言ニ基キ未成熟者ノ財産ヲ管理ス

(七) 他ノ後見人ト共ニ母ガ後見人トナリタル場合母ハ前記他ノ後見人ト協力シテ年少者ノ財産ヲ管理スルモノトス

(八) 後見人ニ任セラレタル母ハ目錄ニ依ル未成熟者財産ノ引繼、決算、財産ノ管理、財産ノ子ヘノ返還及後見ノ報酬ニ付テハ後見ニ付定ムル普通規定ニ從フ、但シ未成熟者ノ財産ニ付終身利益權ヲ享有スル母ハ此ノ限りニアラズ。此ノ場合母ハ財産ヨリ得タル收益ヲ除キ財産ヲ完全ニ返還スル義務ノミヲ負ヒ後見ニ對スル報酬ハ之ヲ請求スルコトヲ得ズ

(九) 被後見人ガ成年ニ達シ又ハ婚姻シタル爲後見終了スルト共ニ被後見人ハ目錄及必要ナル計算書ヲ得テ後見人ヨリ自己ノ財産ノ引繼ヲ受ク。財産引繼ノ遲滞ニ付テハ後見人ハ法律上ノ責任ヲ負フ。此ノ外後見ノ解除ヲ受ケ

タル者ハ其ノ成年ニ達シ又ハ婚姻シタルトキヨリ起算シ普通時効完成迄ノ期間ニ同人ガ未成熟者タリシトキニ後見人ガ不當ニ處分セル不動産ニ對シ現在何人ガ占有スルニ拘ラズ直接其ノ返還ヲ請求スルコトヲ得。返還者ハ後見人ノ財産ニ對シ訴訟ヲ提起スルモノトス

備考 千八百五十二年七月七日裁可アリタル參議院意見書ノ解釋下記ノ如シ。リトワニア法典ハ成年ノ未婚女子ノ所有ニ屬スル動産並ニ不動産ニ對スル占有權ヲ剥夺セズ

(第五編第十四條)。又未成年者ハ之ヲ遺言ヲナス權利ナキ者ノ部類ニ入レ何等自由ナル權利ヲ有セザル者トナスモ(第八編第一條)其ノ中ニ未婚ノ成年女子ヲ舉ゲ居ラズ。依テリトワニア法典第五編第九條、第三編第四十條、第五編第十一條第四項ニ定ムル後見ハ未婚成年女子ノ爲ス自己ノ財産ノ處分ヲ制限スルモノニアラズ。從ツテ總資及相續ニ因リ得タル父方不動産ノ四分ノ一ニ關スル係争及訴訟ヲ除クノ外凡ニル事件ノ普通時効モ亦女子ニ付テハ該法典ニ定ムル法定ノ成年ニ達シタルトキヨリ之ヲ起算スベキモノトス

第二百九十六條 勅旨ヲ以テ設定シタル後見ハ勅旨ヲ以テ除外シタル事項ニ限リ前記普通規定ニ從フコトナシ  
第二百九十七條 第二百四十九條ノ規定ヲ以テ本諸條ニ代フ

附錄 ロシア人ニ對する親族相續法規

第二百九十八條乃至第三百二十七條 廢止  
第三百二十八條乃至第三百三十一條 第二百四十一條ニ定ムル規定ヲ以テ本諸條ニ代フ

第四節 コサツク軍隊ニ於ケル後見

第三百三十二條 ドン軍隊ニ於テハ地方後見所ヲシテ孤兒ノ

監護ニ當ラシム。地方後見所ハ官吏ノ孤兒及財産ノミナラズコサツク下士及兵卒ノ孤兒ノ監護ニモ亦當ルモノトス

第三百三十三條 ドン軍隊ノ地方後見所ハ下記ノ場合ヲ除キ(第三百三十四條乃至第三百四十條)貴族後見所及孤兒裁判所ニ付定ムル普通規定ニ依リ行爲スルモノトス

第三百三十四條 ドン軍隊ニ於テハ普通法ニ定ムル場合ノ外下記ノ場合後見ヲ設定ス。聯隊ト共ニ一定ノ地ニ赴クコトトナリタルコサツク軍屬ノ妻ガ確實ナル證明書ニ依リ家事ニ從事スルコトヲ得ザル程度ノ不具又ハ病氣ヲ有スルコト明ニシテ十七歳以上ノ子ナク血族者中何人モ病人及未成熟者ノ監護ヲ爲スコトヲ肯セズ而モ該コサツクハ必ズ勤務ニ赴ク必要アル場合其ノ家ノ生活ヲ保障スル爲下記ノ方法ヲ執ルモノトス

(一) 疾病又ハ不具ノコサツクノ妻ヲ州ゼムストヴオ事務處理委員會ノ保護ニ委ヌルコト



(二) 子及家事ヲ監護スル爲主人自ラ現役以外ノコサツク中ヨリ選任セル者ヲ後見人ニ就任セシムルコト。該後見人ハ他ノ者ヲ以テ同人ニ代ヘ又ハ主人ガ歸家スル迄コサツク村落ノ諸義務ヲ免除セラレ

(三) 後見人ハコサツク村會ノ監督ヲ受ケ主人ガ歸家シタルトキハ之ニ對シ其ノ財産保管ニ付法定ノ決算ヲ爲スモノトス

(四) 本後見ハ之ナクシテハコサツクノ家族及家事ガ事實破滅ノ危険アル場合ニ限リ之ヲ設定ス。從ツテコサツク村會ハ後見ニ付監重ナル監視ヲ爲スモノトス

第三百三十五條 コサツク聯隊ニ服務中其ノ妻死亡シ又ハ家屋焼失シ家族ヲ保護スル者無ク而モ聯隊ガドンニ歸還シ其ノ聯隊勤務終了スル迄退職スルコトヲ得ザル場合同一ノ規定ニ基キ該家族ニ對シ後見ヲ設定ス

第三百三十六條 病氣又ハ不具ノ妻ヲ有スル服務中ノコサツクガ男女ノ如何ヲ問ハズ同一家屋ニ住ム十七歳以上ノ子ヲ有スル場合該家族ニ對シテハ後見ヲ設定セズ

第三百三十七條 在役中ノコサツクノ妻ガ三十留以上ノ竊盜ヲナシタルコト發覺シ處罰ヲ受ケタルトキハ同人ノ家族及財産ニ對シ同一ノ規定ニ基キ後見ヲ設定ス

第三百三十八條 地方後見所ニ於ケル地方貴族會會長個人ノ

監護ニ關スル義務下記ノ如シ。所轄區域ニ在ル寡婦及未成熱孤兒ニ關スル最モ正確ナル情報ノ蒐集、殊ニ此等ノ者中貧困ナル者ヲ洩ラサザルヤウ凡ニル方法ヲ講ズルコト。其ノ財産ヲ保管シ程度ノ如何ニ拘ラズ所管事項ニ付申請ヲ爲ス等總テ監護ニ關スル法定事項ヲ司ル。之ガ爲地方貴族會會長ハ自ラ屢々コサツク村ヲ訪レ極力寡婦及孤兒ノ保護ニ當ルモノトス

第三百三十九條 地方後見所ハコサツク村會ガ任命セル後見人モ之ヲ除外スルコトナク後見人ヨリ毎年其ノ管理ニ付報告書ヲ二通宛徴收ス。該報告書ニ依リ後見所ハ後見人ニ委任シタル財産ガ所要ノ狀態ニ置カレ寡婦及孤兒ガ生活ニ窮スルコトナキ生活費ヲ孤兒ハ亦恥シカラザル養育ヲ受ケ居ルヤ否ヤヲ調査シ總テ後見人ノ違背、過怠ハ遲滞ナク之ヲ阻止シ責任者ニ對シテハ法律上ノ責任ヲ問フモノトス。之ニ反スル場合後見所自身嚴重ニ責任ヲ問ハル

第三百四十條 ドン軍隊ニ於ケル後見報告ノ検査ハ地方後見所ニ於テ之ヲ行フ。州理事會ノ後見事件ニ關スル權利及義務ハ縣理事會ノ權利及義務ノ範圍トス

第三百四十一條 凡ニルコサツク軍隊ニ於ケル後見人及保佐人ノ選任及其ノ行爲ノ監査ハ所屬ニ從ヒコサツク村會及コサツク部落會ノ管轄ニ屬シコサツク村長及コサツク部落ノ

長之ヲ監督ス

備考 ドン軍隊地區ニ於テハ後見人ノ選任及コサツク下士官兵ノ家族ニ關スル後見報告書ノ豫備監査ハコサツク村會ノ所管トス。貴族及官吏ノ家族ニ對スル後見人ノ選任及コサツク村會ガ選任シタル後見人モ之ヲ除外スルコトナク總テ後見報告書ノ最終監査ハ地方後見所ノ義務トス。ドン軍隊地區ニ居住スルコサツク軍人階級ニ屬セザル者ノ後見事務中貴族タル官吏、商人及村團體内ニ居住シ之ニ編入セラレ居ラザル平民、庶民及農民ノ後見事務ハ地方後見所ニ直屬ス。コサツク村團體ニ居住スル平民、庶民及農民ノ事件ノ第一審ハコサツク村會ニシテ第二審ハ地方後見所トス。コサツク村會及地方後見所ノ管轄ハコサツク軍人階級ニ屬セザル被後見人ノコサツク地區内財産ニ限ル

第三百四十二條 第三百四十一條ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第三百四十三條 第二百四十一條ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第三百四十四條 アストラハン・コサツク軍隊ニ於ケル軍屬ノ子及財産ノ後見事務及該軍屬ノ寡婦ノ監護、其ノ財産及事件ノ管理ハアストラハン・コサツク軍隊軍事局ヲシテ之

附錄 ロシア人ニ對スル親族相續法規

ニ當ラシメ軍事局ハ該事務ニ付貴族後見所及孤兒裁判所ト同等ノ義務ヲ負ヒ權利ヲ有ス

第三百四十五條 廢止

第三百四十六條 ウラル、シベリヤ及ザバイカル・コサツク軍隊ニ於ケル軍屬ノ孤兒ノ後見設定事務及一般軍隊關係ノ後見監督ハ軍經理局ノ所管トシセミレチエンスク、アマール及ウズリー軍隊ニ於テハ軍事局ノ所管トス。前記局ハコサツク軍人階級ノ孤兒ノ監護、其ノ財産ノ保持等總テノ一般後見事務ニ付不斷ノ注意ヲ怠ラズ損害ヲ蒙ラザルヤウ努メ之ガ過怠ノ責任者ニ對シテハ法律上ノ責任ヲ問フモノトス

第三百四十七條 ウラル、セミレチエンスク、シベリヤ、アマール及ウズリー・コサツク軍隊ニ於ケルコサツク下士官兵ノ家族ノ後見事件ノ第一審ハ所管ニ從ヒコサツク村會又ハコサツク部落會ナリ。セミレチエンスク、アマール及ウズリー軍隊ノ軍事局、ウラル又ハシベリヤ軍隊ノ軍經理局ハ其ノ所管ニ從ヒ後見報告書ノ最終監査ヲ爲ス。コサツク軍人階級ノ貴族、官吏、商人ノ後見事件ハウラル及シベリヤ軍隊經理局及セミレチエンスク、アマール、ウズリー・コサツク軍隊軍事局ガ貴族後見所及孤兒裁判所ノ資格ニ於テ之ヲ所管ス



第三百四十八條 ドン、アストラハン、ウラル、オレンブルグ、シベリヤ、セミレチエンスク、ザバイカル、アムール及ウスリー・コサツク軍隊ニ於ケル貴族、官吏、商人ヲ除キコサツク下士官兵及其ノ他コサツク村定住者ノ未成熟者所有財産ノ處分ニ關シ下記ノ規定ヲ定ム

(一) 未成熟者一人ノ所有又ハ成年者ト共有ノ腐敗、毀損、滅失シ易キ食料品及物品ノ處分ニ付テハ其ノ所管ニ從ヒコサツク村會又ハコサツク部落會之ヲ決議ス。該決議書ハコサツク村會又ハコサツク部落會ニ對シ制定セル決議簿ニ之ヲ記入ス

(二) 未成熟者ノ他ノ動産及不動産ハ第二百七十七條及第二百八十條ニ定ムル場合ニ限リ其ノ所管ニ從ヒドン軍隊ニ於テハ地方後見所認可、洲理事會確認、アストラハン軍隊ニ於テハ管區長認可、軍事局確認、セミレチエンスク軍隊ニ於テハ軍事局確認、オレンブルグ及シベリヤ軍隊ニ於テハ其ノ所管ニ從ヒ管區長認可、軍經理局ガ確認、其ノ他ノ軍隊ニ於テハ郡長又ハ地方區長認可、ウラル及ザバイカル軍隊ニ於テハ軍經理局、アムール及ウスリー軍隊ニ於テハ軍事局確認ノコサツク村會又ハコサツク部落會ノ決議ニ依リ之ガ處分及擔保差入ヲ爲スコトヲ得

第三百四十九條乃至第三百六十四條 廢止

第二章 痴者、狂者、聾啞者及啞者ニ對スル後見

第三百六十五條 幼時ヨリ普通ノ判斷力ヲ有セザル者ヲ白痴トス

第三百六十六條 偶發的原因ニ因リ起リ時ニヨリ狂暴性ヲ發揮スル症狀ヲ有シ社會及自己ノ何レニモ害ヲ及ボス危險アリ特ニ監視ヲ必要トスル者ヲ狂者トス

第三百六十七條 痴者又ハ狂者ヲ有スル家族ハ其ノ旨地方官憲ニ申出ズルコトヲ得

備考 罪ヲ犯シタルコトナク治療ノ爲私營病院ニ入院セル痴者及狂者ハ其ノ血族、後見人、保佐人又ハ相續人ガ之ヲ請求シタルトキニ限リ所定ノ方法ニ依リ其ノ身體検査ヲナスコトヲ得。前記痴者及狂者ガ豫メ正式ノ検査ヲ受クルコトナクシテ私營病院ニ入院シタルトキ該病院主ハ遲滞ナク其ノ旨地方醫務當局ニ報告シ醫務當局ハ亦其ノ旨直ニ縣知事ニ申告ス

第三百六十八條 痴者及狂者ノ家族ヨリ申告アリタルトキハ其ノ身體検査ヲ爲ス。身體検査ハ縣廳所在ノ都市ニ於テハ縣知事、副縣知事、地方裁判所所長——地方裁判所所長ハ非常又ハ特ニ急ヲ要スル場合ハ地方裁判所主席判事又ハ同職

判所判事ノ一人以テ地方裁判所所長ニ代フルコトヲ得——檢事正又ハ檢事及其ノ都市ニ居住ノ區裁判所名譽判事一名立會ノ下ニ之ヲ行フ。尙身體検査ヲ受クル者ガ縣金庫監督局ニ所屬スルトキハ同局長及身體検査ヲ受クル者ノ身分ニ應ジ縣貴族會長、郡貴族會長一名又ハ二名、孤兒裁判所所長及孤兒裁判所員一名又ハ二名ヲ招キ縣參事會衛生課ニ於テ之ヲ施行ス。軍官廳勤務ノ貴族ノ身體検査ハ軍側ノ代表者之ニ立會フ。凡ニル場合身體検査ハ縣廳所在ノ都市ニ於ケル被検査者ノ住所又ハ居所ニ於テモ亦之ヲ施行スルコトヲ得。痴者及狂者ノ身體検査ニ關スル縣廳ノ検査書ハ普通縣制ニ定ムル規定ニ基キ縣參事會之ヲ作成ス

備考一 トボリスク、トムスク、イニセイスク及イルク  
備考二 ベトログラード市ニ於テハ本條(第三百六十八條)ニ定ムル検査ニ區名譽判事ニ代リ區判事會議ノ任命ニ依ル首都管轄區判事會議區判事一名之ニ立會フコトヲ得  
第三百六十九條 廢止

第三百七十條 外國ニ於テ精神障礙ヲ來シタル露西亞國民ノ

鑑定ハ當人ノ在留國ノ法律ニ基キ其ノ地駐在露西亞大使館又ハ領事館ノ代表者立會ノ下ニ之ヲ施行ス。此ノ際作成セル鑑定書ハ露西亞語ニ翻譯認證シ元老院ヨリ所要ノ指示ヲ受クル爲外務省之ヲ司法省ニ移送ス。外國ニ於テ發狂シタル者ノ身柄及財産ノ保護ハ誓書ヲ提出シ之ヲ引取ル血族又ハ近親者トキキ發狂者ノ居留地ヲ管轄スル露西亞領事ヲシテ之ニ當ラシム。該精神病者ガ快復シタル際外國ニ在留スルトキハ精神障礙ヲ來シタル時ノ鑑定ト同一手續、則チ在留國ノ法律ニ基キ同地駐在露西亞大使館又ハ領事館代表者ノ立會ノ下ニ鑑定ヲ行フ。露西亞歸還後ハ第三百七十八條ニ定ムル手續ニ依リ鑑定ヲ行フ。露西亞大使館又ハ領事館代表者ノ立會ナクシテ爲シタル發狂者ノ鑑定及總テ其ノ結果ハ外務省ガ發狂者ノ在留國ニ鑑定ノ行ハレル當時露西亞大使館及領事館ノ何レモ存在セザリシコトヲ證明シタルトキニ限リ有效トス。外國ニ於テ發狂セル露西亞國民ノ鑑定ニ立會ハシムル爲大使館又ハ領事館ガ其ノ代表者ヲ任命スルニ付要スルコトアルベキ費用及發狂者ノ身柄ヲ保護スル爲所要ノ處置ヲ執ルニ要スル費用、生活、治療又ハ母國ニ送還スル爲ニ要スル費用ハ遲滞ナク國庫ヨリ之ヲ支辨シタル後所定ノ調査ヲ行ヒ發狂者ガ財産ヲ有ス



ルコト明トナリタルトキハ其ノ財産ヨリ之ヲ償還セシム。  
露西亞國內ノ財産調査ハ内務省ノ指示ニ基キ國外ノ財産調  
査ハ外務省之ヲ行フ

第三百七十一條 ヘルソン及ダヴリチエスク縣ノ開港都市ニ  
於テハ貴族階級ノ發狂者及精神耗弱者ノ鑑定ハ市長及近接  
ノ郡貴族會會長立會ノ下ニ警官之ヲ行フ。精神耗弱者又ハ  
發狂者ガ商人又ハ平民ナル場合商事裁判所存スルトキハ更  
ニ該裁判所長及孤兒裁判所所長並ニ二名ノ同所員ヲ其ノ鑑  
定ニ招聘ス。其ノ他凡ニル階級ノ發狂者及精神耗弱者ノ鑑  
定ニハ前記ノ外オデツサニ於テハ地方裁判所所長又ハ主席  
判事若クハ判事一名(第三百六十八條)、同裁判所檢事正又  
ハ檢事及同市居住名譽區判事一名、ヘルソン及ダヴリチ  
エスク縣ノ他ノ開港都市ニシテ地方裁判所ナキ地ニ於テハ  
地方裁判所管轄區名譽區判事一名及地方裁判所檢事之ニ立  
會フ

第三百七十二條 痴者又ハ狂者ノ縣廳所在都市ヘノ護送ガ其  
ノ生命ニ危險ヲ及ボスコトナクシテ不可能ナリト認めラル  
ル場合鑑定ハ其ノ住所又ハ居所ニ於テ縣衛生局監督官、局  
員及同局ガ任命シタル醫師二名ニ於テ之ヲ行フ。之ガ鑑定  
ハ被鑑定者ガ貴族ナルトキハ縣貴族會會長又ハソノ代理者  
ヲ議長トシ被鑑定者ガ平民、商人又ハ庶民ナルトキハ郡貴  
族會會長ヲ議長トシ同地方裁判所管轄區ノ名譽區判事一  
名、地方裁判所檢事、郡警察署長、被検査者ガ貴族ナルト  
キハ此ノ外郡貴族會會長、被鑑定者ガ貴族以外ノ者ナルト  
キハ孤兒裁判所所長及同所所員二名ヲ以テ合議體ヲ組織ス。  
狂者ノ鑑定ヲ爲ス爲ニ命セラレタル者ニ對スル狂者ノ住所  
又ハ居所ヘノ往復出張旅費ハ被検査者ノ負擔トス

第三百七十三條 鑑定ハ普通ノ事柄及家庭生活ニ關スル質問  
ノ回答ヲ嚴重ニ考查シテ之ヲ行フ。質問及之ニ對スル回答  
ハ鑑定上作成スル記録ニ之ヲ記入ス

第三百七十四條 狂者又ハ痴者ノ鑑定後合議體ガ其ノ事實ヲ  
認定シタルトキハ該合議體ハ自ら後見ヲ設定セズ審査ヲ仰  
グ爲其ノ鑑定ノ結果ヲ總テ元老院ニ報告シ元老院ノ最終決  
定アル迄心神喪失者及其ノ財産ノ保護ニ付法定ノ處置ヲ執  
ルノミトス。縣理事會又ハ之ニ準ズル官廳ハ農民ノ鑑定ニ  
關スル決定ヲ審査ヲ仰グ爲元老院ニ提出スルコトナク之ガ  
執行ヲ爲ス

第三百七十四條ノ一 後見機關ハ痴者又ハ狂者ニ對スル後見  
設定及變更者又ハ啞者ニ對スル後見又ハ保佐設定(第三百  
八十一條)ノ命令ヲ受ケタル後遲滞ナク元老院報ニ後見又  
ハ保佐ノ設定ノ理由、被後見人又ハ被保佐人ノ身分、官位、  
名、父稱、姓又ハ通稱ヲ公告ス

備考 特旨ニ依リ成年者ニ對シ後見又ハ保佐ヲ設定スルト  
キニ於テモ前記勅旨ノ公告アリタル政府法令集ノ年及番  
號ヲ附記シ本條(第三百七十四條ノ一)ニ定ムル公告ヲ  
ナスモノトス

第三百七十四條ノ二 第三百七十四條ノ一ニ定ムル後見及保  
佐ガ終結シタル場合當該機關ハ初ノ公告ヲ掲載シタル元老  
院報ノ番號ヲ附記シ其ノ旨之ニ公告ス

備考 本條(第三百七十四條ノ二)及第三百七十四條ノ二  
ニ定ムル公告掲載手續ハ司法省之ヲ定ム

第三百七十五條 元老院ガ痴者又ハ狂者ト認定セル者ハ之ヲ  
其ノ近親者ノ監護ニ委ヌ。近親者ガ其ノ監護ヲ肯ゼザルト  
キハ之ヲ精神病院ニ入院セシム

第三百七十六條 痴者又ハ狂者ト認定セラレタル者ノ財産ハ  
之ヲ相續人ニ管理セシム、但シ所有者ノ生存中ハ其ノ財産  
ノ如何ナル部分ト雖モ之ヲ賣却シ又ハ抵當ニ差入ルルコト  
ヲ禁ジ法定ノ費用ヲ差引キタル收益ノ殘額ハ完全ニ之ヲ保  
管スル義務ヲ負フモノトス

第三百七十七條 但シ血族ヘノ財産引渡、其ノ血族ヨリノ報  
告ノ徵收及之ニ對スル報酬ノ決定ニ付テハ所有者ガ未成熟  
者ナル爲管理スル財産ニ付キ定ムル規定ニ從フ  
備考 千五百五十四年本條(條第三百七十七條)ノ解釋トシ

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

テ元老院令ノ定ムルトコロ下記ノ如シ。本條ノ趣旨ニ依  
ルニ痴者及精神耗弱者ノ血族ハ其ノ財産ノ處分ニ付テハ  
未成熟者ノ後見人ニ付定ムル規定ニ從フコトヲ要スルヲ  
以テ同人等ノ財産ニシテ滅失、腐敗、毀傷シ易キモノノ  
賣却ニ付テモ第二百七十七條第一號ノ規定ニ正シク從フ  
コトヲ要ス

第三百七十八條 鑑定ノ結果精神病者ト認定セラレタル者ガ  
後ニ快復シ其ノ旨通知アリタル場合第三百六十八條及第三  
百七十一條乃至第三百七十三條ノ規定ニ基キ同人ノ再鑑定  
ヲ行フ。本鑑定ニ依リ快復ノ疑ナキモノト認定シタルトキ  
ハ意見ヲ得ル爲其ノ旨元老院ニ報告スルモノトナスモ其ノ  
許可アル迄快復者ニ完全ナル自由ヲ與フルコトヲ要ス、但  
シ財産ノ管理ハ引續キ之ヲ行フ。本鑑定書以外ハ快復ニ關  
スル如何ナル證明書モ證據トナルコトナシ

第三百七十九條 露西亞帝國及波蘭王國諸縣存在ノ不動産所  
有者ニ對シ精神障礙ヲ理由トシテ後見ヲ設定スルニ當リテ  
ハ下記事項ヲ守ルコトヲ要ス

- (一) 精神障礙ノ鑑定ハ其ノ時ノ住所地ノ法律ニ依リ之ヲ  
行フ
- (二) 狂者ト認定セラレタル者ガ帝國内ニ居住スルトキハ  
元老院ハ本人及帝國ノ領域内ニ存在スル其ノ財産ニ對シ



後見ノ設定ニ關シ必要命令ヲ下シ且波蘭王國諸縣内ニ存在スル其ノ財産ノ保護ニ付テハ同地ノ現行法律ニ依リ同様ノ處置ヲ執ルコトヲ命ズ。狂者ガ波蘭王國諸縣内ニ居住スルトキハ同地ノ官廳ハ同地ノ法律ニ依リ本人及波蘭王國諸縣所在財産ノ保護及露西亞帝國内所在ノ財産ニ對スル管理ヲ命ジ元老院ニ上申ノ爲之ヲ司法省ニ報告ス

第三百八十條 此等ノ者(第三百七十九條)ガ全快シタル場合ニ於ケル其ノ旨ノ證明ハ總テ其ノ時ニ於ケル本人ノ居住地ノ法律ニ依リ之ヲ行フ。其ノ身柄及所有財産ノ後見ノ解除ニ付テハ該後見設定ト同一ノ手續ニ從フ

第三百八十一條 聾啞者及啞者ハ二十一歳迄後見ヲ受ク。完全ナル成年ニ達シタルトキハ第三百六十八條、第三百七十一條及第三百七十二條ニ基キ之ニ對シ法定ノ鑑定ヲ行フ。被鑑定者ガ自由ニ自己ノ思想ヲ表現シ意志ヲ表示シ得ルコト明トナリタルトキハ他ノ成年者ト同様ニ其ノ財産ヲ管理シ處分スル權利ヲ與フ。前記ノ權利ヲ完全ニ與フルハ危險ナリト認定シタルトキハ元老院ニ報告シタル後該聾啞者又ハ啞者ニ對シ後見人ヲ任命ス。文字ヲ習得シ居ラズ全ク事理ヲ辨別スルコト能ハズ其ノ意志表示ノ手段ヲ會得シ居ラザル聾啞者及啞者ニ對シテハ元老院ハ之ヲ鑑定シタル者ノ報告ニ基キ後見ノ設定ヲ命ズ。此ノ種後見及保佐設定手續

ニ付テハ未成熟者及未成年者ニ對スル後見及保佐ノ設定及手續ニ付定ムルト同一ノ規定ヲ適用ス

第三百八十二條 第六百九十四條備考附録ノ規定ヲ以テ之ニ代フ

### 三 舊露西亞相續法 目次

露西亞帝國法律大全 第十輯 第一部 (國立印刷局千九百十四年版ヨリ翻譯)

民法大全

第三卷 第一編	第五章 遺言	三七五	第一節 總則	三九二
	第一節 通則	三七五	第二節 卑系ノ相續手續	三九三
	第二節 公正遺言書ノ作成及保管手續	三七八	第三節 傍系ノ相續手續	三九四
	第三節 私署遺言書ノ作成及保管手續	三七九	第四節 尊系ノ相續手續	三九五
	第四節 執行ノ爲ノ遺言確認手續	三八三	第五節 配偶者ノ相續手續	三九六
	第五節 遺言財産ノ特質	三八五	第六節 相續人曠缺財産ノ相續手續	三九九
	第六節 特別遺言	三八七	第七節 普通規定ヨリ除外セル特別相續手續	四〇三
	第七節 遺言執行手續	三八九	第一款 僧侶ノ遺產相續	四〇四
	第八節 遺言ニ依ル所有權ノ移轉	三九〇	第二款 非基督教徒ノ聖像相續	四〇四
第二編 法定相續ニ依ル財産ノ取得		三九〇	第三款 貧困遺族ニ分與セラレタル土地ノ相續	四〇五
第一章 普通法定相續		三九〇	第四款 世襲地ノ相續	四〇五
第二章 法定相續手續		三九二	第五款 一時的世襲地ノ相續	四〇八
附錄 ロシア人ニ對する親族相續法規				三七三



第六款 西部諸縣ニ於テ下賜ノ長子相續財產ノ相續……………四二〇

第七款 國債簿登錄外國人無期國債ノ相續……………四二〇

第八款 軍人ノ遺產相續……………四二一

第三章 相續開始、相續及相續權ノ拋棄……………四二一

第一節 相續開始……………四二一

第一款 遺產目錄ノ作成、封印及保管……………四二二

第二款 相續人ノ搜索……………四二三

第二款 遺產相續及相續權ノ拋棄……………四二六

第一款 遺產相續ト其ノ效力……………四二六

第二款 相續權ノ拋棄ト其ノ效力……………四二七

第三節 地方的例外ナク普通法ノ適用ヲ受クル縣出身者ノ遺產ガ特別法ノ適用ヲ受クル縣又ハ州ニ在ル場合及反對ノ場合ニ於ケル相續開始及相續手續……………四二七

第四節 帝國ノ定住者ニシテ波蘭王國ノ諸縣又ハフィンランドニ一時滯……………四二七

在スル者及波蘭王國諸縣ノ定住者又ハフィンランド人ニシテ帝國ニ一時滯在スル者ノ遺產相續開始及相續手續……………四二八

第四章 遺產ノ移轉……………四三〇

第五章 遺產分割……………四三二

第五章 遺言

第一節 通則

第一千十條 遺言トハ其ノ財產ニ付所有者(譯註1)ガ其ノ死亡ノ場合ノ爲メ法律上(譯註2)ノ意思表示(譯註3)ナリ

(譯註)

1 原文ノ Владѣльцъ ノ直譯ハ「占有者」トナルモ「所有者」トノ間ニ用語上ノ區別ヲ爲サザル場合屢々アルガ如シ

2 原文ノ законное ハ尙「適法ノ」「法定ノ」ト譯スルコトヲ得

3 原文ハ объявление воли ナリ

第一千十一條 相續以外ノ方法ニ依リ取得セル財產(譯註1)ニ付テハ遺言ヲ以テ完全ナル所有權(譯註2)ヲ移轉シ又ハ一時的利益權(譯註3)ヲ設定スルコトヲ得

(譯註)

1 原文ハ имущество гарантированное ナリ

2 原文ハ полная собственность ナリ

3 原文ノ временное владѣние и пользование ノ直譯ハ「一時的占有及使用」又ハ「占有及使用權ノ一時的移轉」ナリ

備考 旅團長夫人ロプーヒナノ遺言事件ニ關スル千八百三

十九年十一月十八日ノ勅令中「相續以外ノ方法ニ依リ得タル財產ノ所有者ハ之ヲ自由無制限ニ處分シ自己ノ思フ儘ニ之ヲ贈與シ又ハ遺贈ヲ爲スノミナラズ其ノ指定相續人ヲシテ遺言ノ效力トシテ被相續人ノ生存中何等カノ財產上例ヘバ金錢ノ給付(第千八十六條)等ノ行爲ヲ爲ス義務ヲ負ハシムルコトヲ得、但シ被相續人ノ死後同人ガ遺贈ヲ受ケタル財產ガ其ノ遺產ト成リタルトキハ管理ノ方法ニ依ルモ又ハ他ノ者ニ對スル讓渡ノ方法ニ依ルモ最初ノ所有者ハ恣ニ之ヲ處分スルコトヲ得ズ」トノ説明アリタリ。本理由ニ依リロプーヒナガ娘ニ遺贈セル財產ノ相續方法ニ關シテ爲シタル意思表示ハ娘ノ死後無効ト認ムベキモノニシテ該財產ハ娘ノ所有トナリ既ニ相續ニ因リ得タル財產トナリ居ルヲ以テ以後遺言ノ效力ハ之ニ及バザルモノトス

第一千十二條 遺言書トハ公正證書又ハ私署證書ノ遺言書ヲ謂フ

備考 公正遺言書ハ公證法施行前特別規程ニ基キ爲サレタル公認遺言書(譯註)ニ代ルモノトス

(譯註) 原文ハ крѣпостные духовные завещания ナリ

第一千十三條 第千三十六條ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第一千十四條 第千四十五條及第千六十條ニ定ムル規定ヲ以テ



本條ニ代フ

第一千十五條 第八十二條ノ一ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第一千十六條 總テ遺言書ハ精神狀態健全ニシテ(譯註一)意識明瞭ナルトキ(譯註二)之ヲ作成スルコトヲ要ス

(譯註)

1 原文ノ「в здравомъ умѣ」(健全ナル智力、頭腦ニ於テ)ハ「普通ノ精神狀態」ノ意ナルガ如シ

2 原文ハ「в твердой памяти」ナリ

第一千十七條 依ツテ下記ノ遺言ハ無効トス

(一) 痴者、狂者、精神障礙者(譯註一)ガ精神錯亂中(譯註二)ニ爲セル遺言

(二) 自殺者ノ遺言

(譯註)

1 原文ノ「Умышленно»モ普通「狂人」「發狂者」ト譯ス語ナリ。本文ニ於テハ「一時的的精神障礙者」ノ意ナランカ

2 原文ハ「во время помраченности»ナリ

第一千十八條 遺言書ハ總テ法律上自己ノ財産ヲ處分スル權利ヲ有スル者ニ於テ之ヲ作成シタルトキニ限り有効トス

第一千十九條 依ツテ下記遺言ハ無効トス

(一) 二十一年未滿ノ未成年者ノ遺言

(二) 裁判上全權能ヲ剝奪セラレタル者(譯註)ノ遺言ニシテ判決ノ宣告アリタルトキ

(譯註)原文ノ「полн, лишенные по суду всехъ правъ собственности」(全身分權ヲ剝奪セラレシ者)トハ身分權及財産權ノ總テヲ剝奪セラレタル者ノ意ナリ

第一千二十條 被拘禁者ハ全權能剝奪判決ノ宣告アル迄ハ遺言書ヲ作成スル權利ヲ失フコトナシ

第一千二十一條 債務後見ヲ受ケ居ル者(譯註)ノ遺言ハ債權者全部ニ辨濟ヲ爲シ尙ホ剩餘財産アルトキニ限り效力ヲ有ス

(譯註)原文ハ「лица, состоящая подъ опекою по долгу»ナリ。「破産債務者」ノ意ナルガ如シ

第一千二十二條 廢止

第一千二十三條 口頭遺言(譯註一)及所謂言傳(譯註二)ハ何等效力ヲ有セズ

(譯註)

1 原文ハ «словесныя завѣщанія»ナリ

2 原文ハ «устныя повѣщанія»ナリ

第一千二十四條 削除

第一千二十五條 主教、大神父及其ノ他ノ修道僧(譯註一)ノ遺言ハ其ノ私有動産ニシテ假令自己ノ費用ヲ以テ設ケタルモノ

ト雖モ聖器所(譯註二)ニ所屬シ教會ノミニテ使用スベキ物ニアラザルトキニ限り效力ヲ有スルモノトス

(譯註)

1 原文ハ «прочие монастырскіе власти»ナリ

2 原文ハ «ришники»ナリ

備考 主教及其ノ他ノ修道僧ハ剃髮シテ修道僧トナリタル者ニ對シテハ世ヲ捨テタル者トシテ自己ノ財産ヲ遺贈スルコトヲ得ズ、但シ本制限ハ聖像、胸飾、聖母像、胸飾、十字架及宗教、道德、學術的內容ヲ有スル書籍ニ對シテハ之ヲ適用セズ。此等ノ物ハ總テ剃髮シテ修道僧トナリタル者ニ對シ之ヲ遺贈スルコトヲ得

第一千二十六條 遺言財産及受遺者ハ之ヲ正確ニ遺言書ニ表示スルコトヲ要ス、依ツテ當事者及遺言財産ニ付明ナル錯誤アル遺言書ハ之ヲ無効トス

第一千二十七條 遺言書ニ遺言者ノ位又ハ身分ノ表示ナキコトニ因リ之ガ執行確認ノ障礙トナルコトナシ。又遺言書ニ「動産及不動産全部」又ハ「財産ノ如何ナル部分」又ハ「如何ナル部分ヲ除クノ外」ノ如キ一般的表现ヲ以テ遺言者ノ意思ガ表示セラレアルモノモ亦支障ナク之ヲ執行確認スルモノトス、但シ此ノ後ノ場合ニ於テハ遺言ヲ以テ除外スル部分ヲ明確ニ定ムルコトヲ要ス

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

第一千二十八條 削除

第一千二十九條 遺言書ニ法律ニ反スル意思表示(譯註)アルトキハ該意思ハ無効トス、但シ此ノ場合法律ニ反セザル他ノ意思表示ハ總テ效力ヲ有ス

(譯註)原文ノ «распоряженія»ハ「處分」「指圖」「命令」等ト普通譯スル語ナリ

第一千三十條 總テ遺言書ハ其ノ一部又ハ全部ヲ遺言者ノ意思ニ依リ變更スルコトヲ得。公正遺言書又ハ公認遺言書(第一千二十二條備考)ハ公正遺言書ニ依リテノミ之ヲ變更又ハ取消スルコトヲ得。私署遺言書ハ遺言者ノ意思ニ依リ公正遺言書又ハ私署遺言書ニ依リ之ヲ變更又ハ取消スルコトヲ得。總テ遺言書ハ遺言者ニ於テ遺言廢棄ノ公正證書ヲ作成シ之ヲ廢棄スルコトヲ得。遺言者ガ從軍又ハ出張中ナルトキハ遺言者ノ署名アル其ノ旨ノ書面ヲ上司ニ提出シ之ヲ廢棄スルコトヲ得。遺言者ガ生前自ラ公正遺言書又ハ公認遺言書(第一千二十二條備考)ヲ廢棄シタルトキハ其ノ死後存在スル私署遺言書ハ正當ニ作成セラレ居ル限り效力ヲ有スルモノトス

第一千三十一條 第一千三十條ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第一千三十二條 總テ遺言ハ遺言者ノ意思ニ依リ其ノ生前之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得ルヲ以テ二人ノ者ガ共同ニ同一ノ遺言書ニ自己ノ意志ヲ表示スルコトヲ得ズ



第一千三十三條 第一千四十五條ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ  
第一千三十四條 第一千四十六條ノ一ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第一千三十五條 第一千四十六條ノ二ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第一千三十五條ノ一 公正並ニ公認遺言書及私署遺言書ニシテ遺言者自身公證人又ハ第一千五十二條、第一千五十八條、第一千六十一條及第一千六十八條ノ二ニ定ムル機關ニ保管ヲ依頼シタル遺言書ノ真正ナラザルコト及特別遺言書ニシテ現行法ニ依リ公認遺言書ノ效力(第一千七十一條、第一千七十二條及第一千七十八條)ヲ有スル遺言書ガ真正ナラザルコトニ付テハ偽造ノ争ノミヲ提起スルコトヲ得。此等證書ノ真正ナラザルコトノ疑ノミニ關スル申立ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第一千三十五條ノ二 公正遺言書ノ效力ヲ認メラザル遺言書ハ私署遺言ニ付定ムル規定ニ違反スルコトナク作成セラレタルトキニ限り私署遺言書ノ效力ヲ失ハズ

第二節 公正遺言書ノ作成及保管手續

第一千三十六條 公正遺言書ノ作成ニハ本法第一千三十六條ノ一乃至第一千四十條ニ定ムル規定ヲ除クノ外公證法第六十七條、第七十條乃至第七十六條、第八十三條、第八十六條乃至

至第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十五條乃至第一百一條及第一百三條乃至第一百四條ニ定ムル規定ヲ適用ス  
第一千三十六條ノ一 公正遺言書ハ遺言者自身自ラ立會フニ非ザレバ之ヲ作成スルコトヲ得ズ  
第一千三十七條 公正遺言書ノ作成ハ證人三名之ニ立會フコトヲ要ス。證人ハ又遺言者ガ本人ニ相違ナキコトヲ證明スルコトヲ得

第一千三十八條 公正遺言書ノ作成ニ當リテハ一般ニ公正證書ノ證人タルコトヲ得ザル者(西曆千九百十四年發布ノ公證法第八十七條)ノ外私署遺言書ノ證人(本法第一千五十四條)タルコトヲ得ザル者モ亦證人タルコトヲ得ズ

第一千三十九條 證書原簿(譯註)ニ登錄セル遺言書ヲ公正遺言書ノ原本トナス。證書原簿ニ遺言書ノ署名アリタルトキハ直チニ遺言者ニ正本(譯註)ヲ交付ス。正本ハ前記第一千三十七條ニ定ムル證人立會ノ下ニ之ヲ交付ス。證人ハ遺言者ガ公證事件簿(譯註)ニ正本受領ノ署名ヲナシタル後署名ヲ爲シ之ヲ證明ス

- (譯註)  
1 原文ハ АКТОРЫ КИТА НАリ  
2 原文ハ НАИНС НАリ  
3 原文ハ ПЕЦЕРЫ НАリ

第一千四十條 遺言者ニ交付セル正本ハ遺言書ノ原本ト同一ノ效力ヲ有ス(第一千三十九條)。原本ト正本ノ不一致ニ付争アルトキハ原本優先ス、但シ遺言書中争アル條項ノ改竄又ハ訂正ニ付所定ノ方法ヲ以テスル其ノ旨ノ附記アルトキニ限ル

第一千四十一條 公正遺言書ノ正本及謄本ノ交付ニ付テハ公證人ハ公證法(千九百十四年版)第一百五條乃至第二百二十條及第二百二十二條乃至第二百二十七條ニ依ルモノトス

第一千四十二條 公正遺言書ノ第二及以下ノ正本ハ遺言者ノ生存中ハ遺言者自身又ハ適法ナル委任狀ヲ有スル其ノ代理人ニ限り之ヲ交付スルコトヲ得

第一千四十三條 其ノ種類ノ如何ヲ問ハズ遺言書ハ公證法(千九百十四年版)第四百八條乃至第五百十條、第五百五十二條及第五百五十三條ニ基キ公證人ニ之ガ保管ヲ依頼スルコトヲ得。公證人ハ遺言者本人ヨリ遺言書ヲ保管ノ爲受理スル場合其ノ本人ニ相違ナキコトヲ確ムルコトヲ要ス

第一千四十四條 公證人ノ保管スル遺言書ハ請求ニ依リ遺言者又ハ適法ナル委任狀ヲ有スル其ノ代理人ニ之ヲ返還ス

第三節 私署遺言書ノ作成及保管手續

第一千四十五條 私署遺言書ハ遺言者ノ所在地ニ於テ之ヲ作成

スルモノトス。私署遺言書ハ完全ナル半葉二枚ヨリ成ル完全ナル紙葉ナルニ於テハ便箋ヲモ含メ凡ユル型及寸法ノ紙ニ之ヲ認ムルコトヲ得、但シ紙ノ斷片又ハ小片ニ認メタル遺言ハ無効トス  
備考 同教徒及後コイカサス住民ハ完全ナル一枚ノ紙又ハ半葉ノ半葉ニモ亦遺言ヲ認ムルコトヲ得、此等遺言書ノアラビヤ文字ヲ以テ認メタルモノハ普通規定ニ基キ執行確認ヲ爲スコトヲ要ス

第一千四十六條 私署遺言書ハ其ノ全部ヲ遺言者ガ自筆スルカ又ハ其ノ委任ニ基キ其ノ口授ニ依リ他ノ者ガ代筆スルモノトシ何レモ遺言者之ニ署名スルコトヲ要ス。署名ハ自己ノ名、父稱、姓又ハ通稱(譯註)ヲ認メテ之ヲ行フ

(譯註)原文ハ ИПОСАНТЕ НАリ  
第一千四十六條ノ一 誤記、改竄及訂正ニ付テハ遺言者ニ於テ其ノ旨附記シ署名スルコトヲ要ス、但シ遺言者ハ其ノ代署名人(文盲又ハ其他法律上ノ理由ニ依リ)ガ誤記、改竄、訂正及行間挿入ニ付其ノ旨附記シ署名セザル遺言書モ亦支障ナク執行確認ヲ爲スモノトス、但シ裁判所ノ決定ニハ何レノ誤記、改竄、訂正及挿入ニ付其ノ旨ノ附記及署名ナキヤラ正確ニ表示スルモノトス。該誤記、改竄、訂正及挿入ガ遺言者ノ手ニ依リ爲サレタルトキハ其ノ旨附記ナキトキ



ト雖モ之ヲ有效トシ第三者が何等其ノ旨附記セズシテ之ヲ爲シタルトキハ無効トス、但シ現行法ニ依リ認めタル遺言書ノ他ノ部分ハ有效ナルモノトス

第千四十六條ノ二 遺言者ノ手ニ依ラズシテ數葉ノ紙ニ認めタル遺言書ハ遺言者自身若ハ文盲其ノ他法定ノ理由ニヨリ遺言者ニ代リ署名セル者又ハ遺言書ニ署名セル全證人ニ於テ各葉毎ニ契印ヲナス(各葉ニハ完全ナル一語以上ヲ殘スモノトス)コトヲ要ス、但シ證人ハ遺言者ガ遺言書ニ契印ヲ爲サシムル理由ヲ附記シ委任シタルトキニ限ル。遺言者又ハ前記理由ニ基キ代署セル者ノ契印ナキ遺言書ハ之ヲ確認セズ

第千四十七條 署名ノ下ニ遺言者ノ父稱ノ表示ナキ外國人ノ遺言書ハ普通規定ニ基キ之ガ執行確認ヲ爲スモノトス。本規定ハ執行確認ノ爲遺言ヲ提出セル他ノ遺言者ニシテ其ノ本人ナルコトニ付疑ヒナキ凡ル者ニ之ヲ適用ス。同一ノ規定ニ基キ遺言者ノ名ヲ遺言書ノ姓ノ前ニ完全ニ表示セザリシトキ、頭文字一字ノミヲ以テ其ノ姓ヲ表示シタルトキ又ハ名ヲ全ク表示セザリシトキニ於テモ遺言書ガ法律上必要ナル他ノ條件ヲ備ヘ居ルトキハ之ガ執行確認ヲ爲スコトヲ要ス

第千四十八條 他ノ者ガ遺言書ヲ認めタルトキハ遺言書ニハ

(二) 遺言書ヲ證人ニ提示シタル際證人ハ何レモ直接遺言者ニ面接シ遺言者ガ健全ナル精神狀態ニアリ意圖明瞭ナリシコト、

宣誓ヲ爲サシメズシテ行フ證人訊問ニ當リ證人ハ前記二項ニ付之ヲ確認スルコトヲ要ス。正當ナル理由ニ因リ地方裁判所ニ出頭スルコト能ハザル證人ハ其ノ住居ニ於テ地方裁判所ノ訊問ハ區裁判所ノ所在地以外ニ居住スル證人ノ訊問ハ區裁判所ノ改組ニ關スル千九百十二年六月十五日ノ法律(裁判所構成法第三條)ノ全部ヲ施行スルニ至ラザル地域ニ於テハ管轄ニ從ヒ市判事又ハゼムスキ區長訊問ヲ行フ

備考 第六百七十五條備考ニ定ムル地域ニ於テ本條(第千五十條)ニ定ムル該地方居住ノ證人ノ訊問ハ郡警察署長又ハ同副署長之ヲ行フコトヲ得

第千五十一條 遺言者ガ全部自筆セル私署遺言書ハ遺言者及證人ノ署名ノ方式ニ付遺言者ガ署名セルノミニテ自筆セザリシ遺言書ニ付第千四十六條乃至第千四十九條ニ定ムル規定ヲ守リ證人二名之ニ署名スルコトヲ要ス

第千五十二條 遺言書ニ署名セル證人ノ數ガ法定數以上ナルトキハ其ノ内不在者アル場合ニ於テモ現在員(第千四十八

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

遺言者ノ自筆ノ署名ノ外遺言書ヲ認めタル者ノ署名ヲ要スル外尙證人三名ノ署名又ハ同證人中ニ遺言者ノ懺悔情アルトキハ最少證人二名ノ署名アルコトヲ要ス。同署名ニハ遺言者ノ身分(註)ヲモ詳細ニ表示スルコトヲ要ス。同一人ガ遺言者ノ代筆者、代署名人及證人ヲ兼ヌルコトヲ得ズ。同一ノ理由ニ基キ遺言書ノ代筆者ハ遺言者ノ代署名人、遺言ニ立會フ證人又ハ證人ノ代署名人タルコトヲ得ズ。同ジク遺言者ノ代署名人ハ遺言ニ立會フ證人又ハ證人ノ代署名人タルコトヲ得ズ

(譯註)原文ハ *same* ナリ

第千四十九條 代筆者ノ署名ナキ遺言書ハ普通規定ニ基キ遺言書ヲ提出スベキ執行確定期間中ニ代筆者ガ裁判所ニ出頭シ陳述書ヲ以テ遺言書ハ實際ニ於テ代筆者ノ認めタルモノナルコトヲ確認シ且筆蹟ノ照合ニ因リ陳述ガ事實ト充分符合スルコトガ立證セラレタルトキニ限リ執行確認ノ爲之ヲ提出スルモノトス。代筆者ノ署名ハ遺言書ノ末尾ノ遺言者ノ署名ノ前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス、但シ他ノ場所ニ之ヲ爲シタルトキモ亦其ノ效力ヲ失フコトナシ

第千五十條 證人ノ署名ハ下記ノ事項ヲ證明スルノミトス

(一) 遺言書ガ真正ナルコト、則チ證人ニ遺言書ヲ提示セル者ガ遺言ヲ爲シ之ニ署名セル本人ナルコト

條、第千五十一條)法定數ニ達スルトキハ現在員ノミヲ訊問シタル後普通規定ニ基キ遺言書ノ執行確認ヲ爲スモノトス。現在ノ證人ノ數ガ法定數ニ充タザルトキハ不在ノ證人ハ其ノ住所ノ地方法院ニ於テ之ヲ訊問ス。證人ノ一人又ハ全部ノ死亡ハ遺言ノ無効ニ付爭フ提起シタル者ガ之ヲ立證セザル限り遺言確認(第千六十條)ノ妨ゲトナルコトナシ

第千五十三條 遺言者ガ文盲又ハ疾病ノ爲遺言書ニ自ラ署名スルコト能ハザルトキハ證人ノ外遺言者ノ委任ニ依リ遺言者ニ代ル他ノ者之ニ署名スルコトヲ要ス、但シ同人ハ遺言ニ立會フ異教徒ノ證人ニ付必要ナル總テノ資格ヲ備フルコトヲ要ス。又同人ハ署名ニ際シ遺言者ガ文盲又ハ疾病ノ爲本署名ヲ爲セル旨表示スルコトヲ要ス

第千五十四條 下記ノ者ハ遺言ニ立會フ證人タルコトヲ得ズ

- (一) 遺言ニ因リ利益ヲ得ル者
- (二) 遺言ノ全部又ハ一部ガ直系相續人以外ノ者ニ利益ヲ與フルモノナルトキハ此等ノ者ノ四親等以内ノ血族及三親等以内ノ姻族
- (三) 遺言ニ依リ指定セラレタル遺言執行人及後見人
- (四) 法律上自ラ遺言ヲ爲スコトヲ得ザル者
- (五) 普通法ニ依リ民事事件ニ付證人タルコトヲ得ザル總テノ者



備考 下級修道僧ハ法律上自ら遺言ヲナスコトヲ得ザルモ他ノ自ノ爲ス遺言ノ證人タルコトヲ妨ゲズ

第一千五百五條 チェルニゴフ及ボルタワ縣ニ於テハ女子ハ遺言ニ立會フ證人タルコトヲ得ズ

第一千五百六條 證人ノ署名ハ遺言書ノ表紙ニ之ヲ爲スコトヲ得ズ。遺言ノ本文ノ紙葉又ハ其ノ裏面ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一千五百七條 削除

第一千五百八條 私署遺言書ハ遺言者自身ノ意思ニ依リ遺言者ニ於テ手許ニ保管シ或ハ他ノ者、公證人、マリヤ皇后後見所(譯註1)帝國人類愛協會理事會事務局(譯註2)又ハ同協會後援會(譯註3)ニ保管ヲ委託スルコトヲ得、但シ該機關ニ於テ之ガ保管ニ付別ニ定ムル規定及手續ヲ守ルモノトス。此等機關ハ何レモ遺言者ノ表示ナキ遺言書、則チ身許不詳ノ者ノ遺言書ハ之ヲ受理セザルモノトス

(譯註)

1 原文ハ Опекуискии Совѣтъ Учрежденій Императрицы Марии Навъ

2 原文ハ Канцелярія Совѣта Императорскаго Человѣколюбиваго Общества Навъ

3 原文ハ Попечительный Комитетъ сего Общества Навъ

第一千五百九條 マリヤ皇后後見所ニ於テ遺言書ヲ保管スル場合下記規定ヲ遵守スルモノトス

(一) マリヤ皇后後見所ハ何人タルヲ問ハズ各遺言書ニ付二十五留ノ保管料ヲ徴シ請求アル迄又ハ遺言者ノ死亡ニ至ル迄之ヲ保管ス。遺言書受理ノ證トシテ遺言書ノ保管開封申込書ノ謄本(譯註1)ニ署名後見人(譯註2)署名シ且所定ノ契印ヲ爲シ遺言書ノ保管申込者ニ之ヲ交付ス。謄本ノ末尾ニハ「何年何月何日前記ノモノ受理ノ證トシテ之ヲ交付ス。本謄本ハ受領證トナルモノトス」ト附記ス

(二) 各人ハ遺言書ノ保管ヲ申込ム際提出ノ申込書ニ「申込書謄本ヲ提出スルトキ開封スルモノトス」又ハ之ニ代ヘ「遺言者ノ死亡ニ付確實ナル證明書ヲ提出シタルトキ開封ニ着手スルモノトス」ト記入スルコトヲ得

(三) 第一ノ場合ニ於テ申込書謄本ヲ紛失セルトキハ遺言書ヲ必要トスル者ノ費用ヲ以テ三月ノ期間ヲ附シ官報ニ之ガ紛失公告ヲ爲ス、本期間經過後謄本ノ提出ナキトキハ遺言者ノ死亡ニ付確實ナル證明書ヲ提出セル者立會ノ下ニ遺言書ヲ開封スルモノトス

(四) 遺言書ハ遺言者自身又ハ適法ナル委任狀ヲ有スル其ノ代理人之ヲ請求スルトキハ申込書謄本ノ提出無キ場合ニ於テモ之ヲ返還スルモノトス

(譯註)

1 原文ハ Копія с открытаго объясненія Навъ

2 原文ハ Почетный опекуиъ Навъ

第四節 執行ノ爲ノ遺言確認手續

第一千六十條 總テ遺言書ハ遺言者ノ死亡後第一千六十三條、第一千六十五條及第一千六十六條ニ定ムル期間ニ遺言財産ノ所在地又ハ遺言者住所ノ地方裁判所ニ執行確認ヲ得ル爲之ヲ提出スルコトヲ要ス。私署遺言書ハ原本ヲ公正遺言書ハ正本ヲ提出スルモノトス

第一千六十條ノ一 遺言書ヲ保管スル公證人及機關ハ遺言者ノ死亡後遺言書ノ保管申込ノ際遺言者ガ爲セル指定先ニ之ヲ送付スルモノトス

第一千六十條ノ二 遺言者ノ斯ル指定ナキ遺言書及死亡者ノ財産目録ヲ作成シ封印ヲ爲ス際發見セル遺言書ハ之ヲ管轄地方裁判所ニ送付ス。當該地方裁判所ハ之ニ關スル申請書ノ提出ヲ待ツコトナク遺言書ノ確認(第一千六十條)ニ着手ス

第一千六十一條 マリヤ皇后後見所又ハ帝國人類愛協會理事會事務局又ハ同協會後援會ニ保管ヲ委託セル遺言書モ亦第一千六十條ニ定ムル普通規定ノ例外トナルモノニアラズ。此等機關ハ遺言者死亡ノ申出ヲ受ケタル場合其ノ如何ヲ問ハズ

附錄 ロシア人に對する親族相続法規

執行ニ着手スルコトナク執行確認ヲ得ル爲其ノ保管スル遺言書ヲ管轄裁判所ニ送付シ然ル後遺言書ニ執行ノ委任アル場合又ハ此等機關ガ執行義務ヲ負フ場合之ガ執行ヲ行フモノトス

第一千六十二條 遺言書ハ之ヲ所持スル者ニ於テ執行確認ヲ得ル爲之ヲ提出スルモノトス

第一千六十三條 執行確認ノ爲遺言書ヲ提出スベキ期間ハ露西亞在住者ニ付テハ遺言者死亡ノ日ヨリ一年、國外居住者ニ付テハ二年トス。クリミアニ於ケル教會ワクフ(譯註1)設定ニ付爲セル遺言書及私ワクフ(譯註2)ヲ他ノ相續人ニ移轉スベキ旨ノ遺言書ハ執行確認ノ爲六月ノ期限内ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス。之ニ反スルトキハ該遺言書ハ無効トス

(譯註)

1 原文ハ Духовный Вакъфъ ニシテ教會ニ寄進シタルモノヲ謂フ

2 原文ハ частные Вакъфы ニシテ血統絶ヘタルトキ教會ニ寄進スルモノヲ謂フ

第一千六十四條 被後見人ガ負フベキ執行確認ノ爲ノ遺言書提出期間遵守義務ハ普通規定ニ基キ後見人之ヲ負フ

第一千六十五條 遺言書ハ本期間(第一千六十三條)經過後ハ之ガ執行確認ヲ爲サズ無効トナルモノトス



第一千六百六條 但シ受遺者ガ遺言書ノ存在ヲ知ラザリシ爲又ハ他ノ正當ナル理由ニ依リ執行確認期間ヲ經過セルコトニ付覆ヘシ得ザル證據ヲ提出スルコトヲ得レトキハ遺言者死亡ノ日ヨリ起算シ普通ノ消滅時効完成スル迄相續人ハ訴權ヲ保有スルモノトス

第一千六百六條ノ一 遺言執行確認手續ハ總テ地方裁判所ノ公判廷ニ於テ之ヲ行フ

第一千六百六條ノ二 確認ノ爲遺言書ノ提出アリタルトキ(第一千六十條)地方裁判所ハ遺言ヲ爲ス權利無キ者ノ遺言書及遺言ノ目的物ヲ受理スル能力無キ者ニ對シ爲セル遺言書ハ兩者ノ無能力ガ遺言書自體ヨリ明ナルトキニ限り爭フ待ツコトナク之ヲ無効ト認ムルモノトス

第一千六百六條ノ三 地方裁判所ハ遺言ノ確認ヲ爲スニ當リ(第一千六十條)當事者ヨリ爭フ提起ナキ限リ前條(第一千六十條ノ二)ニ定ムルノ外遺言者ノ他ノ意思表示ニ付テハ其ノ審理ニ入ルコトナク遺言書ガ法定ノ方式ヲ遵守シテ作成セラレタルモノナリヤ否ヤノミニ付テ之ヲ審理スルモノトス

第一千六百六條ノ四 法定ノ方式ニ反シテ作成セラレタル遺言書ハ之ヲ確認セズ

第一千六百六條ノ五 私署遺言書ハ遺言者ガ自ラ遺言書ヲ證人ニ呈示シ各證人ハ遺言者ニ自ラ面接シ遺言者ガ健全ナル精

神狀態ニ在リ意識明瞭ナリシコトヲ確メタルコトニ付(第一千五百條、第一千五百二條)地方裁判所ニ於テ無宣誓ニテ證人ヲ訊問シタル後之ガ執行確認ヲ爲スモノトス

第一千六百六條ノ六 遺言書ノ確認又ハ不確認ニ付テハ確認ノ爲提出セル遺言書ノ原本又ハ正本(第一千六十條)ニ餘白無キトキハ該遺言書ニ綴加シタル紙葉ニ其ノ旨附記ス。其ノ何レノ場合ニ於テモ紐綴トシ裁判所ノ印章ヲ附ス

第一千六百六條ノ七 遺言書ノ確認又ハ不確認ニ關スル地方裁判所ノ決定ニハ遺言書全部ヲ記載ス

第一千六百六條ノ八 地方裁判所ノ遺言確認ニ關スル公告ハ元老院官報ニ登載ノ爲元老院印刷局ニ之ヲ通知ス

第一千六百六條ノ九 地方裁判所ノ爲セル遺言執行確認却下ノ決定ニ對シテハ民事訴訟法第七百八十四條乃至第七百九十條ニ定ムル手續ヲ守リ一月ノ期間内ニ控訴院ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

第一千六百六條ノ十 地方裁判所ノ爲セル遺言確認決定ニ對スル抗告ハ遺言ノ確認ニ當リ被告ナキトキニ限り之ヲ提起スルコトヲ得。他ノ凡ニル場合ニ於テハ遺言無効確認ノ訴ニ限り之ヲ裁判所ニ提起スルコトヲ得

第一千六百六條ノ十一 地方裁判所又ハ控訴院(第一千六百六條ノ九)ノ却下ニ因リ訴訟手續ニ依リ遺言ノ確認ヲ求ムル權

利ヲ失フコトナシ

第一千六百六條ノ十二 前記第一千六百六條ノ十及第一千六百六條ノ十一ニ定ムル訴訟及其ノ他總テ遺言ニ關スル爭提起ノ期間ハ二年トス。本期間ハ遺言執行確認公告ノ日ヨリ之ヲ起算ス、但シ遺言確認ノ訴訟ニ付テハ遺言確認却下ノ地方裁判所又ハ控訴院ノ決定言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス。未成熟者ニ付テハ二年ノ期間ハ其ノ成年ニ達シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第一千六百六條ノ十三 遺言執行確認前爭起リタルトキハ遺言ノ確認ハ爭ノ解決スル迄之ヲ延期ス

第一千六百六條ノ十四 遺言財產ガ未ダ何人ノ所屬トモ成ラザルトキニ於テ遺言ニ關スル爭生ジタルトキハ遺言財產ハ之ヲ後見所(譯註)ニ移管ス  
(譯註)原文ハ onekyuckoe ynpbanehie ナリ

第五節 遺言財產ノ特質

第一千六百七條 相續以外ノ方法ニ因リ得タル動產及不動產ニ付テハ總テ無制限ニ遺言ヲ爲スコトヲ得、但シ下記例外アルモノトス

(一) 期限經過前ノ官有地無期限賃借權ハ其ノ下屬ヲ受ケタル者ノ妻若ハ子又ハ直系相續人ノ一人ニ限り之ヲ遺贈

附錄 ロシア人ニ對スル親族相續法規

スルコトヲ得他ノ者ニ遺贈スルコトハ之ヲ禁ズ

(二) 不動產ヲ修道院及教會ニ遺贈スルコトハ之ヲ禁ゼズ但シ該財產ハ宗務院(譯註)ヲ經由シ勅許ヲ得ルニ非ザレバ修道院及教會ノ之ニ對スル所有權ハ確認セラルルコトナシ

(三) 修道僧ハ剃髮後ハ相續權無キヲ以テ修道僧自身ニ動產及不動產ヲ遺贈スルコトハ之ヲ禁ズ

(四) 總テ權能ノ剝奪ニ因リ法定相續能力無キ者モ亦遺贈受クル能力無キモノトス

(五) 總テ檢疫所ノ從業員ハ檢疫所ニ於テ死亡セル遺言者ノ財產ノ如何ナル部分タリトモ其ノ遺言ニ付法定ノ相續權ヲ有セザル限リ之ヲ受クルコトヲ得ズ、但シ本規定ハ檢疫管區長ヲ除クノ外檢疫會委員(譯註)ニ對シテハ之ヲ適用セズ  
(譯註)

1 原文ハ Carthuih Cuiora ナリ

2 原文ハ Uaenu Kapuriniaro Cobra ナリ

第一千六百八條 相續ニ因リ得タル財產ニ付テハ遺言ヲ爲スコトヲ得ズ、但シ普通規定ニ對シ下記條文(第一千六百八條ノ一、第一千六百八條ノ二)ニ定ムル二個ノ例外ヲ認ム

第一千六百八條ノ一 相續ニ因リ得タル財產ノ法定相續人タル



直系卑屬ヲ有スル者ハ自己ノ意思ニ依リ遺言ヲ以テ相續ニ因リ得タル財産ノ全部又ハ一部ヲ此等ノ者ニ分割シ又ハ該財産ヲ此等ノ者ノ數人若ハ一人ニ與フルコトヲ得、此ノ場合遺言者ハ前記何レノ遺言ニ於テモ夫婦ノ遺留分ニ關スル規定(第千四百四十八條乃至第千五百五十五條、第千五百二十二條)ノ制限ヲ受クルコトナク且相續ニ因リ得タル財産ノ全部又ハ一部ノ受遺者ヲシテ受遺者ノ生存中一時金又ハ定期金ヲ前記遺言者ノ他ノ卑屬又ハ受遺者ノ尊屬ニ支給セシムルコトヲ得

第千六十八條ノ二 前條(第千六十八條ノ一)ニ定ムル卑屬ヲ有セザル者ハ相續ニ因リ得タル財産ノ全部又ハ一部ヲ親等近キ自己ノ相續人ヲ除外シ親等ノ如何ニ拘ラズ親等遠キ又ハ近キ男子若ハ女子血族ノ一人ニ與フルコトヲ得、但シ該財産ノ出所タル血族ニ限リ受遺者ガ該血族ノ女子ノ親節ヨリ出デタル爲又ハ其ノ他ノ理由ニ因リ男子遺言者又ハ女子遺言者ノ姓名ヲ稱セザルコトアルモ支障ナキモノトス。同一ノ理由ニ基キ前條(第千六十八條ノ一)ニ定ムル卑屬ヲ有セズ且其ノ財産ハ種々ノ血族ヨリ出デタルモノナル場合該各血族ヨリ一人宛相續人ヲ特定スルコトヲ得。本條ニ定ムル遺言書ハ公正手續ニ依リ之ヲ作成スルコトヲ要ス。私署手續ニ依リ遺言書ヲ作成シタルトキハ遺言者自身ガマ

リヤ皇后後見所又ハ帝國人類愛協會理事會事務局又ハ同協會後援會ニ保管ヲ託シタルトキニ限リ效力ヲ有スルモノトス。本條ニ定ムル規定ニ基キ相續ニ因リ得タル財産ニ付遺言ヲ爲ス者ハ其ノ指定相續人ニ與ヘ又ハ他ノ法定相續人ニ殘スベキ相續ニ因リ得タル全財産ノ七分ノ一ノ所有權ヲ自己ノ死後ニ殘ルベキ夫又ハ妻ニ與フルコトヲ要ス、但シ後段ノ規定ハチエルニゴフ及ボルタラズニハ之ヲ適用セズ。該縣ニ於ケル夫婦ノ相續手續ニ付テハ第千五百五十七條ニ定ムル特別規定ヲ適用ス

第千六十九條 世襲財産及西部諸縣ニ於テ長子相續制トシテ下賜セラレタル財産ニ付テハ該財産ノ相續ニ關シ定ムル規定ニ反シ遺言ヲ爲スコトヲ得ズ。世襲財産ノ所有者ハ自己ノ妻及世襲財産ヲ相續セザル子ノ將來(譯註)ヲ保證スル爲世襲財産ノ純益ノ五分ノ一以內ヲ其ノ寡婦死亡ノ日迄毎年支給シ子ニ對シテハ該財産ノ收益ヲ擔保トシテ借入タル金ヲ特別ノ擔賃金トシテ國立銀行又ハ他ノ政府設立若ハ政府保證金融機關ニ預入レ又ハ國債ニ換フルモノトス、但シ其ノ額ハ全世襲財産ノ三年間ノ純益ヲ超ニルコトヲ得ズ。該基金ハ世襲財産ヲ相續セザル子ノ總テ、則チ兄弟姉妹ニ等分ニ分割ス。世襲財産ノ女子所有者モ亦自己ノ子及夫ノ爲同様ノ處分ヲ爲スコトヲ得

(譯註)原文ハ *дети оставшихся в живых* ナリ

第千六十九條ノ一 一時的世襲財産設定者以後ノ同財産所有者ニシテ卑屬ヲ有セザル者ハ一時的世襲財産設定證書ニ此等ノ者ノ死後ニ於ケル該財産ノ承繼方法ニ付キ定メナキ場合傍系血族中ヨリ同財産ノ相續人ヲ公正遺言書ニ指定スルコトヲ得、但シ遺言者ニ對スル一時的世襲財産ノ出所タル血族ガ斷絶シ居ラザルトキハ前記規定ニ基キ指定スル相續人ハ該血族ニ所屬スルコトヲ要ス

第千七十條 相續ニ因リ得タル財産ニ付テハ公正遺言書ニ依リ又ハ遺言者ガ遺言書ヲ全文自筆シマリヤ皇后後見所又ハ帝國人類愛協會理事會事務局又ハ同協會後援會ニ自ラ保管ヲ依頼シタルトキニ限リ之ガ終身用益權ヲ殘存ノ夫又ハ妻ニ與フルコトヲ得

第千七十一條 一時的世襲財産設定者ハ該財産ノ相續人ガ設定者及其ノ妻ノ直系卑屬又ハ設定者ノ傍系血族ナルトキハ第千五百三十三條ノ一、第千五百三十三條ノ四、第千五百三十三條ノ五及第千五百三十三條ノ八乃至第千五百三十三條ノ十三ニ定ムル規定ニ基キ公正遺言書ヲ以テ妻ニ該財産ノ終身用益權ヲ與フル旨ノ遺言ヲ爲スコトヲ得。設定者ノ寡婦再婚スルトキハ寡婦ノ一時的世襲財産ニ對スル終身用益權ハ消滅ス。同一ノ理由ニ依リ一時的世襲財産設定者以後ニ於

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

ケル該財産ノ所有者ハ該財産ガ其ノ死後其ノ傍系血族ニ移ルベキモノナル場合公正遺言書ヲ以テ同財産ノ終身用益權ヲ妻ニ與フルコトヲ得

第六節 特別遺言

第千七十一條 軍隊ガ外國ニ出征中ナルトキハ軍屬及其ノ他從軍中ノ者ハ聯隊事務局及其ノ他出征軍事務室ニ於テ遺言ヲ爲スコトヲ得。遺言書ハ之ヲ該事務局ニ於テ認證シ登錄スルコトヲ要ス。斯ル遺言書ハ公正遺言書ノ效力ヲ有ス

第千七十二條 從軍中ノ軍艦又ハ其ノ他官船ニ於テ作成シタル遺言書ハ該軍艦若ハ官船ノ長又ハ上席者ト他ノ將校又ハ官吏トノ共同保管トシテ其ノ保管ヲ託スルコトヲ得。遺言書ノ作成ニ付前記上司之ヲ知ルトキハ遺言書ハ公正遺言書ノ效力ヲ有ス

第千七十三條 商船内ニ於テ作成シタル私署遺言書ハ船長、掌帆長又ハ其ノ代理者トノ共同保管トシテ事務長ニ其ノ保管ヲ託スルコトヲ得

第千七十四條 此等ノ場合遺言書ハ總テ證人二名ノ立會ノ下ニ其ノ保管ヲ託スルコトヲ要ス  
第千七十五條 從軍中及艦船内ニ於テ作成セル遺言書ハ遺言者及其ノ保管ヲ託サレタル者之ニ署名スルコトヲ要ス



第七十六條 遺言者ガ書クコト能ハザルトキ又ハ署名ヲ爲スコト能ハザルトキハ其ノ旨代筆ノ際遺言書ニ附記スルコトヲ要ス

第七十七條 外國ニ在ル露西亞臣民ハ其ノ作成地ノ方式ニ依リ私署遺言書ヲ作成スルコトヲ得、但シ領事館事務取扱規程(千九百三年版第十二條四項、第七十五條及第八十條)ニ定ムル規定ニ依リ所定ノ認證ヲ受クル爲露西亞領事館、領事館ナキ地ニ於テハ露西亞大使館若ハ公使館ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第七十八條 國外ニ於テ作成シタル遺言書ノ露西亞領事館、大使館又ハ公使館ニ於ケル認證ハ公正遺言書ノ作成ニ代ハルモノトス

第七十九條 國外ニ於テ作成セル遺言書ハ執行ノ確認ヲ得ル爲之ヲ遺言財産所在地又ハ遺言者ノ露西亞ニ於ケル最後ノ住所地ノ地方裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

第八十條 廢止

第八十一條 陸海軍病院ニ於テ患者タル將校又ハ下級軍人ノ願ニ依リ作成セル私署遺言書ハ病院附牧師、當直醫師又ハ主任醫師及當直將校之ニ署名シタルトキ效力ヲ有ス。同様ノ方式ニ依リ他ノ公立病院ニ於テモ遺言書ヲ作成スルモノトス、但シ當直將校ナキ病院ニ於テハ病院監督又ハ病院

主任ハ當直將校ニ代ハリ遺言書ニ署名スルコトヲ要ス。尙陸軍病院ニ於テ牧師ガ何等カノ理由ニヨリ到着スルニ至ラザルトキハ看護婦又ハ他ノ在院者ヲ認證ニ立會ハシメ海軍病院ニ牧師又ハ當直將校ナキトキ又ハ異教徒危篤ノ際有效ナル遺言書ヲ作成スルニハ當直醫師ノ外病院ノ職員若ハ患者又ハ本人之ヲ望ムニ於テハ病院外ノ證人二名之ニ署名スルコトヲ要ス

第八十二條 ベトログランド及モスコイ寡婦院在院ノ寡婦ノ私署遺言書及ベトログランド貧困少女養育院院兒ノ遺言書ハ院ノ僧侶又ハ監督及醫師ガ之ヲ認證シタルトキハ有效トス、但シ本規定ハ該ベトログランド養育院在院ノ貧困少女ガ普通法ニ基キ遺言書ヲ作成スルコトヲ妨グルモノニアラズ

第八十二條ノ一 村落民ノ遺言書ノ認證ニ關スル特別規定ハ身分法特別附錄(千九百三年版第一卷總則第一百十條備考二及第四百三十九條備考三)ニ之ヲ定ム、コサツク村落民ノ遺言書認證ニ關スル特別規定ハコサツク民政法(譯註)(千九百三年版第五百四十二條備考、附錄第三十三條、第五百八十五條)ニ之ヲ定ム

(譯註)原文ハ *Yuzhenenie Pravitelstva Vypovedeniya* ナリ  
第八十三條 廢止

第七節 遺言執行手續

第八十四條 遺言ハ下記ノ者ニ於テ之ヲ執行ス

(一) 遺言執行人

(一) 遺言者ガ其旨意思表示ヲ爲シタルトキハ相續人本人  
第八十五條 檢疫機關ノ從業員ハ何人ト雖モ檢疫所ニ收容中ノ者ノ遺言執行人トナルコトヲ得ズ、但シ本規定ハ檢疫管區長ヲ除クノ外檢疫會委員ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第八十六條 相續以外ノ方法ニ依リ得タル自己ノ財産ニ付遺言ヲ爲ストキ遺言者ハ相續人ノ生存中ニ限り相續人ニ金錢ノ給付ヲ爲ス義務ヲ負ハシムルコトヲ得

遺言者ガ相續ニ因リ得タル財産ヲ相續セシムルモノナルトキ相續人ハ該財産ニ付遺言者ノ爲ス遺言ガ該財産ノ大部分又ハ小部分ノ喪失ニ伴フ場合其ノ執行ヲ拒否スルコトヲ得

本條第二項ノ規定ハ第六十八條ノ一ニ定ムル遺言ニハ之ヲ適用セズ

第八十七條 マリヤ皇后後見所ニ保管ヲ託セル遺言書ハ下記ノ場合該後見所ニ於テ之ヲ執行スルモノトス  
(一) 遺言者本人ノ意思表示ニ依リ該後見所ニ執行ノ權限ヲ與ヘタルトキ

附錄 ロシア人ニ對スル親族相續法規

(二) 該後見所ノ保管スル遺言書ガ千八百六十年一月一日以前ニ保管金庫(譯註)ニ預入レタル資金ノミニ關スルモノナルトキ

(譯註)原文ハ *Сохранина Камера* ナリ  
第八十八條 帝國人類愛協會モスコイ貧民保護會ハ其ノ保管スル遺言書ガ該保護會ノ保護スル貧民ノ利益ニ關スルモノナルトキ其ノ旨協會理事會ニ報告シ之ガ執行ヲ行フモノトス

第八十九條 帝國人類愛協會理事會事務局ハ其ノ遺言ガ現行法ニ違反セザル限リ遺言ニ依リ貧民ニ對シ寄附アリタル不動産ヲ受理スルコトヲ得

第九十條 慈善團體又ハ一般社會ニ對スル慈善若ハ利益ノ爲寄附ヲ爲ス旨ノ遺言書ヲ確認ノ爲提出シタルトキ地方裁判所ハ檢事ニ該遺言書ノ抄本ヲ送附シ檢事ハ所轄官廳ニ之ヲ通知ス

第九十一條 遺言書ニ寄附先ノ正確ナル表示アルトキ又ハ遺言財産ノ處分ヲ委任スベキ官廳若ハ公務員ノ表示アルトキ檢事ハ遺言執行人又ハ遺言ヲ提出シタル者ノ所在地ヲ示シ該遺言書ノ抄本ヲ所管ニ從ヒ當該ゼムスツゴ役場、市役所、公共救恤機關又ハ其ノ他ノ官公署ニ送付スルモノトス。遺言書ニ慈善的寄附ノ目的ノ正確ナル表示ナキトキハ



遺言書ノ抄本ハ遺言財産ノ使用方法ニ付指圖アル迄遺言ノ執行ヲ直接監督シ且遺言ヲ管理スル爲遺言財産所在ノ縣廳ニ之ヲ送付スルモノトス

第一千九十二條 縣廳、ゼムスツヴォ役場、市役所、公共救恤機關及其ノ他ノ官公署ハ新ル遺言書ニ付其ノ都度遲滞ナク之ヲ内務省ニ報告シ此等官公署ニ對シ爲サレタル遺言ノ執行ヲ監督シ遺言財産ノ移轉ニ付關係者ト交渉スルモノトス

第一千九十三條 其ノ使途ニ付遺言書ニ正確ナル指示ナク又遺言財産ノ處分ヲ託スベキ官公署又ハ人ノ表示ナキ寄附ニ付テハ内務省ハ一定ノ使用目的ヲ定メ公共救恤機關、ゼムスツヴォ、市又ハ其ノ他ノ公共機關ニ通達シ之ガ執行ニ當ラシム。使用目的ガ該機關ノ事業ノ範圍外ナルトキハ之ヲ縣廳ニ通達シ執行セシム。寄附財産ノ所在地ガ數縣ニ涉ルトキハ遺言執行ノ監督ハ内務省ニ之ヲ課ス

第一千九十四條 遺言財産ノ使用方法ニ付正確ナル表示ヲ缺ク寄附ト雖モ遺言者ガ一般的ニ表示セル寄附ノ目的ガ内務省以外ノ他ノ省ノ所管ニ屬スルトキハ當該所管省ヲシテ遺言財産ノ使用方法ノ決定及遺言執行ノ監督ニ當ラシム

第一千九十五條 廢止  
第一千九十六條 遺言書又ハ贈與證書ニ依リ教會ガ受理シタル金員ハ遺言書又ハ贈與證書ニ定ムル目的以外ニ之ヲ使用ス

ルコトヲ得ズ

第八節 遺言ニ依ル所有權ノ移轉

第一千九十七條 遺言ニ依ル所有權ノ移轉ハ相續(無註)ニ依ル所有權ノ移轉ニ付定ムル規定ニ基キ之ヲ行フ

(譯註) 法定相續ノ意ナラン  
第一千九十八條乃至第一千百條 第六十六條ノ十二乃至第六十六條ノ十四ニ定ムル規定ヲ以テ本諸條ニ代フ

第一千一百一條 削除  
第一千一百二條 第六十六條ノ二及第六十六條ノ三ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第二編 法定相續ニ依ル財産ノ取得

第一章 普通法定相續

第一千一百四條 法定相續財産トハ遺言ヲナサズシテ死亡セル者ガ遺シタル財産、權利及債務ノ總體ナリ

第一千一百五條 死亡者ト血縁ヲ以テ結バレタル者ハ身分ノ差異ニ何等關係ナク相續ヲ爲スモノトス  
備考 チェルスク州シヤトエ及ヴェチエノ部落ニ於テ官職ニ就キ居ラズ又ハ將校ニアラザル退職軍人タル山國人ガ

法定相續手續ニヨリ不動産ヲ取得シタル場合該不動産ニ對スル權利ハ取得後一年以内ニ之ヲ賣却スルコトヲ要ス然ラザルトキハ賣却ヲ要スル財産ハ政府ノ命令ニ依リ財產沒收ニ關スル普通法ニ基キ之ヲ國庫ニ沒收ス

第一千百六條 下記ノ者ハ相續ヨリ排除セララルコトナシ  
(一) 外國人  
(二) 未ダ出生セザルモ父ノ生存中ニ懷胎シタル子  
(三) 肉體及精神的缺陷(聾者、啞者及痴者)ヲ有スル者

備考 ベツサラビヤ、ヴィルノ、ヴィテプスク、ウオルウイン、グロドノ、キニフ、コヴノ、ミンスク及ポドリスクノ諸縣ニ於テハ不動産ノ相續ニ付外國人ノ有スル權利ハ身分法ニ定ムル制限ヲ受ク

第一千百七條 全權能ヲ剝奪セラレタル者ハ相續ヲ爲スコトヲ得ズ

第一千百八條 廢止

第一千百九條 修道僧ハ世捨人トシテ其ノ剃髮後相續權ヲ失フ

第一千百十條 相續財産ハ下記ノ場合法定相續人ニ移轉ス  
(一) 死亡者ガ相續ニ因リ得タル財産ヲ殘シタルトキ  
(二) 死亡者ガ相續以外ノ方法ニ依リ得タル財産ニ付其ノ死亡ノ場合ニ關シ遺言ヲ爲サザリシトキ

(三) 遺言ガ裁判所ニ依リ無効ト認メラレタルトキ

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

第一千百一十一條 一ノ血族ノ全成員ハ男系親脈タルト女系親脈タルトヲ問ハズ其ノ血統ノ全ク絶アル迄法律ノ定ムル手續ニ依リ相續權ヲ有ス

第一千百一十二條 血統又ハ血族トハ一人ノ共同ニ始祖ヨリ出デタル男女全員ノ關係ニシテ其ノ名又ハ姓ヲ稱ヘザル者ニ付テモ亦同ジ

第一千百一十三條 適法ナル婚姻ヨリ出生セル者ニ限り一ノ血統ノ成員トナル。總テ露西亞帝國ニ於テ許サレタル宗教ノ婚姻ハ其ノ宗教ノ儀式及所定ノ規定ニ依リ行ハレタルトキハ同教徒タルト猶太教徒タルト喇嘛教徒タルト偶像崇拜者タルトヲ問ハズ適法ナルモノトス

備考 千九百七年一月三十一日並ニ二月十二日裁可ノ閣令及第六十一條備考並ニ第七十八條備考ニ依リ該備考ニ定ムル者ニ對シ婚姻及其ノ婚姻ヨリ生レタル子ニ付其ノ權利ヲ擴大シタルコトニ因リ千九百七年ノ閣令公布前第三者ガ取得セル財産權ハ動搖スルモノニアラズ、但シ該閣令及千九百十三年六月十六日ノ法律ニ定ムル婚姻及其ノ婚姻ヨリ子孫ガ出デタルコトニ因リ相續權ヲ有スル夫婦及其ノ卑屬ハ普通法ニ基キ該權利ヲ享有ス、但シ下記ノ制限ヲ受ク、則チ該夫婦及其ノ卑屬ハ千九百七年ノ閣令公布前ニ開始シタル相續財産ニ付該閣令公布前他ノ者ガ



之ヲ相續シ居ラザルトキニ限り之ガ法定相續ヲ爲スコトヲ得

第一千十四條 血族ノ遠近ハ親系及親等ニ依リ之ヲ定ム

第一千十五條 一人ノ者ト他ノ者トノ出生ニ因ル關係ハ親等トナリ中斷セズ連續スル親等ノ關係ハ親系トナル

第一千十六條 二又ハ二以上ノ親系ヲ生ズル親等ヲ該親系ニ對スル關係ニ於テ親節ト稱シ該親系ハ其ノ親節ニ對スル關係ニ於テ之ヲ支脈又ハ親脈ト稱ス

第一千十七條 親系トハ卑系、尊系及側系又ハ傍系ヲ謂フ

第一千十八條 傍系ノ遠近ハ其ノ共同ノ始祖ヨリ如何ニ出デタルカニ依リ之ヲ定ム。近キ傍系トハ父及母ヨリ出デタル者ニシテ祖父及祖母ヨリ出デタル者之ニ次グ

第一千十九條 特別ノ勅令ヲ以テ嫡出子ニ準ゼラレタル子ノ内血統及相續財産上嫡出子ノ有スル總テノ權利ヲ與ヘラレタル者ハ凡ニル相續關係ニ於テ嫡出子ト同等ナルモノトス

第一千十九條ノ一 養親ノ死後ニ於ケル養子ノ相續及養子ノ死後ニ於ケル養親ノ相續ニ關スル規定ハ第五百五十六條ノ一乃至第五百六十六條ノ六ニ之ヲ定ム

第一千二十條 姻族ハ法定相續權ナシ

第二章 法定相續手續

第一節 總 則

第一千二十一條 血族間ノ法定相續順位ハ一般ニ親系ニ依リ之ヲ定ム。卑系ハ第一順位ノ相續權ヲ有ス。卑系ヲ缺グトキハ遺產ハ傍系又ハ一定ノ場合ニ於テハ死亡者ノ父母及尊系之ヲ承繼ス

第一千二十二條 各親系ニ於テ親等近キ者ハ遠キ者ヲ排除ス、例ヘバ息子ハ父アルトキ祖父ヲ相續スルコトヲ得ズ

第一千二十三條 相續開始ニ當リ親等ノ近キ者又ハ等シキ者既ニ生存セザルトキハ其ノ子之ヲ代位ス。子死亡シ居ルトキハ孫及他ノ卑屬親等ノ順位ニ依リ之ヲ代位ス。之ヲ代襲相續權(譯註)ト稱ス

(譯註)原文ハ *иправо наследования* ナリ  
備考 千七百九十七年四月五日ノ法令ニ於テハ本手續ハ之ヲ代位相續權(譯註)ト稱セリ

(譯註)原文ハ *иправо наследования* ナリ  
第一千二十四條 尊族親ハ代襲相續權ヲ有セズ

第一千二十五條 代襲相續權ニ依リ遺產ハ人數ニ依ラズ親節ノ數ニ依リ之ヲ分割ス、則チ死亡セル相續人ノ卑屬全員ニ於テ死亡セル相續人本人ガ相續開始ノトキ生存シ居タリシナランニハ受クベカリシ部分ヲ併セテ受クルモノトス

第一千二十六條 女子ハ男子ト同ジク代襲相續權ヲ有ス、但シ各親脈ニ於テ等シキ親等ノ卑屬ニ付第一千二十八條及同條備考ニ定ムル規定ヲ遵守スルモノトシテニゴフ及ボルタワ縣ニ於テハ尙第一千三十三條及第一千三十九條ノ規定ヲ遵守スルモノトス

第二節 卑系ノ相續手續

第一千二十七條 父又ハ母ノ死後ニ於ケル第一順位ノ相續權ハ其ノ嫡出ノ男子及女子ニ屬ス。此等ノ者生存シ居ラザルトキハ代襲相續權ニ依リ男女ノ孫、孫生存シ居ラザルトキハ男女ノ曾孫以下之ニ準ジ之ヲ代襲ス

第一千二十八條 殘存配偶者ニ對スル遺留分ノ分與後子ハ男女ヲ問ハズ遺產ヲ平等ニ分割ス。男女ノ孫及曾孫ハ代襲相續權ニ依リ各親節毎ニ平等ニ遺產ヲ分割ス

相續及相續以外ノ方法ニ依リ得タル土地財産(市外地)ノ相續ニ當リ息アルトキ各娘、則チ兄弟アルトキ各姉妹ハ該財産ノ七分ノ一ヲ受ク。該財産ノ分割ニ當リ息ノ受クベキ相續分ガ娘ノ受クベキ分ヨリ少キトキハ殘存配偶者ニ遺留分ヲ分與後ノ殘餘財産ノ息ト娘ノ間ニ於テ平等ニ分割ス

息及其ノ卑屬ナキトキハ娘及其ノ卑屬ハ本條第一項ニ定ムル規定ニ依リ土地財産(市外地)ヲ分割ス

附錄 ロシア人ニ對スル親族相續法規

備考 農具ハ該農具ノ主物タル財産ト同一ノ規定ニ基キ之ヲ相續ス

第一千二十九條 夫婦ノ一方ニ屬スル子(繼子)及其ノ卑系ハ其ノ父母ノ財産ノミヲ相續ス。繼父及繼母ノ遺產ニ對シテハ何等ノ權利ヲ有セズ

第一千三十條 舊グルヂヤ、イメレチヤ及グリヤ内ニ設置ノ後ニコカサスノ諸縣及諸郡ニ於ケル基督徒タル兄弟及其ノ子孫ハ不動産中姉妹ノ受クベキ相續分ニ付本法附錄ノ規定ニ依リ姉妹ニ金員ヲ與ヘ之ヲ自己ノ所有トナスコトヲ得

第一千三十一條及第一千三十二條 廢 止  
第一千三十三條・チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於テハ第一千二十七條乃至第一千二十九條ニ定ムル規定ノ適用ニ當リ下記規定ヲ遵守スルコトヲ要ス

(一) 總テ母ノ遺產ハ相續ニ因リ得タル財産タルト相續以外ノ方法ニ依リ得タル財産タルト不動産タルト不動産タルト土地財産(市外地)タルト其ノ他ノ財産タルトヲ問ハズ又其人子ガ息タルト娘タルト未婚者ナルト既婚者ナルトヲ問ハズ各平等ニ之ヲ分割ス。孫及曾孫ハ代襲相續權ニ依リ各親節毎ニ平等ニ之ヲ受ク

(二) 息又ハ娘ガ母ノ生存中母本人所有財産ノ一部ヲ息ハ分與財産トシテ娘ハ嫁資トシテ受ケタルトキハ母ノ遺產



相續開始ノ際此等ノ者ハ母ノ遺產相續ニ加ハラズ、但シ之ガ爲母ノ死後代襲相續權ニ依リ此等ノ者ノ有スル相續權ヲ失フコトナシ

第三節 傍系ノ相續手續

第一千三百三十四條 死亡セル所有者ニ卑屬ナキトキ相續權ハ傍系ニ移ル

第一千三百三十五條 凡ニル傍系及各親系ノ凡ニル親等ノ兄弟姉妹ハ相續ニ當リ第千二百二十八條及同條備考ノ規定ニ從フモノトス

第一千三百三十六條 近キ傍系ハ遠キ傍系ヲ排除ス。傍系ガ一ナラズシテ多數ナルトキ同等ノモノ、則チ一人ノ始祖ヨリ出デタル傍系ナルトキハ遺產ハ該傍系ニ移リ卑屬ノ場合ト同ジク近キ親等ハ遠キ親等ヲ排除シ親等シキモノノ間ニ於テハ各人ハ遺產ヲ分割シ死亡者アルトキハ死亡者ノ子孫其ノ親等ヲ占メ、代襲相續權ニ依リ親節毎ニ之ヲ相續ス。此等ノ場合相續人ガ死亡者ノ名又ハ姓ヲ稱セザルトキ亦同ジ

第一千三百三十七條 依ツテ傍系ニ於ケル第一位ノ相續權ハ未婚タルト既婚タルトヲ問ハズ兄弟姉妹及其ノ卑屬ノ有ス。兄弟姉妹ナキトキハ血族ノ叔父、叔母及其ノ卑屬以下ニ

準ジ相續ヲ爲ス

第一千三百三十八條 傍系ニアリテハ相續ニ因リ得タル財產ガ父ノ財產ナルトキハ常ニ父ノ血統、母ノ財產ナルトキハ母ノ血統ニ移ルモノトス。子ナキ者本人ノ取得セル財產ハ其ノ財產ニ付キ特別ノ意思表示ナキトキハ第千四百十條ニ定ムル場合ヲ除クノ外父ノ血統ニ移ルモノトス

第一千三百三十九條 チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於テハ死亡者ガ母ヨリ承繼セル財產ヲ遺セルトキハ父母ヲ同ジウスル兄弟姉妹全員ニ於テ平等ニ之ヲ分割ス。父母ヲ同ジウスル兄弟姉妹又ハ其ノ卑屬ナキトキハ母ト父母ヲ同ジウスル叔父並ニ叔母及其ノ卑屬以下ニ之ニ準ジ第千三百三十六條及第千三百三十七條ニ定ムル規定ニ依リ平等ニ之ヲ相續ス

第一千四百十條 異父及異母ノ兄弟姉妹ハ子無ク遺言ヲ爲サズ父母ヲ同ジウスル兄弟姉妹及其ノ子孫ナクシテ死亡セル者ガ相續以外ノ方法ニ依リ得タル財產ノ相續ニ付被相續人ノ他ノ血族ニ優先シ被相續人ガ男子タルト女子タルトニ拘ラズ同一ノ手續ニ依リ之ヲ承繼スルモノトス。依ツテ異父及異母ノ兄弟姉妹ハ此ノ場合遺產ニ對シ平等ノ權利ヲ有スルモノト認メラルルヲ以テ異父及異母ノ相續人ハ當然父母ヲ同ジウスル兄弟姉妹間ニ於ケルト同一ノ規定ニ基キ遺產ヲ分割スルモノトス

備考 千八百七十七年參議院ハ其ノ意見トシテ一事件ニ付下記ノ解釋ヲ爲セリ、則チ第千四百十條ハ第千三百三十四條乃至第千三百三十八條ニ定ムル相續順位ニ關スル普通規定ノ例外ヲ爲スモノニシテ同條ハ子無クシテ死亡セル被相續人ニ父母ヲ同ジウスル兄弟又ハ姉妹ナク同人ガ相續以外ノ方法ニ依リ取得シタル財產ニ對シ其ノ異母及異父ノ兄弟及姉妹ガ權利ヲ主張シタルトキノミ之ヲ適用スベク本條ニ定ムル規定ハ本條ニ直接定ムル場合ノ外之ヲ適用スベキモノニアラズ

第四節 尊系ノ相續手續

第一千四百一十一條 父母ハ其ノ子ノ死後子ガ相續以外ノ方法ニ依リ得タル財產ヲ相續セズ。子ガ子無クシテ死亡シタル場合合父母生存中ナルトキハ該財產ノ終身用益權ヲ共用トシテ父母ニ與フルモノトス、但シ父母ハ該終身用益權所有中財產ヲ賣却シ擔保トシ又ハ他ノ方法ニ依リ他ニ移轉スルコトヲ得ズ

第一千四百一十二條 但シ財產ガ子自身ノ取得セルモノニアラズシテ父母ガ息又ハ娘ノ生存中ニ贈與ノ形ニ依リ與ヘタルモノニシテ而モ死亡セル息又ハ娘ニ子無ク傍系ニ相續人アルノミナルトキ該財產ハ相續ノ形トセズ贈與ノ形ヲ以テ父母

附錄 ロシア人ニ對スル親族相續法規

ノ各ニ其ノ各ヨリ贈與シタルモノヲ返還スルモノトス

第一千四百一十三條 チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於テハ息ガ父母ヨリ分與ヲ受ケタル財產ハ息ガ生前該財產ニ付遺言ヲ爲サズ子無クシテ死亡セルトキ又ハ婚姻シテアリタルモ被相續人ヨリ以前ニ又ハ被相續人ヨリ後ナルモ成年ニ達セズシ死亡シタルトキハ該財產ハ父母ノ内何レガ分與セルカニ依リ之ヲ父又ハ母ニ返還スルモノトス。娘ノ嫁資モ亦同一、場合ニ於テハ同一ノ規定ニ基キ其ノ死後父母ニ返還ス。父母ハ其ノ子ノ相續以外ノ方法ニ依リ得タル財產ヲ相續ス、但シ息又ハ娘ガ子無クシテ死亡シ死後父母ヲ同ジウスル又ハ異母若ハ異父ノ兄弟姉妹又ハ其ノ卑屬ナキトキニ限ル

第一千四百一十四條 子無ク何等遺法ナル遺言ヲ爲サズシテ死亡セル預金者ガ金融機關ニ預入レタル金員ニシテ其ノ死後尙同機關ニ殘存セルモノハ父母ニ於テ所定ノ裁判所證明書ヲ提出シ之ヲ請求スルトキハ父母ノ完全ナル所有ニ歸ス、但シ其ノ提出セル裁判所ノ證明書ニ該金員ハ父母ニ所屬シ父母ヨリ其ノ子ニ與ヘタルモノナルコトヲ認ムル旨ノ表示アル場合ニ限ル

第一千四百一十五條 父母ニ(第千四百一十四條)下付セル裁判所ノ證明書ニ該金員ハ父母ヨリ子ニ與ヘタルモノニアラズシ



ヲ子自身取得セルモノナルコトヲ表示アルトキハ父母ニ對シ該金員ノ利息ヲ終身與フルモノトス

第一千四百四十六條 該金員(第一千四百四十四條)ニ對シ國庫又ハ私人ヨリ法律上ノ手續ニ依リ確認セラレタル請求アルトキハ理由ノ如何ニ拘ラズ先ツ該金員ヲ以テ之ヲ辨濟シタル後殘額ノミニ付父母ニ下付アリタル證明書ニ從ヒ或ハ之ヲ其ノ所有ニ移シ或ハ其ノ終身用益權ヲ父母ニ與フルモノトス

第一千四百四十七條 金融機關ハ相續權ニ付裁判上ノ如何ナル審理ニモ關與セズ、依ツテ子無ク且遺言ヲ爲サズシテ死亡セラル者ノ遺セル金員(第一千四百四十四條)ニ付死亡者ノ父母ガ所有權ヲ有スルヤ終身用益權ヲ有スルヤノ決定及該金員ニ付債務及賦課金ナキ旨ノ證明ハ裁判所ノ權限ナルヲ以テ父母ハ先ヅ法定ノ證明書ヲ得ル爲裁判所ニ之ヲ申請スルコトヲ要ス

第五節 配偶者ノ相續手續

第一千四百四十八條 遺法ナル妻ハ夫ノ死後子ノ有無ニ拘ラズ不動產ヨリハ其ノ七分ノ一ヲ動產ヨリハ其ノ四分ノ一ヲ受ク。本權利ハ被相續人ガ相續以外ノ方法ニ依リ得タル財產ヲ自由ニ處分シ又ハ該財產及第六十八條ノ一ニ定ムル場合ニ於テ相續ニ因リ得タル財產ニ付遺言ヲ爲スコトヲ制限

スルモノニアラズ死亡者ガ遺言ヲ殘シタルトキハ殘存配偶者ハ遺言ニ依リ處分ナキ財產ノミヨリ遺留分ヲ受ク  
備考 配偶者ハ相續ニ因リ得タル財產ノ終身用益權ヲ得ルコトニ因リ普通法ニ基キ該財產ヨリ受クベキ遺留分ヲ失フモノトス、但シ配偶者ハ其ノ希望ニ依リ受クベキ終身用益權ヲ拋棄シ之ニ代ヘ本條(第一千四百四十八條)及第一千五百一十一條、第一千五百三十三條ニ基キ該財產ヨリ遺留分ヲ請求スルコトヲ得

第一千四百四十八條ノ一 舊グルヂヤ、イメレチヤ及グリヤノ地域ニ設置ノ後コーカサスノ諸縣及郡ニ於ケル基督教徒タル共同相續人ハ夫ノ不動產ヨリ寡婦ノ受クベキ遺留分ヲ姉妹ノ受クベキ相續分ヲ兄弟ガ買戻シ評價スル場合ニ關シ第一千三百三十條ノ附錄ニ定ムル規定ニ基キ財產ヲ評價シテ寡婦ニ金員ヲ與ヘ之ヲ引取ルコトヲ得

第一千四百四十九條 寡婦ハ其ノ夫ノ死後相續開始ノトキ夫ガ生存中ナリシナランニハ受クベカリシ財產ヨリノ遺留分モ亦失フコトナシ  
第一千五百十條 嫁資及妻ノ特有財產(譯註)ハ婚姻前ヨリ妻ニ所屬シタルモノタルト婚姻後其ノ取得シタルモノタルト問ハズ妻ノ遺留分ニ之ヲ算入セズ

(譯註)原文ハ СООБЩЕНИЕ ИМЪИЕ НАШ

第一千五百一十一條 死亡者ニ特有財產ナル不動產ナク動產アルノミナルトキハ其ノ寡婦ハ夫ノ生前動產ノ不動產中死亡セル夫ガ受クベカリシ部分ヨリ夫ノ生前遺留分ヲ受ケ夫所有ノ動產ヨリ其ノ四分ノ一ヲ受ク、但シ夫ノ動產ニ對シテハ夫ノ生前寡婦ハ權利ヲ有セズ

第一千五百一十二條 子無キ妻ガ其ノ生前遺留分ノ分與ヲ求メズシテ死亡セル場合妻ノ相續人ハ該遺留分ヲ請求スル權利ナク該遺留分ハ夫ノ相續人之ヲ承繼ス。妻及其ノ相續人ハ妻ガ生前遺留分ノ分與ヲ求メタルトキニ限り再婚及十年ノ時効經過後モ該遺留分ヲ失フコトナシ

第一千五百一十三條 夫ハ妻ノ死後夫ノ死後ノ妻ノ場合ノ規定ニ依リ相續ヲ爲シ妻ノ父ノ生前死亡シタル妻ガ其ノ父ノ不動產中ヨリ受クベカリシ相續分ヨリ第一千五百一十一條ニ準ジ遺留分ヲ受ク、但シ其ノ妻ニ特有財產タル不動產ナク贈與證書又ハ其ノ他ノ證書ニ依リ殘存ノ夫ガ不動產ヲ全ク受ケザリシトキニ限ル

第一千五百一十三條ノ一 舊グルヂヤ、イメレチヤ及グリヤノ地域ニ設置ノ後コーカサス諸縣及郡ニ於テハ基督教徒タル共同相續人ハ妻ノ不動產ヨリ寡婦ノ受クベキ遺留分ニ對シ第一千三百三十條附錄ニ定ムル規定ニ基キ價格ヲ寡婦ニ與ヘ之ヲ

引取ルコトヲ得

第一千五百一十四條 第一千五百一十一條及第一千五百一十三條ニ定ムル場合ノ寡婦ガ妻ノ父ノ不動產ヨリ受クベキ遺留分及寡婦ガ夫ノ不動產ヨリ受クベキ遺留分ノ分與ハ夫ノ父又ハ妻ノ父ガ其ノ息又ハ娘死亡ノ日ニ實際ニ所有シ居タル不動產ノミヨリ之ヲ爲スモノトス。夫ノ父又ハ妻ノ父ノ動產ヨリ寡婦又ハ寡婦ノ受クベキ四分ノ一分與ハ妻ノ父又ハ夫ノ父ガ死亡セル後初メテ其ノ死亡ノ日ニ於ケル現存ノ動產ヨリ之ヲ爲スモノトス

第一千五百一十五條 死亡セル配偶者ノ財產ヨリ殘存セル配偶者ガ遺留分ノ分與ヲ受ケタル權利ハ後者ガ破産者ト認メラレ其ノ旨宣告ヲ受ケタル場合破産財團アルトキハ破産財團ニ移轉シ債務者ノ現有財產ガ債務ヲ辨濟スルニ足ラザルトキハ直接債權者ニ移轉ス、但シ破産財團又ハ債權者ハ債務者ノ生前ニ限り本權利ヲ有シ債務者ノ死亡後ハ前記遺留分分與ニ付如何ナル請求ヲモ爲スコトヲ得ズ

第一千五百一十六條 廢止  
第一千五百一十七條 チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於ケル配偶者死亡後ノ相續權ニ付テハ下記ノ如ク之ヲ定ム  
(一) 一般ニ妻死亡後ノ夫モ夫死亡後ノ妻モ其ノ一方ガ所有シ其ノ死亡後遺リタル財產ヲ相續スルコトヲ得ズ



(二) 婚姻當時夫婦ノ何レモ何等財産ヲ有セズ其ノ後雙方ノ努力ニ因リ財産ヲ取得シ其ノ生前該財産ニ付遺言ヲ爲サザリシトキハ妻死亡後ノ夫及夫死亡後ノ妻ハ子アルトキハ其ノ死後殘リタル全財産ノ三分ノ一ヲ受ク其ノ婚姻ヨリ子生レザリシトキハ全財産ヲ相續ス

(三) 妻ノ嫁資ハ常ニ妻及妻ノ相續人ノ不可侵的財産ナリ、依ツテ妻ガ其ノ生前嫁資ヲ處分セズ子無クシテ死亡セルトキハ妻ノ嫁資ノ擔保ト成リ居タル夫ノ財産ハ夫ガ嫁資ノ全額ヲ妻ノ相續人ニ返還セザル限リ該擔保ハ之ヲ解除セズ。夫死亡ノトキハ該責任ハ其ノ儘夫ノ相續人ニ移轉ス

(四) 妻ノ嫁資ニ對シ第五條第四項乃至第八項ニ定ムル方法ノ一ニ依ル擔保ナキトキハ該妻ニハ全然嫁資ナカリシモノト認メラル、但シ其ノ夫ノ死亡後本條(第百五十七條)下記各項ニ定ムル規定ニ基キ夫ノ財産ヨリ一定ノ賠償ヲ受ク

(五) 初婚ノ寡婦ガ再婚セズ子アルトキハ夫ノ財産ニ對シ子ト同等ノ部分ニ付其ノ終身用益權ヲ得夫ノ子ナキトキハ夫ノ全遺產ノ三分ノ一ニ付終身用益權ヲ得。再婚セルトキハ前記ノ一定ノ部分ニ代ヘ夫ノ財産ノ四分ノ一ニ付終身用益權ヲ得。夫ノ相續人ガ該四分ノ一ノ部分ヲ買戻

サント欲スルトキハ裁判所ハ之ヲ評價シ其ノ評價額ノ半額ヲ寡婦ノ所有トシテ分與ス、但シ妻ガ夫ヨリ以前ニ死亡シタルトキハ妻ノ相續人ハ夫ノ財産ノ四分ノ一ヲ請求スルコトヲ得ズ

(六) 再婚セル寡婦ハ再婚ノ夫ノ死後該婚姻ヨリ生レタル子ガ數人アルトキニ於テモ此等ノ者ト平等ノ部分ニ付終身用益權ヲ得、息又ハ娘ガ一人ノミナルトキハ三分ノ一ニ付終身用益權ヲ得

(七) 同様ニ子ヲ有スル寡夫ニ嫁シ其ノ寡夫ノ子ヲ生メル寡婦ハ寡夫ノ死後其ノ不動産ニ對シ子ト平等ノ部分ニ付終身用益權ヲ得此ノ者トノ間ニ子生レザリシトキハ再婚セザル限リ夫ノ初婚ノ子ト平等ノ部分ニ付終身用益權ヲ有ス。該女更ニ婚姻ヲ爲ストキハ該部分ヲ失ヒ子之ヲ受ケ子ハ該女ニ對シ如何ナル賠償モ之ヲ爲ス義務ヲ負ハズ

(八) 斯ル場合夫ガ生前其ノ自由意思ニ依リ妻ニ對シ不動産タルト不動産タルトノ間ハズ何等其ノ財産ノ一部ヲ與ヘズ又ハ同財産ノ一部ニ付終身用益權ヲ與ヘ居ラザリシトキハ死亡セル夫ノ子及血族ハ本條(第百五十七條)前諸項ノ規定ニ基キ死亡者ノ遺產ノ一定部分ニ付寡婦ニ用益權ヲ與フ

(九) 妻ハ夫及妻ガ贈與證書又ハ賣買證書ニ依リ取得セル

財産ニ對シテハ證書ニ該財産ハ夫及妻ノ雙方ニ贈與セラレタル旨又ハ雙方若ハ妻個人ノ金ヲ以テ之ヲ購入セル旨記載アルトキニ限り權利ヲ有ス

(十) 夫ノ死後殘存セル貴族ノ寡婦ガ夫ノ死後六月以内ニ再婚セルトキハ夫ガ結婚證書ニ依リ與ヘタル財産ヲ失フ、該財産ナキトキハ初婚ノ夫ノ子又ハ近親ノ訴ニ依リ此等ノ者ニ十二留ヲ支拂フコトヲ要ス

備考 千八百六十六年七月十八日裁可アリタル説明書ニ於テ元老院ハ夫ノ死後夫トノ間ニ生レタル子ト共ニ殘存セル伯爵夫人ポトツカヤニ對シ財産ノ一部所有權ヲ分與スル旨決定シ同時ニ元老院ガ此ノ場合爲セルリトワニヤ法ノ本解釋ハ同様ノ事件ノ凡ニル判決ニ之ヲ採用スベキ旨指示セリ。本解釋ハ千八百四十二年四月十五日裁可アリタル參議院ノ意見書ニヨリ廢止ヲ見該意見書ニ依レバ夫ノ財産ノ一部ニ對スル寡婦ノ權利ハ之ヲ終身用益權ト爲スコトトナレリ、但シ千八百六十六年七月十八日附元老院ノ説明書ニ基キ何等カノ財産ヲ得タル者ノ權利ヲ擁護スル爲メ千八百六十六年七月十八日ヨリ帝國普通法大全第二版(千八百四十二年)公布迄ノ期間ニ起レル新ル財産ニ關スル事件ハ爾後千八百六十六年ノ説明書ニ準ジ解決スベキ旨定メタリ

第一千五百五十八條 廢止

第一千五百五十九條 夫ハ妻ノ生前妻ハ夫ノ生前遺留分ノ分與ニ求ムルコトヲ得ズ、但シ夫婦ノ一方ガ犯罪ヲ犯シタルコト發覺シ全權能ヲ剝奪セラレタルトキハ該犯罪ニ加ハラザリシ配偶者ハ死亡後同ジク遺留分ノ分與ヲ受ク

第一千六百十條 貴族ノ夫ガ妻ノ血統絶ニタル爲勅許ヲ得妻ノ姓ヲ繼ギタル場合妻ガ子ナクシテ死亡シタルトキハ妻ノ父ガ妻ニ與ヘタル全不動産ヲ承繼ス

第一千六百十一條 同教徒ノ相續ニ於テハ死亡者ノ妻ハ其ノ數ニ拘ラズ全員共同ニテ夫ノ死後子アルトキハ動産及不動産ノ八分ノ一ヲ子無キトキハ妻全員共同ニテ四分ノ一ヲ受ク。殘餘ノ財産ハ死亡者ノ血統ニ之ヲ與フ、妻ハ各別ニ其ノ共同ノ相續分ヲ平等ニ受ク

第六節 相續人曠缺財産ノ相續手續

第一千六百十二條 死亡セル所有者ニ全ク相續人ナキトキ又ハ相續人アルモ最後ニ相續人搜索ノ公告ヲ官報ニ爲シタル時ヨリ起算シ十二年以内ニ相續財産承繼ノ爲相續人出頭セザルカ又ハ該期間内ニ出頭シタルモ何レノ相續人モ自己ノ相續權ヲ立證スルコト能ハザル場合財産ハ之ヲ相續人曠缺財産トス



備考 相續人曠缺財產ニ付(クタイス縣ニ編入セラレタ  
ル)ミグレリヤニ對シテハ帝國普通法ヲ適用ス。ミグレ  
リヤ領主ノ權利消滅セル千八百六十七年以前當時現行ノ  
相續人曠缺法ニ依リ領主ノ金庫ニ完全ニ收容セラレザリ  
シモノ及ミグレリヤ領主ノ權利消滅後相續人曠缺財產收  
容權發生セルモノハ皇帝ノ恩寵ヲ以テ該財產ノ一時的使  
用ヲ許シタル下級所有者ノ血族タル遺族ニ之ガ所有權ヲ  
與フ。何人ニ對シテモ該財產ヲ與ヘ居ラザルトキハ相續  
ニ關スル普通法ニ基キ權利ヲ有スル者之ヲ取得ス

第一千六百三十三條 死亡セル所有者ノ所屬スル父方ノ血統ニ卑  
系及傍系何レモ殘存セズ且ツ異父兄弟姉妹及其ノ子孫モ殘  
存シ居ラザルトキハ相續以外ノ方法ニ依リ得タル財產ハ之  
ヲ相續人曠缺財產トス

第一千六百四十四條 相續人ガ半年内ニ出頭セザルトキハ財產ハ  
第一千二百四十一條ニ基キ之ヲ後見所ニ移管ス。未ダ相續人  
曠缺財產トナリ居ラザルモ後ニ相續人曠缺財產トナリ得ベ  
キ財產ノ保存ノ爲爲ス本假處置ハ相續人ガ所定期間經過前  
其ノ權利ヲ主張スルトキハ之ヲ相續人ニ返還スルコトヲ妨  
グルモノニアラス

第一千六百六十五條 前條(第一千六百四十四條)ニ基キ後見所ニ移  
管スベキ總テノ財產ニ付之ヲ受理シタル後見所ハ遲滯ナク

其ノ旨地方ノ農業及國有財產管理局ニ報告ヲ爲スモノトス  
第一千六百六十六條 後見所及國庫又ハ所屬ニ從ヒ他ノ官廳ニ移  
管セル家屋及其ノ他建物朽廢シ其ノ修理及保存ニ要スル費  
用ヲ支辨スルニ足ル收益ヲ舉グルコト能ハザルトキハ豫メ  
該財產管理ノ官廳當局ノ許可ヲ得タル後縣當局ノ確認ヲ得  
遲滯ナク之ヲ競賣ニ附シ競落金八十年ノ期間滿了迄相續人  
ノ出頭ニ備ヘ金利ヲ得ル爲國立銀行ノ大小支店ニ之ヲ預入  
ルモノトス。相續人出頭セザルカ又ハ出頭セルモ其ノ相  
續權ヲ立證スルコト能ハザルトキハ前記期間經過後該金員  
ハ利息ト共ニ國庫又ハ相續人曠缺ノ場合曠缺財產權上所屬  
スベキ官廳ニ之ヲ移管ス。相續人出頭シ裁判所其ノ權利ヲ  
認ムルトキハ之ヲ該相續人ニ交付スルモノトス

第一千六百六十七條 相續人曠缺財產ハ下記ニ定ムル場合ヲ除ク  
ノ外之ヲ國庫ニ移管ス  
備考 農民ノ相續人曠缺財產ニ關スル特別規定ハ身分法ノ  
特別附錄金融法及特別法令ニ之ヲ定ム  
第一千六百六十八條 大學職員及教育官廳官吏ノ遺產タル相續人  
曠缺財產ハ被相續人所屬ノ學校ニ歸屬ス  
第一千六百六十八條ノ一 帝國藝術院ノ職員又ハ藝術家ノ遺產タ  
ル相續人曠缺財產ハ藝術院ニ歸屬ス  
第一千六百六十九條 マリヤ皇后記念女學校教職員ノ遺產タル相

續人曠缺財產ハ此等ノ者ノ奉職セル學校ノ所有トナル。同  
様ニマリヤ皇后記念學校男女生徒ノ遺產タル相續人曠缺財  
產ハ此等ノ者ノ在學セル學校ニ歸屬ス

第一千六百六十九條ノ一 慈善團體ノ職員又ハ被保護者ノ遺產タ  
ル相續人曠缺財產ハ同慈善團體ノ定款ニ其ノ旨定メアルト  
キハ該團體ノ所有トナル

第一千六百七十條 僧侶ノ遺產タル相續人曠缺財產ハ教會當局ニ  
之ヲ移管ス

第一千六百七十一條 ローマ・カトリック教修道院ニ入りタル尼  
僧死亡シタルトキ尼僧ノ國立銀行ニ預入レタル嫁資ハ法定  
期間内ニ相續人出頭セザルトキハ永久ニ該修道院ノ所有ニ  
歸ス

第一千六百七十二條 世襲貴族ノ遺產タル相續人曠缺財產ハドン  
軍隊地區ニ於ケルモノヲ含メ第一千六百六十八條乃至第一千七  
十一條、第一千七百四十四條、第一千七百七十七條、第一千七百八十八條、  
第一千八百八十條乃至第一千八百八十二條、第一千七百七十二條ノ五及  
第一千六百七十二條ノ六ニ定ムル場合ヲ除クノ外貴族會ニ之ヲ  
與フ、但シ該財產ノ使途ニ付特別ノ勅旨ナキトキニ限ル。  
前記相續人曠缺財產ニ對スル貴族會ノ權利ハ下記諸條文  
(第一千六百七十二條ノ一乃至第一千七百七十二條ノ二及第一千七  
十二條ノ六)ニ基キ之ヲ定ム

第一千六百七十二條ノ一 貴族系譜簿ニ登錄シアルトナキトテ  
ハズ世襲貴族ノ不動產ハ該不動產所在縣ノ貴族階級ニ歸屬  
ス

第一千六百七十二條ノ二 世襲貴族ノ遺產タル不動產ニシテ不動產  
ノ從物ニアラザルモノハ死亡者ノ登錄セル系譜簿備付ノ貴  
族階級ニ歸屬ス。死亡者ガ二縣以上ノ系譜簿ニ登錄シ居ル  
場合ハ該財產當該各縣貴族會間ニ於テ平等ニ之ヲ分割ス

第一千六百七十二條ノ三 貴族系譜簿ニ登錄シ居ラザルモノ不動產  
ヲ所有スル貴族ノ不動產ハ不動產ノ存在スル縣ノ貴族會ノ所  
有ニ歸ス。不動產ガ二縣以上ニ存在スルトキハ各縣ノ貴族  
會間ニ於テ之ヲ平等ニ分割ス

第一千六百七十二條ノ四 不動產ヲ所有セズ系譜簿ニ登錄シ居ラ  
ザル貴族ノ遺產タル不動產ハ系譜簿ニ登錄シアル死亡者ノ  
父、父未登錄ナルトキハ父方ノ祖父登錄シアル縣ノ貴族會  
ノ所屬ニ歸ス。死亡セル貴族ノ父又ハ祖父二縣以上ノ系譜  
簿ニ登錄シアル場合相續人曠缺ノ不動產ハ當該各縣貴族會間  
ニ於テ平等ニ之ヲ分割ス

第一千六百七十二條ノ五 世襲貴族ノ遺產タル相續人曠缺財產ハ  
第一千六百七十二條ノ一乃至第一千七百七十二條ノ四ニ定ムル場  
合ノ外ハ普通規定ニ依リ國庫ニ歸屬ス  
第一千六百七十二條ノ六 貴族系譜簿登錄ノ世襲貴族ノ遺產ニシ



テ市地域又ハ市ニ分譲セラレタル地ニ存在スル相續人曠缺  
不動産ハ第千六百六十八條乃至第千六百六十九條ノ一、第千  
七百七十三條、第千七百七十四條、第千七百七十八條、第千  
八百一十一條及他ノ法令ニ定ムル場合ヲ除クノ外該財產ノ存在  
スル縣ノ貴族階級ノ所有ニ歸ス、但シ其ノ使途ニ付別段ノ  
勅旨ナキトキニ限ル

第千七百七十二條ノ七 世襲貴族ニアラザル者ノ遺產タル相續  
人曠缺財產ニシテ市地域及市ニ分譲セラレタル地ニ存在ス  
ルモノハ特ニ普通規定ノ例外ヲ爲ス場合ヲ除クノ外凡ニル  
場合市ニ歸屬ス

第千七百七十二條ノ八 市民トシテ登錄セル者ノ遺產ニシテ相  
續人曠缺ノ財產ハ第千六百六十八條乃至第千七百七十二條、第  
千七百七十四條、第千七百七十七條、第千七百八十條及他ノ法令  
ニ定ムル場合ヲ除クノ外凡ニル場合死亡者ノ登錄セル階級  
ノ所屬スル市ノ所有ニ歸ス、但シ該財產ノ使途ニ付別段ノ  
勅旨ナキ場合ニ限ル

第千七百七十二條ノ九 一代貴族ノ遺產タル相續人曠缺不動産  
ニシテ市地域又ハ市ニ分譲セラレタル地以外ニ存在スルモ  
ノハ第千六百六十八條乃至第千七百七十一條、第千七百七十四條  
第千七百七十七條、第千七百七十八條、第千七百八十條乃至第千  
百八十二條及他ノ法令ニ定ムル場合ヲ除クノ外該財產ノ存

在スル縣ノ貴族階級ニ歸屬ス、但シ該財產ノ使途ニ付別段  
ノ勅旨ナキ場合ニ限ル

第千七百七十三條 廢止

第千七百七十四條 コサツク軍隊ノ軍屬及コサツク兵ノ相續人  
曠缺財產ハ特別法令ニ定ムル規定ニ基キ之ヲ該コサツク軍  
隊ニ與フ。コサツク軍隊將校及軍屬ノ保證ニ關スル特別法  
及規定ニ基キ其ノ所有權ヲ與ヘタルコサツクノ土地ニシテ  
其ノ後相續人曠缺財產トナリタルモノハ常ニ該土地ガ以前  
所屬セシコサツク軍隊ノ所有ニ歸ス

第千七百七十五條 廢止

第千七百七十六條 廢止

第千七百七十七條 總テ私人ヨリ徵收シ官公署ニ蓄積セラレタ  
ル金員ハ十年間其ノ受取人出頭セザルトキハ名譽民政官吏  
救恤委員會ニ之ヲ移管ス。總テ司法機關ニ蓄積セラレ十年  
間其ノ受取人出頭セズ又其ノ出所不詳ナル金員ハ之ヲ國庫  
ニ移管ス、但シ司法機關ガ其ノ受領權ヲ認メタルトキハ大  
藏大臣ハ國庫ニ移管セル供託金ヲ保管シタル裁判所ノ之ニ  
關スル裁判ニ基キ自己ノ權利ヲ立證シタル者ニ對シ臨時基  
金ヨリ之ヲ支給スルモノトス

第千七百七十八條 下級軍人ヲ除クノ外海軍官廳ニ奉職シタル  
者ノ遺產タル相續人曠缺ノ金員及財產ハ海軍共濟會ノ所屬

ニ歸ス

第千七百七十八條ノ一 陸軍、コサツク軍又ハ海軍ノ下級現役  
軍人ニシテ戰爭、出征、野營、軍艦、兵營、陸軍病院又ハ  
總テ陸海軍專轄地ニ於テ死亡セル者ノ相續人ヲ發見シ得ザ  
ルトキ又ハ死亡セル下級軍人ノ遺產ニ付警察ガ相續人搜索  
公告ヲナセル日ヨリ起算シ三年以内ニ其ノ相續人出頭セザ  
ルトキハ該遺產ハ之ヲ換價シ廢兵資金ト爲ス

第千七百七十九條 廢止

第千七百八十條 國外ニ逃亡セル後コーカサス住民ノ遺產ハ其  
ノ血族又相續人ノ忠誠及思想堅固ニ付戻ナキトキ血族又ハ  
相續人ニ之ヲ與フ。然ラザル場合及逃亡者ニ血族及相續人  
ナキトキハ該財產ハ國庫ニ歸屬スルコトナクシテ逃亡者ノ  
所屬セシ市又ハ村會ニ之ヲ與フ

第千七百八十一條 西部諸縣ニ於テ長子相續制トシテ下賜アリ  
タル財產ハ相續權ヲ有スル男系親節ノ相續人絶ニタルトキ  
ハ之ニ關シ第千二百十四條ニ定ムル理由ニ基キ國庫之ヲ沒  
收ス

第千七百八十二條 前條(第千七百八十一條)ニ依リ國庫ノ所屬  
ニ歸スル財產ハ死亡所有者ガ營メル農業ノ維持ニ必要ナル  
建物及附屬物、例ヘバ家畜、農具其ノ他ノ器具及播種ニ必  
要ナル物ト共ニ之ヲ國庫ニ移管ス。此等ノ總テニ對シ國庫

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

ハ死亡所有者ノ他ノ財產ノ相續人ニ賠償ヲ爲ス義務ナシ、  
但シ長子相續財產ノ所有者ガ設置セル大小工場ニ高價ナル  
機械及器具アリ國庫之ヲ該財產中ニ殘シ置クコトヲ必要ト  
認ムルトキハ之ニ對シ長子相續財產ノ相續權ナキ相續人ニ  
評價額ヲ支拂フ。然ラザル場合ニ於テハ此等ノ者ハ之ヲ引  
取ルコトヲ得

第七節 普通規定ヨリ除外セル特別相續手續

第千七百八十四條 下記ノ場合ニ於テ普通ト異ル特別相續手續  
ヲ定ム

- (一) 著作權相續ノ場合(第六百九十五條ノ六並ニ備考及  
第六百九十五條ノ七)
- (二) 僧侶及下級修道僧遺產相續ノ場合
- (三) 非基督教徒ガ聖像ヲ相續スル場合
- (四) 賃借ノ官有財產ヲ相續スル場合
- (五) 村民及移民ガ相續ヲ爲ス場合
- (六) 勅旨ヲ以テ貧困貴族移住ノ爲分與セル土地相續ノ場



合

- (七) 世襲相續ノ場合
  - (八) 一時的世襲地相續ノ場合
  - (九) 西部諸縣ニ於ケル長子相續財産相續ノ場合
  - (十) 國債簿ニ登録セル外國人ノ無期國債及繼續所得證券ニ依リ得タル金員相續ノ場合
  - (十一) 軍人ノ遺産相續ノ場合
  - (十二) 流刑囚ノ遺産相續ノ場合
- 備考 私人ノ賃借セル官有財産ノ相續手續ハ官有財産法ニ之ヲ定ム。村民及移民ノ遺産相續ニ關スル特別規定ハ所屬ニ從ヒ身分法及其ノ特別附録ニ之ヲ定ム。流刑囚ガ流刑地ニ於テ取得セル財産ノ相續ハ流刑法ニ於ケル特別規定ニ之ヲ定ム。

第一千八百八十五條 廢止

第一款 僧侶ノ遺産相續

第一千八百八十六條 僧侶ニ下賜ノ寶石飾附ノ聖母像及十字架ハ其ノ死後相續人ニ之ヲ與フルモノトス、但シ該聖母像及十字架ノ聖像ハ之ヲ取外シ死亡者ノ所屬セル寺院ノ聖器所ニ之ヲ移管ス

第一千八百八十七條 聖器所中ニ修道僧ガ生前自費ヲ以テ設ケタ

ル物アル場合ニ於テモ修道僧ノ死後遺リタル聖器所、總テ下級修道僧ノ動産及修道僧ガ銀行ニ預入レタル金員ハ修道院會計ニ歸屬ス。修道院長又ハ女子院長ノ死後遺リタル財産ハ修道院ノ書面ニ登録ナキモノト雖モ總テ修道僧ノ所有ニ歸ス

第二款 非基督教徒ノ聖像相續

第一千八百八十八條 偶像崇拜者及異教徒タル非基督教徒ハ法定又ハ遺言ニ依ル聖像ノ相續ヨリ除外セルモノニアラザルモ相續ノ日ヨリ起算シ六月以内ニ聖像及其ノ附屬物全部ヲ正教徒又ハ正教寺院ニ必ズ引渡ス義務ヲ負フモノトス若シ本義務不履行ノ場合ハ前記聖像ハ該異教徒ヨリ之ヲ直ニ押收シ寺院當局ノ適當ナル指揮ヲ受クル爲メ之ヲ正教管區事務局ニ移管ス

第一千八百八十九條 前條(第一千八百八十八條)ノ規定ハ異教徒タル非基督教徒ガ相續シタル財産中ニ聖不朽體ノ一部、聖者ノ衣服又ハ柩ノ一部及其ノ他正教教會ノ崇敬スル聖物ニ準ズル物アル場合ニ於テモ亦之ヲ適用ス

第一千九百十條 地方官憲ハ異教徒タル相續人ニ與ヘタル六月ノ期間中聖像及其ノ他ノ聖物ニ準ズル物ガ其ノ尊嚴ヲ損セザル場所ニ保管セラレ尊嚴ヲ缺クコトナキヤウ嚴重不斷ノ

監視ヲナスベキモノトス

第二款 貧困遺族ニ分與セラレタル土地ノ相續

第一千九百九十一條 千八百四十八年七月二十日ノ規定ニ依リ貧困遺族移住ノ爲下付シタル土地ハ相續財産ノ分割ニ當リ細分スルコトナク之ヲ承繼スルモノトス、則チ土地ハ全部當該血統ノ年長者ニシテ法律上該土地ノ使用權ヲ有スル者ニ之ヲ移轉ス

第四款 世襲地ノ相續

第一千九百九十二條 世襲地設定者ハ自ラ設定書ニ世襲地ノ最近位ノ相續人ヲ指定スルコトヲ要ス。同一ノ根據ニ基キ一乃至數個ノ世襲地ノ設定者ハ自己ノ子、孫、曾孫又ハ自己ノ血統ニ屬スル者ノ内何人ガ之ニ付定ムル規定ニ依リ如何ナル相續手續ニ依リ自己ノ設定セル各世襲地ノ相續ヲ爲スベキヤヲ正確ニ表示スルコトヲ要ス、同様ニ一ノ世襲地ヲ數名ノ者ガ設定セル場合當該設定者ハ自己ノ血統ニ屬スル者ヲ相續人ト定ムルコトヲ要ス

第一千九百九十三條 嫡出子又ハ嫡出子ヨリ出ズル他ノ直系卑屬ヲ有スル者ハ凡ニル場合其ノ認定スル世襲地ノ相續人トシ

附錄 ロシア人ニ對する親族相續法規

テ嫡出子及嫡出子ヨリ出ズル他ノ直系卑屬ニ限り之ヲ相續人ニ指定スルコトヲ得、但シ長子相續又ハ代襲相續ニ基キ年長ノ順位ヲ守リ且世襲地ノ相續手續ニ付第一千九百九十八條乃至第一千二百十條ニ定ムル手續ニ依リ同一ノ親等ニテハ男ノ親節ヲ女ノ親節ニ優先セシムルモノトス

第一千九百九十四條 嫡出子及嫡出子ヨリ出デタル男女ノ直系卑屬ヲ有セザル者ハ其ノ設定スル世襲地ノ相續人トシテ成ルベク近キ旁系血族ヲ指定スルコトヲ得、但シ該血族ガ露西亞世襲貴族ナルトキニ限ル

第一千九百九十五條 嫡出子又ハ嫡出子ヨリ出デタル直系卑屬ヲ有スル世襲地設定者ハ嫡出子死亡及嫡出子ヨリ出デタル男女親節ノ子孫全ク絶エタル場合ニ付世襲地ノ相續人トシテ長子相續ニ依リ相續スベキ卑屬ヲ有スル設定者ノ血族ヲ指定スルコトヲ得、但シ本血族及其ノ卑屬ハ身分上本世襲地ヲ所有シ得ルモノナルコトヲ要ス

第一千九百九十六條 同様ニ嫡出子及世襲地設定者ヨリ出デタル他ノ直系卑屬ノ何レヲモ有セザル世襲地設定者モ亦世襲地ノ相續人トシテ指定セル者ノ死亡及該相續人ノ子孫絶エタル場合ニ付相續人トシテ長子相續ニ依リ相續スベキ卑屬ヲ有スル設定者ノ他ノ血族ヲ指定スルコトヲ得、但シ當該者及其ノ卑屬モ亦露西亞世襲貴族ナルコトヲ要ス

四〇五



第一千九十七條 前記第一千九十四條乃至第一千九十六條ノ場合相續ニ因リ得タル財産ニ付世襲地ヲ設定スルトキハ該世襲地ノ指定相續人ハ世襲地トナリタル財産ノ出タル血統ニ屬スルコトヲ要ス

第一千九十八條 世襲地ハ其ノ所有者ヨリ之ガ爲下記諸條ニ定ムル規定ニ基キ相續人ニ移轉ス、但シ其ノ移轉ニ際シ世襲地ハ設定者又ハ第一ノ所有者ノ血統斷絶スルニ至ル迄全部當ニ現狀ノ儘トシ如何ナル場合ト雖之ヲ分割スルコトヲ得ズ

第一千九十九條 世襲地所有者死亡スルトキハ其ノ嫡出長子之ヲ相續シ嫡出長子死亡スルトキハ代襲相續ニ依リ其ノ長子以下之ニ準ジ相續ス

第一千二百條 其ノ死後相續開始アルベキ世襲地被相續人ノ長男死亡シ相續人タルベキ男女系親節何レノ直系卑屬ナキ場合世襲地ハ被相續人ノ二男又ハ前條(第一千九十九條)ニ定ムル規定ニ依リ同ジク代襲相續ニ基キ二男ノ長男之ヲ承續ス。被相續人ノ二男卑屬ナクシテ死亡シタルトキハ世襲地ハ該規定ニ基キ三男又ハ其ノ卑屬以下之ニ準ジ之ヲ承續ス

第一千二百一條 世襲地所有者ノ死後子及子ノ卑屬何レモナキトキハ世襲地ハ被相續人ノ長女又ハ同ジク代襲相續ニ依リ

且同位ノ親等ニ於テハ男子ヲ女子ニ優先セシメ長女ノ卑屬ニ之ヲ移轉ス。世襲地被相續人長女及長女ノ卑屬ナクシテ死亡シ又ハ同女ノ卑屬ガ露西亞世襲貴族ノ權利ヲ有セザルトキハ世襲地ハ同一規定ニ基キ直前ノ被相續人ノ第二女若ハ其ノ卑屬ニシテ世襲貴族ノ權利ヲ有スル者又ハ第三女以下之ニ準ジ移轉ス

第一千二百二條 世襲地所有者ノ死後卑屬ナク又死亡者ガ世襲地設定者若ハ設定者指定ノ第一次世襲地相續人ノ何レニモアラザルトキハ當該世襲地ハ被相續人ノ兄弟中最年長者又ハ最年長者ノ卑屬、兄弟及兄弟ノ卑屬ノ何レモナキトキハ被相續人ノ姉妹中最年長者及其ノ卑屬第一千九十九條乃至第一千二百一條ニ定ムル規定ニ準ジ代襲相續及長子相續ニ依リ同親等間ニアリテハ男子ハ女子ニ優先シ之ヲ相續ス

第一千二百三條 世襲地所有者ノ死後兄弟姉妹及其ノ卑屬ナキトキハ世襲地ハ同一ノ規定及手續ニ依リ被相續人ノ父ノ兄弟ノ最年長者若ハ姉妹ノ最年長者又ハ其ノ卑屬之ヲ相續ス、但シ叔父若ハ叔母ガ何レカノ程度ニ於テ世襲地設定者ヨリ出デ又ハ第一次所有者又ハ世襲地設定者ノ第一次指定相續人ヨリ出デタルコトヲ要ス

第一千二百四條 同一ノ規定及手續ニ基キ、則チ世襲地設定者若ハ第一次所有者又ハ世襲地設定者指定ノ一次相續人ヨリ

出デタル他ノ旁系血族モ亦凡ニル場合長子相續及代襲相續ニ依リ同親等ニアリテハ男系親節ヲ女系親節ニ優先セシメ總テ世襲地ヲ相續スルモノトス

第一千二百五條 世襲地相續人ハ之ガ爲普通相續法ニ依リ世襲地被相續人ノ遺産タル他ノ動産又ハ不動産ニ對スル權利ヲ失フコトナシ

第一千二百六條 第一千九十二條乃至第一千二百五條及第一千二百七條乃至第一千二百十三條ニ定ムル相續手續又ハ世襲地設定書自體ニ依リ一人ノ者ガ別個ノ二筆以上ノ世襲地ヲ承繼セル場合當該人ハ第四百八十五條乃至第四百九十三條ニ定ムル細則ニ基キ當該全世襲地ノ占有及使用中此等世襲地ヲ合併スルコトヲ得ズ。該世襲地ハ當該人ノ死後其ノ相續人間ニ於テ下記ノ如ク之ヲ分割スルモノトス。一筆トナリ居ル主タル世襲地ハ長子相續及代襲相續ニ依リ同親等ニ於テハ男系親節ヲ女系親節ニ優先セシメ最年長者、則チ最近ノ相續人ニ之ヲ與ヘ其ノ重要性及收益額上第二位ノ世襲地ハ同一ノ手續ニ依リ第二順位ノ相續人ニ第三位ノ世襲地ハ第三順位ノ相續人以下之ニ準ジ之ヲ與フ。若シ該世襲地設定者ノ一人又ハ數人ノ血統ニ屬スル相續人ノ數ガ該相續人間ニ分割スベキ世襲地ノ數ヨリ少キトキハ相續人中ノ最年長者ハ主タル世襲地ノ外他ノ相續人ニ分割セル後殘レル他ノ總テ

ノ世襲地ヲ承繼スルモノ之ヲ一筆ニ合併セズ前所有者ト同一ノ權利ニ基キ之ヲ使用スルモノトス。同人ノ死後ハ該世襲地ハ本條上記規定ニ依リ最近ノ相續人間ニ於テ之ヲ分割スルモノトス。數筆ノ世襲地所有者ノ死後息及娘又ハ息又ハ娘ノ卑屬アリタルトキハ世襲地ハ總テ息及其ノ卑屬間ニ於テ本條ニ定ムル手續ニ依リ之ヲ分割スルモノトス、但シ娘及其ノ卑屬ハ此ノ種相續ヨリ之ヲ除外スルモノトス。本規定ハ甥姪及他ノ男女親節ノ同親等相續人間ニ於ケル世襲地ノ分割ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第一千二百七條 前條(第一千二百六條)ニ基キ分割スベキ世襲地ガ收益及其ノ他ノ價值ニ於テ同等ナルトキハ其ノ選擇ハ初メニ最年長者相續人、然レ後第二相續人以下之ニ準ジ前條(第一千二百六條)ニ定ムル長順ニ之ヲ行フ

第一千二百八條 夫及妻ガ各自ノ權利ニ依リ別個ノ世襲地ヲ所有スル場合夫ノ世襲地ハ其ノ死後長男、息及息ノ卑屬ナキトキハ夫婦ノ長女之ヲ相續シ、母ノ世襲地ハ二男、息一人ナルトキハ長女、長女父ノ世襲地ヲ承繼スルトキハ二女又ハ第一千二百條乃至第一千二百一條ニ定ムル規定ニ基キ長子相續及代襲相續ニ依リ同親等間ニ於テハ男系親節ヲ女系親節ニ優先セシメ此等ノ者ノ卑屬之ヲ相續ス



節何レノ直系卑屬モナク其ノ血統全ク絶エタルトキ又ハ該卑屬タル相續人中露西亞世襲貴族タル者ナキトキ及世襲地設定書ニ斯ル場合世襲地ヲ何人ニ承繼セシムベキヤニ付定ナキトキハ世襲地ハ解消セルモノトシ貴族不動産普通相續法ニ基キ世襲地トナリタル財産ハ總テ最後ニ之ヲ所有セル者ノ相續人之ヲ承繼ス

第一千二百十條 世襲地ノ女所有者又ハ同世襲地ノ最近相續人タル未婚女子又ハ寡婦ガ露西亞國籍ヲ有セズ又露西亞ノ官職ニ就キ居ラザル外國人ト婚姻スルトキハ世襲地ハ被相續人ノ他ノ最近相續人之ヲ承繼シ同女ハ之ニ對シ何等賠償ヲ受タルコトナシ

第一千二百十一條 世襲地所有者ガ其ノ妻及世襲地ヲ相續セザル子ノ生活保證ニ付其ノ遺言又ハ他ノ證書若ハ書面ニ於テ其ノ妻及世襲地ヲ相續セザル子ノ生活ガ同人ノ他ノ處置ニ依リ十分保證ヲ居ル旨又ハ其ノ生活ガ妻及子自身ノ財產ニ依リ十分保證セラレ居ル旨表示セズシテ死亡セルトキハ妻及子ハ下記ヲ請求スルコトヲ得、則チ寡婦ハ毎年世襲地ノ純收益ノ六分ノ一ヲ終身得ルモノトシ子ニ對シテハ子ノ間ニ於テ分割スル爲該世襲地ノ二年ノ純益金ニ相當スル金額ヲ借款シ特別據置基金ヲ作ルモノトス。此ノ場合世襲地ノ所有者ガ女子ナルトキハ世襲地ヲ相續セザル子ガ子ノ

間ニ於テ分割スル爲據置金ヲ作ルコトヲ要求シ得ルト同様ニ夫モ亦世襲地ニ付收益ノ六分ノ一ノ權利ヲ有ス  
第一千二百十二條 前條(第一千二百十一條)ニ依リ爲ス兄弟姉妹ニ分與ノ爲ノ借款ハ第四百八十九條ニ基キ世襲地維持ノ爲爲スコトヲ得ル借款ニ保ラズ之ヲ爲スコトヲ得

第一千二百十三條 一月一日ヨリ起算シ世襲地ノ所有者ノ死亡セル最終年中ニ世襲地ヨリ得タル所得ニシテ遺產トナリタルモノ及同ジク一月一日ヨリ起算シ所有者死亡ノ日迄ノ最終期間分トシテ得ベキ所得ニシテ尙未收ノモノハ之ニ付所有者ガ特ニ處分ヲ爲シ居ラザル限り世襲地ノ相續人、前所有者ノ殘存寡婦及世襲地ヲ相續セザル他ノ子ノ間ニ於テ之ヲ平等ニ分割ス、但シ本分割ハ所有者ノ個人的債務ヲ控除スルニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

第五款 一時的世襲地ノ相續

第一千二百十三條ノ一 一時的世襲領地ノ相續ニ付テハ第一千二百九十二條、第一千九百九十四條乃至第一千二百八條、第一千二百十條及第一千二百十三條ニ定ムル世襲地ノ相續ニ關スル規定及第一千六十九條ノ一及第一千七十條ノ一及以下ノ條文(第一千二百十三條ノ二及第一千二百十三條ノ九)ニ定ムル改正及補充規定ヲ適用ス

第一千二百十三條ノ二 嫡出子又ハ其ノ卑屬ヲ有スル者ハ其ノ設定セル一時的世襲地ニ付嫡出子及其ノ卑屬ニ限リ之ヲ相續人ト指定スルコトヲ得。相續人ヲ子又ハ其ノ卑屬中ヨリ指定スルコトハ一時的世襲地設定者ノ意思ニ依ルモ息及他ニ男子タル卑屬ヲ有スルトキハ娘、孫娘又其ノ卑屬ヲ一時

的世襲地ニ對スル最近相續人ニ指定スルコトヲ得ズ  
第一千二百十三條ノ三 一時的世襲地ハ世襲貴族ニ限リ之ヲ相續スルコトヲ得  
第一千二百十三條ノ四 二人又ハ數人ガ其ノ所有地ニ付一個ノ一時的世襲地ヲ設定セル場合一時的世襲地ノ指定相續人ハ一人ノ設定者ニ付相續開始アリタルトキ該設定者ノ遺產ニ限リ之ノ相續ヲ爲ス。一時的世襲地ノ全部ニ對スル當該相續人ノ相續ハ最後ノ一人トナリタル設定者ノ死亡後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第一千二百十三條ノ五 卑屬タル數名ノ相續人ノ一人ノ爲相續ニ因リ得タル財産ニ付一時的世襲地ヲ設定セル場合一時的世襲地ニ對スル銀行ノ債務ヲ控除セル後ノ該世襲地ノ價格ハ該相續人ガ設定者ノ殘餘ノ遺產ヨリ受クベキ法定相續分ニ算入ス  
第一千二百十三條ノ六 一時的世襲地設定者又ハ所有者ノ寡婦ハ其ノ死亡ノ日又ハ再婚ノ日迄毎年一時的世襲地ニ對スル

銀行債務辨濟後ノ毎年ノ純益金ノ六分ノ一ヲ請求スル權利ヲ有ス

第一千二百十三條ノ七 一時的世襲地ノ設定者ニアラザル世襲地ノ所有者ガ、之ヲ相續セザル嫡出子ノ生活ヲ保證スル爲何等取定ヲ爲サズ又其ノ遺言書、證書又ハ其ノ他ノ書面ニ於テ他ノ處置ニ依リ又ハ嫡出子ガ自己ノ財產ヲ有スルニ依リ生活ガ保證セラレ居ル旨表示スルコトナクシテ死亡セル場合銀行ニ對スル負債ヲ控除後ノ一時的世襲地ノ價格ガ尙拾萬留ヲ越ニルトキハ此等ノ者ノ間ニ於テ平等ノ分割ヲ受クル爲銀行ニ對スル支拂ヲ控除後一時的世襲地ノ二年間ノ純益金ニ相當スル金額ヲ請求スルコトヲ得。死亡所有者ノ子ニ與フベキ金額ハ抵當權設定證書ヲ提出シ一時的世襲地ヲ抵當且處分禁止トシ國立貴族土地銀行ヨリ之ヲ借入ルルコトヲ得

第一千二百十三條ノ八 一時的世襲地ノ價格ガ其ノ銀行債務ヲ控除シ二萬五千留以上十萬留以下ナル場合前條(第一千二百十三條ノ七)ニ定ムル該一時的世襲地ヲ相續セザル嫡出子ノ生活保證義務ハ該所有者ニ於テ公正遺言書ヲ以テ其ノ相續人ニ之ヲ負ハシムルコトヲ得。相續人ハ前記目的ノ爲國立貴族土地銀行ニ差入レタル抵當額及該一時的世襲地ニ付銀行ニ對シ有スル以前ノ債務ノ合計ガ一時的世襲地ノ價格



ノ三割三分ヲ越エザルトキニ限り前記義務ヲ履行スルモノトス

第一千二百十三條ノ九 第四百九十三條ノ四十一及第四百九十三條ノ四三ニ依リ一時の世襲地ヲ廢止セル場合本財産ハ不動産普通相続法ニ基キ本財産ノ最後ノ所有者ノ相続人之ヲ相続ス

第六款 西部諸縣ニ於テ下賜ノ長子相続財産ノ相続

第一千二百十四條 西部諸縣ニ於テ下賜ノ長子相続財産ハ所有者ノ死後男系親節、則チ當ニ其ノ長男之ヲ相続ス。第一取得者ノ長男ノ子孫斷絶スルトキハ財産ハ二男ノ系統以下之ニ準ジ之ヲ相続ス。本規定ニ對シ息ヲ有セザル取得者ノ爲下記ノ例外ヲ認ム、則チ該所有者ノ死後ハ其ノ長女、長女ノ死後ハ長男孫、該長女ニ男子ナキトキハ他ノ娘ノ長男ノ財産ヲ相続ス。第一取得者ガ全然子孫ヲ有セザルカ又ハ其ノ娘ニ男子ナキトキハ長兄又ハ長兄ノ男子相続人、長兄亦子ナクシテ死亡セルトキハ他ノ兄弟中ノ年長者及其ノ相続人以下之ニ準ジ當ニ年長者ニ於テ財産ヲ分割スルコトナク之ヲ相続ス

第一千二百十五條 財産ハ當ニ之ヲ分割スルコトナク全農業施

遺言ヲ爲サズシテ死亡セル外國人所有ノ繼續所得證券ニ依ル金員ノ相続ハ金融法ニ定ムル規定ニ依ル

第八款 軍人ノ遺産相続

第一千二百十九條 ドン・コサツク軍聯隊ノ士官、下士官兵卒ノ遺産タル動産及不動産ノ相続ニ關スル特別規定ノ一部ハ軍令大全及特別法規ニ之ヲ定ム

第一千二百二十條 削除

第一千二百二十一條 第一千八百八十四條備考ニ定ムル規定ヲ以テ之ニ代フ

第三章 相続開始、相続及相続權ノ拋棄

第一節 相続開始

第一千二百二十二條 相続ハ下記ノ場合開始ス

- (一) 所有者ノ自然死ノ場合
  - (二) 全權能剝奪ノ場合
- 第一千二百二十二條ノ一 一時の世襲地ノ相続ハ所有者ノ死亡又ハ全權能剝奪若ハ全資格喪失ニ因ル貴族タル身分喪失ノ場合開始ス
- 第一千二百二十三條 修道僧ハ修道僧トナル前取得セル財産ト

附錄 ロシア人に對する親族相続法規

設ト共ニ一人ノ相続人ニ於テ其ノ全部ヲ相続ス。他ノ相続人ハ該財産ノ如何ナル部分モ之ヲ得ザルノミナラズ之ニ對シ如何ナル報償ヲモ請求スルコトヲ得ズ

第一千二百十六條 遺産ノ分割ニ當リ長子相続財産ハ之ヲ計算ニ入レズ。從ツテ長子相続財産ヲ得タル長男ハ同時ニ死亡所有者ノ他ノ財産ニ對スル其ノ相続分ヲ失フコトナシ、但シ之ガ爲所有者ノ他ノ財産ニ對スル現行法令ニ基ク處分權ハ制限セララルコトナシ

第一千二百十七條 第一千二百十四條ニ定ムル男子相続人ノ斷絶ニ因リ長子相続財産ヲ國庫ニ回收スル場合第一千八百八十二條及第一千八百八十三條ニ定ムル物件ヲ除クノ外死亡者ノ動産タル遺産ニ對スル相続權ハ死亡所有者ノ他ノ財産ノ相続人ニ之ヲ與フ、但シ總テ長子相続財産ニ關シ死亡所有者ノ締結セル契約ニ基キ該財産ノ負債務ヲ辨濟シ死亡所有者ガ國庫及私人ニ對シ長子相続財産ニ付負フ他ノ義務ヲ履行シタル後ニ非ザレバ之ヲ與フルコトヲ得ズ、但シ相続人ガ十分ナル抵當ニ依リ該財産ニ付負フ他ノ義務ヲ保證スルコトヲ禁ゼズ。此ノ場合動産ハ之ヲ相続人ニ支障ナク與フ

第七款 國債簿登錄外國人無期國債ノ相続

第一千二百十八條 外國人ノ遺産ニシテ國債簿登錄無期國債及

雖モ之ヲ自己ノ爲保有スルコトヲ得ズ。依ツテ如何ナル身分ノ者ガ修道僧トナルニ拘ラズ制要前相続ニ因リ得タル財産ハ之ヲ法定相続人ニ相続以外ノ方法ニ依リ得タル財産ハ之ヲ自己ノ意思ニ依リ何人カニ與フル意思表示ヲ爲スコトヲ要ス。其ノ意思表示ニトキハ此ノ二個ノ場合政府ノ命令ニ依リ無償ニテ之ヲ法定相続人ニ與フ

第一千二百二十四條 相続人ノ權利保全ノ爲相続開始後遺產保全處置ヲ講ズ

第一千二百二十五條 相続人ノ權利保全方法下記ノ如シ

- (一) 遺産目録ノ作製、封印及相続人ノ出頭迄ノ之ガ保管
- (二) 相続人ノ搜索

第一款 遺産目録ノ作成、封印及保管

第一千二百二十六條 遺産目録ノ作製及封印ハ下記ノ場合之ヲ行フ

- (一) 相続開始ノトキ相続人現場ニナキ場合
  - (二) 法律上遺産ヲ後見機關ニ移管スベキ場合
- 備考 遺産タル動産ニ對スル目録ハ相続人中不在者アレカ又ハ相続人ノ全員ガ現場ニナキ疑アル凡ニル場合之ヲ作製スルコトヲ要ス
- 第一千二百二十七條 遺産目録ノ作成ハ民事訴訟法ニ定ムル規



定(千九百十四年版第四百三條及第四百四條)及ゼム  
スツゴ區長法尙效力ヲ有シ千九百十二年六月十五日ノ地  
方裁判所改組法(千九百十四年版第二編第六十一條)ガ  
全的ニ施行セラレ居ラザル地域ニ於テハ裁判所構成法ニ依  
ル。第六百七十五條備考ニ定ムル地域ニ於テハ本法附録ノ  
規定ニ依ル

第一千二百二十八條及第一千二百二十九條 第一千二百二十七條ニ  
定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第一千二百三十條 廢止

第一千二百三十一條 旅行中死亡セル者ノ動産目錄作製ニ當リ  
テハ下記ノ者之ニ立會フコトヲ要ス

(一) 家ノ主人又ハ其ノ地位ニアル者

(二) 死亡者ト旅行ヲ共ニセル者、則チ其ノ血族、香當又  
ハ下級使用人

(三) 二名又ハ三名ノ證人

(四) 水上旅行中死亡セル場合ノ目錄作成ニハ下記ノ者之  
ニ立會フコトヲ要ス。(イ) 船主、船長、舵手、香當、  
上乘等船舶ノ管理者。(ロ) 管理者ニ次グ上席者二名又  
ハ三名

備考 帝國領海ヲ航行中ノ一切ノ船舶ニ於テ船客死亡ノ際  
ハ船長ハ遲滞ナク死亡證書及死亡者ノ財産目錄ヲ作製ス

ルモノトス。本證書及目錄ニハ船長、乗組員及目錄作製  
ノ際アリシ船客數人之ニ署名シ該書類ハ死骸ト共ニ地方  
警察ニ之ヲ引渡スモノトス

第一千二百三十二條 削除

第一千二百三十三條 第六十條ノ二及第一千二百二十七條ニ定  
ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第一千二百三十四條 主教、修道院長又ハ女修道院長死亡ノ場  
合ノ遺產目錄ノ作製及保管ニ付テハ正教監督局規定ニ定ム  
ル規定ヲ守ルモノトス

第一千二百三十五條 所有者ノ死後後見機關ニ移管スベキ財産  
ノ保管ハ所有者ノ身分ニ從ヒ當該後見機關監督ノ下ニ後見  
人ヲシテ之ニ當ラシム

第一千二百三十六條及第一千二百三十七條 第一千二百二十七條ニ  
定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第一千二百三十八條 各種大小工場主ノ遺產ノ相續開始及相續  
ニ付下記ハ普通手續ノ例外ヲ爲スモノトス

(一) 前記工場主ノ死後後見機關ノ相續人ガ總テ成年ニ達シ居リ  
相續權ニ付何人モ之ヲ爭ハザル場合死亡者ノ工場及他ノ  
動産並ニ不動産ノ一切ハ相續人之ヲ完全ニ承繼ス

(二) 相續人ノ全員又ハ一部ガ未成熟者ナルカ又ハ相續ニ付  
爭アルトキハ第六十六條ノ十四及第一千二百九十九條ニ

依リ所有者ノ遺產ハ第一ノ場合ハ相續人ガ成年ニ達スル  
迄第二ノ場合ハ裁判上之ガ解決ヲ見ル迄後見機關ニ之ヲ  
移管スベキモノナルモ工場所有者ノ死亡前之ヲ管理シタ  
ル者又ハ所有者本人工場ヲ經營シタルトキハ其ノ生前經  
營上最モ近キ補助者引續キ之ヲ管理シ工場ハ全面的ニ操  
業ヲ繼續スルモノトシ相續人ガ未成熟者ナルトキ及遺產  
ニ付爭アル場合ノ區裁判所判事、地方裁判所判事又ハ  
警察ノ唯一ノ義務ハ工場ノ操業ヲ停止スルコトナク工場  
其ノ他ノ財産及書類ノ目錄ヲ作製シ所定ノ手續ニ依リ後  
見人ノ任命アリタル後之ヲ引續ガシムルモノニシテ其ノ  
間管理人ノ行爲ヲ監督スルニ過ギズ

(三) 前記ノ處置ヲ講ズル外一般商企業主死亡ノ場合其ノ  
破産ヲ防グ爲大小各種工場主ニ對シ本條(第一千二百三十  
八條)備考ノ一、附録十三乃至二十二定ムル規定及商法  
(千九百三年版第六十四條乃至第六十六條)ニ定ムル規  
定ヲ適用ス

(四) 所有者ガ生前其ノ資産ヲ超過スル債務ノ請求ヲ受ケ  
タルトキハ商事訴訟法(千九百三年版第三百八十四條以  
下)ニ定ムル規定ニ基キ之ヲ處理スルコトヲ要ス

備考ノ一 本法ニ定ムル相續開始及相續ニ關スル規定ハ凡  
ニル身分ノ者ニ之ヲ適用ス、但シ商業ヲ營ム者ニ對シテ

ハ此ノ外尙本法附録ノ特別規定ヲ適用スルモノトス  
備考ノ二 外地ニアリシ露西亞臣民ノ遺產保全手續ハ領事  
館職務規則ニ之ヲ定ム。外國駐劄露西亞及露西亞駐劄外  
國公使、外交使節、總領事、領事、副領事、領事事務  
官及商務事務官ノ行フ自國人ノ遺產目錄ノ作成、封印、  
遺產保全處置、清算及管理ニ關スル權利義務ハ特別ノ宣  
言、協定及條約ニ之ヲ定ム

第二款 相續人ノ搜索

第一千二百三十九條 下記ノ場合ニ於テハ遺產所在地ノ管轄裁  
判所ノ命令ニ依リ元老院報及當該地縣報ニ相續人搜索公告  
ヲ爲ス

(一) 相續人ノ全員又ハ一部ガ不在ナル場合

(二) 死亡者ニ國立銀行ニ預金セル金員アル場合又ハ

(三) ベトログラード又ハモスコイ貸付銀行ニ質入シテ期  
限經過ノ物件ヲ生前請戻サザリシ場合

其ノ有スル情報ニ依リ、被相續人ノ遺產ガ百留ヲ越エザ  
ルトキハ前記諸報ノ搜索公告ニ代ヘ被相續人ノ最後ノ住  
所地ノ區裁判所判事室及警察署又ハ郷役所ノ屬ニ之ヲ揭  
示ス

備考ノ一 相續人ノ搜索公告ハ民事訴訟法ニ定ムル規定ニ



依リ之ヲ行フ

備考ノ二 死亡軍人ノ相續人搜索ニ關スル特別規定ハ陸海軍令大全ニモ亦之ヲ定ム

第一千二百四十條 不在相續人が生存シ其ノ居所明ナルトキハ公告ヲ元老院報及縣報ニ爲シ又ハ區裁判所判事室及警察署若ハ郵役所ノ扉ニ其ノ揭示ヲ爲ス外其ノ地ノ警察ヲ經由シ相續人ノ居住スル縣ニ其ノ旨通知スルコトヲ要ス

第一千二百四十一條 元老院報(第一千二百三十九條ノ第一項)ニ公告ヲ掲載セル日ヨリ起算シ半年間相續人出頭セザル場合現存ノ相續人ハ該期間經過後遺產相續ヲ爲ス、但シ之ガ爲不在相續人ハ所定ノ手續ニ依リ一定ノ期間内ニ爭ヲ提起スル權利ヲ失フコトナシ。第一千二百三十九條第二項ノ場合ニ於ケル相續人ノ出頭期間ハ區裁判所判事室扉ニ公告ヲ揭示セル日ヨリ起算スルモノトシ其ノ旨該公告ニ表示スルモノトス

第一千二百四十二條 共有財産ノ共同相續人ノ權利ニ關シテハ下記ノ規定ニ從フ

(一) 共有財産ノ共同相續人ハ元老院報ニ公告ヲ掲載セル日又ハ區裁判所判事室扉ニ搜索ノ揭示ヲ爲シタル日ヨリ起算シ十年間其ノ權利ヲ主張セザルトキニ限り其ノ權利ヲ失フ

(二) 共同相續人ノ一人ガ共同相續人相互間ニ於テ締結セ

ル自由契約又ハ其ノ他ノ法律行爲若ハ法定委任狀ニ依リ其ノ契約ノ結果トシテ爲ス共有財産ノ占有ハ時効ニ因リ該占有者ノ單獨又ハ排他的所有權ニ變ハルモノニアラズ

(三) 財産ヲ占有スル共同相續人ガ正當ノ權限ヲ有セザルトキニ於テモ官公署ニ對シ當該人所有ノ他ノ財産ト共ニ之ヲ自己ノ所有物ノ如ク示シ又ハ共同相續人ニ對シ毎年收益ヲ支拂ヒ其ノ後ニ至リ該財産ヲ自己ノ排他的所有物ト表示スルニ至リタル場合不在共同相續人ニ對スル時効ハ相續人搜索ノ公告ヲ爲シタル日ヨリ起算セズ其ノ前後ニ依リ或ハ占有物ガ共有財産ヲ自己ノ單獨ノ所有ト表示シタル日又ハ收益ノ最終ノ支拂ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算ス

(四) 共有財産ノ所有權ニ關係ナク相續財産管理ニ付生ジタル爭ハ總テ普通民事訴訟ト同ジク普通時効ノ適用ヲ受ケ

第一千二百四十三條 失踪者ノ財産ハ其ノ旨適法ノ證明アリタル後國庫ニ於テ之ヲ管理ス

第一千二百四十四條 元老院報ニ公告ヲ掲載シ又區裁判所判事室扉(第一千二百三十九條)ニ搜索ノ揭示ヲ爲セル日ヨリ起算シ十年ノ期間經過前出頭セル者ガ自己ニ遺產ノ歸屬スル

旨所要ノ方法ニ依リ立證シタルトキハ其ノ保管ニ要シタル費用ヲ控除シ國庫ノ管理ニ移シタル日以後ノ收益ヲ附シ之ヲ同人ニ返還ス、但シ該費用ハ如何ナル場合ト雖モ百分ノ一パーセントヲ越ニルコトヲ得ズ

第一千二百四十五條 廢止

第一千二百四十六條 十年ノ期間内ニ遺產ノ承繼ノ爲出頭セザル者ハ永久ニ之ヲ失フ

第一千二百四十七條 露西亞ニ於テ死亡セル外國人ノ相續人ニシテ外國ニ在ル者ニ對シテハ第一千二百三十九條ニ定ムル手續ニ依リ遺產承繼ノ催告ヲ行フ。歐羅巴及世界ノ他ノ地域ニ在ル者ノ遺產請求期間ハ二年トス

第一千二百四十八條 外國人タル土耳其、波斯國民及其ノ他亞細亞人ニシテ死亡セル者ノ相續人ガ外國ニアルトキハ第一千二百三十九條ニ定ムル手續ニ依リ之ニ對シ遺產相續ノ催告ヲ爲ス外第一千二百三十九條ニ基キ公告ヲ必要トスルトキハ死亡外國人ノ母國タル縣及郷ト隣接スル縣及郷報ニ之ヲ行フ。縣及郷報ヲ發行シ居ラザルトキハ該縣及郷内ニ於テ發行スル新聞ノ一ニ之ガ公告ヲ爲ス。本條ニ示ス公告ヲ掲載スベキ縣及郷報又ハ地方新聞ハ司法大臣之ヲ指定シ政府ノ法令集及司法大臣指定ノ官公報及新聞ニ依リ其ノ旨一般ニ告示ス。地方縣當局ハ公告ト關係ナク一般外國人ノ露西亞

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

ニ於ケル死亡者及其ノ遺產ニ關シ總テ外務省ニ其ノ旨ノ報告ヲ爲スコトヲ要シ外國領事ノ駐在地ニ於テハ死亡外國人所管ノ領事ニ對シテ直接同様ノ通知ヲナスコトヲ要ス

第一千二百四十八條ノ一 死亡セル土耳其國民ノ遺產タル金員又ハ其ノ所有動産ノ換價金ガ五百留ヲ越ニザル場合元老院報ニ相續人搜索ノ公告ヲ爲シ又ハ區裁判所判事室扉ニ搜索ノ揭示ヲ爲セル日ヨリ起算シ半年以内ニ之ニ對シ其ノ權利ヲ主張スル者ナキトキハ其ノ地ノ土耳其領事ニ之ヲ引渡スモノトス。其ノ地ニ土耳其領事ナキトキハ外務省第二局ヘ送金ス。前記何レノ場合ニ於テモ死亡セル被相續人ガ適法ニ土耳其國籍ヲ有シ居タルコトノ證明アリタル後之ヲ行フモノトス

第一千二百四十九條 削除

第一千二百五十條 廢止

第一千二百五十一條 大學職員及教育機關官吏ノ相續人ノ遺產相續期間ハ一年トス

第一千二百五十二條 廢止

第一千二百五十三條 公共救恤病院若ハ慈善機關又ハ他ノ此ノ種施設ニ於テ死亡セル者ノ遺產タル金錢及財産ニ關スル規定ハ所屬ニ依リ此等施設ノ爲公布セラレタル規定及規則ニ之ヲ定ム



第二節 遺產相續及相續權ノ拋棄

第一千二百五十四條 相續開始財産ニ對スル權利ハ所有者ノ死後相續人ニ屬ス

第一千二百五十五條 相續人ハ遺產ヲ相續シ又ハ之ニ對スル相續權ヲ拋棄スルコトヲ得

第一千二百五十六條 チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於テハ相續人ガ貧困又ハ他ノ理由ニ依リ相續開始財産ヲ搜索スルコト能ハズ又ハ之ヲ欲セザルトキハ其ノ自由意思ニ依リ之ガ相續權ヲ他ノ者ニ讓渡スルコトヲ得

第一款 遺產相續ト其ノ效力

第一千二百五十七條 未成熟者、痴者及狂者ニ對シ選任セラレタル後見人ハ遺產相續ノ諾否ニ付此等ノ者ニ代リ意思表示ヲ爲ス

第一千二百五十八條 現存ノ財産及金員ノミナラズ返濟ヲ受クベキ貸金、既ニ權利アル俸給及其ノ他死亡者ガ職務上受クベキ之ニ類スルモノモ遺產相續人ニ歸屬ス

第一千二百五十九條 財産及權利ト共ニ下記義務モ亦遺產相續人ニ移轉ス

(一) 其ノ相續分ニ應ジ死亡者ノ債務ヲ支拂ヒ財産不足ノ

場合ハ自己ノ金員及財産ヲ以テ其ノ責任ヲ負フコト

(二) 國庫及私人トノ契約ニ依ル債務ヲ履行シ死亡者ガ負擔スベキコト明ナル國庫ノ滯納金及賦課金ヲ納入スルコト

(三) 生前未納ノ訴訟費用及罰金ヲ納入スルコト

(四) 財産上ノ訴訟ニ付總テ責任ヲ負フコト

備考 無期又ハ要求拂ノ債務證書ニ付借主ノ死後支拂ノ請求アリタル場合相續人ハ債務者ヨリ相續セル全財産ノ限度ニ於テ責ヲ負フ。該債務ニ付借主ノ死後十年間申出ナキトキハ其ノ相續人ハ之ニ付一切ノ責任ヲ免除セラレ

第一千二百六十條 息ノ一人ガ父ニ金錢又ハ他ノ動産ノ保管ヲ依頼シ父之ヲ返還スルコトナクシテ死亡セルトキハ父ノ財産ノ分割前該債務ヲ前記息ヲ含ム兄弟間ニ於テ等分ニ分割シ之ヲ辨濟スルモノトス。本規定ハ息ガ母ニ託セル財産ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第一千二百六十一條 相續人ガ債務不拂ノ申出ヲ爲サズ死亡者ノ財産ヨリ得タル收益ヲ保管セズ該財産ヲ自己ノ利益ノ爲占有利用シタルトキハ遺產ノ相續ヲ爲セルモノトス

第一千二百六十二條 父母ノ死後何等遺產ヲ受ケザリシ場合其ノ後ニ於テ代位相續ニ依リ祖父及他ノ血族ヨリ遺產ヲ得タルトキト雖モ子ハ其ノ債務ヲ支拂フ義務ナシ

第一千二百六十三條 相續人曠缺財産ヲ承繼シタル國庫其ノ他

官公署ハ該財産ノ負債ヲ支拂フ外總テ法定ノ手續ニ依リ訴訟ニ對シ責任ヲ免ルルコトヲ得ズ

備考 西部諸縣ニ於ケル長子相續財産ガ第一千八百一十一條ニ基キ國庫ニ移管セラレタル場合死亡所有者ガ該財産ニ付締結セル契約ハ總テ國庫之ヲ履行シ其ノ他ノ契約ハ相續人之ヲ履行ス

第一千二百六十四條 廢止

第二款 相續權ノ拋棄ト其ノ效力

第一千二百六十五條 下記ノ場合ハ之ヲ相續權ノ拋棄トス

(一) 相續人ガ債務ト不均衡ナル遺產ノ相續ヲ爲サザルトキ

(二) 不在相續人ガ搜索公告ニ依リ所定期間遺產相續ノ爲出頭セザルトキ

第一千二百六十六條 相續權ノ拋棄ハ相續人ガ所管官公署ニ其ノ旨届出ヲ爲シ之ヲ行フ

第一千二百六十七條 法定相續人ノ共同相續人ガ遺言ニ付爭其ノ結果法定相續人勝訴セル場合法定相續人ガ爭ニ當リ沈黙ヲ守リタルコトヲ以テ法定相續人ガ相續權ヲ拋棄セルコトトセズ

第一千二百六十八條 相續權ヲ拋棄セル者ハ遺產ノ債務ヲ支拂フ義務ナシ

第一千二百六十九條 乃至第一千二百七十八條 第一千二百九十九條ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第三節 地方的例外ナク普通法ノ適用ヲ受クル縣出身者ノ遺產ガ特別法ノ適用ヲ受クル縣又ハ州ニ在ル場合及反對ノ場合ニ於ケル相續開始及相續手續

第一千二百七十九條 地方的例外ナク普通法ノ適用ヲ受クル縣及州ノ出身者ガ特別法ノ適用ヲ受クル縣又ハ州ニ一時滞在スル場合ノ權利義務ハ帝國ノ普通法ニ依ル。官吏ハ前記縣又ハ州ノ一ニ勤務スルコトニ依リ其ノ權利及義務ニ變更ヲ受クルコトナシ、但シ當該官吏自身該縣又ハ州ノ一ニ定住ノ意思ヲ表示シ又ハ地方法ニ依リ其ノ勤務ガ其ノ地方ノ定住ト認メラルトキハ此ノ限リニアラズ。本規定ニ基キ當該官吏ハ普通法ノ適用ヲ受クル縣ニ存在スル不動産、動産及金錢ノミナラズ其ノ手許ニアル動産ニ付總テ其ノ生前及死因行爲ニ於テ帝國ノ普通法ニ從フモノトス

第一千二百八十條 普通法ノ適用ヲ受クル縣ノ出身者ガ特別法ノ適用ヲ受クル縣ニ一時滞在中死亡セル場合當該人ノ遺產



タル全動産ノ調査及相續人ノ權利保全ニ關スル法律上ノ處置ハ遺產ノ所在地ノ區裁判所判事又ハ地方裁判所郡判事ノ義務トス

第一千二百八十一條 特別法ノ適用ヲ受クル縣ノ司法機關ハ斯ル者ノ遺言書ニ付相續人ヨリ爭フ提起アリタル場合帝國ノ普通法ニ基キ之ヲ解決ヲ爲ス

第一千二百八十二條 同様ニ當該人其ノ旨別ニ遺言ヲ爲サザリシ場合相續人間ニ於ケル遺產ノ分割モ亦帝國ノ普通法ニ基キ之ヲ行フ

第一千二百八十三條 特別法ノ適用ヲ受クル縣又ハ州ノ出身者ガ普通法ノ適用ヲ受クル縣ニ一時滞在中死亡セル場合其ノ遺產タル動産ニ付相續人間ニ爭起リタル場合事件ハ審理ノ爲死亡者ノ住所及身分上所管ノ縣及州司法機關ニ之ヲ移送スルモノトス。此ノ場合前記一切ノ動産ハ之ヲ調査シ該司法機關ニ移管シ滅失、腐敗若ハ毀損シ易キ其ノ性質上轉送不能ナレカ又ハ其ノ保管ニ特別ノ費用ヲ要スル物品ハ法律ノ規定ニ基キ之ヲ競賣シ換價金ハ事件ノ解決ニ至ル迄之ヲ死亡者ノ金員ニ加ヘ置クモノトス、但シ死亡者ノ遺產タル藝術品ノ逸品ハ之ヲ望ムコトアルベキ相續人ノ爲保存スル趣旨ヨリ相續人中何人モ其ノ相續分トシテ之ガ相續ノ申出ヲ爲サザルトキニ限り之ヲ競賣ニ付スコトヲ得ル旨茲ニ

規定ス

第一千二百八十四條 住所ヲ有セザル者及外國人ノ動産處分ニ關スル民法上ノ權利義務ハ帝國ノ普通法ニ依ル

第一千二百八十五條 死亡者ガ二重ノ住所ヲ有シ其ノ遺產タル動産ノ分割ニ付別ニ遺言ヲ爲サザリシトキハ二個ノ住所中生前最後ニ居住セル地ノ法律ニ基キ之ヲ行フ

第一千二百八十六條 死亡者ノ遺產タル動産ニ關スル事件ハ死亡者ガ居所以外ニ有セシ不動産ニ關スル事件ニ關係ナク本節ニ定ムル手續ニ依リ之ヲ解決スルモノトス

第四節

帝國ノ定住者ニシテ波蘭王國ノ諸縣又ハフィンランドニ一時滞在中者及波蘭王國諸縣ノ定住者又ハフィンランド人ニシテ帝國ニ一時滞在中者ノ遺產相續開始及相續手續

第一千二百八十七條 帝國ノ定住且登錄者ニシテ一時波蘭王國ノ諸縣又ハフィンランドニ滞在中者及反對ニ波蘭王國ノ諸縣又ハフィンランド大公國ノ定住且登錄者ニシテ大露西亞諸縣又特別法ノ適用ヲ受クル縣又ハ州ニ一時滞在中者ノ遺產タル動産ニ關スル權利義務ハ第一ノ場合ニ於テハ帝國ノ普通法又ハ死亡者ガ其ノ職業又ハ階級上所属スル地域ノ

地方法ニ依リ第二ノ場合ニ於テハ波蘭王國ノ諸縣及フィンランドノ現行法律ニ依ル

第一千二百八十八條 一地方ノ官吏ハ他地方ニ勤務スルコトニ因リ其ノ權利義務ニ變更ヲ受クルコトナシ、但シ該官吏ガ其ノ勤務地ニ定住セズ其ノ階級ニ對シ與ヘラレル一切ノ權利ヲ享有セズ又ハ地方法ニ依リ其ノ地ニ於ケル勤務ガ完全ナル定住ト認メザルトキニ限ル

第一千二百八十九條 以上(第一千二百八十七條及第一千二百八十八條)ニ基キ大露西亞帝國又ハ特別法ノ適用ヲ受クル諸縣若ハ州ノ定住且登錄者ニシテ波蘭王國ノ諸縣又ハフィンランドニ一時滞在中者及反對ニ波蘭王國ノ諸縣又ハフィンランド大公國ノ定住且登錄者ニシテ帝國ニ一時滞在中者ノ定住地又ハ其ノ手許ニ在ル動産及金員ニ關スル一切ノ生前及死因行爲ハ當該人ガ其ノ職業及階級上所属スル地方又ハ縣ノ法律ニ從フモノトス

第一千二百九十條 波蘭王國ノ諸縣又ハフィンランド大公國ノ定住且登錄者ニシテ帝國ノ縣又ハ州ノ一ニ於テ死亡セル者及帝國ノ定住且登錄者ニシテ波蘭王國ノ諸縣又ハフィンランド大公國ニ於テ死亡セル者ノ遺產タル動産ノ正確ナル調査及保全處置ハ遺產所在地ヲ管轄スル區裁判所、郡裁判所又ハ地方裁判所郡判事ノ義務トス(千九百十四年版民事訴訟

附錄 ロシア人ニ對する親族相續法規

訴訟法第一千四百一、第一千四百三條及第一千六百八十三條)。一フィンランド大公國ニ於テ其ノ所屬セザル教區ニ於テ死亡シタル場合司法機關ハ當該地警察當局及官吏ノ共助ヲ得必要ナル處分ヲナスコトヲ要ス。後者ハ當該人ノ死亡及其ノ遺產タル動産ニ付死亡日ヨリ起算シ三月以内ニ所轄裁判所ニ之ヲ報告スルモノトス。相續人現地ニナキトキハ都市裁判所、郡ニ於テハ官吏封印ヲ爲シ遺產ノ保管ニ付法定ノ處置ヲ講ズルモノトス。相續人本人及其ノ所在地ニ付消息ナキトキハ都市裁判所又ハ官吏ハ相續人搜索ノ爲死亡ノ事實ニ付遲滞ナク縣ニ報告ヲ爲スモノトス

第一千二百九十一條 遺產ニ付相續人ガ爭フ提起シタル場合事件ハ總テ之ヲ解決スル爲死亡者ガ其ノ職業又ハ階級上所属スル地ヲ管轄スル司法機關ニ之ヲ移管ス

第一千二百九十二條 遺產タル動産ニ付特ニ明示ノ遺言ナキトキハ相續人間ニ於ケル其ノ分割モ同ジク當該地ノ法律ニ基キ之ヲ行フ。遺言アル場合ハ遺言ガ無効ニシテ法的效力ヲ有セザルモノト認定セラルルカ又ハ死亡者ガ其ノ職業若ハ階級上又ハ定住ノ事實ニ因リ所屬スル地ヲ管轄スル司法機關ニ於テ之ヲ無効ト爲ス迄遺產ノ分割ハ之ヲ行フコトヲ得

第一千二百九十三條 遺產タル動産ハ之ヲ整理シタル後相續人



ガ提起セル争ヲ解決スベキ司法機關ニ之ヲ移管ス。此ノ場合物品ガ其ノ性質上移送不能ナルカ又ハ滅失、腐敗、毀損シ易キカ又ハ其ノ保管ニ特別ノ費用ヲ要スルモノナルトキハ法律ノ規定ニ基キ之ヲ競賣ニ附シ其ノ換價金ハ所屬ニ依リ之ヲ前記司法機關ニ移送ス。但シ遺產タル藝術品ヲ欲スルコトアルベキ相續人ノ爲之ヲ保存スル趣旨ニテ相續人ノ内何人モ該物品ヲ其ノ相續分トシテ承継スル旨申出ザルトキニ限り之ヲ競賣ニ附スコトヲ得ル旨茲ニ規定ス

第一千二百九十四條 帝國ノ縣若ハ州ノ一ノ出身者若ハ波蘭王國ノ縣若ハフィンランドノ出身者ガ其ノ性質上又ハ他ノ理由ニ依リ前記何レノ定住者トモ之ヲ認ムルコトヲ得ザル場合當該人ノ動産ノ處分權ハ其ノ出生地ノ法律ニ依リ又同人ノ遺產分割事件モ該法律ニ依リ之ヲ解決ス。帝國若ハ波蘭王國ノ縣又ハフィンランド大公國ニ滞在申出セル外國人ニ付テハ死亡者ガ露西亞國籍ヲ所得シ居タルトキハ其ノ遺產タル動産事件ハ死亡者ガ國籍ヲ取得シタル地方ノ法律ニ基キ露西亞國籍者ニアラザルトキハ其ノ滞在地ノ外國人ニ關スル普通法ニ依リ之ヲ解決ス

第一千二百九十五條 前記條文(第一千二百八十七條乃至第一千二百九十四條)ニ定ムル規定ハ其ノ一時約滞在申出セル死亡セル者ノ遺產タル動産ニ限り之ヲ適用シ不動産相續手續ヲ

定ムル規定トモ關係ナシ

第四章 遺產ノ移轉

第一千二百九十六條 遺產タル不動産ノ相續人ニ對スル移轉ハ不動産ノ移轉ニ關スル普通手續ニ基キ之ヲ行フ

第一千二百九十七條 動産ノ引渡ハ目錄ニ依リ之ヲ相續人ニ手交シテ行フ

第一千二百九十八條 國立銀行ノ大小支店及他ノ金融機關ハ其ノ定款ニ基キ法定相續人ニ預金ノ拂戻ヲ爲ス

備考 フィンランド大公國ニ於テ死亡セル者ノ遺產ニシテ帝國ノ金融機關ニ預金又ハ投資セルモノノ支拂ハ特別規定ヲ守リ之ヲ行フ

第一千二百九十九條 遺產ヲ後見機關ニ引渡シタルトキハ後見終了後ニ於テ相續人ニ之ヲ移轉ス

第一千三百條 財產ノ移轉ヲ受ケタル法定相續人ハ私署遺言書ニ依ル相續人ガ遺言書ヲ執行確認ノ爲當該官署ニ提出シ其ノ提出後所定ノ手續ニ依リ争ヲ提起スル迄ノ收益及管理ニ付責ヲ負フコトナシ。争ヲ提起アリタルトキハ第三百九十八條、第六百六十六條ノ二、第六百六十六條ノ三、第六百六十六條ノ十二乃至十四ニ定ムル規定ニ基キ緊争財產ヲ處理スルモノトス

第一千三百一條 争ノ提起前法定相續人ガ財產ヲ賣却又ハ擔保

ニ差入レタル場合該賣却及擔保差入ハ私署遺言書ガ法定ノ手續ニ依リ確認セラレタル場合ニ於テモ自由(譯註)且争ナキ財產ノ賣却又ハ擔保差入トシテ有效トス。私署遺言書ノ執行確認前ハレタル賣却及擔保差入ハ取消サルコトナキモ賣却契約書又ハ擔保設定契約書ニ依リ得タル金員ハ遺言財產ニ付勝訴ノ判決ヲ受ケタル者ノ爲ニ無利子ニテ之ヲ回收ス

(譯註) 抵當等諸種ノ制限ヲ受ケ居ラザル意ナリ

第一千三百二條 争ノ提起前法定相續人ガ遺言財產ニ施設ヲ爲シ又ハ其ノ改良費ヲ支出セルトキハ受遺者ニ財產ヲ移轉スルニ當リ其ノ時迄一時財產ヲ所有セル者ニ對シ財產ヨリ得タル收益ヲ控除スルコトナク前記費用ヲ法定ノ證據ニ基キ返還スベキモノトス。法定相續人ガ財產ヲ賣却又ハ擔保ニ差入レタルトキハ賣却又ハ擔保財產ニ代ヘ相續人ニ返還スベキ金員中ヨリ前記費用ヲ控除スルモノトス

第一千三百三條 法定相續人ガ他ノ者ノ利益ノ爲ニ作製セル遺言書ヲ隱匿セルトキハ不法占有ニ關シ法律ニ定ムル規定ニ基キ之ヲ處理スルモノトス

第一千三百四條 削除  
第一千三百五條 廢止

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

第一千三百六條 廢止

第一千三百七條 削除

第一千三百八條 削除

第一千三百九條乃至第一千三百十二條 廢止

第一千三百十三條 相續人ガ二名又ハ二名以上ナル場合之ヲ倉

望スルニ於テハ下記ノ處置ニ出ズルコトヲ得

(一) 遺產ヲ共有スルコト。此ノ場合ニ於テハ總テ第五百四十三條乃至第五百五十五條ニ定ムル共有權ニ關スル規定ヲ適用ス

(二) 遺產ノ分割ヲ求ムルコト

第一千三百十四條 共有者タル相續人ハ各其ノ相續分ノ分割前之ヲ讓渡スルコトヲ得、但シ他ノ共同相續人ガ該相續分ニ對シ評價額ヲ支拂ヒ買取ル權利ヲ拋棄シタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五章 遺產分割

第一千三百十五條 遺產ノ分割ハ相續人自ラ自由ニ之ヲ爲スカ又ハ裁判ニ依リ之ヲ行フ

備考 元グルジヤ、イメレチヤ及グリヤ地域ニ設置セル後コーカサスノ縣及郡ニ於ケル各種遺產及共有財產ノ分割ハ基督教徒間ニアリテハ當事者自ラ自由ニ之ヲ爲スカ又



ハ裁判ニ依リ之ヲ行フ

第一千三百十六條 廢止

第一千三百十七條 家庭内ノ不和及共同相続人間ノ争ニ因リ二年間自由分割終了セザルトキハ所轄裁判所法律ニ基キ分割ヲ行フ。裁判上ノ分割終了スル迄ハ全遺産ヲ差押ヘ死亡者ノ身分ニ應ジ後見人ヲ任命スベキ所管後見所ニ之ヲ移管スルノ外財産ノ存在スル縣ノ公共救恤地方團體ノ爲分割遲延ノ原因タリシ者ノ勘定ニテ全遺産ノ六分ヲ徵收ス

備考 千八百四十年六月二十五日附勅令ヲ以テキエフ、ヴオールインスク、ミンスク、ヴリノ、グロドノ縣及元ベロストーク州ニ於テハリトニア法典及該法典ニ基ク總テノ法規又ハ該法典ノ追加トシテ發布セラレタル國會法ノ效力ヲ全面的ニ停止シ露西亞普通法規ヲ以テ之ニ代フルコトヲ命ズルト共ニ遺産並ニ財産分割及嫁資分與事件ハ相続又ハ分與ヲ受クル權利ガ分割又ハ分與スベキ財産所有者ノ死亡ニ因リ財産ノ存在スル郡ノ官廳ガ千八百四十年六月廿五日附勅令ヲ受理スル以前ニ生ジタルトキハ遺産又ハ分與ノ争及之ニ係ル事件ヲ其ノ後ニ提起シタルトキニ於テモ前記ノ地方法規ニ基キ之ヲ解決スベキコトヲ命ズ。本規定ハ共同相続人間ノ争ナキ自由分割ニ於テモ之ヲ守ルモノトス

第一千三百十八條 相続人間ニ於ケル自由分割ニ付定ムル二年ノ期限ハ相続人ノ全員又ハ其ノ内ノ何レカガ所轄裁判所ニ分割ノ申請ヲ提出シタルトキヨリ之ヲ起算ス

第一千三百十九條 チフリス、クタイ及エリワン縣ニ於ケル貴族財産ノ分割ハ二年ノ期限經過シ既ニ該分割ニ關スル判決アリタル場合ニ於テモ事實上執行ハレ居ラザル限り相続人ガ自由分割ヲ終了シ分割ニ關スル所定ノ文書ヲ提出シタルトキハ爾後凡ニ手續ヲ中止シ且第一千三百十七條ニ定ムル罰金ヲ相続人ヨリ徵收スルコトナシ

第一千三百二十條 分割ノ際全遺産ヲ構成スルモノハ死亡セル所有者ニ所屬シタルモノニ限ル。相続人ノ固有財産ハ分割財産ヲ構成セズ

第一千三百二十一條 チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於ケル父ノ財産ヲ異母ノ卑屬間ニ於テ分割スル場合或ル妻ノ嫁資ガ他ノ妻ノ嫁資ヨリ優ルトキハ計算ヲ爲シ分割ノ際ノ過剩分ハ之ヲ嫁資ヲ多ク持チ來タレル妻ノ子ニ支拂フモノトス

第一千三百二十二條 分割ヲ爲スニ當リテハ其ノ都度相続人ノ相続分ニ應ジ其ノ質、便宜其ノ他ノ利益ヲ等シウスル持分ヲ作成スルモノトス  
備考 元グルジャ、イメレチャヤ及グリヤ地域ニ設置セル後コーカサスノ縣及郡ニ於テハ分割ニ當リ共有財産ノ管理

ヲ委任セル家族ノ一員ニ對シ其ノ費シタル勞務ト擧ゲタル利益ニ應ジ報酬ヲ定ム。該地域ニ於ケル基督教徒ニシテ農民階級ニ屬スル者ノ間ノ穀物ノ分割ハ家族ノ人数ニ依リ之ヲ行フ

第一千三百二十三條 相続人之ヲ望ムトキハ一個所ニ存在スル遺産タル不動産ヲ當該相続人間ニ於テ分割スルコトヲ得、但シ相続人自ラ之ヲ欲セザルトキハ法律ヲ以テ之ヲ強制スルコトヲ得ズ

第一千三百二十四條 遺産ガ家業、大小工場及小店ノ如ク不可分ナルトキハ其ノ分割ハ下記ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

(一) 斯ル遺産ノ一個又ハ數個ヲ取得セル相続人ハ其ノ取得セル不可分財産ガ公正ナル評價ニ依レバ同人ノ受クベキ持分ニ優ル場合共同相続人ニ對シ其ノ相続分ニ應ジ金銭ヲ以テ之ヲ賠償スル義務ヲ負フ

(二) 遺産中斯ル財産ガ多數ニ上ル場合各相続人ハ全員ノ承諾ヲ得テ自己ノ相続分トシテ一個ノ財産全部又ハ數個ノ財産ヲ取得スルコトヲ得

(三) 所有者ノ死後遺レル不可分財産ガ一個ナル場合之ガ所有ノ優先權ハ年長ノ相続人ニ屬ス

(四) 同人ガ他ノ者ニ對シ其ノ相続分ヲ支拂ヒ得ザルカ又ハ不可分財産ノ取得ヲ欲セザルトキハ他ノ年少ノ相続人

附録 ロシア人ニ對する親族相続法規

之ヲ承繼シ其ノ餘ノ相続人ニ對シ其ノ受ク可キ相続分ニ付金銭ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

第一千三百二十五條 ボセション權(譯註)及所有權ニ基ク採鑛業ノ分割ニ當リテハ鑛業法ニ定ム規定ヲ守ルモノトス  
(譯註)採鑛業ヲ獎勵スル爲官ノ與ヘタル官有地及森林ノ世襲利益權ナリ

第一千三百二十六條及第一千三百二十七條 廢止

第一千三百二十八條 分割ニ當リ一方ガ他ニ金銭ノ支拂又ハ定期金ヲ與フル義務ヲ負ヒタルトキハ公正證書ニ之ニ關スル條件ヲ定メ置クコトヲ要ス

第一千三百二十九條 國立、ゼムスツヴォ及公私金融機關ノ擔保ニ差入レアル財産ノ分割ハ金融法及所屬ニ依リ當該金融機關ノ定款ニ定ムル規定ヲ守リ之ヲ行フモノトス

第一千三百三十條及第一千三百三十一條 第一千三百二十九條ニ定ムル規定ヲ以テ本條ニ代フ

第一千三百三十二條 相続人間ニ行ハレタル自由分割ハ有效ナリ、但シ共同相続人中裁判分割ニ因リ他ノ者ヨリ少キ財産ヲ相続分トシテ受ケ之ヲ不服トスル者ハ所定ノ期間内ニ所轄裁判所ニ再分割ノ申立ヲナスコトヲ得  
備考 チエルニゴフ及ボルタワ縣ニ於テ以前施行サレ居タル法規ニ基キ行ハレタル假分割ハ未成熟者ガ成年ニ達シ



タル後十年以内ニ其ノ取消ナキトキハ自然最終的ノモノトナル

第一千三百三十三條 廢止

第一千三百三十四條 再分割ノ申立ニ於テ原告ハ分割ガ法律ニ

定ムル規定ニ反シテ行ハレタル旨ヲ立證スルコトヲ要ス

第一千三百三十五條 再分割ノ期間ハ第一回ノ分割確定ノ日ヨ

リ一年トス。該期間經過後再分割ノ申立ヲナスコトヲ得ズ

第一千三百三十六條 分割ハ相續人中未成熟者アル場合ニ於テ

モ之ヲ行フコトヲ得、但シ此ノ場合未成熟者側ヨリハ相續

人ノ身分上ノ當該後見所監督ノ下ニ後見人分割ニ當リ該分

割ニ付地方裁判所ノ確認ヲ受クルモノトス。分割ニ際シ未

成熟者ノ利益ヲ逸脱シタルトキハ後見人其ノ責ヲ負フ

第一千三百三十七條 分割書トハ分割證書ヲ謂フ。本證書ハ公

證法ニ定ムル規定ヲ守リ之ヲ作成ス

第一千三百三十八條 同教徒ノ遺産分割ハ同教ノ法律ニ基キ之

ヲ行フ、但シオレンブルグ宗務局管轄ノ同教僧侶ハ遺言又

ハ相續人間ノ財産分割ニ當リ生ジタル私有財産ニ關スル事

件ヲ該事件ノ當事者タル同教徒ガ之ヲ請ヒ其ノ言渡ス判決

ニ絕對服従スル場合ニ限り同教ノ法律ニ依リ之ガ審理判決

ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合分割ハ所轄官廳ニ於テ之ヲ確認

スルモノトス。但シ事件ノ當事者ガ其ノ所有權ニ關シ僧侶

ノ判決ニ不服ニシテ民政當局ニ之ガ申立ヲ爲セルトキハ普通法規ニ定ムル手續ニ依リ普通裁判所ヲシテ之ガ審理ニ當ラシム

備考 ハン、ベク、アガラル其ノ他後コトカサスニ於ケル

同教上流階級ノ相續人ハ全員ノ承諾アルトキニ限りシヤ

リアト又ハアダト法ニ依リ遺産ノ分割ヲ爲スコトヲ得

第一千三百三十九條 タヴリチエスク縣ニ於ケル同教徒ノ死後

開始セル相續財産ノ分割ハ下記ニ基キ之ヲ行フ

(一) 遺産分割ハ埋葬費ヲ支拂ヒ争ナキ債務ノ辨濟ヲ爲ス

爲財産ノ一部ヲ控除シタル後同教僧侶ヲシテ其ノ法律ニ

基キ之ガ審理ニ當ラシム

(二) 斯ル分割ニ際シ當事者側ヨリ争ノ申立ナキ場合各相

續人ノ相續分ニ付「ヤフタ」ト稱スル書面ヲ交付ス。該

書面ハ公證法ノ規定ヲ守リ作成スルモノトシ相續分歸屬

ノ證據トナル

(三) 斯ル分割ニ際シ當事者ノ何レカガ不服又ハ争ヲ提起

シタルトキハ之ニ付定ムル手續ニ依リ裁判所之ヲ審理ス

第一千三百四十條 タヴリチエスク縣同教徒タル相續人中基督

教ニ改宗セル者ハ同教ノ法律ニ基ク遺産相續權ヲ完全ニ保

留シ該法律ニ依リ其ノ受クベキ相續分ヲ取得ス

第一千三百四十一條乃至第一千三百四十五條 第一千三百三十七條

ニ定ムル規定ヲ以テ本諸條ニ代フ



四 ロシア社會主義聯邦 婚姻親族後見法

(ソヴェート社會主義共和國聯邦司法人民委員部法律出版局千九百三十八年版ヨリ翻譯)

目次

婚姻親族後見法施行ニ關スル千九百二十六年十一月十九日第十二回招集第三次會期採擇全露中央執行委員會決定	四六
ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國婚姻親族後見法	四六
第一編 婚姻	四六
第一章 總則	四六
第二章 婚姻登錄ノ要件	四六
第三章 夫婦ノ權利義務	四六
第四章 婚姻ノ解消	四〇
第二編 親子其ノ他血族ノ相互關係	四二
第一章 總則	四二
第二章 血族ノ權利義務	四三
第三章 養子縁組	四六
第三編 後見及保佐	四三
第一章 後見及保佐ニ關スル總則	四三
第二章 後見人及保佐人ノ權利義務	四三
第三章 後見及保佐事件ノ審理	四一
第四章 精神病者及心神耗弱者ノ診斷	四二
第四編 民籍	四三
第一章 總則	四三
第二章	四三
(イ) 出生登錄	四五
(ロ) 死亡登錄	四六
(ハ) 婚姻及離婚ノ登錄	四六
(ニ) 其ノ他ノ記載	四八

婚姻親族後見法施行ニ關スル千九百二十六年十一月十九日第十二回招集第三次會期採擇全露中央執行委員會決定(千九百二十六年法令集第八十二號第六百十二)

新タナル革命的風習ニ基キ母及特ニ子ノ利益ヲ確保シ財產及子ノ養育ニ關シ夫婦ヲ平等ニスル爲メ婚姻親族及後見上ノ權利關係ヲ調整スル目的ヲ以テ全露中央執行委員會ハ下記ヲ決定ス

- (一) 婚姻親族後見法ヲ確認シ千九百二十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
  - (二) 自治共和國及自治州ノ風俗的特殊條件ニ適合セシムル爲メ婚姻親族後見法ノ變更ハ自治共和國中央執行委員會及自治州執行委員會ノ提議ニ依リ全露中央執行委員會之ヲ行フ
  - (三) 司法人民委員部ニ對シ内務人民委員部ト共同シ一月内ニ婚姻親族後見法ノ施行ト共ニ效力ヲ失ヒ廢止セラルベキ法規ノ目錄ヲ全露中央執行委員會及ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國人民委員會議ノ確認ヲ得ル爲メ提出スルコトヲ委嘱ス
- 署名ス 全露中央執行委員會議長

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

エム・カリニン  
全露中央執行委員會書記  
アー・キセリヨフ  
千九百二十六年十一月十九日



ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國  
婚姻親族後見法

第一編 婚姻

第一章 總 則

第一條 婚姻ノ登録ハ國家及社會ノ利益並ニ夫婦及子ノ身分並ニ財産上ノ權利及利益ノ保護ヲ容易ナラシムル爲之ヲ定ム。婚姻ハ本法第四編ニ定ムル手續ニ從ヒ民籍機關ニ登録スルコトニ依リ其ノ正式手續ヲ終ル(譯註)モノトス  
(譯註)原文ノ *оформления* ノ直譯ハ「形式化セラル」ナリ

第二條 民籍機關ニ於ケル婚姻ノ登録ハ婚姻存在ノ争ナキ證據トス。宗教的儀禮ニ依ル婚姻成立ノ事實ヲ證スル書面ハ何等法律上ノ效力ヲ有セズ  
備考 千九百十七年十二月二十日以前宗教的儀禮ニ依リ締結シタル婚姻及敵ノ占領地域ニ於テ爲サレ民籍機關ノ設置前ニカカルモノハ登録婚ニ準ズ

第三條 事實上ノ婚姻關係ニ在ルモ所定ノ手續ニ依リ之ヲ登録シ居ラザル者ハ何時タリトモ事實上ノ同棲期間ヲ申告シテ登録ヲ爲シ其ノ關係ヲ正式化スルコトヲ得

第二章 婚姻登録ノ要件

第四條 婚姻ノ登録ニハ(イ)婚姻登録ヲ爲スコトノ相互ノ合意アルコト(ロ)婚姻年齢ニ達シタルコト及(ハ)本法第三百三十二條ニ定ムル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第五條 婚姻年齢ハ十八歳トス  
備考 自治共和國中央執行委員幹部會、自治州州執行委員幹部會、管區(原註)執行委員幹部會並ニ市ソヴェート及市内區ソヴェート幹部會ハ特別ノ場合個々ノ申請ニ基キ女子ニ對シ本條ニ定ムル婚姻年齢ヲ低下スルコトヲ得、但シ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ(千九百二十八年四月六日改正、法令集千九百二十八年第四十七號第三百五十五、千九百三十年二月二十八日改正、法令集千九百三十年第十二號第四百十六)

(原註)新行政區劃ニ依レバ「區」

第六條 下記ノ者ノ間ニ於ケル婚姻ハ之ヲ登録スルコトヲ得ズ。(イ)其ノ一方ト雖モ既ニ他ノ者ト登録婚又ハ無登録婚ヲ爲シ居ルトキ(ロ)其ノ一方ト雖モ法定ノ手續ニ依リ精神病者又ハ心神耗弱者ノ認定ヲ受ケタルトキ及(ハ)直系尊屬又ハ卑屬タル血族間及父母ヲ同ジウシ又ハ父母ヲ異ニスル兄弟姉妹間(原註)

(原註)祖父母、男女子及男女孫ヲ直系尊族及卑族トシ同一ノ父母ヨリ出デタル子ヲ父母ヲ同ジウスル兄弟姉妹、父ヲ同ジウシ母ヲ異ニスル子又ハ母ヲ同ジウシ父ヲ異ニスル子ヲ異父又ハ異母兄弟姉妹トス(千九百三十七年版民籍事務取扱手續ニ關スルソ聯邦内務委員部訓令ヨリ)

第三章 夫婦ノ權利義務

第七條 婚姻ノ登録ニ當リ夫婦ハ夫又ハ妻ノ姓ヲ共通ニ稱スルヤ又ハ各婚姻前ノ姓ヲ稱スルヤニ付其ノ希望ヲ申告スルコトヲ得

第八條 ロシヤ社會主義聯邦ソヴェート共和國ノ國籍ヲ有スル者ト外國ノ國籍ヲ有スル者トノ婚姻ヲ登録スルニ當リ各自自ハ自己ノ國籍ヲ保有ス。此等ノ者ノ國籍ノ變更ハ聯邦法ノ定メタル簡易手續ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得(原註)

(原註)現在ソヴェート社會主義共和國聯邦國籍問題ハ千九百三十八年八月十九日ソヴェート社會主義共和國聯邦最高會議所第二次會期確認「ソヴェート社會主義共和國聯邦國籍法」ニ基キ之ヲ解決ス

第九條 夫婦ハ各仕事及職業ノ選擇ニ付完全ナル自由ヲ享有ス。共同世帯ノ管理方法ハ夫婦相互ノ協議ニ依リ之ヲ定ム。夫婦ノ一方ノ住所ノ變更ハ他方ニ對シ之ニ追從スベキ

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

義務ヲ負ハシムルコトナシ

第十條 夫婦ガ婚姻前ヨリ有シタル財産ハ各自ノ特有財産トス。夫婦ガ婚姻中ニ得タル財産ハ夫婦ノ共有財産トス。夫婦ノ各ガ有スル持分ノ額ニ付争アルトキハ裁判所之ヲ決定ス

備考 農戶ニ屬スル土地ノ使用及共用財産ニ關スル夫婦ノ權利ハ土地法第六十六條及第六十七條並ニ該法ノ擴張及追加トシテ發布セル法令ニ依リ之ヲ定ム

第十一條 未登録ナルモ事實上婚姻關係ニ在ル者ガ相互ニ夫婦タルコトヲ認め又ハ裁判所ガ生活ノ實情ニ依リ當事者ノ婚姻關係ヲ確認シタルトキハ本法第十條ノ效力ハ其ノ財産ニモ亦及ブモノトス

第十二條 婚姻ノ登録ナキ場合裁判所ガ婚姻的同棲ノ證據ト爲スベキモノノ下記ノ如シ。同棲ノ事實、該同棲中共同ノ世帯ヲ有セシコト、本人ノ借書及他ノ書面ニ於テ第三者ニ對シ夫婦關係ヲ表示シタルコト並ニ事情ニ依リテハ相互ノ物質的援助、子ノ共同養育其ノ他

第十三條 夫婦ハ相互ニ法律ノ許容スル凡ニル財産的契約ヲ締結スルコトヲ得。妻又ハ夫ノ財産權ノ縮小ヲ來スベキ契約ハ無効ニシテ第三者及夫婦ヲ拘束セズ夫婦ハ何時タリトモ其ノ履行ヲ拒否スルコトヲ得



第十四條 貧困ニシテ勞働不能ノ配偶者ハ他ノ一方ガ之ヲ扶助シ得ルコトノ裁判所ノ認定ニ基キ之ヨリ扶養ヲ受クルコトヲ得。勞働能力アリテ貧困ナル配偶者モ亦失業期間(原註)同様ニ扶養ヲ受クル權利ヲ有ス

(原註) 失業手當ハソグエトト社會主義共和國聯邦ニ失業者アリシ時期ニ存在セシモ失業根絶後ハ廢止セラレ

第十五條 貧困ニシテ勞働不能ノ配偶者ガ他ノ一方ヨリ扶養ヲ受クル權利ハ婚姻解消後ト雖モ本法第十四條ニ依リ扶養ヲ受クル理由タル事情ノ變更アル迄存続ス但シ婚姻解消後一年ヲ超ニルコトヲ得ズ。貧困ニシテ失業中ノ配偶者ニ對スル婚姻解消後ノ扶助額ハ六月以内ノ期間ニ對シ裁判所之ヲ定ム但シ社會保險ノ當該手當ヲ超ニルコトヲ得ズ(原註)

(原註) 第十四條ニ對スル原註參照

第十六條 婚姻中及婚姻解消後扶養ヲ受クル權利ハ未登錄ナルモ事實上婚姻關係ニ在ル者モ亦本法第十一條及第十二條ノ事情アル場合之ヲ享有ス

第四章 婚姻ノ解消

第十七條 婚姻ハ夫婦ノ一方ノ死亡又ハ公證若ハ裁判手續ニ依ル配偶者ノ死亡認定ニ因リ解消ス(千九百二十九年五月二十七日改正、法令集千九百二十九年第四十號第四百二十

二) 第十八條 婚姻ハ夫婦ノ生前夫婦相互ノ合意又ハ其ノ一方ノ希望ニ依リ之ヲ解消スルコトヲ得

第十九條 登錄婚及未登錄ナルモ本法第十二條ニ依リ裁判所ノ確認セル婚姻ノ解消ハ夫婦ノ生前民籍機關ニ之ヲ登錄スルコトヲ得(離婚)

第二十條 離婚ノ登錄ナキ場合婚姻解消ノ事實ハ同ジク裁判所之ヲ確認スルコトヲ得。婚姻解消判決ニ付テハ必ズ民籍機關ニ於テ正式ノ手續(登錄)ヲ爲スコトヲ要ス

婚姻ハ裁判所之ヲ確認シタルトキヨリ解消ス(千九百三十七年五月十日改正、法令集千九百三十七年第六號第四十)

第二十一條 婚姻解消ノ登錄ヲ爲スニ當リ夫婦ハ各自如何ナル姓ヲ稱スルコトヲ希望スルヤニ付申告スルモノトス。本事項ニ付夫婦間ニ協議ナキトキハ各婚姻前ノ姓ヲ稱スルモノトス

第二十二條 婚姻解消ノ登錄ヲ爲スニ當リ民籍課ハ夫婦ノ何レガ何レノ子ヲ養育ノ爲引取ルヤ父母ノ何レガ如何ナル程度ニ於テ子ノ扶養料ヲ負擔スルヤ及勞働不能ノ配偶者ニ對スル扶養料ノ額ニ付必ズ問ヲ發スルモノトス

此等事項ニ付夫婦ノ協議成立シタルトキハ婚姻解消登錄簿ニ之ヲ登錄シ且其ノ正本ヲ夫婦各自ニ交付ス。本正本ハ執行名義ノ效力ヲ有シ之ニ基ク扶養料ノ請求ハ強制執行手續

第二編 親子其ノ他血族ノ相互關係

第一章 總 則

第二十五條 親子相互ノ權利ハ血統ニ基ク。婚姻關係ニアラザル父母ノ間ニ生レタル子ハ婚姻關係ニアル者ノ間ニ生レタル子ト同一ノ權利ヲ享有ス

第二十六條 子ノ父及母ハ之ヲ出生簿ニ登錄ス

第二十七條 父母ニ關スル登錄ナキトキ又ハ登錄ニ錯誤若ハ遺漏アルトキ利害關係人ハ裁判手續ニ依リ父性若ハ母性ヲ立證シ又ハ之ヲ否認スルコトヲ得

第二十八條 子ノ利益ヲ保護スル目的ヲ以テ母ハ懷妊中又ハ子ノ出生後其ノ住所地ノ地方民籍機關ニ子ノ父ノ名、父稱、姓及住所ヲ表示シテ子ノ父ニ關シ申告ヲナスコトヲ得

第二十九條 民籍機關ガ父姓ヲ確定スベキ材料ヲ有セザル場合該機關ハ申告ニ子ノ父トシテ指名セラレタル者ニ對シ申告(第二十八條)ヲ受理シタル旨ヲ告知ス

前記ノ者ガ自己ヲ父ト認定スルコトニ對シ一月内ニ異議ヲ申立テタル場合民籍機關ハ同人ニ對シ之ヲ子ノ父トシテ登錄シタル旨及一年以内ノ期間ニ於テ裁判手續ニ依リ父性ヲ爭フコトヲ得ベキ旨告知ス(千九百三十三年七月二十日改正、法令集千九百三十三年第四十二號第五百五十九)

ニ依リ之ヲ行フ

扶養料ノ支拂及其ノ額ニ關スル契約ハ元夫婦タリシ者ノ各自及子ガ其ノ後ニ至リ契約ニ定ムル額ヲ越ニル扶養料ヲ普通訴訟手續ニ依リ請求スル權利ヲ奪フコトナシ(千九百三十七年五月十日改正、法令集千九百三十七年第六號第四十)

第二十三條 夫婦ノ何レガ子ヲ引取ルヤ及夫婦ノ各自ガ子ノ扶養料(第二十二條)トシテ與フル資産ノ額ニ付離婚當事者間ニ協議成立セザルトキハ民籍課ハ其ノ旨ノ記録ヲ作成シ普通訴訟手續ニ基キ爭ヲ解決スル爲同日子ノ母ノ住所地ノ裁判所ニ之ヲ移送スルモノトス(千九百三十七年五月十日改正、法令集千九百三十七年第六號第四十)

第二十四條 裁判所ハ夫婦ノ何レガ子ヲ引取ルヤ及夫婦ノ各自ガ子ノ扶養料トシテ與フル資産ノ額ニ付離婚當事者間ニ協議成立セザルコトニ關スル記録ヲ受理スルト同時ニ事件ノ事實關係ヲ考慮シ且子ノ利益ノ爲爭ヲ解決ヲ見ル迄一時父母ノ何レガ如何ナル程度ニ於テ子ノ扶養料ヲ負擔シ何人ガ養育ノ爲子ヲ一時引取ルヤニ付裁判ヲナス。貧困ニシテ勞働不能ノ配偶者ニ對スル扶養料ノ額ハ協議ナキトキ普通訴訟手續ニ基キ裁判所之ヲ定ム(千九百三十七年五月十日改正、法令集千九百三十七年第六號第四十)







當該子ノ父母ガ死亡シタルトキ及(ハ)父母ガ子ヲ扶養スルニ足ル養力ヲ有セザルトキ

本條ニ定ムル義務ハ後見人若ハ保佐人又ハ國民教育課、保健課其ノ他國家機關トノ契約ニ依リ養育ノ爲子ヲ引取リタル者ニハ之ヲ課セズ(ハ)千九百二十八年十一月二十九日改正、法令集千九百二十九年第二十二號第二百三十三)

第四十三條 父母ハ未成年ノ子ノ身分及財産上ノ利益ノ保護ニ任ジ裁判所其ノ他ノ官公署ニ於テ子ノ代理人トナル

第四十四條 父母ハ何人タルヲ問ハズ法律又ハ裁判ニ基カズシテ自己ノ許ニ子ヲ抑留スル者ニ對シ訴訟手續ニ依リ其ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得、但シ裁判所ハ形式上父母ノ權利ニ拘束セラレルコトナク其ノ都度專ラ子ノ利益ヲ考慮シ事件ヲ解決ス

第四十五條 父母ハ養育及修學ノ爲子ヲ他ニ委託スルコトヲ得、父母ハ亦現行労働法規ニ定ムル場合ニ於テハ其ノ手續ニ從ヒ子ノ同意ヲ得テ徒弟契約及子ヲ雇傭勞働ニ就職セシムル契約ヲ締結スルコトヲ得

本法第七十七條ニ依リ後見人又ハ保佐人タルコトヲ得ザル者ニ對シテハ子ヲ養育及修學ノ爲委託スルコトヲ得ズ(ハ)千九百三十年四月十日改正、法令集千九百三十年第十九號第二百四十一)

第四十六條 父母ガ子ニ對スル自己ノ義務ヲ果サズ又ハ其ノ權利ヲ違法ニ行使シ若ハ子ヲ虐待シタル場合裁判所ハ父母ヨリ子ヲ取上ケ之ヲ後見保佐機關ノ監護ニ附スル旨ノ判決ヲ爲ス。此ノ場合裁判所ハ父母雙方ニ對シ子ヲ扶養スベキ旨ノ判決ヲ爲スコトヲ得

備考 後見機關ハ父母其ノ他子ノ監護ヲ爲ス者ノ許ニ子ヲ殘シ置クコトガ子ノ爲危險ナル場合將來裁判所ノ解決アル迄此等ノ者ヨリ子ヲ取上グル旨ノ裁判ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 裁判ニ依リ親權ヲ剝奪シタル場合後見保佐機關ハ父母ニ對シ接見ヲ許スコトヲ要ス。接見ガ子ノ爲有害ナル虞アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條 子ヲ扶養スベキ義務ハ父母雙方之ヲ負フ、父母ノ扶養額ハ其ノ財産狀態ニ應ジ之ヲ定ム

第四十九條 子ハ貧困ニシテ勞働不能ノ父母ヲ扶養スル義務ヲ負フ

第五十條 本法第四十二條及第四十九條ニ定ムル場合ニ於テ父母ガ子ヲ扶養スルコトヲ欲セズ又ハ子ガ父母ヲ扶養スルコトヲ欲セザルトキ扶養ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ裁判手續ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ得

婚姻ヲ登錄シアル場合又ハ被告ガ子ノ父母トシテ民籍簿ニ登錄サレアル場合裁判所ハ父母ニ對シ子ノ扶養料ハアリメ

ント)ヲ請求スル事件ノ訴狀受理ト同時ニ被告ガ争ノ解決迄一時子ニ對シ如何ナル額ノ扶養料ヲ負擔スルヤニ付決定ヲ爲ス(ハ)千九百三十七年五月十日改正、法令集千九百三十七年第六號第四十)

備考 父母又ハ子ノ財産狀態ニ變更ヲ生ジタルトキハ裁判所ハ普通訴訟手續ニ依リ判決ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 親權ノ剝奪ハ父母ノ子ニ對スル扶養義務ヲ免除セズ

第五十一條ノイ 扶養料ノ支拂ヲ命ズル裁判アリタルトキ子一名ノ場合ハ被告ノ得ル勞働ノ四分ノ一、子二名ノ場合ハ三分ノ一、三名以上ノ場合ハ被告ノ勞働ノ半額ヲ請求スルモノトス

共營農場員ニ對シ扶養料ノ支拂ヲ命ズル裁判アリタルトキ計算ハ勞働日數ニ對シ前記率ニ依リ之ヲ行フ

扶養料ヲ受クル共營農場員タル母ガ被告ト同一ノ共營農場ニ働ク場合共營農場管理所ハ勞働日數ノ計算ニ當リ父ノ得タル勞働日數ヨリ(子ノ數ニ應ジ)該當部分ヲ直接母ノ勤定ニ振替フ。母ガ他ノ共營農場ニ働ク場合父ノ得タル勞働日數ヨリ母ノ勤定ヘ爲ス該當部分ノ前記振替ハ被告ノ働ク共營農場管理所ニ於テ勞働日數ノ最終計算ノ際之ヲ行フ(ハ)千九百三十七年九月十日、法令集千九百三十七年第六號第四十)

第五十二條 扶養義務ヲ共同ニ負フ者ハ平等ニ其ノ責ニ任ズ、但シ義務者ガ財産狀態ヲ異ニシ又ハ義務者中或ル者ノ不在其ノ他正當ナル理由ニ因リ裁判所ガ當該義務履行ノ負擔ニ付他ノ額ヲ定ムル必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十三條 農戶ノ財産ニ關スル親子ノ權利ハ土地法ノ當該關係條項ニ基キ之ヲ定ム

第五十四條 貧困ニシテ未成年タル兄弟姉妹ハ父母ノ不在又ハ破産ノ爲父母ヨリ扶養ヲ受クルコト能ハザル場合資力十分ナル他ノ兄弟姉妹ヨリ扶養ヲ受クル權利ヲ有ス

第五十五條 勞働不能ニシテ貧困ナル祖父母ハ其ノ配偶者又ハ子ヨリ扶養ヲ受クルコト能ハザル場合資力十分ナル自己ノ孫ヨリ扶養ヲ受クル權利ヲ有ス。同様ニ貧困ナル未成年又ハ勞働不能ノ孫ハ自己ノ父母ヨリ扶養ヲ受クルコト能ハザル場合資力十分ナル祖父母ヨリ扶養ヲ受クル權利ヲ有ス

第五十六條 農戶員ノ子ハ其ノ父母ガ登錄婚ヲ爲シ居ルト無登録婚ヲ爲シ居ルトニ拘ラズ父母ノ屬スル農戶ノ成員トス父母ガ其ノ屬スル農戶ヲ異ニスル場合其ノ子ハ同居スル父母ノ選擇ニ從ヒ該農戶ノ内何レカノ成員トシテ登錄ヲ受クルコトヲ得

子ヲ何レノ農戶ニ所屬セシムベキヤニ付テノ争ハ其ノ際子



ノ利益ヲ考慮シ裁判所之ヲ解決ス(千九百三十年一月二十  
五日改正、法令集千九百三十年第五號第五十三)  
第五十六條ノ一 農戶員ノ父性ヲ確認スルニ當リ裁判所ハ又  
同時ニ父ノ農戶ガ子ノ扶養ノ爲支給スベキ生産物ノ數量ヲ  
決定スルモノトス  
農戶員ノ子(第五十六條)ハ農戶ノ成員トシテ有スル權利  
ニ拘ラズ本法第四十八條及第五十條ニ定ムル一般の理由ニ  
基キ父及母ノ個人的資産ヨリ扶養ヲ受クル權利ヲ保有ス  
(千九百三十年一月二十五日改正、法令集千九百三十年第  
五號第五十三)

第三章 養子縁組

第五十七條 養子縁組ハ未成年者及未成年者ノミニ付專ラ子  
ノ利益ノ爲之ヲ爲スコトヲ得  
第五十八條 本法第七十七條ニ依リ後見人タルベキ權利ヲ剥  
奪セラレタル者ハ養子縁組ヲ爲スコトヲ得ズ  
第五十九條 養子縁組ハ後見保佐機關ノ決定ニ依リ之ヲ行ヒ  
普通手續ニ基キ民籍機關ニ之ヲ登録スルコトヲ要ス  
備考 ソグエイト社會主義共和國聯邦領域内ニ居住スル外  
國民(臣民)ガソグエイト國民ノ子ト養子縁組ヲ爲ス  
ニハ本章ニ定ムル規定ニ從フ外其ノ都度必ズ當該縣、

管區(原註1)又ハ之ニ準ズル執行委員會幹部會ノ特別認可  
ヲ得テ之ヲ行フコトヲ得(千九百二十八年九月三日改正、  
法令集千九百二十八年第七百七十七條第七百三十五(原註2))  
(原註)  
1 新行政區劃ニ從ヒ州(地方)執行委員會幹部會。區執行  
委員會ニ對シテハ其ノ官制(法令集千九百三十一年第十  
一號第四百十三)上養子縁組ノ認可權ヲ與ヘ居ラズ  
2 第八條ニ對スル原註參照

第六十條 養子縁組ヲ爲スニ當リ養親ハ自己ノ姓ヲ與フ。養  
子ノ同意アルトキハ亦養親ノ父稱ヲ養子ニ與フルコトヲ得  
第六十一條 養子ノ父母現存シ又ハ養子ガ後見又ハ保佐ニ付  
サレ居ル場合養子縁組ヲ爲スニハ親權ヲ剝奪セラレザル父  
母、後見人又ハ保佐人ノ同意アルコトヲ要ス  
第六十二條 婚姻中ノ者ト養子縁組ヲ爲ストキハ配偶者ノ同  
意ヲ得ルコトヲ要ス  
第六十三條 十歳ニ達シタル子ノ養子縁組ハ其ノ者ノ同意ア  
ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ  
第六十四條 養子及其ノ卑屬ノ養親ニ對スル及養親ノ養子及  
其ノ卑屬ニ對スル身分及財産上ノ權利義務ハ出生ニ因ル血  
族ニ準ズ  
第六十五條 養子ノ父母ノ不在中又ハ其ノ同意ヲ得ズシテ爲

シタル養子縁組ハ父母ニ子ヲ返還スルコトガ子ノ利益ナル  
場合父母ノ請求ニ依リ後見保佐機關之ヲ取消スコトヲ得。  
十歳以上ノ未成年者ノ養子縁組ヲ取消スニハ本人ノ同意ア  
ルコトヲ要ス  
第六十六條 子ノ利益ノ爲必要ナルトキハ何人タルト如何ナ  
ル官公署タルト問ハズ裁判手續ニ依リ養子縁組取消ノ訴  
ヲ提起スルコトヲ得  
第六十七條 養子縁組ヲ取消ス場合裁判所ハ養親ヨリ其ノ子  
ヲ取上ケ之ヲ後見保佐機關ノ監護ニ付ス旨判決ヲ爲ス。此  
ノ場合裁判所ハ養親ニ對シ子ノ扶養ヲ命ズル裁判ヲ爲スコ  
トヲ得

第三編 後見及保佐

第一章 後見及保佐ニ關スル總則

第六十八條 後見及保佐ハ無能力者本人自身及其ノ法律上ノ  
權利並ニ利益ヲ擁護スル爲及法律ノ定ムル場合ニ於テ財産  
ヲ保全スル爲之ヲ設ク  
第六十九條 後見ハ十四歳未満ノ未成年及所定ノ手續ニ依リ  
心神耗弱者又ハ精神病者ト認定セラレタル者ニ對シ之ヲ設  
定ス。其ノ他後見ハ法律ノ定ムル場合行方不明者又ハ死亡

附錄 ロシア人ニ對する親族相續法規

者ノ財産ニ對シ之ヲ設定ス。後見人ハ被後見人ノ名ニ於テ  
其ノ利益ノ爲權利ヲ行使シ義務ヲ履行ス

第七十條 保佐ハ十四歳以上十八歳未満ノ未成年者及成年者  
ガ身體ノ狀態ニ因リ獨立シテ其ノ權利ヲ擁護シ得ザル場合  
之ニ對シ設定ス。保佐人ハ被保佐人ガ其ノ權利ヲ行使シ又  
ハ義務ヲ履行スルニ當リ之ヲ適當トスル場合之ニ助力シ第  
三者ノ侵害ニ對シ本人ヲ保護スルモノトス  
第七十一條 父母及養親ハ特別ノ任命ヲ要セズシテ之ヲ後見  
人又ハ保佐人ト認ム  
第七十二條 地方及州(行政區劃アリタル州ニ於ケル)ノ執  
行委員會幹部會、州(自治州ニ於ケル)、縣、管區、郡、  
區及市ソグエイト執行委員會幹部會、郡ノ行政中心地ニ非  
ザル市ニ於ケル市執行委員會幹部會、區、鄉執行委員會及  
村ソグエイトヲ以テ後見及保佐機關トス  
前記後見及保佐機關ハ後見保佐機關ニ關スル特別法ニ基キ  
行爲スルモノトス(千九百二十七年九月二十六日改正、法  
令集千九百二十七年第五號第七百五、千九百二十八年九  
月二十四日改正、法令集千九百二十八年第二百二十四號第七  
百八十九)  
備考 執行委員會幹部會ハ執行委員會ノ當該課、內未成年  
者ニ對シテハ人民教育課、心神耗弱者及精神病者ニ對シ



ナハ保健課、其ノ他ノ被後見人ニ對シテハ社會救恤課ヲシテ本條ニ定ムル職務ノ遂行ニ當ラシム  
地域ニ於テハ市ソグエイト幹部會ハ執行委員會當該課ノ市保ヲシテ前記職務ノ遂行ニ當ラシム(千九百二十八年九月二十四日改正、法令集千九百二十八年第二百二十四號第七百八十九)

第七十三條 後見及保佐機關ノ行為ニ對スル監督及其ノ指導ハ地方、州又ハ縣執行委員會幹部會之ヲ行フ。後見保佐事件ニ關スル該幹部會ノ決定ハ最終ノモノトス

第七十四條 後見保佐機關ハ後見又ハ保佐ヲ直接遂行セシムル爲被後見人又ハ被保佐人ノ近親者又ハ其ノ爲公共團體(職業組合)農民相互援助委員會(原註)其ノ他ノ選ビタル者ノ中ヨリ後見人又ハ保佐人ヲ任命ス。前記該當者ナキトキハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ任命ス

備考 農村地域ニ於ケル後見及保佐ハ村ソグエイト之ヲ設ク。尙村ソグエイトヲシテ被後見人又ハ被保佐人ノ財産目錄ノ作成、後見人又ハ保佐人ノ任命、後見又ハ保佐ヲ任命シタル旨ノ告知、後見人ニ對スル證明書ノ交付、後見人及保佐人ノ行為ニ對スル監督、被後見人又ハ被保佐人ノ財産ノ定期的検査ニ當ラシム(千九百二十七年九月二十六日改正、法令集千九百二十七年第五百五號第七百五)

(原註) 共營農場相互援助會  
第七十五條 後見及保佐ハ後見又ハ保佐ヲ受クベキ者ノ住所又ハ後見ヲ受クベキ財産ノ所在地ニ於テ之ヲ設ク

第七十六條 後見人又ハ保佐人ヲ選任スルニ當リテハ其ノ個性、當該任務遂行能力、當該人ト後見又ハ保佐ヲ受クベキ者トノ關係並ニ若シ可能ナルトキハ被後見人ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

第七十七條 下記ノ者ハ之ヲ後見人又ハ保佐人ニ任命スルコトヲ得ズ  
(イ) ロシヤ社會主義聯邦ソグエイト共和國憲法第六十九條ニ基キ選舉權ヲ剝奪セラレタル者(原註)(千九百三十年四月十日改正、法令集千九百三十年第十九號第二百四十一)

(ロ) 裁判ニ依リ親權ヲ剝奪セラレタル者  
(ハ) 後見又ハ保佐ヲ受クベキ者ト利益相反スル者及之ト敵視關係ニ在ル者  
(ニ) 未成年者

備考 本條(イ)號及(ロ)號ニ定ムル制限ハ精神病者ナル場合ヲ除キ父母ニハ之ヲ適用セズ  
(原註) 千九百三十七年ロシヤ社會主義聯邦ソグエイト共和國憲法第三百三十九條ニ應ジ變更ヲ要ス

第七十八條 後見人又ハ保佐人ニ選任セラレタル者ハ本條ニ定ムル者ヲ除キ之ヲ辭スルコトヲ得ズ。下記ノ者ハ後見人又ハ保佐人トシテノ選任ヲ辭スルコトヲ得。(イ) 六十歳以上ノ者(ロ) 病氣、肉體の缺陷、財産狀態、仕事又ハ職務ノ種類ニ因リ當該義務ヲ遂行シ得ザル者(ハ) 其ノ手許ニ於テ二人以上ノ子ヲ養育スル者(ニ) 哺乳中又ハ八歳未滿ノ子ヲ有スル母及(ホ) 現ニ他ノ後見人又ハ保佐人タル者

第七十九條 未成年者ノ後見人ハ其ノ養育、修學及公益的活動ニ役立つヤウ其ノ育成ニ心ヲ致ス義務ヲ有ス。精神病者又ハ心神耗弱者ノ後見人ハ其ノ治療及被後見人ノ健康狀態ニ應ズル扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ

第八十條 後見人又ハ保佐人ガ本法第七十四條ニ依リ社會團體ヨリ選任セラレタル者ナル場合當該社會團體ハ後見人又ハ保佐人ノ行為及其ノ後見及保佐ニ關スル義務ノ正當ナル遂行ヲ監督シ之ニ協力シ且後見及保佐機關ノ委嘱ニ依リ意見ヲ述ブ

第八十一條 後見又ハ保佐ノ義務ノ遂行ハ無報酬トス。收益アル財産ニシテ後見及保佐機關ノ管理ニ係ルモノアルトキハ該機關ハ該財産ヨリ得ル收益ノ十分ノ一以下ノ報酬ヲ後見人又ハ保佐人ニ與フルコトヲ得  
第八十二條 被後見人ノ扶養費ニシテ後見及保佐機關ガ必要

附錄 ロシヤ人ニ對する親族相續法規

且有益ト認メタルモノハ其ノ財産收益ヨリ之ヲ支辨ス、但シ該收益ガ不足又ハ全ク存セザルトキハ後見及保佐機關ヨリ處分許可ヲ得タル被後見人ノ財産自體ヨリ之ニ支辨ス

備考 被後見人ノ財産存セザル場合後見及保佐機關ハ社會救恤機關ニ對シ被後見人ノ扶養費下付ノ申請ヲ爲スモノトス  
第八十三條 後見人ハ何人タルヲ問ハズ法律上ノ理由ナクシテ被後見人ヲ抑留スル者ニ對シ其ノ引渡ヲ請求スル權利ヲ有ス

第八十四條 後見及保佐機關ハ精神病者ヲ後見ニ付シタル場合其ノ都度被後見人ヲ保健人民委員部訓令ニ依リ行フ繼續的醫學的監視ニ付ス爲所轄保健機關ニ其ノ旨通知スルモノトス  
第八十五條 ソグエイト社會主義共和國聯邦外ニ居住シ又ハ財産ヲ有スルロシヤ社會主義聯邦ソグエイト共和國國民ニ對スル後見及保佐事務ハ在外ノソグエイト社會主義共和國聯邦代表部之ヲ行フ

ロシヤ社會主義聯邦ソグエイト共和國國民ノ在外遺產ヲ後見ニ付スル手續ハ特別法ヲ以テ(原註)之ヲ定ム(千九百三十年六月二十日改正、法令集千九百三十年第三十號第三百九十一)  
(原註) 千九百三十年三月十三日附ソグエイト社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會會議決定「ソグエイト



社會主義共和國聯邦國民ノ在外遺產ヲ後見ニ付スル手續」(法律集千九百三十年第十八號第九百九十四)及千九百三十年六月二十日附ロシヤ社會主義聯邦ソヴェト共和國全露中央執行委員會及人民委員會議決定「ロシヤ社會主義聯邦ソヴェト共和國國民ノ在外遺產ヲ後見ニ付スル手續」(法令集千九百三十年第三十號第三百九十一)ヲ以テ

第二章 後見人及保佐人ノ權利義務

第八十六條 後見人ハ下記ノ行爲ヲ除ク外被後見人ガ行爲能力ヲ有セシナラバ自ラ行ヒ得ベキ總テノ行爲又ハ後見ニ付セラレタル財産ノ所有者ガ自ラ行ヒ得ベキ總テノ行爲ヲ行フコトヲ得。(イ)財産ノ處分(ロ)財産ニ對スル擔保設定(ハ)手形其ノ他債務證書ノ提出(ニ)法定又ハ遺言相續ノ地業(ホ)財産ヲ長期(一年以上)貸付スルコト(ヘ)被後見人ニ所屬スル營業ノ中止(ト)組合契約。此等ノ行爲ヲ行フニハ後見保佐機關ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。被後見人ニ所屬スル財産ノ贈與及被後見人ノ名ヲ以テスル保證契約ノ締結ハ全ク之ヲ爲スコトヲ得ズ。備考 腐敗シ易キモノ若ハ其ノ性質上賣却ヲ目的トスルモノ又ハ其ノ價額五十留ヲ越エズ使用ニ耐ヘザルモノハ後

見及保佐機關ノ許可ナクシテ之ヲ賣却スルコトヲ得  
第八十七條 財産ノ處分又ハ擔保ノ設定ヲ許可スルニ當リ後見及保佐機關ハ後見人ニ對シ其ノ受領セル金錢ノ使途ヲ指定スルコトヲ得

第八十八條 後見人ハ被後見人本人ト取引ヲ爲スコト、被後見人ト後見人ノ配偶者若ハ近親血族者トノ間ニ於ケル取引ノ締結又ハ訴訟事件ノ處理ニ當リ被後見人ヲ代理スルコト及被後見人ノ債務證書ヲ取得スルコトヲ得ズ。後見人、其ノ配偶者又ハ血族ニ對スル被後見人ノ債務ニシテ該後見人ノ任命前ニ生ゼシモノハ後見及保佐機關ノ許可ヲ得テ之ヲ辨濟ス

第八十九條 未成年者タル被後見人ヲ養育及修學ノ爲又ハ精神病者ヲ扶養スル爲之ヲ他人ニ託スルニハ後見人ハ後見及保佐機關ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第九十條 本法第七十條ニ依リ保佐ニ付セラレタル者ハ必ラズ保佐人ノ同意ヲ得テ法律行爲ヲ行フモノトス。本法第八十六條ニ定ムル制限ハ保佐人ニモ亦之ヲ適用ス。被保佐人ガ自己ノ勞働ニ依リ得タル物又ハ金錢ニ付法律行爲ヲ爲スニハ後見及保佐機關ノ同意ヲ得ルコトヲ要セズ

第九十一條 後見人及保佐人ハ裁判所ヲ合シ總テノ官公署ニ於テ又財産契約ノ締結ニ當リ被後見人又ハ被保佐人ノ權利

若ハ利益ノ擁護ニ當ル

第九十二條 後見人又ハ保佐人ニ過怠又ハ權限ノ濫用アリタル場合後見及保佐機關ハ被後見人、被保佐人、官公署、社會團體若ハ國民各個ノ申請ニ基キ又ハ自己ノ發意ニ依リ當該後見人又ハ保佐人ヲ免職スルコトヲ得

第九十三條 被後見人、被保佐人、官公署及第三者ハ後見人又ハ保佐人ノ行爲ニ付當該後見及保佐機關ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第九十四條 後見保佐機關ノ決定及處分ニ對スル不服ノ申立ハ所轄執行委員會幹部會ニ之ヲ提起スルモノトス、但シ地方、州又ハ縣執行委員會幹部會ハ事件ヲ最終的ニ解決ス

第三章 後見及保佐事件ノ審理

第九十五條 後見及保佐事件ノ審理ニ當リテハ後見及保佐機關ハ申告人、申立人、後見人、保佐人、事件ノ利害關係人、證人及鑑定人ヲ召喚ス。必要アルトキハ被後見人、被保佐人又ハ後見若ハ保佐ニ付セラレベキ者ヲモ亦召喚ス。申告人、申立人其ノ他ノ者ノ不出頭ハ召喚ヲ爲ス機關ガ其ノ出頭ヲ必要ト認メザル場合事件審理ノ障害トナラズ  
第九十六條 後見及保佐機關ハ後見又ハ保佐ノ設定若ハ廢止、後見人又ハ保佐人ノ選任若ハ免職、財産ノ處分又ハ擔

保設定ニ關スル許可、權利ノ拋棄、不服申立、決算及子ノ養育ニ關スル各種事項ノ審理ニ關シ決定ヲ爲シ利害關係人ニ之ヲ告知スルモノトス

第九十七條 被後見人又ハ被保佐人所屬ノ財産ガ他ノ後見及保佐機關ノ管轄區ニ在ルトキハ財産ノ管理、其ノ賣却、其ノ他被後見人又ハ被保佐人ノ財産上ノ權利若ハ利益ニ關スル行爲ヲ該機關ニ委嘱スルコトヲ得

第九十八條 下記メ者ハ三日ノ期限内ニ未成年者ニ對スル後見ノ設定(本法第六十九條)及後見人ヲ任命スベキ必要ニ付之ヲ申告スルコトヲ要ス。(イ)家屋内ニ後見ヲ受クベキ未成年者アルトキハ家屋管理所、家ノ所有者及賃借人

(ロ)村ソヴェト(ハ)死亡登錄ニ當リ監護スル者無キ未成年ノ孤兒アルコト及登錄濟ノ棄兒又ハ孤兒アルコト知レタルトキハ民籍機關(ニ)財産ノ差押ニ當リ後見ヲ受クベキ未成年者アルコトヲ發見シタトキハ執達吏(ホ)未成年者ヲ監護スル者ニ對シ拘留處分又ハ自由剝奪ノ判決ヲ爲シタル爲未成年者ガ所要ノ監護ヲ受ケ得ザルコトトナリタルトキハ司法機關及民警(ヘ)後見又ハ保佐ヲ受クベキ者ト血族關係アリ又ハ世帯ヲ共同ニスルトキハ一般國民

備考 後見及保佐機關其ノ必要アリト認メタルトキハ未成年者ニ對シ自己ノ發意ニ依リ後見ヲ設定スルモノトス



第九十九條 被後見人ノ財産ノ賣却ハ後見及保佐機關ノ決定ニ基キ競賣ニ依リ又ハ之ヲ必要トスルトキハ鑑定人ノ定ムル自由價額ニ依リ之ヲ行フ。競賣ハ後見及保佐機關ノ事後承認ヲ要ス

備考 村ソヴェートハ村落地域ニ於ケル後見及保佐事件ニ付後見人又ハ保佐人ノ申請ニ依リ之ヲ必要トスル場合ニ於テハ十五留ヲ越エザル被後見人ノ財産ヲ賣却スル爲メ競賣ヲ指定スルコトヲ得。此ノ場合(區)執行委員會ヲシテ後見及保佐事務ノ一般の指導及必要ナル場合ニ於テ十五留ヲ越ユル被後見人又ハ被保佐人ノ財産ヲ賣却スル競賣ノ指定ニ當ラシム(原註)(千九百二十七年九月二十六日改正、法令集千九百二十七年第五號第七百五)

(原註)各村ソヴェートニ對スル限度五十留迄ノ引上ニ關シテハ千九百二十八年十月八日稿後見及保佐機關法第十一條及第二十三條參照(法令集千九百二十八年第二百二十九號第八百二十八)

第一百條 被後見人ノ扶養及其ノ財産ノ管理ニ必要ナル金錢ヲ除クノ外被後見人ノ金錢、有價證券及貴重品ハ官廳(勞働者貯金局、國立銀行支店等)ニ之ヲ預入レ後見人ノ手許ニ之ヲ保管スルコトヲ得ズ

第一百一條 後見人及保佐人ハ毎年二月一日迄ニ前年度ノ報告

者及官公署ニ之ヲ通知スルモノトス

第一百五條 本法第百條ニ定ムル委員會ハ二月以内ノ期間被診斷者ヲ特別ノ治療所ニ收容シ又ハ自宅監視ニ付スルコトヲ得委員會ハ其ノ必要アル場合患者ヲ診療シタル醫師及患者ノ指名スル者ニ對シ質疑スルモノトス

第一百六條 診斷ノ結果ニ關シテハ詳細ナル記録ヲ作成シ診斷ニ關シタル者全員之ニ署名スルモノトシ記録ニハ被診斷者ガ精神病者又ハ心神耗弱者ナリヤ否ヤ並ニ後見ヲ必要トスルヤ否ヤニ付記載スルモノトス

第一百七條 精神病者ノ治療認定又ハ後見解除ニ關スル申請ハ本法第九十八條ニ定ムル者及官公署ノ外治療ノ爲患者ヲ收容シタル治療所及患者本人モ亦之ヲ爲スコトヲ得

第一百八條 精神病者ノ治療認定又ハ後見ヲ解除スベキモノト認定ヲ爲ス爲メ診斷ハ本法第百三條乃至第百六條ニ定ムル手續ニ依リ之ヲ行フ

第一百九條 診斷費用ハ被診斷者ノ財産ノ勘定トシ、該財産ナキトキハ國庫ノ負擔トス  
備考 健康者ノ認定ヲ受ケタル者ノ診斷費用ハ診斷ヲ申請シタル者ノ負擔トス  
第一百十條 醫師委員會ノ爲シタル精神病者又ハ心神耗弱者ト認ムル旨ノ決定ニ對シ總テノ利害關係人及官公署ハ一月以

附錄 ロシア人に對する親族相続法規

書ヲ所轄後見保佐機關ニ提出スルモノトス。後見人又ハ保佐人其ノ報告書ニ被後見人又ハ被保佐人ノ財産ノ管理、收益及支出ノミナラズ被後見人又ハ被保佐人自身、本人ノ健康、未成年者タル被後見人ノ養育、修學及公益活動ニ役立タシムル爲メ育成等ニ付如何ニ心ヲ致シタルカヲ記載スルコトヲ要ス  
後見又ハ保佐終了シタルトキハ後見人又ハ保佐人ハ財産ノ管理ニ關シ全般の報告書ヲ提出スルモノトス  
第一百二條 報告書ハ内容ヲ審査シ其ノ正當ナルコトヲ認メタルトキハ之ヲ確認シ然ラザルトキハ後見人又ハ保佐人ヨリ釋明、證據書類等ノ提出ヲ求ムルモノトス

第四章 精神病者及心神耗弱者ノ診斷

第一百三條 地方、州、縣、管區及郡ノ後見及保佐機關ハ精神病者又ハ心神耗弱者ニ對スル後見設定ノ必要ニ付十分ナル材料ヲ有スル場合診斷ノ爲メ地方、州、縣、管區若ハ郡執行委員會保健課主任又ハ其ノ代理者ヲ委員長トシ二名以上ノ醫師、内一名ハ精神病醫ヨリ成ル特別委員會ヲ任命スルモノトス(原註)

(原註)現行行政區劃ニ於テハ區機關ニモ亦之ヲ適用ス  
第一百四條 委員會會議ノ日時及場所ハ診斷ノ申請ヲ爲シタル

内ニ所轄執行委員會幹部會ニ不服ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第四編 民 籍(原註)

第一章 總 則

第一百十一條 民籍ノ登録(出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組)ハ市及區ノ中心地ニ於テハ市及區民籍(ザグス)局、村落地域及勞働者街ニ於テハ村ソヴェート及街ソヴェート之ヲ行フ  
姓名ノ變更登録ハ下記ニ於テ之ヲ行フ  
市ニ於テハ市民籍局

勞働者街及村落地域ニ於テハ區民籍局(千九百三十六年九月二十日改正、法令集千九百三十六年第二十號第三百二十二)備考 ソヴェート社會主義共和國聯邦外ニ於ケル本條ニ定ムル登録事務ハソヴェート社會主義共和國聯邦全權代表部及領事ヲシテ之ニ當ラシム(千九百二十七年九月二十六日改正、法令集千九百二十七年第五號第七百五、千九百三十三年三月二十日改正、法令集千九百三十三年第九百九十四號第五十九)

(原註)ソヴェート社會主義共和國聯邦全域ノ民籍事務ハ千九百九十四年七月十日附ソヴェート社會主義共和國聯邦



中央執行委員會決定（法律集第三十六號第二百八十三）、千九百三十五年九月二十一日附ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會會議及全ソヴェート聯邦共產黨（過激派）決定（法律集第五十三號第四百三十二）及千九百三十六年七月二十七日附ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會會議決定（法律集第四十四號第三百六十九）ニ基キ現在ソヴェート社會主義共和國聯邦內務人民委員部民籍課（オアグス）之ヲ指導ス

市及區民籍局ハ多産母ノ千九百三十六年六月二十七日附ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會會議決定（法律集第三十四號第三百九）及千九百三十七年五月二十二日附ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會會議決定（法律集第三十五號第四百十五）ニ基ク國家扶助金ノ交付ニ關スル申請ノ受理及手續ヲ爲ス

第百十二條 出生、死亡、養子縁組ニ關スル登録、父性確認ニ關スル届出及既ニ爲サレタル登録ニ關スル最初ノ證明書ノ交付ハ無料ニテ之ヲ行ヒ諸稅ヲ免除ス

婚姻、離婚ノ登録及姓名ノ變更登録ニ付テハ全露中央執行委員會會議ノ特別決定ノ定ムル手数料ヲ徵ス（原註）（千九百二十九年十二月三十日改正、法令集千九百三十年第五號第五十四）

（原註）離婚ニ對スル手数料ノ額ハ千九百三十六年六月二十七日附ソヴェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會會議ノ決定ヲ以テ之ヲ定ム（法律集第四十四號第三百六十九）

第百十三條 民籍登録簿ハ二部之ヲ作成ス

第百十四條 當該登録簿記入ノ各登録事項ハ届出人ニ之ヲ讀聞カセ當該人文字ヲ解シ得ル場合ニハ之ニ署名セシム。文字ヲ解シ得ザル場合ニハ文字ヲ解スル二人ノ證人ヲシテ署名ヲ爲サシム。其ノ何レノ場合ニ於テモ記錄作成ノ公務員ハ之ニ署名スルコトヲ要ス

第百十五條 民籍簿ノ記載ヲ訂正ノ必要アリ爭ナキトキハ該訂正ハ上級民籍機關ノ許可ヲ得テ之ヲ爲ス

第百十六條 記載簿ノ登録ニ付テハ利害關係人ハ裁判手續ニ依リ之ヲ爭フコトヲ得

第百十七條 民籍簿ノ取扱ニ付テハ內務人民委員部司法人民委員部ト協議シ發布スル訓令ヲ以テ之ヲ定ム（原註）

（原註）現在民籍ノ登録事務ニ付テハソヴェート社會主義共和國聯邦內務人民委員部ノ訓令ヲ以テ之ヲ定ム

第百十七條ノイ 公務員ハ其ノ理由ナキ民籍ノ登録拒否、出生及死亡ノ所要ノ時期ニ登録ヲ行ハザリシコト、人口ノ自然的變動調査ノ爲所定ノ期限ニ爲スベキ資料ノ未提出又ハ

不正確ナル資料ノ提出ニ對シ刑法第百十一條ニ依リ刑法上ノ責ヲ負フ

出生及死亡ノ所要ノ時期ニ正確ニ登録（登録期限及手續ニ關スル人民ニ對スル告知、登録拒否事實ノ調査、民籍簿ノ正確ナル取扱其他）セシムルコトノ確保責任ハ市ニ於テハ區及市民籍局主任個人ニ村落地域ニ於テハ當該村及街書記個人ニ之ヲ負ハシム（千九百三十六年九月二十日改正、法令集千九百三十六年第二十號第三百二十二）

第二章

(イ) 出生登録

第百十八條 出生ノ届出ハ出生後一月以内、死産兒ノ場合（原註）ハ産後二十四時間以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス（千九百三十六年九月二十日改正、法令集千九百三十六年第二十號第三百二十二）

（原註）千九百三十七年ソヴェート社會主義共和國聯邦內務人民委員會訓令ニ依リ妊娠六月以上ノ死産兒ハ登録ヲ要ス。妊娠六月以内ニテ生レタル胎兒ハ生存能力ナキモノトシ登録ヲ要セズ

備考 届出義務者ノ正當ノ事由ナキ登録忌避及期間ノ不遵守ニ對シテハ區執行委員會、市、村及街ソヴェートノ決

定ニ依リ二十五留以上百留以下ノ罰金ヲ課ス（千九百三十六年九月二十日改正、法令集千九百三十六年第二十號第三百二十二）

第百十九條 出生届ハ口頭又ハ書面ヲ以テ父母又ハ其ノ一方ヨリ子ノ出生地又ハ父若ハ母ノ住所地ノ民籍機關ニ之ヲ爲スモノトス。父母ノ疾病、死亡其ノ他ノ事由ニ因リ登録ヲ爲スコト能ハザルトキハ血族、最近隣者又ハ子ノ出生當時母ノ居タル助産院當局者之ガ届出ヲ爲スコトヲ得

第百二十條 出生登録ニハ子出生ノ時、場所、性別、其ノ稱スル名、姓、並ニ父母ノ名、父稱、姓、住所、職業及年齢ヲ記載スルコトヲ要ス

第百二十一條 母ガ出生ノ届出ヲ爲ストキハ父ノ名及姓ヲ表示シ又ハ必要事項ノ届出ヲ爲シ得ザル旨若ハ爲スコトヲ欲セザル旨ヲ申告スルコトヲ要ス

第百二十二條 子ガ死産シタルトキハ（原註）出生簿ノ特別欄ニ所要ノ記載ヲ爲スモノトス（千九百三十六年九月二十日改正、法令集第二十號第三百二十二）

（原註）第百十八條ニ對スル原註參照

第百二十三條 菓子ハ之ヲ發見シタル者、子供ノ家（託兒所）當局者又ハ勞農民警機關ノ申告ニ依リ發見ノ日ヨリ起算シ三晝夜以内ニ之ヲ登録スルコトヲ要ス。此ノ場合民警、民



警ナキトキハ子ヲ發見シタル時、場所及其ノ情況ヲ記載シアル村ソヴエートノ作成シタル調書ヲ申告ニ添付スルコトヲ要ス(千九百三十六年九月二十日改正、法令集千九百三十六年第二十號第百三十二)

(ロ) 死亡登錄

第二百二十四條 死亡登錄簿ニハ死亡及公證又ハ裁判手續ニ依ル死亡認定ノ事實ヲ記入スルモノトス(千九百二十九年五月二十七日改正、法令集千九百二十九年第四十號第四百二十二)

第二百二十五條 死亡届ハ三晝夜以内、但シ強死、自殺、不幸事故ニ因ル死亡及屍體發見ノトキハ死亡又ハ屍體發見ノトキヨリ起算シ二十四時間以内ニ届出ヲ爲スコトヲ要ス。尙後ノ諸場合ニ於ケル登錄ニハ死亡原因ニ關スル醫師ノ證明書ヲ要ス(千九百三十六年九月二十日改正、法令集千九百三十六年第二十號第百三十二)

備考 届出義務者ノ正當ノ事由ナキ登錄忌避及期間ノ不遵守ニ對シテハ區執行委員會、市、村及街ソヴエートノ決定ニ依リ二十五日以上百留以下ノ罰金ヲ課ス(千九百三十六年九月二十日改正、法令集千九百三十六年第二十號第百三十二)

第二百二十六條 死亡届ハ死亡者ノ同居者書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス、但シ同居者ナキトキハ家屋管理所、隣人又ハ死亡ノ際死亡者ノ在リシ機關(病院、改葬勞働所等)ノ當局者若ハ屍體ヲ發見シタル民警之ヲ爲スコトヲ要ス

第二百二十七條 死亡届ニハ届出者ガ死亡者ニ付知レル死亡者ノ名、父稱、姓、出生ノ年、最後ノ住所、其ノ續柄、死亡ノ年月日、死因、死亡届出人ノ名、父稱、姓及住所等總テノ事項ヲ表示スルモノトス

第二百二十八條 死亡ノ事實ハ醫師ノ證明書ヲ以テ其ノ不可能ナル場合ニ於テハ二人ノ證人ニ依リ之ヲ證明スルコトヲ要ス

第二百二十九條 屍體發見届ニハ民警ノ作成シタル調書ヲ添付スルモノトス

第二百三十條 裁判所ガ死亡ノ事實ヲ認定シタル場合裁判所ノ死亡認定決定ハ死亡宣告ヲ受ケタル者ノ最後ノ知レタル住所ニ於テ裁判所ノ名稱及決定ヲ爲シタル時日ヲ表示シ之ヲ登錄スルモノトス

(ハ) 婚姻及離婚ノ登錄

第三百一十一條 婚姻ノ登錄ヲ爲サント欲スル者ハ届出人ノ一

方ノ住所ノ民籍機關ニ其ノ旨届出ヲ爲スモノトス

第三百十二條 婚姻ノ登錄ヲ爲ス者ハ届出ニ當リ身元證明書及本法第一編第二章ニ定ムル障害ナキ旨並ニ當事者ハ其ノ健康狀態特ニ性病、精神病及結核病ニ關シ相互ニ之ヲ知ル旨ノ誓約書ヲ提出シ尙各當事者ハ何回目ノ登錄婚又ハ無登錄婚姻ヲ爲スヤ子ヲ幾人有スルヤニ付申告スルコトヲ要ス

第三百十三條 婚姻ノ登錄ヲ爲ス責任アル公務員ハ婚姻ノ當事者ニ對シ本法第四條、第五條及第六條ヲ讀開カセ且實ノ陳述ニ對スル刑事責任ノ警告ヲ爲スコトヲ要ス。然ル後其ノ記載ヲ當事者ニ讀開カセ之ニ署名セシメ公務員之ニ契印スルモノトス

第三百十四條 婚姻ノ登錄ハ婚姻當事者ノ希望ニ依リ證人立會ノ下ニ於テモ亦之ヲ爲スコトヲ得

第三百十五條 婚姻ニ關スル登錄ニ署名スル以前登錄ニ付法律上ノ障害アル旨申立ツル者アルトキハ公務員ハ登錄ヲ中止シ申立人ニ對シ民籍機關主任ノ定ムル期間内ニ適當ナル書證ヲ提出ヲ求ムルコトヲ要ス

第三百十六條 ソヴエート社會主義共和國聯邦内ニ於テ締結シタル外國人トソヴエート國民トノ婚姻及外國人相互ノ婚姻ハ普通規定ニ基キ之ヲ登錄ス

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

備考 外國人相互ノ婚姻ハ相互主義ニ基キ本法第一編第一章ニ定ムル要件ヲ守リソヴエート社會主義共和國聯邦領域内ニ在ル當該外國領事館又ハ大公使館ニ於テ之ヲ登錄スルコトヲ得

第三百十七條 ソヴエート社會主義共和國聯邦外ニ於テ當該外國ノ法律ニ從ヒ締結シタル外國人ノ婚姻ハソヴエート社會主義共和國聯邦領域内ニ於テハ本法第一編第一章ノ意義ニ於ケル所要ノ形式ヲ履ミタルモノト認ム

第三百十八條 婚姻解消ノ登錄ハ夫婦ノ届出(離婚)ニ依リ第三百十條ニ定ムル場合ヲ除クノ外夫婦雙方立會ノ下ニ於テ民籍課之ヲ行フ(千九百三十七年五月十日改正、法令集千九百三十七年第六號第四十)

第三百十九條 婚姻解消ノ届出ハ口頭又ハ書面ヲ以テ解消スベキ婚姻ノ登錄ヲ證スル書類ヲ附シ離婚當事者ノ一方ノ住所ノ民籍機關ニ之ヲ爲ス

届出人ガ前記書類ヲ有セザルトキハ其ノ旨並ニ婚姻登錄ノ時及場所ヲ附記シタル誓約書ヲ提出シ申告ノ諸事項ガ正當ナルコトニ對シ責ヲ負フ

第三百十條 夫婦ノ一方ノミ婚姻解消ノ届出ヲ爲シタルトキハ配偶者ニ對シ離婚登錄ノ爲民籍機關ニ呼出ノ通知ヲ爲ス、但シ呼出ヲ爲シタルニモ拘ラズ配偶者ガ指定ノ時日ニ



民籍機關ニ出頭セザル場合ニ於テ離婚ニ關スル通知ヲ受ケタル旨該配偶者ヨリ確認アリタルトキハ其ノ立會ナクシテ離婚ノ登録ヲ爲ス

配偶者ノ住所不明ノトキハ通知ハ知レタル其ノ最後ノ住所ニ對シ之ヲ爲ス

配偶者ノ住所ヲ六月以内確知スルコト得ザルトキハ離婚ハ其ノ場合ノ如何ヲ問ハズ之ヲ登録スルモノトス

第四百四條ノ一 民籍機關ハ離婚當事者ヨリ居住證明書、村落地域ニ於テ居住證明書ヲ有セザル者ヨリハ出生證明書ヲ提出セシメ離婚成立ノ登録ヲ爲スモノトス(千九百三十七年五月十日改正、法令集千九百三十七年第六號第四十)

第四百四條ノ二 夫婦ノ一人立會ヒタルノミニテ離婚登録ヲ爲シタルトキハ(第四百四條)其ノ旨配偶者ニ通知シ離婚登録ニ關シ居住證明書ニ爲ス記入ハ配偶者ノ住所ノ民籍機關ニ於テ該離婚通知送達ノ際之ヲ行フ

離婚ニ關スル記入ノ爲當該配偶者民籍機關ニ出頭セザルトキハ其ノ記入ハ民籍機關ノ通知ニ依リ勞農民居住證明課之ヲ爲ス(千九百三十七年五月十日改正、法令集千九百三十七年第六號第四十)

第四百四十一條 當該國ノ法律ニ依リ爲シタル離婚ヲ證明スル爲外國人が交付ヲ受ケタル書類ハ婚姻解消登録簿ノ正本ニ

準ズ

(ニ) 其ノ他ノ記載

第四百二十二條 養子縁組、改姓、父性又ハ母性ノ確認若ハ出生登録ノ訂正及補充ニ關スル所轄機關ノ決定ハ當該登録ニ之ヲ記入スル爲二週間ノ期限内ニ民籍機關ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第四百十三條 廢止(千九百三十三年七月二十日、法令集千九百三十三年第四十二號第五百五十九)

五 ロシア社會主義聯邦共和國 相續法

(ソヴェエト社會主義共和國聯邦司法人民委員部出版局千九百三十八年版民法ヨリ翻譯)

第四百十六條 法定及遺言相續ハ下記條項ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得(千九百二十六年二月十五日改正、法令集千九百二十六年第十號第七十三)

第四百十七條 廢止(千九百二十六年二月十五日、法令集千九百二十六年第十號第七十三)

第四百十八條 第四百十六條ニ定ムル二個ノ原因ニ依リ相續人ト爲リ得ベキ者ノ範圍ハ死亡者ノ直系卑屬(子、孫及曾孫)養子(及其ノ卑屬)、殘存配偶者及死亡者ヨリ其ノ死亡前一年以上事實上完全ナル扶養ヲ受ケタル者ニシテ勞働不能ノ無資産者ニ之ヲ限定ス

被相續人ハ亦下記ノ者ニ遺贈ヲ爲スコトヲ得

(一) 國家又ハ國家ノ各機關、國家施設及企業體

(二) 黨及勞働團體

(三) 所定ノ手續ニ從ヒ登録シタル社會團體及協同組合ニシテ當該種協同組合ノ聯邦組織ニ加入シ居ルトキ(千九百二十八年四月六日改正、法令集第四十七號第三百五十五)

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

備考 自然人ハ被相續人ノ死亡前生存シ居タル者及其ノ生前受胎シ其ノ死後生レタル者ニ限リ相續人トナルコトヲ得(千九百二十八年四月六日改正、法令集千九百二十八年第四十七號第三百五十五)

第四百十九條 法定相續ハ遺言ニ依リ變更ナキ場合及遺言ニ依リ變更ナキ範圍内ニ於テ凡ニル場合開始スルモノトス(千九百二十六年二月十五日改正、法令集千九百二十六年第十號第七十三)

第四百二十條 法定相續ノ場合ニ於ケル相續財產ハ第四百十八條ニ定ムル全員ニ對シ平等ノ割合ヲ以テ之ヲ分配ス

第四百二十一條 第四百十八條ニ定ムル者ノ中死亡者ト同居シタル者ハ第四百二十條ニ依リ死亡者ノ財產ヨリ受クベキ相續分ノ外奢侈品ヲ除キ普通家具及日用品ヲ受ク(千九百二十六年二月十五日改正、法令集千九百二十六年第十號第七十三)

第四百二十二條 遺言トハ遺言者ガ第四百十八條ニ定ムル者ノ一人又ハ一定ノ數人ニ財產ヲ與フル旨及第四百二十條ノ



規定ト異タル方法ヲ以テ數人又ハ全員ニ財産ヲ分配スベキ旨ノ書面ヲ以テ爲シタル死後處分ヲ謂フ  
備考一 遺言者ハ其ノ旨遺言書ニ述ベ第四百十八條第一項ニ定ムル者ノ一人又ハ數人若ハ全員ノ相續權ヲ剝奪スルコトヲ得。此ノ場合相續財產ノ全部又ハ一部ハ被相續人ガ第四百十八條第二項ニ定ムル團體ノ一ニ之ヲ遺贈セザル範圍ニ於テ第四百三十三條ノ規定ニ基キ國家ニ移轉ス(千九百三十年二月十日改正、法令集千九百三十年第八號第九十三)

備考二 遺言者ハ法定相續人(第四百十八條)中遺言者ノ死亡前十八歳ニ滿タザル者ノ法定相續權ヲ剝奪スルコトヲ得ズ。同様ニ法定相續ノ場合第四百二十條ニ依リ受クベキ相續分ノ四分ノ三以下ヲ本備考ニ定ムル者ニ與フベキ遺言ヲ爲スコトヲ得ズ(千九百二十八年五月二十八日改正、法令集第六十五號第四百六十八)

第四百二十三條 遺言者ハ遺言ニ依リ相續財產ヲ受クル者ニシテ第四百十八條第一項ニ掲グル者ニ對シ爾餘ノ法定相續人ノ一人又ハ數人若ハ全員ニ對シ履行スベキ義務ヲ課スコトヲ得。爾餘ノ法定相續人ハ該行爲ニ基キ前記ノ者ニ對シ當該義務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得。同様ニ遺言者ハ此等ノ者ヲシテ公益上ノ目的實現ノ爲何等カノ行爲ヲ爲サシム

コトヲ得(千九百三十年七月二十日改正、法令集第三十五號第四百四十一)  
第四百二十七條 遺言ノ執行ハ遺言者ガ遺言書ニ於テ特別ノ者ニ遺言執行者ニ其ノ意思ノ執行ヲ委任セザル限り遺言書ニ指定シタル相續人之ヲ行フ。遺言ノ執行ヲ委任シタルトキハ遺言書中又ハ遺言書ニ添付セル別ノ屆書ニ執行者ノ同意ヲ表示スルコトヲ要ス  
第四百二十八條 相續財產ノ評價、分配又ハ計算手續ニ關スル個人間又ハ個人ト國家機關トノ間ニ於ケル意見ノ不一致及爭ハ裁判所之ヲ解決ス  
第四百二十九條 相續開始ノ現地ニ在ル相續人ガ相續開始ノ日ヨリ三月以内ニ所轄公證機關ニ相續ヲ地棄スル旨申出デザルトキハ相續ヲ受諾シタルモノト看做ス  
相續ノ地棄アリタル相續分ハ國家機關又ハ本法第四百三十三條ニ定ムル團體ニ移轉ス。現地ニ在ル相續人ハ他ノ相續人ノ出頭ヲ待ツコトナク相續財產ノ管理ヲ始ムルコトヲ得。他ノ相續人ハ所要ノ時期ニ出頭シ相續財產ニ對スル自己ノ相續分ヲ請求スルコトヲ得(千九百三十年七月二十日改正、法令集第三十五號第四百四十一)

第四百三十條 相續財產ノ所在地ニ在ラザル相續人ハ相續開始ノ日ヨリ六箇月以内ニ自ら又ハ代理人ヲ以テ相續財產ヲ

ルコトヲ得  
遺言者ハ第四百十八條第二項ニ依リ遺贈ヲ爲スニ當リ遺言財產ノ使用ニ付具體的目的ヲ指示スルコトヲ得(千九百二十八年四月六日改正、法令集第四百七號第三百五十五)  
第四百二十四條 遺言者ハ遺言ヲ以テ指定シタル相續人ガ相續開始前死亡シ又ハ相續ヲ受諾セザル場合法定相續人(第四百十八條)中ノ他ノ者ヲシテ相續セシムル旨ノ遺言ヲ爲スコトヲ得  
第四百二十五條 遺言書ハ遺言者之ニ署名シ公證ノ爲之ヲ公證機關ニ提出スルコトヲ要ス  
遺言者ガ文字ヲ解セザルトキハ第三者ノ代署名者一ガ代ツテ遺言書ニ署名スルモノトス(千九百二十六年十月四日改正、法令集第七十七號第五百七十九)

備考 下級協同組合組合員ハ該組合ニ拂込ミタル出資金ニ付組合員手帖ニ相續人ノ指定ニ關シ所要ノ記入ヲ爲シ公證ヲ爲スコトナクシテ本法ニ依リ遺贈ヲ受ケ得ベキ者ニシテ遺贈スルコトヲ得(千九百二十八年五月十四日改正、法令集第五十三號第四百三)

第四百二十六條 後ノ遺言ニ於テ觸レザル部分ナキトキハ前ノ遺言ハ撤回シタルモノトス。遺言者ハ亦新ニ遺言書ヲ作成スルコトナクシテ公證機關ニ申出デ前ノ遺言ヲ撤回スル

承繼スルコトヲ得(千九百三十年七月二十日改正、法令集第三十五號第四百四十一)  
備考 相續開始當時ニ於ケル未出生相續人ノ相續分ハ其ノ出生後三月以内ニ其ノ法定代理人之ヲ請求スルコトヲ得  
第四百三十一條 公告其ノ他ノ方法ニ依リ相續人ノ呼出ハ之ヲ行ハズ、但シ相續開始地ノ公證機關ハ國家又ハ相續人ノ利益ノ爲必要ナリト認ムルトキハ相續財產ノ保存行爲ヲ爲スモノトス。保存行爲ハ被相續人ノ死亡通知ヲ受ケタル後遲滞ナク之ヲ行フモノトス。相續財產ノ保存行爲ハ相續人ノ出頭スル迄之ヲ繼續ス、但シ其ノ期間ハ六月以内トス(千九百三十年二月十日改正、法令集第八號第九十三)  
備考一 廢止(千九百三十年二月十日、法令集千九百三十年第八號第九十三)  
備考二 廢止(千九百三十年二月十日、法令集千九百三十年第八號第九十三)

第四百三十二條 管理ヲ必要トセル財產(企業、建物等)ノ相續人ガ現地ニ在ラザル場合公證機關ハ類似ノ企業又ハ財産ヲ管理スル國家機關ノ意見ニ基キ前記財產ニ對スル責任アル保佐人ヲ任命スルモノトス(千九百三十年二月十日改正、法令集第八號第九十三)  
第四百三十三條 相續開始ノ日ヨリ六月以内ニ相續人出頭セ



ザルトキ及相續人相續ヲ地籍シタルトキハ(第四百二十四條ニ定ムル場合ヲ除キ)相續財產ハ之ヲ相續人賦缺財產ト認メ財產ノ性質ニ應ジ適當ナル國家機關又ハ第四百十八條第二項ニ定ムル團體ニ之ヲ移管スルモノトス(千九百三十年七月二十日改正、法令集第三十五號第四百四十一) 備考 第四百十八條第二項ニ定ムル團體ニ移管スルコトアルベキ財產ノ目錄ハロシア・ソヴェエト社會主義共和國司法人民委員部が財務人民委員部ト共同シ關係官廳ト協議ノ上之ヲ定ム(千九百二十八年四月六日改正、法令集第四十七號第三百五十五)

第四百三十四條 相續財產ヲ承繼シタル相續人及被相續人賦缺財產ノ移管ヲ受ケタル國家機關又ハ團體ハ相續財產ノ負擔スル債務ニ付相續財產ノ實際價格ノ範圍内ニ於テノ其ノ責ニ任ズ(千九百二十八年四月六日改正、法令集第四十七號第三百五十五)

備考 被相續人ノ債權者ハ相續開始ノ日ヨリ六月以内其ノ債權ヲ申出ズルニ非ザレバ請求權ヲ失フ(千九百三十年七月二十日改正、法令集第三十五號第四百四十一)

第四百三十五條 法定又ハ遺言相續人トシテ呼出ヲ受ケタル者ハ其ノ地ニ於ケル公證役場ニ對シ其ノ相續權ヲ確認スル證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得(千九百二十八年一月十

六日改正、法令集第十號第九十一)

第四百三十六條 勞働者國家貯金局ニ現金又ハ有價證券ヲ預ケ入ルル者及ソヴェエト社會主義共和國聯邦國立銀行又ハソヴェエト社會主義共和國聯邦外國貿易銀行ニ一時預ケ又ハ普通當座預金ヲ爲ス者ハ其ノ死亡ノ場合之ヲ引渡スベキ者又ハ法人ヲ指定スルコトヲ得。銀行又ハ貯金局ニ對スル該指定ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス。預入人ノ相續人タルト否トニ拘ラズ各個人及法人ハ預金ノ引渡ヲ受クベキ者トシテ指定セラルルコトヲ得

本規定ハ前記及其ノ他ノソヴェエト社會主義共和國聯邦金融機關ニ保護預ケノ國債券、政府保證債券及モスコ州縣執行委員會發行富籤附内債ノ處分ニ付亦之ヲ適用ス

前記預ケ入レ金品ハ相續財產トナラズ且前記條項ニ定ムル本章ノ規定ハ前記預ケ入レノ金品ニ之ヲ適用セズ。前記預ケ入レ金品ヲ受ケル者ガ預入人ノ相續人ナル場合其ノ相續分ノ決定ニ當リ該預ケ入レ金品ハ之ヲ計算ニ入レズ

預入人ガ死亡ノ場合ニ付前記指定ヲ爲サザリシトキハ預ケ入レ金品ハ普通ノ根據ニ依リ本章ノ規定ニ基ク相續人ニ移轉ス(千九百三十五年四月一日改正、法令集第十一號第一百十一)

## 六 東省特別區域地方法院監護處辦事暫行規則

(民國二十一年一月三十一日) 核准

### 第一章 總 則

第一條 東省特別區域地方法院ニ監護處ヲ設ケ本區域内ノ外國人ノ監護ニ關スル事項(監護又ハ保佐ノ設定或其ノ取消、監護人又ハ保佐人ノ任免及監護人、保佐人又ハ財產管理人監督ニ關スル各事務)ヲ辦理ス

第二條 監護處ニ專任推事書記官及繙譯官ヲ置ク

第三條 監護處ノ事務ハ專任推事申請ニ依リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ辦理ス

第四條 監護ニ關スル事項ハ親族會議ニ參與シタル者之ヲ定ム、專任推事ハ其ノ親族會議ヲ召集シ得ルヤ否ヤヲ調査シ召集可能ナル場合ハ法ニ依リ辦理スヘキ旨告知スルコトヲ要ス

第五條 監護人又ハ保佐人、受監護人若ハ受保佐人及利害關係人カ監護推事ノ監護ノ職務ニ關シテ爲シタル方法及其ノ遵守スヘキ手續ニ不當又ハ遲滯アリトシ抗議ヲ提起シタルトキハ地方法院長之ヲ裁斷スヘシ

前項ノ裁斷ニ不服アルトキハ送達ノ日ヨリ十日内ニ直近上級法院ノ院長ニ抗議ヲ申立ツコトヲ得上級法院ノ院長ノ處分ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス



第六條 前條ニ掲クル各人カ監護推事ノ爲シタル決定ニ因リ其ノ身分上又ハ財産上若ハ其ノ他ノ權利ヲ侵害セラレタルトキハ之カ決定送達ノ日ヨリ直近上級法院ニ抗告ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第七條 第六條ノ規定ニ依リ抗告ヲ爲シタルトキハ監護推事ハ相手方ニ對シ一週間内ニ答辯書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第八條 監護處書記官ハ抗告人カ第六條ニ依リテ抗告ヲ爲シタルトキハ抗告法院ニ其ノ抗告狀、答辯書及記録ヲ送付スヘシ其ノ期間ハ一ヶ月ヲ逾ユルコトヲ得ス

第九條 監護推事ハ抗告事件ニ理由書ヲ附スヘシ

第十條 監護又ハ保佐ノ實施ニ因リ或ハ監護又ハ保佐ト關係ヲ有スル事件ニ因リ生シタル一切ノ費用ハ申請人又ハ遺産ノ負擔トス

第十一條 申請人カ申請又ハ其ノ他ノ費用ノ支出ニ因リ自己又ハ其ノ家族カ生活ニ窮スルニ至ルカ又ハ監護人保佐人若ハ財産管理人ヲ設ケタル財産カ一千圓ニ滿タサルトキハ民事訴訟ノ救助規定ニ依リ各費用ノ納付ニ付免除ノ申請ヲナスコトヲ得

第十二條 外國官署カ任命シタル監護人、保佐人又ハ管理人ハ滿洲國法院ノ確認ヲ經サルトキハ其ノ效力無シ

第十三條 民事訴訟ノ代理人、書狀送達、期日、期間、訴訟行爲ノ遲滯、裁判及抗告ノ各事項ニ關スル規定ハ本規則ニ之ヲ準用ス

## 第二章 監護手續

### 第一節 監護ノ設立

第十四條 民法又ハ受監護人ノ本國法ニ依リ監護設定ノ原因ヲ具備スルトキハ監護推事ハ職權ヲ以テ又ハ利害關係人若ハ第三者ノ申請ニ依リ又ハ承辦保護事件(事件ヲ引受ケテ取扱ヒ保護スル)推事ノ移送ニ依リテ事實及證據ニ關スル調査ヲ爲スコトヲ得

第十五條 監護推事ハ事實及證據ニ付疑問ヲ有スルトキハ證人又ハ第三者ヲ召喚訊問シ或ハ直ニ書面ヲ以テ之カ疏明ヲ命スルコトヲ得

第十六條 精神病患者ニ付テハ禁治産ノ宣告ヲ受ケタル後ニ非サレハ監護人ノ設定ヲ請求スルコトヲ得ス

第十七條 承辦保護事件推事カ保護手續ノ終結シタル後相續人ノ出頭ナキ爲監護處ニ其ノ監護事件ヲ移送シタル場合ニ於テ其ノ遺産カ保存シ易カラサル物品或ハ貴重ナラサル家具、衣服等ノ物品ナルトキハ原承辦人ニ於テ該遺産ヲ處分スルコトヲ得

第十八條 監護推事ハ事實及證據ノ調査完了シタルトキハ直ニ監護ノ設立又ハ不設立ノ決定ヲ爲スヘシ

第十九條 申請人ハ監護不設立ノ決定ニ對シテ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二十條 利害關係人ハ監護設立ノ決定ニ對シテ監護期間内ニ抗告ヲ爲スコトヲ得



第二十一條 監護處未成年者ノ監護ヲ設立シタルトキハ先ツ遺言ヲ以テ指定シタル者ヲ監護人ト認ムルコトヲ得  
遺言ヲ以テ指定シタル者ナキ場合ハ未成年者ノ爲生存スル父又ハ母若ハ親族及親族ニ非サル者ノ内ヨリ之ヲ選  
任シ受監護人ノ本國法ニ特別ノ規定アル場合ハ其ノ規定ニ依ルヘシ

第二十二條 未成年者ニ財産又ハ相續財産ナク而モ其ノ父若ハ母カ生存スル場合ハ其ノ身體ニ對シ監護ヲ設立ス  
ルコトヲ得ス

第二十三條 監護處カ監護人ヲ選任シタルトキハ監護人ノ品行道德及受監護人トノ感情及其ノ住所ノ遠近ニ注意  
スヘシ

第二十四條 左ニ掲クル事項ノ一アルトキハ監護人ニ任スルコトヲ得ス

- 一 未成年者、精神病者又ハ現ニ受監護人又ハ受保佐人ナル者
- 二 性質粗暴又ハ品行方正ナラサルコトノ顯著ナルカ又ハ曾テ公權褫奪ノ審判ヲ受ケタル者
- 三 本人ノ利益ト受監護人ノ利益ト相反スル者
- 四 受監護人又ハ受監護人ノ父母ト常ニ嫌怨アル者
- 五 自己又ハ父母ノ財産ヲ浪費シタル者
- 六 破産者

第二十五條 監護人選任ノ資格ニ付監護處ハ警察署及其ノ他ノ機關ヲシテ之ヲ調査セシムルコトヲ得但相當ノ證

明文書ヲ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 第十七條ノ規定ニ依リ監護ヲ設立スヘキ場合ニ於テ遺產僅少ニシテ且委任スヘキ人ナキトキハ監護  
處ハ法院ノ職員ヲ監護人ニ任命スルコトヲ得

第二十七條 監護人ニ任命セラレタル者正當ノ理由ニ因リ監護人ノ職務ニ就任スルコト不能ナルトキハ任命ノ決  
定送達ノ日ヨリ十日内ニ監護處ニ對シ辭職ヲ申請スヘシ

前項ノ期間内ニ申請セサルトキハ監護人ノ職務ニ就任シタルモノト看做ス

第二節 監護人ノ權利及責任

第二十八條 遺產監護人ハ法定ノ手續及其ノ他適當ナル方法ニ依リテ相續人ヲ召集シ又ハ相續人ノ相續權ヲ確定  
シタルトキハ召集若ハ確定ノ都度監護處ニ其ノ届出ヲ爲スヘシ

第二十九條 監護人ハ自己若ハ受監護人ノ住所又ハ居所ノ變更或ハ受監護人ニ爲スヘキ教育及受監護人ノ生活狀  
況ノ變更ニ付其ノ變更ノ都度監護處ニ届出ツヘシ

第三十條 監護人ハ監護任命ノ決定ヲ受ケタル後第二十七條ニ規定シタル場合ヲ除クノ外速ニ受監護ノ財産ヲ接  
收シ且二人以上ノ證人又ハ警察官ノ立會ノ上財産目録ヲ作製スヘシ

前項ノ財産目録ハ監護任命ノ決定送達ノ日ヨリ三個月内ニ監護處ニ届出ツヘシ  
監護人カ正當ノ理由ニ因リ前項ノ期間内ニ目録ヲ届出ツルコト能ハサル場合ハ監護處ニ申請シ期間ノ延長ヲ受



クルコトヲ得

第三十一條 監護人ノ受監護財産カ一千圓以上ナル場合ハ出納簿ヲ作製スヘシ

第三十二條 監護人カ受監護人ノ扶養又ハ受監護財産ノ利益ヲ謀ル爲メ監護金ヲ領收スルコトヲ要スル場合ハ監護處ノ許可ヲ受クヘシ

監護處前項ノ申請ヲ正當ナリト認メタルトキハ金錢領收證明書ヲ發行スヘシ

第三十三條 前條ノ申請ノ却下ハ決定ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ却下決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 遺産カ千圓ニ滿タサル金錢ニシテ監護人カ受監護人ノ生活ヲ維持スル爲メ必要ナルトキハ相續權ノ確認ヲ待タスシテ監護處ニ對シ領收ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ金錢領收ノ申請ニ付監護處ハ受監護人ノ情況ヲ斟酌シ全部又ハ一部ノ領收許可ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 監護人カ一千元以上ノ金ヲ領收シタルトキハ監護處ハ領收後ノ處置方法ヲ指示シ且監護人ニ對シ處置後ノ證據ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第三十六條 監護人ハ正當ノ理由ニ依ル場合ト雖モ變賣、抵當、貸出又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ監護財産ヲ變更スルトキハ必ス監護處ニ申請シ許可ヲ受ケタル後處理スヘシ但遺物カ腐敗、壞滅シ易キ爲メ直ニ變賣ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條 監護人ハ監護ニ關スル一切ノ費用ニ付節約ヲ旨トスヘシ

第三十八條 監護人ハ毎年一月三十日以前ニ監護上ノ一切ノ費用ニ付其ノ決算書ヲ各種證明書類ト共ニ監護處ニ提出シ且受監護人ノ生活狀況ノ報告書ヲ提出スヘシ

前項ノ決算書ハ監護處ヨリ毎年十二月十五日以前ニ本部ノ定メタル監護用紙ヲ交付シ監護人ヲシテ一定ノ方式ニ依リ二部作成セシメ一部ハ附卷トシ一部ハ檢閱後捺印シ返還スヘシ

第三十九條 監護人カ監護ノ職務ヲ免除セラレ又ハ監護原因ノ消滅シタルニ因リ監護ヲ取消サレタルトキハ免職決定送達ノ日ヨリ一ヶ月内ニ監護處ニ對シ總決算書ヲ提出スヘシ

第四十條 監護人外國人ナルトキハ其ノ届出ツヘキ財産目錄及監護決算書ハ滿文及其ノ本國文ヲ用ヒ各一部ヲ作成スヘシ

第四十一條 監護處カ監護決算書ヲ審査シ適法ナリト認メタルトキハ決定ヲ以テ之ヲ認可スルコトヲ得但其ノ認可決定ハ利害關係人ノ監護人ニ對スル訴訟ノ提起ヲ妨クルコトナシ、決算書中ニハ認可ノ印章ヲ捺捺スヘシ監護推事ノ署名捺印ヲ經タル場合ハ認可ノ決定ニ代フルコトヲ得

第四十二條 監護決算書ノ内容ニ瑕疵アリタルトキハ監護處ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得但内容ノ不備又ハ不明瞭カ補正シ得ル場合ハ監護人ハ補正若ハ説明カ命スルコトヲ得

第四十三條 決算書却下ノ決定ハ監護人ノ訴訟ニ於ケル抗辯權ヲ留保ス



第四十四條 當事者ハ第四十一條及第四十二條ノ決定ニ對シテ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第四十五條 一ノ監護職務ニ付テハ數人ノ監護人ヲ任命スルコトヲ得ス

第四十六條 監護人カ監護事務處理ノ爲メ立替ヘタル一切ノ費用カ正當ナルモノナルトキハ監護處ニ對シ監護財産中ヨリ之カ賠償ヲ申請スルコトヲ得監護財産ニ餘剩ナキ場合ハ監護人ハ賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 財産監護人カ監護事務處理ノ爲メ費シタル勞力ニ對シ報酬ヲ受ケントスル場合ハ監護處ハ其ノ申請ニ依リ毎年末左ノ方法ニ照シ之ヲ處理スルコトヲ得

一 一千圓未満ノ財産ヲ監護シタルトキハ報酬ヲ給セス

二 一千圓以上ノ財産ヲ監護シテ純益ナク且滿一箇年其ノ財産仍ホ一千圓以上アルカ又ハ一千圓以上ノ財産ヲ監護シ純益アリ其ノ純益二千圓ヲ超過セサル場合ハ四十圓以上四百圓以下ノ報酬金ヲ斟酌シテ給付ス

三 一千圓以上ノ財産ヲ監護シ純益アリ其ノ純益額二千圓以上ナル場合ハ純益金ノ百分ノ十乃至百分ノ二十ノ報酬金ヲ斟酌シテ給付ス

四 監護職務一年未滿ナルトキハ其ノ職務擔當ノ日數ニ應シ前二項ノ比例ヲ以テ報酬ヲ給付ス

第四十八條 受監護人若ハ第三者ハ監護人カ受監護人ノ身體保護上又ハ財産ノ監護管理ノ爲メニ爲シタル一切ノ行爲ニ對シ其ノ都度監護處ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ理由ノ正當ナルトキハ監護處ハ適當ノ處分ヲ爲スヘク其ノ理由ナキトキハ決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第三節 監護ノ取消

第四十九條 民法又ハ受監護人ノ本國法ニ依リテ其ノ監護原因消滅シタルトキハ監護處ハ申請ニ依リ又ハ職權ヲ以テ監護取消ノ決定ヲ爲スヘシ

第五十條 監護人カ本規則第二節ニ規定シタル監護職務ニ違背シ又ハ監護處ノ命令ニ遵ハサルトキハ監護處ハ決定ヲ以テ一百圓以下ノ罰金ヲ科シ且職權ヲ以テ又ハ申請ニ依リ其ノ監護職務ヲ取消スコトヲ得

監護處カ第四十八條ノ規定ニ依リ異議ヲ審査シ正當ナリト認メタル場合亦同シ

第五十一條 監護處カ前條ノ規定ニ依リ監護ヲ取消シタル場合ニハ同時ニ新監護人ヲ選任スヘシ

第五十二條 監護人已ムヲ得サル事由ニ因リ監護職務ヲ處理スルコト能ハサルトキハ監護處ニ對シ辭職ヲ申請スルコトヲ得監護處カ監護人ノ申請ヲ正當ナリト認メタルトキハ其ノ職務ヲ免シ且新監護人ヲ選任スルコトヲ得

第五十三條 監護人ハ監護ノ原因消滅シタルトキ又ハ監護職務ヲ免セラレタルトキハ其ノ取扱ヒタル事件ノ交代明瞭トナリタル後ニ於テ監護任命ノ決定ヲ返還スヘシ

第五十四條 監護人ハ監護職務ヲ免セラレタルトキハ新監護人カ監護ヲ引續ク迄ハ權ニ職務ヲ離ルルコトヲ得ス



前項ノ規定ニ違背シタルトキハ監護處カ決定ヲ以テ一百圓以下ノ罰金ヲ科スコトヲ得

第五十五條 遺產カ民法又ハ被相続人ノ本國法ニ依リ國庫ニ歸屬スヘキトキハ監護處ノ推事決定ヲ以テ之ヲ爲ス

### 第三章 保佐手續

第五十六條 受保佐人ノ本國法ニ依リ保佐設立ノ原因ヲ有スルトキハ監護推事ハ保佐人ヲ設クヘキ本人若ハ第三者ノ申請ニ依リ保佐ノ設立ヲ爲スヘシ

第三者ノ申請ニ依ルトキハ保佐人ヲ設クヘキ本人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五十七條 受保佐人ノ本國法ニ依リ保佐設定ノ原因消滅シタルトキ又ハ保佐人職務上ノ義務ニ違背シタルトキハ監護處ハ申請ニ依リ又ハ職權ヲ以テ保佐取消ノ決定ヲナスヘシ

第五十八條 本規則第十五條、第十八條乃至第二十條、第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ保佐ニ之ヲ準用ス

### 第四章 監督管理人ニ關スル事項

第五十九條 失踪者ノ財産管理人ノ任免ハ失踪ヲ受理シタル法院ノ民事庭ニ於テ之ヲ行フ

第六十條 財産管理人ノ權利及責任ハ之ヲ選任シタル法院ノ決定ニ依リ之ヲ定ム但財産目錄及決算書ノ届出ニ關シテハ本規則第二章第二節中ノ適當ナル規定ヲ準用ス

遺產管理人ノ選任ニ付テハ本規則第四條ノ規定ヲ適用ス

第六十一條 監護處ハ財産管理人カ職務ニ違背シ又ハ其ノ任ニ堪ヘサル情況アル場合ハ之ヲ選任シタル原法院ニ通知シ其ノ管理人ノ職務ヲ免シ且別ニ財産管理人ヲ選任スルコトヲ得

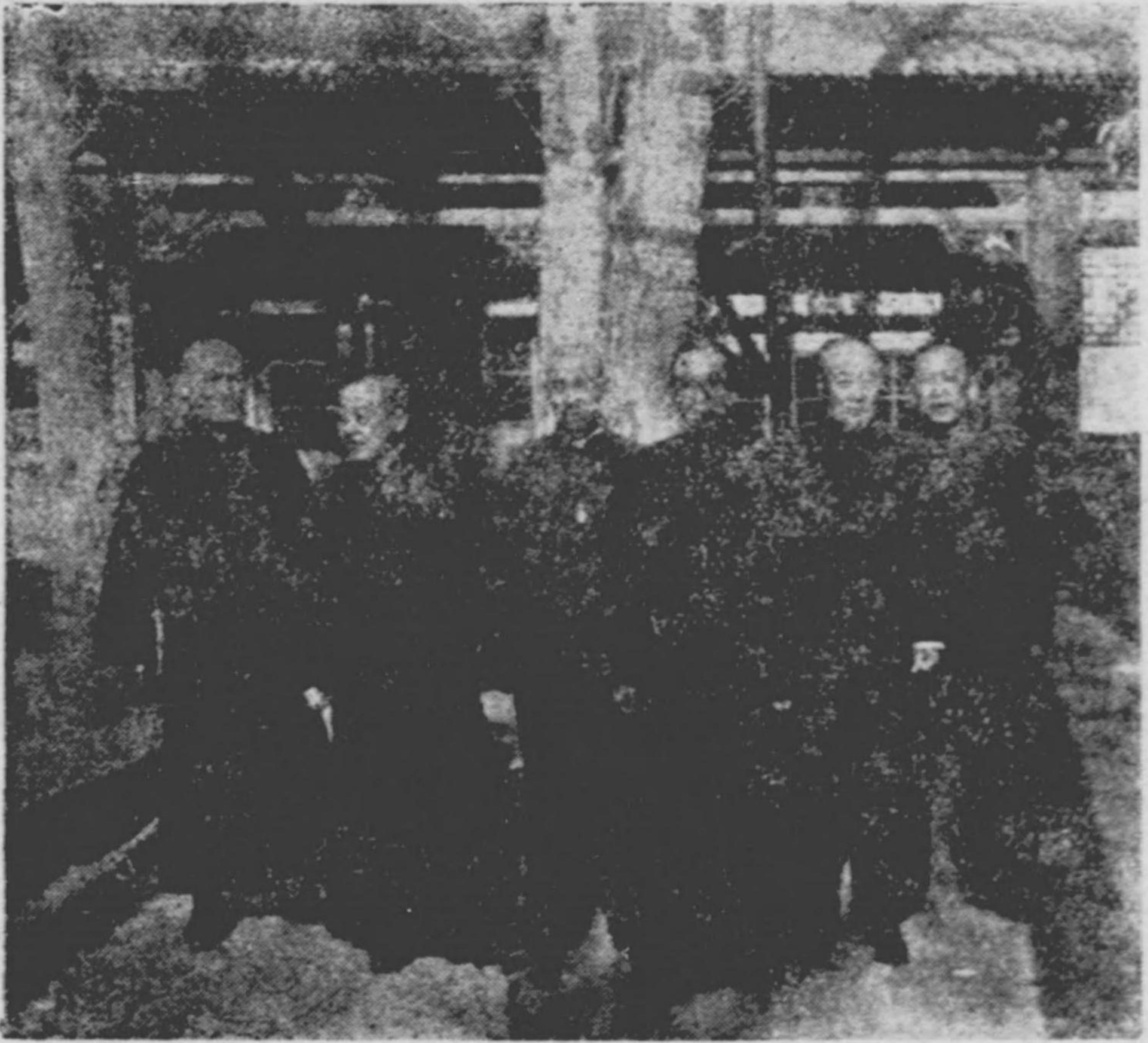
第六十二條 遺產管理人ノ任免ハ監護處之ヲ行ヒ其ノ手續ハ本規則第二章中ノ適當ナル規定ヲ準用ス

第六十三條 本規則ニ盡ササル事項アルトキハ其ノ都度本部ニ審査ヲ仰キ改修ス



第三部 延吉地方漢人の慣習





調査地 間島省 延吉

調査の種族 滿人及漢人

調査年月日 康德七年自十一月二十三日  
至十一月二十八日

調査並報告書作成者

司法部參事官 千種 達夫

同 嘉村 滿雄

司法部屬官 赤田 由廣

### 回答者

王伯潛 漢族 四八歳 商工公會事務員 延吉街道德總分會

二十三年前(民國七年)原籍奉天省開原縣より移住し、教員、校長、勸學事務員等を歴任、慶徳二年より延吉商工會事務員を務め現在に至る。

祖先是雍正年間山東より原籍地に移民、農を業とし、現在五世を經過す。

管有信 漢族 四五歳 區長 延吉街北山區新開路一牌二十八號

二十六年前(民國四年)原籍吉林省敦化縣より移住、民國八年以降教員、校長を歴任し、現在延吉街北山區長を務む。

祖先是同治年間山東より原籍地に移民、現在二世を經過す。

鞠永祥 漢族 六二歳 質屋業 延吉街進學區元字路一牌三號

二十九年(民國元年)原籍奉天省海城縣より一部家族と共に當地に移住、爾來質屋業を營む(家族の大部分は原籍地に於て農を營む)。

祖先是順治年間山東より原籍地に移民(移民)農を業とし、現在六世を經過す。

姜兆霖 漢族 六八歳 元燒鍋(酒造業)現在無職 延吉街北山區小橫路一牌十四號



三十三年前（光緒三十四年）原籍奉天省海城縣より移住、平安村（延吉街の南方）に私立第二學校を創立經營し、前後六年間延吉商務會會長、康徳元年より同五年迄協和會延吉分會會長を歴任し、現在協和會間島省本部委員、協和會延吉分會顧問。

祖先是順治年間の過頃山東省掖縣より原籍地に移民、現在七世を經過す。

寇輔仁 滿洲族 四七歳 實業新文貿易株式會社社長 延吉街北山區直字路六牌五號

六十年前（光緒七年）父が一家族を伴ひ原籍奉天省岫巖縣より移住し、本人は當地に於て出生、鑲黃旗（滿洲人）に屬す。

關鳴周 滿洲族 四六歳 商業、大徳新百貨店經理 延吉街康平區公園路三牌十八號

二十一年前（民國九年）原籍奉天省開原縣より移住し、以來教育界に二年、公吏として五年、電話局長として九年、自動車營業二年を經、現商業を經營四年を經過す。

祖先是原籍地土着の者で正白旗（滿洲人）に屬し、現在十世を經過す。

細目次

親屬

第一節 親屬の種類及範圍	四七七	第三部	第四部
第二節 家	四八四	六七五	六七五
第一項 家族の範圍	四八四	六七五	六七五
第二項 家長と當家的	四八五	六七七	六七七
第三項 家産	四九一	六八一	六八一
第四項 家の設立及廢止	四九九	六八七	六八七
第五項 家の構成と大家族制	五〇二	六八九	六八九
第三節 族制	五〇九	六九〇	六九〇
第四節 婚姻	五二四	七〇八	七〇八
第一項 婚姻豫約（定婚）	五二四	七〇八	七〇八
第三部 延吉地方漢人の慣習	四六九		



第二項 結 婚	五八	七三
第一目 結婚の禁止及制限	五八	七三
第一款 結婚年齢	五八	七三
第二款 親屬結婚の禁止	五九	七三
第一宗 親	五九	七三
第二 外親及妻親	五九	七四
第三 同母異父者の親屬	五九	七三
第四 親屬結婚禁止の可否及理由	五九	七四
第三款 その他の結婚の制限	五九	七六
第二目 結婚の手續	五九	七八
第三目 結婚の無効及取消	五九	七四
第四項 夫婦の財産	五九	七四
第五項 離婚及別居	五九	七五
第一目 協議離婚	五九	七五

第二目 裁判離婚	五九	七五
第三目 離婚の效力	五九	七五
第四目 別 居	五九	七五
第六項 童養媳、贅夫、冥婚その他	五九	七六
第一目 童 養 媳	五九	七六
第二目 贅夫（贅婿及養老女婿）	五九	七六
第三目 冥婚その他	五九	七六
第五節 妾	五九	七五
第六節 親 子	五九	七二
第一項 妻、妾の子、私生子	五九	七二
第二項 嗣 親子	五九	七三
第一目 總 則	五九	七三
第二目 嗣 親	五九	七四
第三目 嗣 子	五九	七五
第三部 延吉地方漢人の慣習	五九	七五



第四目 立嗣及其手續	五八七	五八二
第五目 立嗣の效力	五九〇	五八六
第六目 嗣親子關係の解消	五九一	五八六
第三項 養 親子	五九三	五八九
第四項 親權及尊長權	五九九	五九三
第一目 親 權 者	五九九	五九四
第二目 親權の内容	六〇〇	五九四
第三目 親權の制限及終了	六〇〇	五九四
第四目 尊 長 權	六〇一	五九六
第七節 後 見(監 護)	六〇二	五九八
第八節 扶 養	六〇五	六〇〇
第九節 親 屬 會	六〇八	六〇三

繼 承

第一節 通 則	六二一	六〇七
第二節 宗祧繼承	六二二	六〇八
第一項 宗祧繼承人	六二二	六〇八
第二項 宗祧繼承の効果	六二三	六〇〇
第三項 宗祧繼承制度存廢	六二五	六〇四
第三節 遺產繼承	六二六	六〇五
第一項 遺產繼承人	六二六	六〇五
第二項 繼 承 分	六二三	六〇三
第一目 法定繼承分	六二三	六〇四
第二目 指定繼承分	六二四	六〇七
第三目 特 留 分	六二六	六〇〇
第三項 女子の繼承權と繼承分	六二八	六〇二
第四節 繼承の拋棄及限定繼承	六三〇	六〇五
第五節 繼承人の缺格及廢除	六三三	六〇七



第六節 繼承人の曠缺	六三四	八三九
第七節 家産の分割	六三五	八四〇
第一項 通 則	六三五	八四〇
第二項 分割の標準	六三七	八四二
第三項 分割の方法及手續	六三七	八四二
第四項 繼承分の處分及その買戻	六四四	八四五
第八節 僧侶、道士等の繼承	六四四	八四五
第九節 遺 言	六四五	八四六
第一項 通 則	六四五	八四六
第二項 遺 贈	六四六	八四七
第十節 葬 式	六四六	八四八
附 立法上の意見その他	六五五	八六八

### 調査地の概況及沿革

延吉縣はもと肅慎の地であつて漢初には蒼海部と稱してゐた。其の後清朝に至つて封禁圍場地となり、この地に入ることが禁じられてゐたが光緒初年その禁が解かれて一般に入ることが許され、光緒六年分防縣丞を置き敦化縣に屬せしめ、民國二年延吉縣と改めたが翌三年西南路道が延吉道に改まると共に其の管下に屬した。滿洲國獨立後は初め吉林省に屬し、次で康徳元年十二月新設の間島省に編入されたのである。

延吉はチタス平野の中央部にあり、間島省の省城であると共に縣城である。此の地はもと森林と荒野であつたが光緒七年琿春に招懇局が設けられ其の分局が當地に置かれてより滿漢人が主として奉天省及山東省方面から漸次移住し、又光緒十六年の朝鮮大凶作により朝鮮人が移住し來りて漸次開拓せられたのである。當時當地は琿春廳に屬する一邑であつて僅かに招懇局の分局が置かれてあるに過ぎず、分局の所在する小邑といふ意味で局子街と稱されてゐた。従つて當地方に於て最も早く開けたのは琿春で、琿春には滿漢人（滿人、漢人半々位）が多く居住してゐるが、當地には滿漢人は少く、局子街と稱した當時の住民は大部分が鮮人で滿漢人は約三割に過ぎなかつた。

光緒二十一年此の地に延吉廳が置かれて延吉と改稱せられ政治的經濟的根據地となり、間島協約成つてより正式に支那側の權力下に置かれ、商埠地となつてより人口増加し、天寶山の銀、銅の產出に山東苦力の往來する者



が多くなり、殊に敦圖線開通し更に新京よりの直通を見るに及んで益々發展し、慶徳七年十月一日現在の國勢調査に依れば延吉街には戸數八千三百三戸、人口四萬二千六百四十九人を算ふるに至つた。之を民族別に内譯すれば旗人一千百六人、漢人一萬六千九百六人、回教人百四十一人、その他七百九十五人、日本内地人三千三百二十二人、朝鮮人二萬三百三十一人、その他三人、第三國人五十五人、無國籍人十人で朝鮮人が最も多數を占めてゐる。此の様に滿漢人と朝鮮人が多數雜居してゐるが、未だ日向淺く、調査の結果によるも法律を以て律する範圍の慣習は勿論一般の慣習についても相互に感化を受けてゐる點は餘り見られない。

## 親・屬

### 第一節 親屬の種類及範圍

#### 一 親屬の種類

(1) 親屬は次の様に分けて居るか

(イ) 「宗親、外親、妻親」 然り。

(ロ) 「父族、母族、出嫁族、妻族」 然り。出嫁族とは姉妹の夫の家族及父の姉妹の夫の家族を言ふのであるが當地方では之を出嫁女族と言ふて居る。

(ハ) 「一家子、親戚」 然り。一家子とは同宗同姓を指し、親戚とはそれ以外の者を言つてゐる。

(ニ) 次の語は夫々同一のものを言ふか

(イ) 「宗親、父族、一家子」 然り。宗親とは本家のことである。

(ロ) 「外親、母族、出嫁族」 母族とは母の實家の親屬、出嫁族とは姉妹の夫の家族及父の姉妹の夫の家族を言ふのであつて此等は外親の一部である。即ち外親とはこれ等の一切を包含するが、他はその名稱によつ



て範圍が異つてゐる。

(ハ) 「妻親、妻族、老丈人家」 然り。

(3) 「(1)の(イ)(ロ)(ハ)の中何れの種類が一般に行はれてゐるか」 (1)の(ハ)が一般に行はれて居る向が多い。又一家子の代りに本家が多く使はれてゐる。

### 二 親屬の細別

(1) 「親戚は更に姥娘家、姨娘家、老丈人家、姑娘家、兒子親家に分けてゐるか」 然り。姥娘家は母の實家の親屬、姨娘家は母の姉妹の夫の親屬、老丈人家は妻の實家の親屬、姑娘家は娘の夫の親族、兒女親家は妻の實家の親屬及娘の夫の親屬である。

(2) 「外親は更に姑舅親、兩姨親に分けてゐるか」 分けてゐる。姑舅親とは父の姉妹の子女及其の親戚、母の兄弟の子女及其の親戚を言ひ、兩姨親とは母の姉妹の子女及其の親戚及妻の姉妹の子女及其の親戚を言ふ。  
(妻の姉妹の子女は輩分が一代低) 尙之を總稱して表親と言ふて居る。  
こからはこらぬといふ説がある)

### 三 姻親の意義

(1) 「姻親と言ふ語を用ゐるか」 姻親と言ふ語を用ゐず、一般には之を親戚と言ふて居る。

(2) 「同宗の男子の配偶者にして己と血統關係のない者(例へば父の兄弟の妻、子の妻、甥の妻)は姻親と稱するか」 一般には親戚と稱してゐる。

### 四 血親の配偶者の血親相互間

血親の配偶者の左の血親は親屬か

(1) 「子、孫の妻の父母、祖父母と自身(俗に親家、親家母と稱する)」 否。親戚である。之を總稱し、俗に親家と言ひ、子、孫の妻の母を俗に親家母と言ふて居る。

(2) 「兄弟姉妹の配偶者の兄弟姉妹と自身」 否。親戚である。

(3) 「子又は孫の妻の兄弟姉妹と自身」 否。親戚である。

### 五 繼母と親屬關係

(1) 「繼母は子に對し生母と同様の親子關係があるか」 然り。

(2) 次の者は親屬關係があるか

「(イ)繼母の父母と自身(ロ)父の繼母の父母と自身(ハ)繼母の兄弟姉妹と自身(ニ)父の繼母の兄弟姉妹と自身(ホ)繼母の兄弟姉妹の配偶者と自身(ヘ)父の繼母の兄弟姉妹の配偶者と自身」 親戚の關係はあるが親屬とは言はぬ。

### 六 童養媳との親屬關係

(1) 童養媳と次の者は親屬關係があるか

(イ) 「未婚夫」 親戚でも親戚でもなく亦結婚して居らぬから夫婦でもないが童養媳は未婚夫を哥々(兄)、



兄弟(弟)と呼び、未婚夫は童養媳を姐姐(姉)、妹妹(妹)と呼んで居る者もある。

(ロ) 「未婚夫の父母、兄弟姉妹」 親屬關係はないが一般の習慣として童養媳は未婚夫の父を大爺(伯父)、叔々(叔父)と呼び、母を大姑(伯母)、二姑(叔母)と呼んで居る。中には未婚夫の父を爹(父)、母を媽(母)と呼んで居る者もあるであらう。又未婚夫の兄弟姉妹との關係に於ては未婚夫と同様な立場に立つであらう。

(ハ) 「未婚夫の兄弟姉妹の配偶者」 親屬關係は勿論親戚關係もない。  
「妻と夫の親屬は親屬關係があるか」 有る。夫婦一身体と言ふ意味に於て妻は夫の直系親屬及直系卑屬に對して親屬關係を有す。

七 前夫の子女との親屬關係

(1) 母が再婚の時子女を連れて行つた場合

(イ) 「子女は母の後夫の姓に改めるか」 母の再婚の時子女を連れて行くことを俗に帶葫蘆(瓢箪)を腰に下げて行くと言ひ一種の輕蔑語として用ひて居るが、此の場合女の子は後夫の姓に改め、男の子は改姓せぬ。「男の子は何故改姓せぬか」 男の子は一定の年齢に達すれば前父(父)の家に歸るからである。「男の子でも稀に姓を改めることがありますか」 例外として男の子が一、二歳位の時母が再婚し母に連れられて後夫の家に入つたとき後夫の姓に改めることがあるが、之は必ず前夫と死別し絶家するも差支へない場合に限るのである。  
(ロ) 後夫の姓に改めたとき

(A) 「後父(繼父)とは父子關係があるか」 有る。後父の姓に改めたときは養子となる。

(B) 「父子關係ありとせば父子關係と同一か」 同。

(C) 「後父の先妻の子女(異父異母)とは兄弟姉妹の關係があるか」 有る。

(D) 「生母と後父との間に生れた子女(同母異父)とは兄弟姉妹の關係があるか」 有る。

(ハ) 後父の姓に改めないとき

(A) 「後父(繼父)とは父子關係があるか」 無し。

(B) 「後父の先妻の子女(異父異母)とは兄弟姉妹の關係があるか」 無し。

(C) 「生母と後父との間に生れた子女(同母異父)とは兄弟姉妹の關係があるか」 無し。

(ニ) 「後父の姓に改めた後生父の姓に回復してその家を離れる(歸宗すること)ができるか」 できる。之を歸宗と言ふて居る。「如何なる場合に歸宗できるか」 後父(繼父)の家族より排斥せられたとき、後父(繼父)方に繼承すべき家産なきとき、自己に獨立し得べき技能を有するに至つたときに歸宗できるのである。

(2) 母が再婚の時子女を連れて行かない場合子女は次の者とは親屬か

(イ) 母の後夫(ロ) 後夫の先妻の子女(ハ) 生母と後夫との間に生れた子女 否。母が再婚せんとするときは既に父とは離婚し又は死別して兩者は勿論父方との親屬關係を斷絶して再婚するのである。従つて母が再婚の時子女を連れて行かない場合はその子女は右(イ)(ロ)(ハ)の者とは全然親屬關係ない。



八 妾との親屬關係

(1) 「妾は夫(老爺舊律に所謂家長以下同じ)の姓を冠するか」 冠す。妾は子を得る爲の妾と慰めの爲の妾とあるが總て妻と同様の待遇を爲し夫の姓を冠して居る。

(2) 「妾及妾の親屬は妻の場合に比し夫の親屬に對する親屬關係の範圍は狭いか」 狭いがその親屬關係の範圍は妾の家に於ける地位乃至勢力如何に依つて異り一定して居らぬ。

當地の實情としては、居住者の大部分が他處より出稼ぎしてゐる爲、それ等は、時とすると、原籍地に妻子のあることを隠して、現地で正妻として貰ふ場合がある。勿論後で必ず發覺して問題を起すが、かうした場合は、こちらにも正妻として入家してゐるのであるから、その親屬關係も、正妻の場合と何等異るところがない。妾を貰ふ目的が子を得るためであるか否かによつて親屬の範圍の廣い狭いの差はないが、女郎などを妾に貰つた場合は親屬の範圍は狭い傾がある。

(3) 妾は左の者と親屬か

「(イ)夫の父母、祖父母(ロ)夫の父母の兄弟、姉妹及其その配偶者(ハ)夫の兄弟、姉妹及其その配偶者」 然り。妾は妻と同様の待遇を受けるから之等の者と親屬になるのである。

(4) 妾の父母兄弟姉妹は

(イ) 「夫と親屬か」 否。親戚である。

(ロ) 「夫の親屬とは親屬か」 右に同じ。

(ハ) 「ありとせばどの範圍の者が親屬か」 妾に子供が出来ればその範圍は正妻と略同様となるが子供ができればこの範圍は狭くなる。その最も狭いので夫の父母、兄弟姉妹のみが親屬となる。

(5) 左の者は親屬か、親屬だとせば互にどう呼んでゐるか。

(イ) 「妾の子女と妻」 然り。實子女と同様な關係に在る。従つて妻は妾の子女に對して實子女と何等區別して居らぬ。妾の子女は生母に對しては媽(母)と呼び、正妻に對しては大媽(第一の母)又は大娘(父の兄の妻)と呼んでゐる。

(ロ) 「妾の子女と他の妾」 然り。妾の子女は他の妾を姨又は姨娘(母の姉妹)と呼んでゐる。

(ハ) 「妾の子女と妾」 然り。妻の子女は母を媽と呼び、妾を二媽(第二の母)又は姨、姨娘などと呼んでゐる。而して妾は妻の子女を兒子(子)と呼んでゐるが地方に依つては大少爺(第一の令息、坊ちゃん)、二少爺と呼んでゐる所もある。

(ニ) 「妻の子女と妾の子女」 然り。年齢の順序に従ひ哥々(兄)弟々(弟)姐々(姉)妹々(妹)と呼んでゐる。

(ホ) 「妾の子女と他の妾の子女」 然り。前同様呼んでゐる。

(ヘ) 「妻と妾」 然り。妻は妾を妹々と呼び、妾は妻を姐々と呼んでゐる。

(ト) 「妾と他の妾」 然り。年齢の大小に拘らず妾になつた順位に依つて姉々、妹々と呼んでゐる。



(チ) 「認知した姦生子と妻」 然り。認知すれば實子女と同様な關係に立ち、正妻に對しては媽と呼ぶが、實子女兄弟姉妹間に於ては馬鹿にしてゐる。但し權利は同様である。

## 第二節 家

### 第一項 家屬の範圍

- (1) 「家屬は同姓の親屬に限るか」 限る。
- (2) 童養媳は
  - (イ) 「男家の姓を冠するか」 まだ結婚してゐないから夫の姓を冠することはできないが、他の人は女の本姓を知らぬから男家の姓で呼んでゐる。
  - (ロ) 「家屬か」 然。養女と同様である。
- (3) 異姓の親屬にして永久に共同生活を爲す目的で同居する左の者は家屬か
  - (イ) 「妻の父母」 否。親戚にはなるが家屬ではない。
  - (ロ) 「結婚した娘で夫の死亡に因り獨立して生活し難いため實家(母家)に歸つた者(この場合實家へ歸つて實家の姓に改めることがあるか)」 否。婚家先の姓を冠した儘である。併し再婚するときは再婚先の姓に改める。

(ハ) 「贅婿」(ニ)「養老女婿」 然り。此の二つは同意義に使はれてゐる。而して之等はその家に入り父母死去すれば、その財産を承繼するので姓を改める場合もあるが慣習として改めぬ場合が多い。「姓を改めると否」と拘らず家屬になるか」 然り。家屬は同姓の親屬に限るがこれはその例外である。

(ホ) 「女婿」 否。親戚である。

(ヘ) 「外孫(むすめの生んだ子女)」 否。親戚である。

(ト) 「母の再婚に従つて來た子女」 姓を改めれば子養と同様になるから家屬になるが姓を改めねば家屬とならぬ。

(チ) 「家屬たる婦女の生んだ私生子」 極めて破廉恥なこととして、殆ど人にやるか又は捨るか、殺すかして家には止めない。

(4) 「長く勤めた奴婢で歸る所のない者は家屬か」 否。當地にはその様な例なし。單なる雇傭關係に過ぎない。

(5)(イ) 「右の外に家屬となる者があるか」 無し。

### 第二項 家長と當家的

#### 一 家長となるべき者

(當家的と區別して述べること)



(1) 「一家中輩分の最も尊い者が家長となるか(例へば兄の子より弟の方が輩分が尊いから兄死亡の場合弟が家長となるか)」 然り。原則として輩分最も高く年齢又最も多い者が家長となる。

(2) 輩分同じ者数人ある場合

(イ) 「年長者がなるか」 然り。

(ロ) 「才幹ある者がなるか」 否。當家的なら才幹ある者がなる。

(3)(イ) 「輩分如何を問はず年長者がなるか」 原則として輩分の高い者が家長となるが例外として輩分は低くとも年長者がなることがある。又當家的を置いて家長を置かぬこともある。

(ロ) 「輩分の如何を問はず才幹ある者がなるか」 家長は輩分の高い者がなるのが原則であるが才幹あり公平で家族の心服してゐた當家的は、家長の死後家長となることがある。

(4) 「輩分年齢才幹を問はず長子の子孫がなるか」 否。

(5) 「輩分年齢才幹を問はず正妻の子がなるか」 否。

(6)(イ) 「家長は原則として男子がなるか」 然り。

(ロ) 「一家の中男子のない場合始めて女子が家長となるか」 然り。「母と女子のみのときは」 母が家長となる。「姉妹のみのときは」 姉が家長となる。

(7) 「輩分年齢を問はず家族推舉の方法を以て家長を定めることがあるか」 無い。原則は動かさぬ。

「法律で輩分の尊い年長者を家長とすと定めて差支ないか」 差支ない。

## 二 家長の障害ある場合

(1) 「家長が老病その他の事由に因り家務の管理を欲せず又は不可能なとき何人が家長を代理するか」 家長は自然發生的なものであるから死ぬ迄代らない。當家的が代理するに過ぎない。

(2) 「右の場合代理する者は當家的と言ふか」 然り。

(3) 「(1)の場合家長が辭して他の者が家長となることがあるか」 無い。

## 三 家長未成年の場合

(1) 「未成年者が家長となることがあるか」 有る。

(2) 「未成年者が家長とならぬ場合未成年者の母又は後見人(監護人)が家長となるか」 否。未成年者が家長となり母が之を輔佐する。

(3) 「未成年者が家長となるとせば未成年者の母又は後見人は家長に代つて家長の事務を行ふか」 然り。

「輩分の高い者が未成年で輩分の低い者が成年のときはどうか」 其のときは輩分の高い未成年者が成年になる迄輩分の低い成年者が家長となる。而して其の輩分の低い成年者が家長として適任であつたときは輩分の高い未成年者が成年に達しても尙引續き家長となることがある。「其の様なときは家長は依然輩分の高い人で、唯輩分の低い成年者が輩分の高い未成年者に代つて家長の事務を行ふのではないか」 輩分の高い未成年者が成年に



達する迄は家長の事務を代行することもあるが、未成年が成年に達しても輩分の低い成年者が家長として適任であつたときはその人一代家長となることがある(註 奉天などでは家長は常に輩分の高い者になるとの解答)。

#### 四 家長の同意権

左の場合には家長の同意を要するか

(1) 「家族が婚約及結婚をする場合」 原則として家長の同意を要するが、之は婚約及結婚の費用が問題で、家長を煩はせず自己が出費するか又は他から融通出来得た場合は家長の同意を要せぬ。

(2) 家族の入繼出繼の場合

(イ) 「家族が同家中の家族を嗣子又は養子とする場合」 必ず家長の同意を要す。それは家長によつて證明されるから。

(ロ) 「家族が他家の嗣子又は養子として出繼する場合」 家長の同意を要す。

(ハ) 「他家の者が嗣子又は養子として自家に入繼する場合」 家長の同意を要す。特に此の問題は財産の分配と至大の関係を有するので、家長のみならず全家族の同意を必要とする。

(3) 「家族が入贅出贅する場合」 家長の同意を要す。

(4) 「右の外新に家屬となり又は家族が家を去る場合(例へば私生子の入家寡婦の再婚の場合)」 私生子の入家の場合には財産の分割問題と關聯があるから家長は勿論家族全部の同意を要するが、寡婦の再婚の場合には同

意を要しない。

(5) 「家族が分家する場合」 家長の同意を要するは勿論親屬、親戚、知友に立會つて貰つて分家の證明をして貰つてゐる。

(6) 「家族が自分の特有財産を處分する場合」 要せず。

(7) 「右の外如何なる場合に家長の同意を要するか」 思ひ出せぬ。

#### 五 家長の權限

家長は普通次の權限を有するか。

(1) 「外部に對する其の家の代表」 有る。

(2) 「當家的を任命して家務を處理せしむること」 有る。當家的の選任は家長が適當な者を指名して全家族の諒解を求め方法を探つてゐる。

(3) 「家族の職業の選擇」 有る。

(4) 「家族の就學の決定」 有る。

(5) 「家族の居所指定」 有る。

(6) 「家産の管理處分」 家産を管理する權限は有してゐるが之を處分するには全家族の同意を要す。但し家長が強行すればどうにもならぬ。



(7) 家族の私有財産を家の共同生活に利用すること 権限なし。家族の私有財産を小份子又は體息錢と言ふて居り、之を家の共同生活に利用することもあるが其の例は極めて少い。

(8) 家族に對する懲戒

(イ) 「軽い程度の責打」 有る。幼い者に對しては撲ることもあるが叱る場合が多い。

(ロ) 「家中に拘束し外出を禁ず」 有る。

(ハ) 「家長の命に従はぬ者を家より追出し扶養せず」 有る。

(ニ) 「不貞な寡婦に對し離籍して實家に歸らしむ」 有る。

(9) 「家規家法の制定」 有る。家規家法を制定したときは全家族に口頭で傳へて徹底せしめるが別に書面は作成せぬ。

(10) 「右の外尙如何なる権限を有するか」 家長の権限は右の外ない。

#### 六 當家的の選定

(1) 「家長の外に當家的を置くことがあるか」 有る。

(2)(イ) 「どういふ場合か」 大家庭の場合、小家庭に於ても家長が老衰若は病氣で家務を處理し得ぬ場合、

或は家長が長期の旅行を爲す場合等には置くことがある。

(ロ) 「どういふ人になるか」 才幹ある者になる。

(ハ) 「家長の任命又は承認に依つてなるか」 家長の指名で全家族の同意を得ねばならぬ。「何故全家族の同意を要するか」 全家族の同意なくては當家的となつても家務を處理し難いからである。

(3) 「普通は家長が同時に當家的であるか」 然り。之が當地方では普通である。

#### 七 當家的の權限

(1) 「家長の外に當家的ある場合當家的は通常どういふ權限を有するか」 家長の指揮を受けて家産を管理したり家務を處理するが財産の處分權限はない。「家長の許可なくして財産を處分したときは之を取消すことが出来るか」 外部的には家長の意を代表してゐることになるから取消すことは出来ぬがその様なときは當家的を解任する。不動産を處分するときは必ず同族や親戚知友が立會つて居るから其の様なことはないが、地券を持つて行き之を擔保に金を借る様なことがある。この様な場合でも相手方が善意であれば取消すことはできぬ。

(2) 「當家的の權限と家長の權限とは如何なる點が異なるか」 家長は一家の總てに付て權利義務を有し、當家的は家長の指揮命令の下に家務一切(家族の結婚は勿論交際、耕作等)の處理及財産の管理に當つてゐる。

#### 第三項 家 産

##### 一 家産の成立

家産は次のものより成るか

(1) 「祖先傳來の財産」 然り。



- (2) 「家産による利得」 然り。
- (3) 「家族各自の収入所得」 然り。但し家に入れる定めあるときに限る。
- (4) 「其他如何なる財産」 家で購入した財産も家産となる。

## 二 家族の特有財産（小份子）

(1) 「家族は家産の外各自の特有財産（小份子）を所有することができるか」 大家庭には家産の外に家族が小份子を持つてゐるが小家庭にはない。「妻、子供でも小份子を持つてゐるか」 大家庭では一箇年の費用を人数に割當て交付し各自はその割當額を使ふのである。而して其の割當額の使ひ残りができたときはそれが各自の小份子になることがある。従つて大家庭では妻、子供でも小份子を持つてゐることがある。

(2) 「家族各自の所得は當然家産となるか」 それは一定して居らぬ。例へば外へ行つて仕事をする代りに、その得た収入で人を雇ひ労働力を供出して財産繼承權を確保する。従つてその残りは其の人の小份子となる。

「家族が雇はれて月給又は勞銀を貰つた場合如何」 子供の場合は幾何貰つても入用なものに費つた残りは全部父母に渡さねばならず又不足した場合は父母から貰ふことになつてゐる。又兄弟二人あつて一人は家で働き一人は外に出て働いて居る場合でも同様その収入は家に入れねばならぬ。さうでないとい將來財産の分割に影響するのである。又妻の場合は家が貧乏だから働きに出るので、従つてその収入は全部家の生活費として供出する。生活に差支へなければ女は働きにできない。

## 三 家産の管理處分

(1) 父祖在世中は

(イ) 「家産は父祖が管理するか」 然り。

(ロ)(A) 「家産の處分は父祖が單獨で出来るか」 父祖自身が儲けて作つた家産なれば勝手に處分できるが祖先より受継いだ家産を處分せんとするときは家族の同意を要する。但し處分されればどうにもならぬ。

(B) 「父祖は子孫の同意を要するとせば家族は同意なかりし理由を以て處分の取消ができるか」 取消できぬ。

(ハ)(A) 「家産を處分するには單に父祖のみの名義とするか」 然り。以前は契約書を作成する場合、必ず族人、中見人などを立てゝゐたが、此の頃では單獨でやる場合が多い。それは此の頃では地契の移轉を以て證明するやうになつたから。

(B) 「子孫の連署を要さないか」 要せず。

(ニ) 「父祖が家産を承繼人に分與する場合は任意に各承繼人の所得額を定めることを得るか（繼承特留分の項参照）」 慣習としては殆どなく、家産は平等に分與するが、稀には自分の養老地として家産の一部を残しそれを持つて好きな子の處へ行き死後はその子に與へることがよく行はれてゐる。

(2) 父祖の死後二名以上の者（例へば兄弟）が承繼した場合



- (イ) 「家産は家長が管理するか」 然り。
- (ロ)(A) 「家産の處分は家長が單獨でできるか」 否。
- (B) 「家長は他の股(例へば兄弟又はその承繼人)の同意を要するか」 要す。
- (C) 「要するとせば他股はその同意なかりし理由を以て處分の取消ができるか」 家長はその家を代表して總てのことをやつて居るのであるから、他股の同意なくして家産を處分しても外部に對しては他股の同意がないと言ふ理由で取消することはできぬ。併しその場合他股は處分した者に對しその持分の分前を請求することが出来る。

(ハ)(A) 「家産の處分は單に家長のみの名義でするか」 然り。現在は此の方法が多い。

(B) 「承繼人全部の名義でするか」 その様なこともある。

(3)(イ)(A) 「當家的(家長の外に當家的を置いた場合以下同じ)は家産を管理する権限があるか」 有る。

(B) 「ありとせばどんな制限を受けるか」 總て家長又は全家族に相談せねばならぬ。

(ロ)(A) 「家産の處分は當家的が單獨で出来るか」 勝手にはできない。

(B) 「できないとせば如何なる人の同意を要するか」 家長及全家族の同意を要す。

(C) 「要するとせば同意権者はその同意なかりし理由を以て處分の取消ができるか」 不動産の場合は地券を主としてゐる。即ち地券は不動産の所有者が保管して居るものであるから縦へ賣買契約をしても其の

地券を買主に渡して居らねば取消することができる。地券を渡してしまへば取消できぬ。「動産の場合は如何」牛馬、穀物などを賣買して買主が之を持つて行つてしまつたときは致し方ない。

(ハ)(A) 「家産の處分は單に當家的のみの名義でするか」 否。所有者が所有者の名義で處分する。「所有者が死亡しその所有名義人が居らぬときは如何」 以前は家長、當家的は勿論家族誰でも處分出来たが現在は地籍整理せられて不動産の所有者が判然してゐるから所有者でなければ處分できぬ。

#### 四 祖遺不動産の處分

(1) 「祖先より繼承した土地家屋(祖遺不動産)を處分する場合その祖先より出た他家の親屬は先にお買ふ権利があるか」 以前はその様に他家の親屬が先にお買ふ権利を重んぜられてゐたが漸次衰へ現在ではあるにはあるが其の効力は弱い。

(2) 「若しありとせば其の親屬は先買の機會を與へられざりし理由を以て其の處分の取消が出来るか」 取消できぬ。親戚の者は一般の人に比して高値に買はぬ。「親戚の者が他の者の買値と同値段で買ふと言ふた場合如何」 賣つてしまへば如何に親戚が同値段で買ふと言ふても取消することは出来ぬ。

#### 五 家族の費用の支辨

「家族の下記各項の費用は家産を以て支辨するか(1)教育費(2)結婚費(男婚女嫁)(3)衣服費(4)醫藥費(5)喪葬費」 家産を以て支辨する。その中で衣服費は各自に衣服地を與へることがある。「その他家産



を以て支辨する家族の費用なきや」以上の外思ひ出せぬ。

#### 六 家又は家族の債務の辨濟

家族が負擔したる左記の債務は全家産を以て辨濟せねばならぬか又債權者は辨濟を請求し得るか

(1) 家の爲に生じた債務(例兄弟の一人が家の爲商賣をして負擔した債務)

(イ) 「内部關係に於て全家産を以て辨濟せねばならぬか」 内部關係に於ては事前に家族の同意を得て居れば當然全家産を以て辨濟せねばならず、家族の同意を得て居らぬときは辨濟する義務はない。

(ロ) 「外部關係に於て債權者は全家産を以て辨濟することを請求できるか」 請求できる。外部の人は(イ)の様な内部關係を知らぬから請求することが出来る。

(2) 家の爲に非ずして生じた債務

(イ) 兄弟の一人が自己の爲に商賣をして(例へば自己の小份子を以て商賣した場合) 負擔した債務

(A) 「内部關係」 家産を以て辨濟する義務はない。

(B) 「外部關係」 外部では小份子で商賣をしてゐることを知つて居てもその證明ができねば知らぬ顔して請求する。さうすればその者は分家して財産の分與を得その分與財産を以て辨濟する。斯様に小份子で商賣してゐたことの證明ができねば全家産を以て辨濟することの請求ができるが、最初から小份子で商賣したことを聲明して居ればその様な請求はできない。

(ロ) 子が前と同様な理由で負擔した債務

(A) 「内部關係」 家産を以て辨濟せねばならぬ。

(B) 「外部關係」 請求できる。子債父不管(子の債務父構はず)と謂ふ言葉があるが現今では此の様な言葉は通ぜず、父子關係ある子の債務に對しては家産を以て辨濟することの請求ができる。さうしてその債務は父が負擔する。併し父子關係を脱離し之を豫め聲明して置いたときはその様な請求はできない。

(ハ) 弟の遊興費

(A) 「内部關係」 家産を以て辨濟せぬ。

(B) 「外部關係」 請求できぬ。若し請求しても支拂はぬ。

(ニ) 子の遊興費

(A) 「内部關係」 家産を以て辨濟せぬ。

(B) 「外部關係」 請求できない。

(ホ) 「妻の贅澤品の代金」 夫婦のみの家ならば夫はその債務を負擔せねばならぬが大家庭の場合は家では一切構はぬ。

(3) 不法行爲上の債務

(イ) 兄弟の一人が他人に損害を加へたことに依つて生じた損害賠償債務



(A) 「内部關係」 家の爲めに生じた損害賠償債務ならば家でその責任を負ふが家のためでないときはその者の小份子で支拂ふ。「小份子で支拂ひ猶足らざるときは如何にするか」それは感情問題で、感情が良ければ家で支拂ふが折合がつかねば家を追ひ出すか又は分家する。さうして分家のとき分與された財産で辨濟する。

(B) 「外部關係」 外部では内部關係を知らぬから請求できる。

(ロ) 子が同様の理由で負擔した債務

(A) 「内部關係」 家で支拂ふが支拂つた後その子の懲罰問題が生ずる。

(B) 「外部關係」 請求できる。

#### 七 家産の所有權者

(1)(イ) 「家産は家族全體の所有に屬するか(父祖のみでなく將來承繼すべき者及その他の家族も家産に對し幾分の所有權を持つてゐるか)」 家族全體の所有に屬す。祖先傳來の財産及家族が儲けた財産は總て家産となる。さうして之が分配に付ては父自身が儲けたものは自由になるがそれ以外は總て平等に分配する。

(ロ) 「家族が全然家産の増加に寄與しない場合でもさうか」 然り。

(ハ) 「家族も所有權を有するとせば女子も所有權を有するか」 女子には所有權はないが贈與することがある。

(ニ) 「異姓親屬の家族(本節第一項家族の範圍四八四頁参照)は所有權を有するか」 異姓の者は家族ではなく、従つて家産の所有權を有せず。但異姓親屬で同じ家に居る者が同姓親屬の家族と金を出し合つて買った物又は是等の者が協同で働いて儲けた金で買った物に對してはその持分に付き所有權を有する。

(2)(1)と異り

(イ) 「父祖在世中は父祖一人の所有でありその死後は承繼人の所有となるか」 然り。「それでは前の答と矛盾するではないか」 然り。やはり前に述べた通り家族全體の所有である。

(ロ) 「父祖死後承繼人數人ある場合(例兄弟三人ある場合)承繼人の共有に屬するか」 然り。

#### 第四項 家の設立及廢止

#### 一 分家の意義

(1) 「分家とはどうすることを言ふのか」 各兄弟が獨立して生計することを言ふのであるが獨立するには必ず財産(家産)の分割或は債務の分割が行はれる。

(2) 「分家する者は財産ある場合必ず分産するか」 然り。

(3) 「分家後も引續きもとの家に居ることがあるか」 有る。分家すれば殆ど別居するが、例外として分家後も仲の善い者同志は同居する事がある。此の様に同居したときは財産は分産せぬ。

(4) 「引續きもとの家に居る場合には家計を別にするか」 否。仲の善い者同志で一つの家を爲してゐるの



であるから生計費一切を共にしてゐる。

## 二 分家の原因

(1) 次の場合には多く分家するか

(イ) 「人数多くして生計に困難な者ある場合」 否。協力すれば此の爲に生計に困難を來すやうなことはない。

(ロ) 「家族にして家長の命に服さぬ者ある場合」 家長の命に服さぬ者は僅かの財産を分與して家から追出してしまふ。例へば分家すれば十天地分與するところを一天地か二天地分與して家を追出すのである。單に一人の爲全部が分家することは尠い。

(ハ) 「家族にして正業に務めず浪費する者ある場合」 分家することもあるが(ロ)の場合と同様家を追出すことがある。

(ニ) 「地方變亂により家族過多の爲逃避に困難な場合」 分家せぬ。

(ホ) 「家族間(例へば兄弟又は兄弟の妻)が不和な場合」 此の様な場合が最も多い。兄弟又は兄弟の妻間の不和のみならず親子間の不和に因り分家することもあるが兄弟の妻の不和に因る分家が一番多い。

(ヘ) 「家族が儲けた金を家に入れない場合」 かういふ理由で分家することもある。

(ト) 「家族の一人の學資が多く入用の場合」 分家することもある。

(チ) 「家族の一人が商賣に失敗し債務を多く負擔した場合」 分家する。

(リ) 「家族の一人が家の金を私にする場合」 分家する。

(ヌ) 「家長が老年になつて家政を見ることが出来なくなつた場合」 分家せぬ。

(2) 「その他どういふ場合に分家するか」 (イ) 子供が仲が悪くて自分が死んだ後は必ず分家するだらうと思はるゝときは之を分家させて、自分は養老地を持つて好きな子供の處へ行つて暮すことがある。(ロ) 各股の人数の不均衡により分家することがある。それは衣食は人数に應じて家から渡されるので各股の人数が平均して居れば問題ないのであるが、不平均になつたときは分家しなければ少数の股から不平が起るからである。

(3) 「右の中何れの場合が多いか」 一番多いのは(ホ)の場合である。分家の殆どは兄弟の妻の不和に原因するもので兄弟同志は如何に仲が善くても妻同志の不和から分家と言ふ様なことになるのである。

## 三 父母生存中の分家

(1) 子數人ある場合

(イ) 「父母生存中各子が分家することは稀か」 否。多い。

(ロ) 「分家するとせばどういふ場合か」 能力の差に因つて不平が生じた場合とか、兄弟不和の場合である。

(ハ) 「右の場合父母は何れの子と同居するのが普通か」 自分も養老地を持つてゐるからそれを持つて好きな子の處へ行くが、普通は末子と同居するのが多い。それは末子は親として一番可愛いものであり又幼くて



能力も低く獨立して行けないからである。

(2)(イ) 「父母は子を分家させることが出来るか」 できる。

(ロ) 「子は父母に對して父母と分家することを請求できるか」 請求できるが分家するには父母の同意を要する。

四 「家長が家を廢して家族と共に他の家に入ること(廢家)ができるか」 できぬ。自分の家が貧乏で生活できぬ爲他の家へ厄介になることはあるが家を廢する様なことはない。宗祧は依然として繼承される。

五 「家長死亡後宗祧繼承人を立てないこと(絶戸)があるか」 有る。但財産のないときに限る。それは財産がないと嗣子になる者が不在からであるが、財産があれば必ず嗣子になる人がある。死後子がなくて甥が數人ある場合は必ずその内から葬式の時棺を擔ぎ出す前に紙を焼く容器(泥盆子)を地に叩き付けて毀す(摔喪盆子)者及葬列のとき靈頭旗を持つ者が普通その家の後繼者と定つてゐる。たとへ過繼せずとも他の者がその家の財産を要求した様な場合はそれを拒絶することができる。

#### 第五項 家の構成と大家族制

##### 一 家族の世數と人數

(1)(イ) 「調査地域で累代同居家族の世數は普通幾世か(同一始祖に遡りその始祖を一世と數へ現在まで幾世同居してゐるか)」 當地方の滿漢人は當地方へ移住して最も長いのが五、六十年なので同居世數は極めて少

く、普通は三世位である。

(ロ) 「最も多いのは幾世か」 五世、六世である。

(2)(イ) 「現在同居家族の世數は普通幾世か」 二、三世。

(ロ) 「最も多いのは幾世か」 三世、四世である。

(3)(イ) 「同居家族は普通幾人位か」 商人は普通家を他に持ち妻を連れて來てゐる者が多いが、當地では普通二世五人位で、田舎では七、八人から十人位である。

(ロ) 「最も多いのは幾人か」 延吉街では家族三十人位同居してゐるのがあるが、延吉より六〇滿里細鱗河の孫華文(五〇四頁以下参照)と言ふ人の家には家族八十二人が同居してゐる。

(ハ) 「右の最も多い家族は如何なる人々により構成されてゐるか」 右孫華文の家は農業を主として居るが家族の中には大工、鍛冶屋、官公吏になつてゐる者もある。そして此家は間島省内一番の資産家で延吉街にも相當家族を持つてゐるが、住宅、家具等人手を借りず全部家族でつ造た。

##### 二 家族の仕事の分擔

(1) 「大家族では家族の仕事の分擔を定めてゐるか」 定めてゐる。(五〇五頁、孫永學(別名孫華文)の大家族参照)。

##### 三 大家族の變遷



(1) 「大家族制は昔に較べて減少しつゝあるか」 減少しつゝあり、當地には大家族と稱し得るもの少い。  
(2) 「減少しつゝありとせば其の原因は何か」 大家族は強力な家長の専制でなければ維持できぬものであるが、近時自由平等の思想強くなり、又家族内に於ける能力の差を生ずることに因り家族の統制がむづかしくなり又家長や當家的の經理方法が旨く行かぬからである。

#### 四 大家族の利弊

(1)(イ) 「大家族の制度はどういふ點が長所か」 外部との交際を一家としてやれる點(分家して小家族になつてゐれば各々の家で交際せねばならぬ)、全家族分業して一家の爲に協力し得る點が長所である。

(ロ) 「どういふ點が短所か」 家族に依頼心を起させる弊害がある。

(2)(イ) 「大家族の制度は存続するが善いか悪いか」 存続せぬ方が善い。

(ロ) 「其の理由は」 大家族は家族に依頼心を起させて自立自營心を沮喪せしめ、又家庭の經濟實權は全部家長に握られて居る爲家族は如何に働いてもその働いた金を持つことができず、喜んで働く氣風が薄らぐ弊があるからである。

#### 五 大家族の實例

延吉縣裕樹村日新屯孫永學(別名孫華文)の家に付き其の弟延吉街協和路孫永玉に付左の調査をした。

「現在同居家族の世數は幾世か」 五世。

「同居家族は幾人か」 八十二人同居してゐる。

「其の家族は如何なる人々により構成されてゐるか」 二代目の三男の妻と、三代目男十七人の内六人死亡し現在十一人と、四代、五代の者等總員八十二人同居してゐることは判るが何しろ人數が多いのとそれに年に一、二度兄の家(孫永學の家)に行くのみなので名前その他詳細なことは判らぬ。「異姓外親の同居者があるか」 無し。同宗同姓の者のみが同居してゐる。

「家族の仕事の分擔は」 家長は孫永學、當家的は孫永明、孫永春、孫永善、私(孫永玉)の四人で孫永明は家務に關する對外事務一切を掌理し現在屯長、村長を務めて居り、孫永春は家務内部の經理事務を掌理し、孫永善は頭二、三道溝方面の事務を管理し、自分(孫永玉)は延吉、龍井方面の事務を管理してゐる。そして家務その他一切の事務は合議制に依つて行つてゐる。

「如何なる人が家長となるか」 輩分高き年長者が家長となり家務その他一切に付責任を以て指揮監督してゐるが專斷することなく同輩者全部と合議の上で事を決し且つ行つてゐる。

「當家的は」 同輩中の才能ある者を合議の上選任し家長の指示に従ひ家務の處理或は管理の任に當つてゐる。

「家産は」 初代は左程なかつたが二代目で相當儲け現在は田約三百畝、山林約百畝、家屋九十間房子、その他動産がある。

「家産の名義人は」 以前は家長一人の名義であつたが地籍整理の際地籍整理局の薦めに従つて家族三十數名



の名義に書換へ各人に分割したがその土地執照は一括して家務内部の事務を掌る當家的孫永春が保管し之を管理してゐる。

「家族の費用は如何にしてゐるか」 教育費、結婚費、衣服費、醫藥費、喪葬費等總て現物を以て家から支給してゐる。その中衣服費は其の都度家族會議を開き所要數を取纏めて一括購入し之を家族に支給し、結婚費に付ては男子の分のみを家で負擔し女子の分は嫁入先から持つて来る聘禮錢を以て支辨せしめてゐる。「こちらからやる聘禮錢は普通幾何程か」 二、三年前迄は三百圓としてゐたが現在は二百圓としてゐる。

「家族の結婚に付ては」 總て本人の意思を尊重してゐる。「結婚年齢は」 以前は男十七歳になれば妻帯させたが現在は學校の關係で二十歳位になつて結婚し、女は十八、九歳で嫁入りしてゐる。

「家族の職業の選擇に付ては」 家族會議の上で決めてゐる。

「家族の就學に付ては」 家族が七歳に達すればその能力を檢して就學させ更に上級學校を希望する者に付ては受験させて入學せしめ現在延吉國民高等學校に五名在學してゐる。それがため延吉に寄宿舎を設け一定の日課を作成して私(孫永玉)は之を監督してゐる。

「家族に對する懲戒は」 全家族が集つて不都合なことをした者を攻撃しさうして之を矯正してゐるので家庭は善く治まつてゐる。従つて家創立以來家族を家から追ひ出したり、分家したり又は離縁した様なことはない。

「家規家法の制定あるや」 有る。約十年前に家法を制定し其の後不適當な點一、二を家族會議で訂正して今

日に至つてゐる。

「家廟ありや」 無い。家堂があるが之に附隨する祭禮はして居らぬ。

「家族の中に妾を持つて居る者があるか」 有る。子を得るために貰つた妾であるが妾及其の子女に對しては家族と同様待遇してゐる。

「家族の特有財産を認めてゐるか」 認めて居らぬ。私は日常日記帳を手放したことなく之にその日／＼の事項及金錢の收支一切を詳細に記入し年末決算の際家族會議に提出してその承認を求めてゐる。従つて新事業を興さんとする場合は先づ家族會議を開きその同意を得ねばならぬ。家族會議の同意を得て事業を興したときはその事業の損益は總て家に歸屬するのである。但し妻が實家より持參した物に付ては特有財産を認め家族は何等干渉して居らぬ。

「過繼は長幼の序に依つてゐるか」 否。

「大家族でお互に氣拙い思ひをせぬか」 氣拙い思ひはせぬ。家族が結婚するときには先づ嫁となるべき娘に家法を傳へ之を承諾した上で嫁に貰つて居るので、結婚後嫁に不都合があつたときは家法を承諾して來たのではないかと言ひ聞せれば、直ぐ了解して至極圓滿に治まる、例としてこの様なことがあつた一度に二人嫁を貰つたことがあつたが、何れも近頃の流行の斷髮で嫁に來たが家法で皆が髮を伸して居るのを見て一緒に外に出るのに氣がひけるのでその嫁も直ぐ髮を伸したことがある。毎年正月十五日になると家長は家族一同を召集し茶菓を



接待し、前年一箇年の全家族の收支を報告しまた報告させる。それで各家族の善し悪しが判り、中に文句を言ふ者があれば皆で之を納めてしまふので家族間の争とか分家と言ふ様なことは起らぬ。

「大家族制はどういふ點が長所か」 大家族だと(1)家族相互の扶助ができる。(2)安心して外で働ける。外で働いてゐて長期間家に歸らぬでも家長や當家のが内部、外部總てをしてゐて呉れるから心配なく働ける。

「大家族制は昔に較べて減少しつゝあるか」 然り。事變以前は大家族が相當あつたが事變後減少した。それは家長に抱擁力がなかつたからであるが、私の家では洵に善く治つてゐる。

「大家族だと事變當時匪賊に狙はるゝから漸次小家族になつて行つたやうなことはないか」 その理由もある。私の家も財産家と見られて種々費用を要するので小家族にしようかと言ふ者もあるが家族の殆どは大家族維持を主張してゐる。

「匪賊に襲はれたことはないか」 度々襲はれた。それで家では常時小銃四十挺を準備して居つた。家の者が二人ピストルを持つて田を見に行つたところ匪賊に會ひ、一時間ばかりの對戦で一人は死に一人は傷いたことがあつた。縣に願つて家から十名と他から二十名雇入れ三十名の自衛團を組織して家を警備したが匪賊は増加するばかりで一向埒がつかず、更に領事館に御願ひして警備兵七名宛派遣して貰ひ其の人達と協力して漸く正月頃匪賊全部を追拂つてしまつたことがある。此の匪賊は共產匪で財産家のみを襲ふてゐたので、その頃他の人々から分家して小家族にしてはどうかと言はれたが私等家族は大家族を維持して分家せなかつた。家の塀は一丈二尺煉

瓦を積み、その上に三尺ばかりの鐵柵を設け、四隅には砲臺を設けてゐる。

「小作料の支拂状態はどうか」 小作人中には匪襲の爲逃げてしまつた者もあるが小作料は大體支拂つて呉れた。中には小作料の減額を要求して來る者もあるが其の様なときは收穫、その他の状況を實地調査して決めてゐるので小作料に關して問題が起つたことはない。

小作人の三分の二は朝鮮人で匪襲の際は殆ど私の家に避難させて面倒を見てやり、又共產事件で檢舉せられた朝鮮人を何百人も警察から貰ひ受けて來て改心させたことがある。此の様な關係で孫家の名聲は高くなつたのである。

## 第二節 族 制

### 一 同族の意義

(1) 「同族とはどういふ者を言ふか」 血統同一なもの即ち同宗同姓のものを言ふ。

(2) 「同族と同宗とは普通區別して用ゐてゐるか」 普通は區別して居らぬ。「ハルピンの調査では同宗とはどの祖先から出たか判然してゐる場合に使ひ、同族はどの祖先から出たか明瞭ではないが、同一祖先から出てゐることが分つてゐる場合に言ふと言つてゐたがどうか」 さう言はれて見れば同族の方が範圍が廣い様に思ふ。

### 二 同族と同姓



(1) 「同族の者は必ず同姓か」 然り。  
(2) 「同姓の者は必ず同族か」 否。例へば王、趙、張、劉などの中には同姓でも同族でないものがある。管有信——自分の姓は同姓の者は必ず同宗である。

(3) 同姓の者にして同族でない者ありとせば同族なりや否やは何によつて識別するか 大抵は各人が知つてゐるが、分らぬときは姓字輩に依るか或は家譜に依りその祖先を辿つて識別することができる。

### 三 同姓同宗の者と部落

「同姓同宗の者のみで部落を成してゐるところがあるか」 當地方にはない。

### 四 同族の構成

(1) 左の者は同族か

(イ) 「異姓から收養した養子女」 養子女自身では同族の様に思つてゐるが世間では他から養子に來た者だと言ふて同族と同様には見ないことがある。「同族と同じ墓に埋葬するか」 同じ墓に埋葬するのが多いが中には同じ墓に埋葬しないものもある。「族譜に入れるか」 若しその養子に後継者があれば族譜に登載するが後継者がなければ登載せぬ。

(ロ) 「贅婿」 同族でない。

(ハ) 「養老女婿」 同族でない。

(ニ) 「同族間の姦生子」 その様な子女は普通は育てない。以前當地にこの様な實例があつた。同族間で姦生子ができたので同族間で育ててゐたがその後男の子は父と共に何處へ行つたか分らぬ様になり、母親は他へ嫁入りしたことがある。

(ホ) 「同族者と異姓者間の姦生子」 産れた子女を男の方で引取つて養育すればその男の同族になるが引取らぬときは人にやるか又は捨子にしてしまふ。清朝の高祖は姦生子であつたと言ふが姦生子から偉い人が出ると言はれてゐる。

(ヘ) 「三歳以下のときに收養せられた子女(乞養三歳以下の子女)」 同族である。大きくなつてから收養しては實父母を慕ふて養父母に馴染ぬから三歳以下で子が知らぬ内に連れて來て實子女の様に養育するのである。

(2)(イ) 「同族の人数は普通大凡どの位か」 族譜があれば分るが之がないと分らぬ。何處でも分らぬ方が多いであらう。

(ロ) 「各應答者の同族の人数はどの位か」 鞠永祥——私は祖先から七代位であるが同族の人数はどの位か分らぬ。管有信——同族の大部分は中華民國にゐるのでその数は分らぬ。

### 五 族長の資格

(1) 「どんな資格を有する者が族長となるか (例へば輩分尊い者、年長者、長男の系統の者或は徳望ある



者」當地方には族長はない。鞠永祥——私の故郷山東には族長があり祖父が歸郷の際その族長に會ふたと聞いてゐるが現在もあるかどうか分らぬ。山東地方の族長は輩分の高い年長者で徳望のある人を同族が推舉してゐる。

#### 六 同族内の紛争解決と懲罰

(1) 「同族内の紛争を同族内で解決する場合如何なる方法によるか」 同族内の有力な者に頼んで調停して貰ふ。

(2) 「同族に於て族人に對し懲罰することがあるか」 無い。同族は同族に對して強制權を持たぬ。従つて懲罰權はない。

(3) 「族籍より除外し族譜よりその者の名を削除することがあるか又族籍に入ること拒み族譜に入ることがあるか」 當地方には族譜がないのでどういふことにしてゐるか分らぬが、聞くところに依れば、昔は同族中に若し非常に悪いことをした者があるときは其の者を生き埋にしたり、族人全部が集つて詰問したりしてゐたさうである。

#### 七 族人の救済

(1) 「族人中貧困に困り生活、就學、婚嫁又は喪葬をすることができない者に對して同族で救済扶助することがあるか」 有る。

(2) 「ありとせばどういふ方法に依るか」 お互に自己の力の範圍内に於て、又はその親疏によつて食物を

分けてやつたり、婚嫁、喪葬のときは皆で金を出し合せてやつたり、就學に付ては不足分を補助してやつたりしてゐる。又年老いて自活できず扶養して呉れる者がないとき或は幼少で父母と死別し扶養して呉れる者がないときは同族で扶養してゐる。

#### 八 同族内の規約

「同族内で規約を定めてゐるものがあるか」 無い。

#### 九 族 譜

(1) 「同族は族譜を有するか」 家譜はあるが族譜はない。

(2) 家譜の記載事項

(イ) 「どんな事項を記載するか」 死亡者の氏名を記載する。六、七十歳で死亡すれば直ちに記載し、若い者が死亡したときは三年を経ねば記載できぬ。又父母在世中に死亡した者は父母が死亡する迄記載することはできぬ、それは尊輩者から順次に記載せねばならぬからである。「何故六、七十歳で死亡した者は直ちに記載するし、若い者が死亡したときは三年を経ねばならぬか」 若くして死亡したからと言ふ理由以外に分らぬ。

(ロ) 「妻及女を載せるか」 妻は子あるときはその子が載せるがその他の女は載せぬ。

(ハ) 「同族でない者を載せることがあるか(例養老女婿、乞養三歳以下之子)」 家譜には同族の直系で妻を娶て一家を成せる者、又傍系は叔父、叔母のみを載せその他は載せぬ。「家譜は家譜に載せた故人を祭る意



味で作るのか」然り。家譜は祖先の靈位と同じで祖先を忘れず崇拜し祭祀する爲に作られるのである。大家庭とか金持の家では家廟を建造し、普通の家では家の中に家堂を造つて祖先を祭り正月にはその前に供物をして禮拜する。

(3) 「家譜は誰が管理するか」家廟があれば家廟に納めて保管するが普通は各自の家廟に納めて置く。

(4) 家譜の記載方法

(イ) 「記載すべき事項が出来たときその都度記載するか」否。年末祭祀の際に記載する。

(ロ) 「家譜に記載すべきか否かは誰が如何なる方法で定めるか」年末祭祀の際子供に依り記載される。

#### 一〇 族産の種類性質

一族に左の族産(一族の公産)があるものがあるか

(イ) 祠産。(ロ) 義田。(ハ) 祭田。(ニ) 學田。(ホ) 墓地」當地方には何もない。

#### 一一 祠堂

「一族で祠堂を有するものがあるか」祠堂は金持か又は相當な役人の家にあるのであるが當地方にはない。

### 第四節 婚姻

#### 第一項 婚姻豫約(定婚)

一 「結婚前には必ず豫約(定婚)をするか」然り。どんなに早くても婚約してから一週間經過せねば結婚の式はあげない。

#### 二 婚約の年齢

(1) 「普通幾歳で婚姻の豫約をするか」昔は幼くして婚姻の豫約をしてゐたがその後天然痘などに罹つて容貌が見苦しくなるとそれを原因に婚姻豫約を取消す様なことがあつたので現在では男は二十歳位、女は十七、八歳位で婚姻の豫約をしてゐる。「金持と貧乏人との區別があるか」金持は男十五、六歳で二十歳位の女を娶り貧乏人は男二十四、五歳で十六、七歳の女を娶るのが普通であるが、此の頃は一般に早婚を避け男よりは年少の女を娶る向が多い。

(2) 「最も幼い者は幾歳で婚姻の豫約をするか」現在は男女共十歳を越へてからでなくては婚姻の豫約はして居らぬ。

#### 三 指腹婚

「胎兒を婚約せしめることの實例があるか」昔はあつたが、今は無い。

#### 四 婚約の訂定

(1) 左の場合婚姻の豫約は男女自ら爲すか父母祖父母其の他の尊長者が爲すか

(イ) 初婚の場合。(ロ) 再婚の場合。(ハ) 成年者(滿二十歳以上の者)の婚約の場合」多くは父母の意思が



主となる。當事者が成年に達してをれば當事者の同意は勿論祖父母があればその祖父母の同意をも得ねばならぬ。併し此の頃では當事者の意見が尊重されるようになった。再婚の場合は當事者のみの意思に依ることが多いが父母在世中であれば父母にも相談する。

右何れの場合でも婚姻の豫約を爲すには仲媒人を入れるのが普通で假令婚約が成立してゐても必ず仲媒人を入れてゐる。

(2) 男女自ら婚約を爲す場合には

(イ) 「父母その他の尊長者の同意を要するか」 父母の同意を要するがその他の尊長者の同意は要しない。

(ロ) 「何歳に達すれば尊長者の同意を要しないか」 當地方では當事者が勝手に婚約してゐる場合もあり又再婚の場合は當事者のみの意思で婚約し然る後之を父母に知らせてゐるのが多いが、總て婚約に付ては年齢の如何に拘らず尊長者が生存する以上これと相談せねばならぬ。

(ハ) 「同意を要すとせば同意なかりし理由を以て婚約を取消すことができるか」 否。好いた同志が婚約してしまへば親として致し方なく結局それに同意することになる。

(3) 父母その他の尊長者が婚約を爲す場合には

(イ) 「子女の同意を要するか」 要す。「子女の同意なくして婚約を爲す様な場合はないか」 以前は子女幼少の頃に親が勝手に婚約してゐたが、子女が大きくなつてその婚約に付問題を起すことがあるので、現在

は非常に少くなつた。

(ロ) 「同意を要すとせば同意なかりし理由を以て婚約を取消すことができるか」 取消できる。

### 五 主婚人の任務

(1) 「主婚人は婚約婚姻に付どういふことをするか」 主婚人は婚約婚姻が正當に成立したことを認め之に賛意を表する者で、結婚のときはなくてはならぬ人である。又結婚の際は證婚人も立會つて結婚の事實を證明する。

(2) 「男女自ら婚約する場合でも必ず主婚人を要するか」 要す。

(3) 「必要とすれば主婚人なくして爲した婚約は取消し得るか」 取消すことはできぬ。

### 六 主婚人たるべき者及其の順位

(1) 「父母、祖父母なき場合誰が主婚人になるか」 父母の兄弟或は其の妻等自己と最も近い親屬が主婚人となる。父母、祖父母が遠隔の地に居る場合も亦同様であるが此の場合の主婚人は一定してをらぬ。

(2) 「父、母、祖父、その他の尊長者の主婚人となる順位如何」 順位は一定してをらぬが大體1父2祖父3伯叔父4母、祖母、伯叔母の順であり、女は男の居ないときのみ主婚人となる。

(3) 「父母祖父母以外の者が主婚人となる場合その順位如何」 その場合は伯叔父母が第一順位になるがその他は一定してをらぬ。

(4) 「寡婦が再婚する場合は」 寡婦の再婚には親も主婚人となることを好まぬので主婚人のあることは極



めて少い。若し主婚人を必要とするときは親が他人に頼んで主婚人になつて貰ふこともある。又寡婦の再婚は極めて簡單で婚家先からは出嫁させず宿屋か或は友達の家で仕度して聘禮錢を四百圓とか五百圓と澤山貰つて出嫁する。それは普通ならば寡婦は先夫のため操を守つて居らねばならぬものを再婚するのであるから、公然と出嫁できないのであり、又再婚の場合は殆ど男の方が年長者である爲に聘禮儀を澤山貰ふのである。奉天地方の寡婦の再婚は晩方こつそりと町外れの廟から馬車に乗り再婚先に着いて拜天地を爲すのみで、主婚人は殆ど立てゝゐない。

(5) 童養媳が未婚夫死亡後婚姻する場合

(イ) 左の者が主婚人となるか

(A) 「夫家(婆家)の父母祖父母」 否。これは再婚とは言へない。従つて童養媳の生父母が主婚人となる。それは未婚夫が死亡すれば童養媳は實家があれば實家に歸るのが普通であり、殊に夫家の父母は自分の子と結婚させる爲に置いた童養媳を他へ嫁がせその主婚人となることは忍び難いことであるからである。

(B) 「實家(母家、娘家)の祖父母」 然り。

(C) 「夫家その他の尊長者」 否。

(D) 「實家その他の尊長者」 然り。

(ロ) 「右の場合主婚人となる順位如何」 (B)(D)の順である。

(6) 「父死して母の再婚に従ひ他家へ入つた子女にして母の後夫の姓に改めない者の結婚に付ては誰が主婚人となるか」 母再婚の場合は男子は殆ど前夫の家に残るのであるが、母に従ひ後夫の家に入つた男子は幼いときは姓を改め、成長してゐれば改姓せぬ。併し姓の改否如何に拘はらず後夫の家に入つた者は後夫の家族と同じ待遇を受けるのである。従つて結婚の場合は後夫が主婚人となる。女子は殆ど母の再婚に従ひ後夫の家に入り姓を改めるから後夫が主婚人となる場合が多い。

「右の場合主婚人となる順位如何」 1 母の後夫。2 後夫のその他の男尊長者。3 母。4 後夫のその他の女尊長者である。

主婚人は結婚の儀式上必要だから設けるといふ程度のものであるから誰が主婚人になつてもよいのであり、又主婚人なくして結婚してもその婚姻の効力如何に係る様なことはないのである。

(7) 「母の離婚後母に従つて他家へ入つた子女にして母の後夫の姓に改めない者の結婚に付ては誰が主婚人となるか」 男子は母に従つて他家には入らぬから母の後夫との關係はなく、女子は母に従つて他家に入ることがあるが入れば後夫の姓に改める。従つて(7)の様なことは考へられぬ。

(8) 母が離婚後母に従つて他家へ入つた子女にして母の後夫の姓に改めた者の結婚に付

(イ) 左の者が主婚人となるか

(A) 「生父」 否。



- (B) 「生母」 然り。
- (C) 「生父のその他の尊長者」 否。
- (D) 「母の後夫」 然り。
- (E) 「母の後夫の尊長者」 然り。
- (ロ) 「右の場合主婚人となる順位如何」 1 母の後夫。2 母の後夫の男尊長者。3 母。4 母の後夫の女尊長者である。

七 同意すべきもの及其の順位

「六問各項の場合男女自ら婚約するとせば右の主婚人となるべき者が同時に同意権者であるか」 必ずしもさうだとは断定できないが、大部分はさうである。

八 配偶者の選定

- (1) 「配偶者はどういふ方法で定めるか」 男女雙方共に仲人を立てる。
- (2) 「配偶者の選定には如何なる點を重要視するか(年廻り、本人、家系、血統、資産等の内普通何を重要視するか)」 配偶者の選定には年廻り、本人の性格、父母の性格、血統、資産等を重視するが最近は年廻りはあまり重視せぬ様になつた。以前は男女の相性即ち申年生れの者と、己年生れの者、酉年生れの者と、辰年生れの者。戌年と卯年。亥年と寅年。未年と午年。子年と丑年生れの者は共に相性であるとし、さうでなければこれを

尅性とした。従つてこれを重視し雙方の生年月日を聞いて易者に卜はしてゐた。現在でも田舎では之を相當重視して居るが智識階級の者や都會の者は左程重視して居らぬ。

九 庚帖

- (1) 「婚約するとき男女雙方は庚帖(婚帖、八字帖)を交換することを要するか」 要す。當地方では庚帖(婚帖、八字帖)を媒簡と稱してゐる。
- (2) 「庚帖にはどういふことを記載するか」 男女の姓名、生年月日時及親家の姓名を書き末尾に天長地久等の吉祥語を書く、其の雛形左の通り

(赤紙四ツ折)

媒簡	
乾造 李 玉	良 年二十歳
坤造 王 萬	年二十二歳
	民國十年三月十五日卯時生
	民國八年十二月十日戌時生
親家 李 永	禎
親家 王 清	德
天長地久	
庚德七年十二月一日	



(3) 「庚帖の交換はどういふ意味ですか」 婚姻の豫約(定婚)をした證である。

### 一〇 結納

(1) 「婚約をするとき男子より金銭その他の財物を女子に提供することを要するか(納采、財禮)」 要す。之は普通二回に行つてゐる。其の第一回を小禮と言ひ、第二回を大禮と言ふて居り、小禮は媒簡を交換するとき一緒に行ふことが多い。當地方では必ずこれをやる。

(2) 「その財物の提供はどんな意味ですか」 小禮は婚約が成立した祝の印で、大禮は婚約履行の祝の印である。

尙貧乏な家では今迄娘を養育して來たのだから其の代償として養錢を幾許呉れと請求することがある。之を奉天附近では押厘錢と稱してゐるが、「過小禮」の後ですぐ贈ることになつてゐる。現在では養錢といふ名稱では聞きにくいので裝菸錢(煙草錢)又は裝煙錢と稱してゐるが、その額は百圓乃至三百圓位で、南方では二圓、四、六圓など偶數でその額も僅である。

(3) 「その種類、數量如何(金銭、家畜その他の財物を以てするか、どの程度の家庭でどの位か例を擧げて説明すること)」 當地方では女の方から仲人を通じて要求する。その額は一定してゐないが大體菓物、茶の葉、豚二匹、酒二瓶、四季の衣服數枚、各種各様の布約二百尺位、綿、金指輪、金の耳飾一對、腕輪一對、外套、粉條、葱、若木、艾蒿等を贈る。其の内紛條(支那そうめん)は長いものであるから媳婦兒長留(嫁が長く留る)

の意を含み、葱(ツン)は聰(ツン)に通じ若(ミン)は明(ミン)に通ずるので聰明の意を有し、又艾蒿(五月の節句に焚くもので蓬に似た草を繩の様にしたもの)の艾(ナイ)は耐(ナイ)に通じ忍耐の意味を有するものである。

尙女の方から要求された右禮物は或程度値切ることができ。

### 一一 庚帖及結納と婚約の成立

庚帖の交換及結納の交付を要すとせば

(1) 「右の兩者を具備せねば婚約は有効に成立しないか」 否。庚帖の交換はその成立を意味し、結納はその一部分の履行に過ぎない。田舎では媒簡の交換、小禮、大禮と三回に分けて必ず行つてゐるが、町では小禮と大禮とを一緒に行ふことが多い。

(2) 「右の内何れか一方を具備すれば婚約は有効に成立するか」 然り。媒簡を交換すれば婚約は有効に立するのである。

### 一二 女方より贈與

「婚約するとき女子の方からも男子の方に贈物を交付するか」 否。女の方より男子の方に贈物をする様なことは少ない婚約の指環は男の方で準備する。稀には女の方から着物などやることもある。

### 一三 婚約の順序及儀式



「婚約はどういふ順序によつてするか」

(1) 相看 親戚知友の紹介によつて男女雙方が婚約に同意したときは多くは男の方が方法を設けて先づ女の方と見合をし、女の方から更に男の方と見合をする。而して雙方共に相當と認めたらば直ちに仲人を迎へて婚約する。婚約が成立すれば女の方では要求書(單)を作成して仲人を介し男の方に裝飾品、衣服、布等を要求し、男の方では其の状況を斟酌して之を贈る。

(2) 過小禮 雙方日を定めて男の方は豚二匹、酒二瓶、裝飾品(指輪、腕輪、耳輪)化粧品を整へて仲人と共に女の家に行く、女の方では妻となるべき娘が夫となるべき男の父親に恭しく煙草を薦めて之に火をつける。之に若し男の方では裝煙錢を若干贈る。而して女の家では宴を設けて男の方を歡待するのである。之が婚約後の最初の聘禮で、此の過小禮を換森子(盃を交す)と言ひ、卓の上に盃を二つ並べ主婚人相對して立ち互に盃を交すのみで儀式は極めて簡單である。又過小禮に女の方へ贈る豚は百斤を超えず酒は四十斤を超えぬことになつてゐる。時としては男方、女方雙方相談の上で豚や酒を値段に換算して金で贈ることもある。(以下五四三頁結婚の手續に續く)

#### 一四 婚約の解除

左の事由ある場合婚約を解除し得るか(法律によらず慣習によること、實例がないときはその意見)

(1) 「故意に結婚の時期を違へたとき」その場合婚約を解除した實例はあるが之は實に非常識な行爲である。

(2) 「生死不明となり滿一年を経たとき」 否。一年では解約できぬ。女が二十歳を超へて居れば二年乃至三年で解約することもあるが普通は五年以上七、八年位經過しなければならぬ。尙解約は不明になつた方から申出るのが普通である。

(3) 「重大な不治の病あるとき」 否。その場合は病のある者の方から解約を申出るのが道義上當然である。

(4) 「性的缺陷があるとき」 それは結婚せねば分らぬことであるがその様なときは雙方合意で解決する。十何年前當地方にその様な實例があつた、妻の性的缺陷を理由に男から結婚解除を申入れたところ女はどうしても聞き入れずその結果訴訟になつたことがある。

(5) 「花柳病其の他の悪疾があるとき」 否。一方的には解約できぬ。雙方合意で解決する。

(6) 「婚約後廢疾となつたとき」 男が廢疾となつて將來生活して行けぬ見通がついたとき男の方から解約を申出ることにはあるがそれ以外は解約できぬ。

(7) 「婚約後女子が他人と姦したとき」 解約できる。

(8) 「婚約後男子が他人と姦したとき」 否。是迄その様なことで解約した例はない。

(9) 「婚約後徒刑の宣告を受けたとき」 長期の徒刑に處せられたときは解約の理由になるがその他は本人の承諾を得ねば解約できぬ。

(10) 「當事者雙方の父母又は祖父母の間に婚姻を害する重大なる事由あるとき(例へば婚約後一方の父母が



他方の父母を殺したとき等」 その様な事はよくあることだ。之は解約できる。

(11) 「右の外解除し得る事由如何」 (イ)妻を扶養し得ない様な貧乏であるときは雙方合意で解約できる。

(ロ)將來妻を賣らうとする様なことがあつたときは女は一方的に解約できる。

一五 結納の返還

左の場合女方は結納(采禮)を返還しなければならぬか

(1) 當事者一方の死亡

「(イ)男死亡のとき。(ロ)女死亡のとき」 男死亡のときは結納(采禮)の半分を返還し、女死亡のときは全然返還せぬ。それは男が死亡すれば女は他へ嫁ぐことができても亦結納を貰へるからである。「男子死連根爛、女子死還一半といふ諺はこの邊にはないか」 無い。この邊では寧ろ反對である。

(2) 當事者一方の責

例へば他の一方が他人と婚姻又は結婚したことにより婚約を解除したとき

(イ) 「男に責あるとき」 結納(采禮)は返還せぬ。

(ロ) 「女に責あるとき」 一聘二女といつて詐欺的行爲とされてゐるので貰つた結納全部を返還しなければならぬ。

一六 女方の贈與物の返還

左の場合男方は女方の贈與物を返還しなければならぬか

(1) 當事者一方の死亡

「(イ)男死亡のとき。(ロ)女死亡のとき」 女方よりの贈與物はないのが普通であるが男の方が貧乏で子供の學資が續かないとき其の學資を女の方で貢いだり又衣服を與へたりすることもある。之は總て愛情から出たものであるから男が死亡しても女が死亡しても之は返還しない。

(2) 當事者の一方の責

例へば他の一方が他人と婚約又は結婚したことにより婚約を解除したとき

(イ) 「男に責あるとき」 道義上返還しなければならぬ。

(ロ) 「女に責あるとき」 返還しなくともよい。

一七 婚約解除による損害賠償

(1) 他方に一四問(7)以下の様な事由ある爲婚約の解除をした場合他の一方は結納又は女方の贈與物返還の外

(イ) 「財産上損害の賠償をしなければならぬか」 當地方は一般に民度が低いのでさういふ方法に出ることを知らない爲實例はないがその様な場合は損害賠償の要求をしてもよからふ。併し多くは采禮の返還ぐらゐで解決してゐるやうだ。



(ハ) 「慰藉料を支拂はねばならぬか」 男に責あるときは結納(采禮)を其儘やつてしまふ位に止め、その他は殆ど泣き寝入になつて終るらしい。

(ニ) 當事者の一方が正當な理由なくして婚約を履行しない場合他の一方は結納又は女方の贈與物返還の外  
「(イ)財産上の損害を賠償しなければならぬか。(ロ)慰藉料を支拂はねばならぬか」 男が婚約を履行せぬときは結納をその儘女にやつてしまい、女が履行せぬときは貰つた結納を男に返還して事済となるのであるがそれでも猶話合がつかねば仲人を入れて解決する。

## 第二項 結 婚

### 第一目 結婚の禁止及制限

#### 第一款 結婚年齢

一 (1) 普通幾歳で結婚するか

(イ) 「男は」 十七、八歳から二十歳。

(ロ) 「女は」 十七歳になれば成年と見られて居るので十七歳から二十歳。

(2) 「最も幼い者は幾歳か」 男十三歳で十九歳の女を娶つた者があり、女十五歳で結婚した者もある。

「貧富に因つて早婚、晩婚があるのではないか」 然り。又男子の早婚は父母共になきときとか或は父母が老年の場合に行はるるのである。

「結婚に付女の年齢の偶數を嫌ふ風習なきや」 有る。その風習があるので女は殆ど奇數の年齢に結婚してゐる。それは偶數の偶は配偶者の偶で既婚者を指すものであるから未婚者は偶であつてはならぬ、結婚して始めて偶數となり配偶者となるからである。

「男の結婚年齢に制限なきや」 無。

#### 第二款 親屬結婚の禁止

##### 第一宗 親

### 一 同姓同宗の傍系血族

「同姓同宗の傍系血族(例兄弟姉妹父の兄弟姉妹)は結婚できるか」 否。近親遠親を問はず同宗の傍系血族は結婚できぬ。

### 二 同輩の血族の妻及妾

#### (1) 同輩の血族の妻

「兄弟の妻(兄弟の死後又は離婚後以下同様)と結婚できるか」 その様な結婚は善くないことであるが當地方には非常に多く、殆どは民度の低い貧乏人間に行はれてゐる。それは初めて結婚する女を娶れば結納(采禮)を贈らねばならぬが、かうした結婚をすれば結納を贈らすので費用を要せぬからである。さうして結婚式も挙げず私通の様にこつそりと夫婦になつてしまふ。



(2) 同輩の血族の妾

「兄弟の妾と結婚できるか」 結婚できるが善くないことである。

三 異輩の血族の妻及妾

(1) 異輩の血族の妻

「堂伯叔父(父の堂兄弟)又は堂甥(堂兄弟の子)の妻と結婚できるか」 結婚できぬ。例外としてあるにはあるが之は私通である。

(2) 異輩の血族の妾

(イ) 「父祖の妾又は子孫の妾と結婚できるか」 結婚できぬ。父祖の妾と雖も敬稱を以て呼んでゐるから、それと一緒にはなれぬ。

(ロ) 「伯叔父又は甥の妾と結婚できるか」 結婚できぬ。

(ハ) 「若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば何世降れば結婚できるか」 如何に遠親でも結婚できぬ。

第二 外親及妻親

一 同輩者

次の者は結婚できるか

(1) 兄弟の子女と姉妹の子女

(イ) 兄弟の子と姉妹の女(ロ) 兄弟の女と姉妹の子 兄弟の子が姉妹の女と結婚するのは骨血倒流と言ふて善くないが兄弟の女が姉妹の子と結婚するのは構はない。

(2)(イ) 姑舅兄弟の子と姑舅兄弟の女

(A) 「兄弟の孫男と姉妹の孫女」 結婚してゐる者もあるにはあるが骨血倒流と言ふて善くない。

(B) 「兄弟の孫女と姉妹の孫男」 できる。

(ロ) 姑舅兄弟の子又は女と姑舅姉妹の女又は子

(A) 「兄弟の孫男と姉妹の外孫女」 結婚できる。

(B) 「兄弟の外孫女と姉妹の孫男」 結婚できる。

(3) 「右の場合若し近親を禁じ遠親を禁じないとせば何世降れば結婚できるか」 骨血倒流は大體三代位即ち孫、從兄弟姉妹迄は結婚できぬがそれを過ぎれば同宗でない限り結婚できる。

(4) 姑舅兄弟の妻

(イ) 母の兄弟(舅)の子の妻と本人。(ロ) 父の姉妹(姑)の子の妻と本人。(ハ) 右の二者の妾と本人 善くないことだが兄弟の妻とさへ結婚してゐる者があるのだから此の場合も結婚できない事はないが、此の様なことは恥しいことで常識ある者のすることではない。

(5) 「姉の子女と妹の子女(兩姨兄弟姉妹間)」 之は普通行はれてゐることで兩姨作親と言ふて結婚できる。



二 不同輩者

次の者は結婚できるか

(1) 母の親屬

(イ)(A) 「母の兄弟(舅)と本人(甥女、俗に外甥女)」結婚できない。此の様なことは恥しいことである。

(B) 「母の姉妹(姨)と本人(甥、俗に外甥)」結婚できない。例としてはないが恥しいこととで今後法律を制定せられる際は禁止して貰ひ度い。

(ロ) 「母の堂兄弟姉妹(母の父の兄弟の子女即堂舅、姨)と本人(堂外甥、堂外甥女)」結婚できないが例としてはないことはいない。

(ハ)(A) 「母の兄弟の配偶者(舅母)と本人(其の夫の外甥)」結婚できぬ。

(B) 「母の姉妹の配偶者(姨父)と本人(其の妻の外甥女)」結婚できぬ。

(2) 祖母の親屬

(イ)(A) 「祖母の兄弟(舅祖、俗に舅爺)と本人(姑舅外孫女)」結婚できぬ。

(B) 「祖母の姉妹(祖姨、俗に姨奶々)と本人(兩姨外孫)」結婚できぬ。

(ロ) 「祖母の堂兄弟姉妹(堂舅祖父、堂姨祖母)と本人(堂姑姨外孫、堂姑舅外孫女)」五服以外になれ

ば遠親になるから輩分は違つても年齢が違はねば私通の様にして夫婦になつてゐる者もないではないが五服以内は結婚できぬ。

(ハ)(A) 「祖母の兄弟の配偶者(舅祖母、俗に舅奶々)と本人(その夫の姑舅外孫)」できぬ。

(B) 「祖母の姉妹の配偶者(姨祖父、俗に姨爺々)と本人(その妻の兩姨外孫女)」できぬ。

(ニ)(A) 「祖母の兄弟の子女(姑舅伯叔父、俗に姑舅大爺叔々、姑舅姑)と本人(姑舅姪、姑舅姪女)」できぬ。

(B) 「祖母の姉妹の子女(兩姨伯叔父、俗に兩姨大爺叔々、兩姨姑)と本人(兩姨姪、兩姨姪女)」できぬ。

(ホ)(A) 「祖母の堂兄弟の子女(堂姑舅伯叔父、堂姑舅姑)と本人(堂姑舅姪、堂姑舅姪女)」否。一輩位ならば結婚することもあるが二輩以上異るときは結婚できぬ。然し遠親で親戚交際もせぬ様になれば結婚してもよす。

(B) 「祖母の堂姉妹の子女(堂兩姨伯叔父、堂兩姨姑)と本人(堂兩姨姪、堂兩姨姪女)」できぬ。

(ハ)(A) 「祖母の兄弟の子女の配偶者(姑舅伯叔母、姑舅姑父)と本人(その夫の姑舅姪、その妻の姑舅姪女)」できぬ。

(B) 「祖母の姉妹の子女の配偶者(兩姨伯叔母、兩姨姑父)と本人(その夫の兩姨姪、その妻の兩姨姪女)」



女) 結婚できないことはないが親戚交際をしてゐる間柄だと洵に恥しい行爲である。

(3) 祖父の親屬 (宗親を除く)

(イ) 「祖父の姉妹の子女 (姑舅伯叔父、姑舅姑) と本人 (姑舅姪、姑舅姪女)」 できぬ。

(ロ) 「祖父の堂姉妹の子女 (堂姑舅伯叔父、堂姑舅姑) と本人 (堂姑舅姪、堂姑舅姪女)」 できぬ。

(ハ) 「祖父の姉妹の子女の配偶者 (姑舅伯叔母、姑舅姑父) と本人 (その夫の姑舅姪、その妻の姑舅姪女)」 できぬ。

(4) 外祖父の親屬

(イ)(A) 「外祖父の兄弟 (外伯叔祖父) と本人 (姪外孫女)」 できぬ。

(B) 「外祖父の姉妹 (外祖姑) と本人 (姪外孫)」 できぬ。

(ロ)(A) 「外祖父の堂兄弟 (堂外伯叔祖父) と本人 (堂姪外孫女)」 できぬ。

(B) 「外祖父の堂姉妹 (堂外祖姑) と本人 (堂姪外孫)」 できぬ。

(ハ)(A) 「外祖父の兄弟の配偶者 (外伯叔祖母) と本人 (その夫の姪外孫)」 できぬ。

(B) 「外祖父の姉妹の配偶者 (外祖姑父) と本人 (その妻の姪外孫女)」 できぬ。

(ニ)(A) 「外祖父の兄弟の子女 (堂舅、堂姪) と本人 (堂外甥、堂甥女)」 できぬ。

(B) 「外祖父の姉妹の子女 (姑舅々、姑舅姑) と本人 (姑舅外甥、姑舅外甥女)」 できぬ。

(ホ)(A) 「外祖父の堂兄弟の子女 (兩從舅、再從姪) と本人 (再從外甥、再從外甥女)」 できぬ。

(B) 「外祖父の堂姉妹の子女 (堂姑舅々、堂姑舅姑) と本人 (堂姑舅外甥、堂姑舅外甥女)」 できぬ。

(ハ)(A) 「外祖父の兄弟の子女の配偶者 (堂舅母、堂姪父) と本人 (その夫の堂外甥、その妻の堂外甥女)」 できぬ。

(B) 「外祖父の姉妹の子女の配偶者 (姑舅々母、姑舅姪父) と本人 (その夫の姑舅外甥、その妻の姑舅外甥女)」 できぬ。

(5) 外祖母の親屬

(イ)(A) 「外祖母の兄弟 (外舅伯叔祖、俗に舅老爺) と本人 (姑舅外孫女)」 できぬ。

(B) 「外祖母の姉妹 (外祖姨、俗に姨姥娘) と本人 (兩姨外孫)」 できぬ。

(ロ)(A) 「外祖母の堂兄弟 (堂外舅伯叔祖) と本人 (堂姑舅外孫女)」 できぬ。

(B) 「外祖母の堂姉妹 (堂外祖姨) と本人 (堂兩姨外孫)」 できぬ。

(ハ)(A) 「外祖母の兄弟の配偶者 (外舅伯叔祖母、俗に舅姥娘) と本人 (その夫の姑舅外孫)」 できぬ。

(B) 「外祖母の姉妹の配偶者 (外祖姨父、俗に姨姥爺) と本人 (その妻の兩姨外孫女)」 できぬ。

(ニ)(A) 「外祖母の兄弟の子女 (姑舅々、姑舅姨) と本人 (姑舅外甥、姑舅外甥女)」 できぬ。

(B) 「外祖母の姉妹の子女 (兩姨舅、兩姨姨) と本人 (兩姨外甥、兩姨外甥女)」 できぬ。



- (ホ)(A) 「外祖母の堂兄弟の子(堂姑舅々、堂姑舅嬢)と本人(堂姑舅外甥、堂姑舅外甥女)」 できぬ。
- (B) 「外祖母の堂姉妹の子(堂兩姨舅、堂兩姨嬢)と本人(堂兩姨外甥、堂兩姨外甥女)」 できぬ。
- (ハ)(A) 「外祖母の兄弟の子(堂姑舅々母、堂姑舅嬢父)と本人(その夫の姑舅外甥、その妻の姑舅外甥女)」 できぬ。

(B) 「外祖母の姉妹の子(堂兩姨舅母、堂兩姨嬢父)と本人(その夫の兩姨外甥、その妻の兩姨外甥女)」 できぬ。

(6) 夫の親屬(宗親を除く)

(イ) 「夫の母の兄弟(舅々翁)と本人(甥婦)」 できぬ。

(ロ) 「夫の母の堂兄弟(堂舅々翁)と本人(堂甥婦)」 できぬ。

(7) 妻の親屬

(イ) 「妻の兄弟の女(妻姪女)と本人(姑父)」 できぬ。

(ロ) 「妻の堂兄弟の女(妻堂姪女)と本人(堂姑父)」 できぬ。

(ハ) 「妻の兄弟の孫女(妻姪孫女)と本人(姑祖父、俗に姑爺)」 できぬ。

(ニ) 「妻の堂兄弟の孫女(妻堂姪孫女)と本人(堂姑祖父、俗に堂姑爺)」 できぬ。

(ホ) 「妻の父の姉妹(その妻の姑)と本人(女姪婿)」 できぬ。

(ヘ) 「妻の父の堂姉妹(其の妻の堂姑)と本人(堂姪女婿)」 できぬ。

(ト) 「妻の母の姉妹(妻の嬢)と本人(兩姨外甥女婿)」 できぬ。

(チ) 「妻の母の堂姉妹(妻の堂嬢)と本人(堂嬢外甥女婿)」 できぬ。

(リ) 「妻の前夫の女と本人(繼父)」 できぬ。

(ヌ) 「妻の父の兄弟の配偶者(岳伯叔母)と本人(姪女女婿)」 できぬ。

(ル) 「妻の父の堂兄弟の配偶者(岳堂伯叔母)と本人(堂姪女女婿)」 できぬ。

(オ) 「妻の母の兄弟の配偶者(妻の舅母)と本人(外甥女婿)」 できぬ。

(ワ) 「妻の兄弟の子(甥)の配偶者(妻の甥婦)と本人(姑父、俗に姑爺翁々)」 できぬ。

(カ) 「妻の姪の子(配偶者(妻の姪孫婦)と本人(祖姑父、俗に姑爺翁々))」 できぬ。

(ヨ) 「妻の堂兄弟の子(配偶者(妻の堂姪婦)と本人(堂姑翁))」 できぬ。

(タ) 「妻の姉妹の子(甥)の配偶者(妻の嬢甥婦)と本人(嬢翁)」 できぬ。

(レ) 「妻の前夫の子(妻と本人(その夫の繼父))」 できぬ。

(8) 子孫婦の親屬

本人と

(イ) 「子婦(子の妻)の姉妹」 できぬ。